

中世後期日本貨幣史の再構築
—地方史とアジア史の観点から—

小早川 裕悟

平成27年3月

博士論文

中世後期日本貨幣史の再構築
—地方史とアジア史の観点から—

金沢大学大学院人間社会環境研究科
人間社会環境学専攻

学籍番号 1 1 2 1 0 7 2 7 0 6

氏名 小早川 裕悟

主任指導教員名 弁納 才一

目次

序	1 頁
第 1 章 中世の経済状況と通貨事情の概要	8 頁
第 1 節 中世の経済事情	8 頁
(1) 日本	8 頁
(2) 中国	11 頁
第 2 節 日本・中国の通貨事情	12 頁
(1) 銭貨とは	12 頁
(2) 中世日本の通貨事情	16 頁
(3) 中国の通貨事情	18 頁
(4) 日本と中国の通貨を介した連関性	20 頁
第 3 節 金・銀の動向	23 頁
(1) 金	23 頁
(2) 銀	24 頁
第 2 章 和市と通貨	33 頁
第 1 節 和市と散用状	34 頁
第 2 節 14・15 世紀矢野荘の和市変遷	37 頁
第 3 節 米・畠作物の和市	42 頁
第 4 節 月毎の和市変遷	44 頁
第 5 節 矢野荘と山城東寺の和市	48 頁
小括	50 頁

第3章 中世後期北陸の通貨事情	58 頁
第1節 北陸における錢貨の通貨事情	59 頁
(1) 文献史料から捉えた錢貨の通貨事情	59 頁
(2) 悪銭の混入率	61 頁
(3) 悪銭混入時の領主層の対応	63 頁
(4) 考古資料から捉えた流通錢の実態	69 頁
1. 16世紀前半の流通錢	70 頁
2. 16世紀中頃の流通錢	72 頁
3. 16世紀後半の流通錢	76 頁
第2節 北陸における金・銀の通貨事情	81 頁
(1) 金の流通	81 頁
(2) 銀の流通	84 頁
小括	86 頁
第4章 中世後期四国の通貨事情	96 頁
第1節 四国における錢貨の通貨事情	96 頁
(1) 文献史料から捉えた錢貨の通貨事情	97 頁
(2) 考古資料から捉えた流通錢の実態	105 頁
1. 14世紀中頃の流通錢	105 頁
2. 14世紀後半の流通錢	108 頁
3. 15世紀代の流通錢	110 頁
第2節 四国における金・銀の通貨事情	114 頁
(1) 金の流通	114 頁
(2) 銀の流通	116 頁
小括	118 頁

第5章 中世後期東北の通貨事情	123 頁
第1節 東北における錢貨の通貨事情	124 頁
(1) 文献史料から捉えた錢貨の通貨事情	124 頁
(2) 考古資料から捉えた道南との関連性	128 頁
(3) 考古資料から捉えた流通錢の実態	131 頁
1. 15世紀前半から中頃の流通錢	131 頁
2. 16世紀前半の流通錢	134 頁
3. 16世紀末の流通錢	136 頁
第2節 東北における金・銀の通貨事情	140 頁
(1) 金の流通	140 頁
(2) 銀の流通	142 頁
小括	144 頁
第6章 福建省・ベトナムとの関連性	151 頁
第1節 福建省との関連性	151 頁
(1) 福建省の通貨事情	151 頁
(2) 日本との関連性	153 頁
1. 日本商人の動向	153 頁
2. 福建省と日本の地方との関連性	155 頁
第2節 ベトナムとの関連性	157 頁
(1) 日本におけるベトナム錢の受容	157 頁
(2) ベトナムの通貨事情	161 頁
(3) ベトナムと中世日本との関連性	162 頁
1. 14世紀末から15世紀初頭の流通錢	162 頁
2. 16世紀代の流通錢	166 頁
小括	170 頁

結 176 頁

参考資料 181 頁

参考文献 182 頁

序

中世における日本経済は、中国の朝貢貿易体制の中に組み込まれ、中国との日明貿易から莫大な利益の恩恵を受けていた。つまり、中世日本経済は、中国を中心とする東アジアの経済状況によって大きな影響を受けていたと言い換えることができよう。加えて、当該時期は日本及び中国において、政治的・経済的な変動が大きい時代であったと捉えることができる。日本では鎌倉時代から戦国時代に該当し、足利幕府が行った日明貿易や西日本を中心とする倭寇による密貿易を介して中国からの輸入が行われ、商品作物の生産についても次第に活発となった。中国においては主に明代に該当し、朝貢貿易が最盛期を迎え、東南アジアをも含むアジア全体と交易を行う中、多方面にて技術的な進展が見られた時代である。このような変動が生じている中でも、日中間を経済的側面から結び付けていたものが銅銭を中心とする貨幣であった。

銭貨を対象とした中世日本貨幣史の研究は戦前から行われており、小葉田淳氏によって確立されたとみなすことができる⁽¹⁾。特に、中世日本において、通貨は自鑄されておらず、渡来してくる中国銭に依拠し、中国の影響を受けていたことは中世日本貨幣史においてはすでに定説となっている。

小葉田氏の研究以後、多数の研究者によって日本と中国の貨幣史や両国間の連関性等、多数の研究論文が発表されてきた。ここでは全ての研究論文を紹介することはできないため、近年において中世貨幣史に影響を与えた主だった研究論文を挙げることにする。

1990年代には、貨幣が中世日本において自鑄されず、中世日本が中国の国家的信任を獲得していた中国の貨幣に依存していたため、日本と中国は連動性を持ち、中世日本は中国の内部貨幣に取り込まれていたとする足立啓二氏の主張が登場した⁽²⁾。この足立氏の主張に対して、大田由紀夫氏により反論が行われ、議論が活発になされた。それは、「宝鈔」と呼ばれる紙幣の専用化政策による中国での銅銭使用禁止時期と日本での銅銭使用拡大時期が一致していることから、中国での国家的信任を喪失してもなお、日本市場では受容されうる貨幣であり、足立氏の主張は成立しないとするものであった⁽³⁾。

そして、近年、新たな論として注目されているのが黒田明伸氏の見解である。黒田氏は、16世紀初頭より貨幣を好銭や中銭等に大別することで、好銭が銀1両につき700文、中銭が銀1両につき1400文で使用されていたとする階層化が見られることから、従来の見解であった「悪貨が良貨を駆逐する世界」ではなく、悪銭と精銭は共存する世界であるとした。

また、撰銭の側面からは、北京での永楽銭への撰銭開始時期から江南地方から流入してくる私鑄永楽銭に注目している。これは、16世紀より明代の私鑄銭である「古銭（＝新銭）」が流通していたことから、民間市場での撰銭開始により北京への私鑄銭の流入形成が認められ、それが日明貿易を介して日本へ流入したと推測している⁽⁴⁾。

中国銭が流入したことによる日本への影響についても多くの先行研究の中で述べられている。それは、主に福建省漳州地方を中心とした密貿易により日本への貨幣流入が生じていたが、次第に中国国内のスペイン銀貨の流入増加⁽⁵⁾とともに、日本への流入量が減少していくこととなった。そして、この銭貨の流入量の減少が、15・16世紀の中世日本経済に甚大な影響を及ぼしていたと大田氏は述べている⁽⁶⁾。また、日本への貨幣流入は、日本及び中国における悪銭売買禁制により商人にメリットをもたらし、その貨幣価値が低品位であったとしても均一な評価が得られる私鑄銭本位の貨幣体系構築の動きを日本へもたらしたと桜井英治氏は言及している⁽⁷⁾。

他方、銭貨が流出する側となる中国の貨幣史に関する概況については、彭信威氏により詳細に述べられている⁽⁸⁾。前漢が紀元前186年に鑄造したとされる「八銖半兩」という古代の銭貨や銭貨が中国经济に与えた影響など、その内容は多岐に渡る。そのため、彭氏の見解を紹介することはここでは控えるが、中国貨幣史に関する都市部を中心とした基本的事項については既に固まっていると捉えることができる。現代の中国人研究者が中国貨幣史を研究する際には、彭氏の研究を基にした上で、日本・アジアへの貨幣を介した影響⁽⁹⁾や偽銭鑄造の解明⁽¹⁰⁾などの多角的な研究に取り組んでいるのが現状である。

また、日本人研究者が中国貨幣史に言及する際にも彭氏の見解を基にして、議論を展開している。例えば、足立氏は、明朝における銀貨流入が銭貨の貨幣的機能を吸収してしまったとする従来の理論を否定し、むしろ日常的流通手段である銭貨に対しては市場的要素が発展していた地方では流通手段としての要求が強く、市場経済の発展を示す指標となっていたと主張している⁽¹¹⁾。さらに、黒田氏も、隆慶元（1567）年での海禁解除以後における日本への銅銭流出量の減少に関しては、その拠点であった漳州地方の龍溪県月港を日本との取引禁止を条件とした公貿易拠点化政策により、フィリピンのルソン島経由からスペイン銀貨の中国への流入をもたらした。これにより、漳州地方は銀貨流通地域へと変貌を遂げてしまったために、日本への私鑄銭を中心とする銭貨輸出は不可逆になってしまったと述べている⁽¹²⁾。

考古学分野である出土銭貨研究は、発掘作業が進められ、その際に出土した銭貨を各

都道府県の埋蔵文化材センターや教育委員会などが発掘調査報告書の形で報告を行ってきた。この報告は、遺跡毎の個別事例としてまとめられたものであったが、鈴木公雄氏により出土事例が集計され、出土銭貨研究は体系的な研究へと発展した⁽¹³⁾。その後、出土銭貨研究はめざましい進展を遂げることとなる。その最大の要因は、それぞれの時期は異なるものの、京都・鎌倉・博多・堺の中世主要都市にて「枝銭」と呼ばれる銭貨の鋳型が発見されたことに起因している。この発見により、日本国内においても実際に民間で中国銭を模して鋳造した模鋳銭が鋳造されていたことを確認することができるようになったのである。この模鋳銭に関して詳細な内容は後述するが、永井久美男氏が模鋳銭研究の第一人者となり模鋳銭研究が進められ⁽¹⁴⁾、黒田氏は従来のように出土銭貨に刻印されている文字により、鋳造時期を決定することの危険性を挙げる⁽¹⁵⁾など、従来の出土銭貨研究の調査方法を検討する余地が生じてきた。

また、既に 15 世紀には、模鋳銭の生産が安定期にあったと推察し、この背景として模鋳銭生産が「銭荒」を緩和する民間的対応であったと同時に、「銭貴」による利潤行為もあったと桜井氏は捉えている⁽¹⁶⁾。今後の課題としては、桜井氏が国内模鋳銭生産の主体と技術力の解明が必要であると述べ⁽¹⁷⁾、櫻木晋一氏は模鋳銭を含む銭貨の生産技術については日本のみを対象とすべきでないと主張している⁽¹⁸⁾。さらに、櫻木氏は、九州地方の出土銭貨や海外の出土銭貨研究に注目した研究書を刊行し、伝統的学問と近年の自然科学・社会科学を有機的に結びつけた新しい学問としての「貨幣考古学」を確立させなければならないとの見解を示している⁽¹⁹⁾。

以上のように、従来の研究では貨幣史を日本や中国の一国史の観点から扱っているか、日本と中国の二国間関係のみを論じているものが多い⁽²⁰⁾。そして、この関連性を論じる際には、日本では京都・博多を中心とする西日本の中世主要都市に研究が偏っている。つまり、日本では西日本の中世主要都市部の通貨事情を日本の通貨事情として通説化してしまっているという問題点が中世貨幣史には存在する。しかしながら、中世貨幣史の全容を正確な意味で明らかにしていくには、政治・経済の中心地ではなかった地方の通貨事情についても言及していくことが必須であるといえよう。

また、先行研究においては、文献史学と考古学はそれぞれ別に論じられている。地方は主要都市と比べ、残されている文献史料数が相対的に少なく、出土銭貨の調査事例数も絶対的に少ない。そのため、地方の通貨事情を研究するにあたっては、一方のみの観点だけでは限界がある。よって、本稿では文献史学と考古学の両者の観点を融合させるという新

たな研究手法を導入し、従来では捉えられなかった地方の通貨事情について明らかにする。

このような文献史学と考古学の融合の意義について、確認しておきたい。文献史学のみの観点からでは、年貢銭納入や悪銭への対応などといった通貨事情の変遷過程を追うことができる。しかし、実際に使用された銭貨の種類を示している史料はほとんど無い。そのため、取引や年貢納入などの場面において、どのような銭貨が精銭・悪銭として用いられていたかといったような流通銭の実態を明らかにすることはできない。一方、考古学の観点においては、出土銭貨の埋蔵時期が判明していれば、その当該時期での流通銭の銭種も同時に明らかにすることができる。ただし、出土銭貨単独では、通貨事情の変遷といった全体の流れについては、確認することができないと指摘できる。

文献史学と考古学を融合することにより、両者の欠点を補い合い、貨幣史上において新たな事実を見出すことができる。具体的には、流通銭として機能していた銭貨の構成を明らかにできる点やこれまで悪銭と一括りにしていた状況から銭種の特特定ができる点などが挙げられよう。つまり、これまでの先行研究では成し得なかった段階までに、中世後期日本における通貨事情の実態の解明を可能にすることができるのである。

中国についても、日本と同様に、地方について着目して論じていく。特に、日本商人が頻繁に出入りしていた福建省を中心に扱うこととする。福建省は、私鑄銭鑄造地であり、日本商人も私鑄銭を日本へ持ち出していたため、日本とは銭貨を通じて深い関係にあったと考えられる。そのため、福建省という中国の一地方である地域と日本との関連性を明らかにできることが期待される。

福建省とともに、本稿ではベトナムについても注目する。中世のベトナムは、自国で鑄造した銭貨はあったものの、自国の通貨のほとんどは中国銭に依存していたことから、銭貨を介して日本とベトナムには共通点が存在していたと捉えることができる。ただし、ベトナムにおける中国銭に関する文献史料の読解は筆者の能力上、難しいことから、主に考古学の観点から東アジアに留まらないアジア全域を対象にした関連性に言及していきたい。

このような研究手法により、本稿では、中世及び中近世移行期の通貨事情を検討する。中でも特に、室町期から戦国期、江戸期へと社会状況や経済状況が大きく変容していく15・16世紀を主な研究対象時期に設定する。なお、江戸期については、戦国期以前とは異なり、幕府が主導して日本全国の通貨体制を金・銀・銭の三貨制とする通貨制度を構築したため、本稿では研究の対象外とした。

そして、地方については、あくまで中央権力と密接な関係にあった主要都市の通貨事情と比較していくため、その全域が大名の統治下になく、独自の支配が行われていた北海道や沖縄については今回は研究対象外とした（ただし、東北地方との関係上、道南の事例については扱う）。また、関東・関西・九州地方についても先行研究が多数存在していることから対象外とした。よって、本稿において明らかにした地方とは、北陸・四国・東北地方である。

ここで、中世の時代区分について確認しておく。錢貨の供給元であった中国を中心とするアジアの中世については、現段階の研究では中世と近世との境界を決定するための時代区分論（宋代以降を近世と捉えるか否か）が定まっていない。しかし、近世とは激動のリズムを共有した 16 世紀から 18 世紀を指すとする岸本美緒氏らの見解が有力説となっている⁽²¹⁾。つまり、アジア史の観点から捉えると、本稿にて取り上げる 16 世紀は近世であると捉えられているといえる。

ただし、岸本氏らによると、16 世紀は世界一体化の動きの中で中世から近世への過渡期と位置付けられている。本稿にて取り上げる通貨事情においても、15 世紀以前の状況を踏まえた上で 16 世紀の通貨事情が形成されていると捉えることができる。よって、アジア史における時代区分論を意識しつつも、本稿では 15 世紀以前のつながりを重視し、16 世紀については中世後期という枠組みの中で説明していくこととする。

以上の内容を踏まえ、本稿では、これまで注目されてこなかった地方の通貨事情に焦点を当て、西日本の通貨事情に偏った中世後期の日本貨幣史を再構築することを目的とする。そして、福建省及びベトナムの通貨事情にも目を向けることで、一国史や二国史観の枠を超えたアジア的枠組みという観点を中世貨幣史にもたらししていきたい。

なお、第 1 章では日本・中国における通貨事情の概要、第 2 章では錢貨が持つ機能の 1 つである物価変動の変遷、第 3 章においては北陸地方の通貨事情、第 4 章が四国地方の通貨事情、第 5 章は東北地方の通貨事情、最後に第 6 章としてベトナムの通貨事情と日本との連関性について述べることとする。

-
- (1)小葉田淳『日本貨幣流通史』(刀江書院、1969年)。
 - (2)足立啓二「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」(『新しい歴史学のために』第203号、1991年)。
 - (3)大田由紀夫「一二～一五世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布ー日本・中国を中心としてー」(『社会経済史学』第61巻2号、1995年)。
 - (4)黒田明伸「東アジア貨幣史の中の中世後期日本」(鈴木公雄編『貨幣の地域史ー中世から近世へ』岩波書店、2007年)。
 - (5)黒田明伸「環シナ海経済における一六世紀日本の貨幣流通」(『歴史学研究』第703号、1997年)。
 - (6)大田由紀夫「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通ー日本・中国を中心としてー」(『人文学科論集 鹿児島大・法文』第48号、1998年)。
 - (7)桜井英治「日本中世における貨幣と信用について」(『歴史学研究』第703号、1997年)。
 - (8)彭信威『中国貨幣史』上巻・下巻(群聯出版社、1959年)。
 - (9)例えば、張玉芳「明清錢幣流入日本原因初探」(『河洛春秋』2期、2006年)や王裕巽「明清的東流対日本錢幣文化的影響」(『上海師範大学学报』4期、1995年)などがある。
 - (10)例えば、王玉祥「明代"私錢"述論」(『甘肅社会科学』5期、2001年)などがある。
 - (11)足立啓二「明清時代における錢經濟の發展」(中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣、1990年)。
 - (12)黒田前掲論文「環シナ海経済における一六世紀日本の貨幣流通」。
 - (13)鈴木公雄『出土錢貨の研究』(東京大学出版会、1999年)。
 - (14)永井久美男『新版中世出土錢の分類図版』(高志書院、2002年)。また、模鑄錢に関する論稿を集めた研究書として、東北中世考古学会『中世の出土模鑄錢』(高志書院、2001年)がある。
 - (15)黒田前掲論文「東アジア貨幣史の中の中世後期日本」24頁。
 - (16)桜井英治「錢貨のダイナミズムー中世から近世へ」(鈴木前掲書編『貨幣の地域史ー中世から近世へ』)320～321頁。
 - (17)同上論文、321頁。

(18)櫻木晋一「出土銭貨からみた中世貨幣流通」(鈴木前掲書編『貨幣の地域史—中世から近世へ』) 74 頁。

(19)櫻木晋一『貨幣考古学序説』(慶應義塾大学出版会、2009 年)。

(20)二国間関係を超えて貨幣史を東アジアの枠組みで捉えている文献として、黒田明伸『貨幣システムの世界史 <非対称性>をよむ』(岩波書店、2003 年)がある。

(21)岸本美緒『東アジアの「近世」』(山川出版社、1998 年)。他にも東アジア史の近世論として、永井和「東アジア史の「近世」問題」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007 年)がある。

第1章 中世の経済状況と通貨事情の概要

中世における東アジアは、国家の枠組みが旧体制から新体制へ移行し、支配体制の安定から動揺という流れがあったように激動の時代であった。日本においては室町幕府の支配から各大名が乱立する戦国時代へ、朝鮮では辛昌 4（1392）年に高麗を滅ぼした李成桂が李氏朝鮮を建国した。そして、中国では明が一時代を築いたものの、内部の権力闘争や北虜南倭等の要因により支配体制が徐々に崩壊していった時代であった。

同時期の経済的側面についても、政治体制と同様に交易の拡大や商品経済の発展等の変化が生じている。この経済的な変化の中に、交易や物流の手段である貨幣も含まれている。よって、本章では、通貨事情形成の背景となる日本及び中国に限定した経済事情と通説となっている通貨事情を概観しておきたい。ただし、第2章以降において後述する地方の通貨事情及びその独自性を明確にするために、本章で扱う日本に関する概要は中世主要都市が点在していた西日本での事例を中心に述べていくこととする。

なお、同時期の西洋諸国や朝鮮などの本稿とは直接関連しない国々の状況については、触れないこととする。

第1節 中世の経済事情

（1）日本

本節は、『岩波講座 日本通史』の第9巻及び第10巻、第11巻における「通史」⁽¹⁾を参考にしつつ、当該時期の日本の経済事情について確認する。

室町時代における領国支配体制は、守護・地頭それぞれの所領から得られる収入量を貫文で捉え、一定の割合を徴収する貫高制が成立していた。当初の貫高制とは、将軍と御家人の主従関係の確立を意味していたが、年代が経るにつれて、家臣の所領の収益を貫高で把握することにより主従関係の役の基準高としての意味合いが定着した。そして、室町幕府崩壊後の戦国大名による貫高制は、この意味合いをさらに強化していった。それは、他の戦国大名に対抗するために、郷村を基盤とした領国支配体制を構築し、組織的軍事力を形成する必要があったという背景によって、室町期に形成された貫高制に基づいて固定化されていた所領高のより正確な把握と、それに見合う軍役賦課を行うことを確立させたものであった。豊臣秀吉による統一支配以後では、貫高制は廃され、石高制を採用すること

となった。石高制とは、貨幣がこれまで担ってきた機能を米に持たせ、表示を石高とし、統一基準として米を利用した。この石高制は、江戸幕府においても採用され、近世日本の根幹を担うこととなった。

このような体制の中で、15世紀より農作物の生産量は増加傾向にあった。これは、水利灌漑設備が全国的な広がりを見せたことにより、二毛作から三毛作へと農業技術が進歩したためであった。利水以外の農業技術も同様に進歩を見せており、牛馬耕や鉄製農具の使用、草木灰・金肥等の肥料の普及があった。このような背景により農業生産力は向上していった。

流通に関しても進歩を見せ、特に海上流通が盛んとなった。瀬戸内での関税記録を記した「納帳」によると、兵庫湊の繁栄を見て取ることができる。ここでは、阿波の藍等といった各地の特産品や米・麦等の食糧穀物が商品化され、現地から積み出され、畿内に大量に搬入されていた。また、日本海側の海上流通においては、発掘調査から陸奥十三湊の都市的状況が交易により全盛期を迎えていたことが分かっている。加えて、文献史料から瀬戸内における兵庫の港と同じ役割を日本海側では若狭小浜が掌握していたことも明らかになっている。このように、流通網は瀬戸内等の畿内だけではなく、日本列島全体を含むものに拡大していった。

以上の生産・流通の発展において、重要な役割を果たしたのが商人の存在である。商人については、貫高制機能と大名権力の確立によって、中世後期における社会的分業の発達により形成されつつあった。この形は、「商業＝商人」といったような職業と社会的身分とが結びついており、新しい安定した大名の支配秩序の形成と密接な関係にあった。豊臣政権期において、身分法令のような形では打ち出されていないが、身分編成の方向性はほぼ確定していた。また、商人は、大名等の権力者に対して金貸しを行うことが多く、権力者からの保護を十分に受けていた。この保護により商人もある程度の権力を保持するようになり、次第に独立した取引を行うようになった。

貿易面に関して触れておくと、中世日本では貿易と倭寇が一定の関係を持っていた。倭寇は、14世紀において、激化・凶暴化の一途をたどっていたが、15世紀になると、近隣諸国の対応策や懐柔策、第3代将軍足利義満の禁圧政策により小康状態に落ち着いていた。このような状態の中で日本は、明の冊封体制下に入り、建文帝による足利義満の国王号承認が実現した。その後の日明貿易は、第4代将軍足利義持の時代に断絶、第6代将軍足利義教の時代において再開され、応仁の乱までに計23艘の貿易船が派遣された。日明貿易

においては、日本側からは刀剣等が輸出され、その一方で明からは生糸等が輸出された。この日明貿易は朝貢貿易であったため、日本にとっては莫大な利益をもたらす交易であった。

しかし、室町幕府等の権力層の弱体化により、支配が行き届かなくなると、倭寇はその形を海賊へと変化させた。中世の海賊は、拠点とする日本列島の西部海岸・島嶼を中心とした一定範囲の海上支配権や自力救済権の行使を中世社会での基本的権利とし、支配地域を通行する船舶からの通行税徴収や略奪を正当な権利としてみなしていた。海賊の領域は、鎖状につながっており、領域が重なっている部分もあった。この部分では、「上乗り権」と呼ばれる海上自由通行権に基づき、相互の航行が保障されていた。また、海賊は単なる武装集団ではなく取引をも行う武装商人集団であった。上乗り権によって、海賊は海上を自由に通行し、広く交易・廻船業を営んでいたが、その交易範囲は日本列島周辺のみならず環日本海及び環東シナ海にまで拡大していた。

そして、大永 6 (1526) 年には、博多商人神谷寿禎が石見銀山を発見し、朝鮮から伝わった新たな銀精錬技術を採用することによって日本銀の産出量が急増した。この銀の産出量増加と銀輸出は、東アジア交易圏として形成されていた倭寇的世界を拡大・活発化させることとなった。この銀の登場により、従来の対外貿易において、重要となり得る交易品を持たなかった日本を、この東アジア交易圏における重要な交易国へと押し上げるに至った。

以上のように、東アジア諸国間の貿易は拡大・活発化の方向に進んでいた。しかし、16世紀初頭になるとその様相は変化していくこととなった。前述した東アジア交易圏に、進出してきたポルトガル人をはじめとするヨーロッパ人が加わり、東アジア交易圏は世界的規模での交易の一翼を担うことになった。日本においても、天文 12 (1543) 年に種子島に漂着したポルトガル人が日本に初めて鉄砲を伝えた出来事をきっかけにして、ポルトガル人やスペイン人の交易船、いわゆる南蛮船が次々と九州各地にやってくるようになった。九州の大名が、これらの南蛮船を積極的に迎えることにより、九州を中心とする諸大名とヨーロッパ人の結びつきが確実なものとなった。拡大傾向にあった東アジア交易圏の中に、ヨーロッパ人が新たに参入し、その位置付けが世界規模のものへと大きく変化した。

その後の豊臣政権期では、日本列島周辺の海域も豊臣政権の統一領域に含まれてしまったために倭寇勢力による海賊行為が否定され、国家が対外交易を独占する形態になったものの、上述した東アジア交易圏での日本の位置付けは変化しなかった。

(2) 中国

本節は、『中国史概説』⁽²⁾を参考にしつつ、当該時期の中国の経済事情についてみておくこととする。

明朝初期の経済に対する基本理念は、農本主義と現物経済であった。これは明朝創設後の荒廃した農村復興をすすめる上での基本形態であった。しかし、15世紀に入り、北京遷都等の活動をきっかけに南北の物流の活発性が回復してくるようになると、南京・北京間の遠距離輸送の問題等により現物経済を推し進めることが難しくなった。また、この点に加えて、北京遷都後もデルタ地域の開発が進んだことによって、以前から中国経済の中心地であった江南地方では、15世紀に入ると、商品生産としての綿業や絹織物業が繁栄し、貨幣を獲得するための桑栽培等の商業的農業が発展した。これにより、北京ではなく江南地方に穀物や商品等のほぼ全ての物流が集中するようになった。しかし、遠く離れた北京へのこれら物資の恒常的な輸送問題は解決していなかった。この輸送問題により、南京と北京で穀物等の価格に差が生じ、現物経済に基づく財政運営の破綻が表面化していくこととなった。そして、この破綻は、江南地方を中心に次第に銀を主体とする貨幣経済を普及させていき、最終的には北京にまで拡大していったのである。

16世紀になると、北京周辺は政治的に混乱状態に陥ることが多かった。このような北京周辺での政治的不安定さが増す一方で、経済面が充実し、地方勢力が拡大していったことで中国社会の経済的力量はかつてなく充実した。辺境地域の軍隊の将士に、全国から徴収した代納銀を給与として与え、軍隊の関係者が必要とする食料や医療品等を提供するために商人が頻繁に往来していたように、地方への物流が盛んとなった。この銀を媒介とする商品の流通網は、各地方を連ねて全国に張り巡らされていった。

特に、江南地方について述べるならば、15世紀前半の江南地方の中心部であった蘇州は、元末の戦乱により大きな被害を受けており、その復興を果たすのは15世紀後半だった。この点において北京遷都は、結果として北京を経済とは切り離された政治の中心地へと導くこととなり、経済の中心地としての江南地方の発展を促す一因となった。江南地方の諸都市では、宋代・元代から国家的需要を満たす絹織物業をはじめ様々な手工業が成立していた。これら都市の手工業者は作坊（官営工場）での無償労働を行う匠役制が義務化されていたが、15世紀後半の経済の急速な経済回復とともに匠役制は弛緩し、他の僱役と同様に銀納化することが可能となるくらいに貨幣経済が浸透していた。

農村については、明代中期以降、商業的農業の展開と並行して定期市の開催や常設の店

舗をもつ市・鎮が発生した。副業生産を行っていた農民は、毎日のように開かれる市で日常的に原料を購入し、半製品に仕上げて売りに出した。また、多くの日用品や穀物などもここから購入しており、明代後期以降の農民の生活は周辺地域の特定の市・鎮と深く結びついていた。そして、この全国的に広まった市・鎮は、明代後期以降において仏山鎮の製鉄業のような専門的な鎮が登場することで、鎮は農民の日常的な交易市場と手工業都市の性格を併せ持つようになった。

貿易に関してみていくと、明朝は室町幕府を含めた東アジア諸国に対して朝貢貿易を確立させていた。日本との交易において、室町幕府の力が強かった当初は、平穩のうちに貿易関係が継続した。しかし、室町幕府の弱体化に伴い日明貿易の管理権は、堺商人と結びついた細川氏と博多商人と結びついた大内氏の有力守護大名の手に移っていった。そして、嘉靖2（1523）年に起こった細川氏と大内氏との間の対立である寧波の乱により、明朝は、朝貢貿易に対する管理の強化と直接交易を行う私貿易の取り締まりの方針を打ち出した。その後も貿易は継続しており、16世紀半ばに中国民衆を中心とした反海禁闘争がピークに達した結果、隆慶帝により海禁政策は弛められ、これまで禁止されてきた中国人の海外渡航も黙認されるようになった。だが、依然として日本との直接交易は禁止されたままであった。

第2節 日本・中国の通貨事情

（1）銭貨とは

前節では、通貨事情の背景となる経済状況について概観した。本節より、本稿で論じていくこととなる通貨事情の概要を確認していくが、まず本稿で主な対象とする銭貨について説明していきたい。本項では、先行研究に依拠しつつ、改めて日本への流入過程や貨幣の基本的な使用状況や貨幣が担った役割について確認する。

まず、日本への流入過程について確認したい。日本へ中国銭が本格的に流入したのは平安末期とするのが定説となっている。しかし、あくまで本格的な流入が始まったのが平安末期からであるといえる。事実、天平15（743）年の鑑真が出帆する際の船載物に「青銭十千貫」とあったように平安期以前からも交易関係のルートを用いて、少しずつ中国銭が日本に流入していたと考えられている。そのため、平安末期には京都を中心とする畿内周辺において、銭貨の流通が確認されるようになったのである。その後、鎌倉期に入ると、

南宋との日宋貿易により中国銭の流入量は飛躍的に増大し、銭貨流通がみられる地域が増加してきた。そして、鎌倉末期頃になると、銭貨が地方へも行き渡るようになり、銭貨を用いた取引や代銭納が始まったことで地方でも貨幣経済が形成されるようになったのである⁽³⁾。

日本への銭貨流入ルートとしては、中国王朝との朝貢貿易の見返りとしての銭貨賦与や中国沿岸部の住民との密貿易、そして日本の寺社が派遣した寺社造営料唐船による流入が考えられる。銭貨は、何千貫文以上での流入がほとんどであったため、その重量は相当なものとなっていた。

実際に、昭和 51 (1976) 年、朝鮮半島の西海岸の先端近く、全羅南道新安郡の沖合で至治 3 (1323) 年の年号が記された木簡を含む沈没船が発見された。この沈没船からは、重さにして 28 トン、枚数として 800 万枚以上もの銅銭が引き揚げられている。さらに木簡には、京都に位置した臨済宗東福寺派大本山の「東福寺」という名も確認できることから、この沈没船は寧波を出港し、朝鮮半島の西海岸に沿って日本に向かっていたとされている⁽⁴⁾。ここで銭貨は、船のバランスを取るための重りであるバラストの代用品として使用されたと考えられる。そして、バラストとしての役割を果たした日本到着後は、中世日本国内の流通銭として機能することとなったのである。

次に、中国から日本へと流入してきた中国銭の使用状況とその役割についてみていきたい。現代において我々が用いている貨幣とは、1 枚の貨幣に 1 円や 5 円等の数字が刻印されており、市場ではその額面通りの金額での通用がなされている。この通用金額については、増額されたり減額されたりといった金額の変更といった事態は存在し得ない。しかし、中世においては、市場で貨幣の額面の目減りや貨幣そのものの受領拒否といった行為を確認することができる。

中世において使用されていた銭貨は、専ら中国からの渡来銭に依存し、江戸時代の寛永通宝への統一までの間において精銭として扱われていた。形は、円形であり、その中心部に四角形の穴が空けられているもので統一されている。

この銭貨の単位である「文」は、最少の係数単位である⁽⁵⁾。しかし、中世における多くのアジア地域での「文」は、同時期における西洋諸国等の貨幣と本質的に異なるものであった。西洋の諸貨幣は、貴金属の重量によって定義される計数単位を持つ⁽⁶⁾が、銭貨の 1 文は 1 枚である⁽⁷⁾ことを指し、鑄造されるその時々によってその重量は、6 分 (約 2 グラム) から 1 銭 4 分 (約 5 グラム) と統一されていない⁽⁸⁾。また、極端な例では、金銭や銀

銭においても1枚1文として計数されるのである⁽⁹⁾。これらの意味において、1文とは1枚という単純な計数表現であった。この銭貨のあり方は、12世紀の渡来銭の流入以降から15世紀までは安定的であったといえる。しかし、15世紀後半に入り、この状況から転じ、銭貨は1枚1文という単一の価値尺度としての機能を失ったのである⁽¹⁰⁾。すなわち、この機能喪失の結果が市場において、善銭と悪銭、つまり1枚が1文として通用する銭貨と1枚が1文として通用しかねる銭貨というように銭貨を選別する行為である「撰銭⁽¹¹⁾」という形で表出してくるようになったといえる。

しかし、貨幣経済が成立するには重量等による定義付け、つまりどのようなものが銭貨として認知されるかという枠組みが必要である⁽¹²⁾。定義付けについては、銭貨が宋代において大量鑄銭されたことによって行われた⁽¹³⁾。この宋代の鑄銭は、国家主導で行われ、その役割は市場における流通手段であるよりは、第一義的に専制国家の国家的支払い手段（国家への支払い手段と国家からの支払い手段）を実現するものであった⁽¹⁴⁾。このため、銭貨は統一的な価格計数単位としての地位を獲得し、国家財政と結びつく宋代の商業における流通手段としての機能を持ったのである⁽¹⁵⁾。これらにより、国家財政が銭貨に対して貨幣としての定義を与えていたと言えるのである。

以上の事柄から、貨幣としての定義を与えられた銭貨は、西洋の諸貨幣とは貨幣としての定義付けが異なるものの、その機能は、国家の財政手段としての銭貨の位置づけによって左右される内部貨幣⁽¹⁶⁾となりえたのである。

このように成立した貨幣は、商品経済化等の経済活動と密接に結びつくこととなり、経済の発展に伴い、銭貨の流通も活発化していった。この活発化は、上述の「文」以外にも多様な単位で使用されていたことにも現れている。吉田兼好の『徒然草』では、鎌倉末期において銭貨を「文」としてではなく、「疋」という単位で使用していることが分かる⁽¹⁷⁾。また、銭貨が普及するにつれて、銭貨を藁縄にて連結したものを「縉銭」として使用している事実が確認できる。この「縉銭」は、100枚を100文とするものと97枚を100文とみなす使用方法があり、全国的には後者を一般的な傾向としている⁽¹⁸⁾。そして、経済発展に伴い、使用方法に多様さがみられるようになり、銭貨の流通も拡大していった様子を見て取ることができる。

以上において、銭貨の意義や使用方法についてみてきた。ここからは、正規の銭貨では無いが、中世日本において鑄造され、流通していた日本製偽銭の概要をみておきたい。なお、日本製偽銭は、本稿の考古学分野からの検討において最重要銭貨として注目していく

こととなる。

中世日本には、流通銭の主流を占めた正規に鑄造された中国銭（公鑄銭）である本銭と中世日本国内において鑄造された偽銭が存在していた。特に、日本製偽銭については、形・銭銘ともに中国銭を模した「模鑄銭」と呼ばれる銭貨と銭銘が初めから刻まれていない「無文銭」、形は中国銭を模しているが銭銘が異なる「島銭⁽¹⁹⁾」が確認される。

模鑄銭とは、中世から近世初期の寛永通寶までの日本の公鑄銭が存在しない時期において、渡来銭を写した鑄写銭のことである。あくまで、元となるオリジナルの銭貨は、中国の公鑄銭から選ばれている。模鑄銭の特徴として、永井久美男氏は、①鑄写銭であること、②赤銅質の銭が多い、③銭の仕上げを施していない、④銭肌がブツブツしている、⑤鑄溜りがある、⑥内郭を鑿で切断している、⑦裏面の穿の周辺が盛り上がっている、⑧銭文の判読できない不明銭に多く見られる、⑨銭文をもたない無文銭、⑩鑄不足な銭、⑪丸孔なもの及び孔が中心からズレている銭、⑫裏面が平らであり輪や内郭の痕跡がない銭、とす 12 点を挙げている⁽²⁰⁾。

模鑄銭は、文献史料上では「日本新鑄料足⁽²¹⁾」と称され、初期の撰銭令から撰銭の対象となっていた銭貨であった。また、考古学上では、京都・鎌倉・博多・堺から模鑄銭鑄造時の型枠として用いる鑄型が出土しており、実際に中世日本で鑄造されていたことが証明されている。模鑄銭の鑄造時期は、京都の 14 世紀中頃⁽²²⁾、鎌倉の 15 世紀初頭⁽²³⁾、博多の 15 世紀から 16 世紀初頭⁽²⁴⁾、堺の 16 世紀中頃から 16 世紀末頃⁽²⁵⁾であり、ほぼ断続的に鑄造が行われていたことが分かる。さらに、出土銭貨上の観点においても、1330 年から 1350 年頃には既に模鑄銭が流通していることが判明している。つまり、渡来銭が流入し、本格的な銭貨経済が形成されようとする時期には、模鑄銭は既に中世日本内に存在していたのである。

また、無文銭とは、模鑄銭を鑄造する際の鑄写し行為の踏み返し技法を繰り返した結果、銭銘部分が極端に不鮮明な状態で鑄造された銭貨である。よって、無文銭とは模鑄銭の延長線上にある粗悪銭と位置付けられる。なお、無文銭は地域によってその流通にばらつきがある銭種であるとみなされている⁽²⁶⁾。

最後に島銭であるが、島銭とは中世日本の民間鑄造銭とみなされている銭貨である。島銭は、中国・日本の公鑄銭とも異なる製作方法を用い、独特の書体と銭文を持つ多種多様な銭貨である。島銭の製作意図や鑄造場所は全く不明であるが、鑄造時期は 1330 年から 1380 年の短期間に造られ、15 世紀代には流通銭から消滅していくと考えられている⁽²⁷⁾。

以上、銭貨そのものと中世日本に実際に流通していた偽銭に関する概要を述べた。これらの概要は中世日本貨幣史における基本的事柄でもあるため、常に念頭に置いて各地域の通貨事情について論じていくこととする。

(2) 中世日本の通貨事情

本項では、京都で発令された撰銭令を通して、通説となっている中世日本の通貨事情を確認していきたい。

まず、撰銭令⁽²⁸⁾とは、百姓・商人等が支配者層の許可なく銭貨の選別行為を禁止する法令である。この撰銭令が発せられるということは、当該支配地域において悪銭の流通が拡大し、撰銭が行われ、悪銭の受領を忌避もしくは拒否する姿勢が市場に表出していることを示している。

この撰銭令の内容については、時代を経るにつれて常に変化しており、中世日本での銭市場の動きを捉えることができる。ここでは、4つの撰銭令を挙げていきたい。

第一は、明応 9 (1500) 年の室町幕府最初の撰銭令についてである。その内容は、永楽通宝や宣徳通宝等の「渡唐銭」については撰銭を認めないが、日本産の偽銭に限り撰銭を認めるとしている⁽²⁹⁾。これは、文明 17 (1485) 年に発せられた日本初の撰銭令である、「さかひ銭」・「こうふ銭」・「うちひらめ」といった悪銭を除く銭の撰銭を禁止し、永楽通宝・宣徳通宝の使用限度を規定した大内氏の撰銭令⁽³⁰⁾と類似している。これにより、中世日本の主要都市である京都・山口に銭市場が拡大していたと捉えることができる。

第二に、永正 3 (1506) 年に発せられた幕府の撰銭令を挙げる。これについては、悪銭の混用率を 32 パーセントと明記している⁽³¹⁾。そして、その後の幕府の撰銭令において、混用率は 20 パーセントへと変化する⁽³²⁾。これは、幕府の悪銭通用を強制しようとする貨幣政策が時代を経るにつれて、後退を余儀なくされていることを示す。この意味において、幕府が本来意図した撰銭令の効果は十分に現れていないとの見解を神木哲夫氏は述べている⁽³³⁾。さらに神木氏の見解に付け加えるならば、悪銭の混用率を 32 パーセントから 20 パーセントへ引き下げることが、市場での悪銭の通用率を引き下げ、市場における銭の全体量に占める悪銭の割合の低下と直結する。つまり、悪銭増加の風潮とは逆行した施策を行っている。このような状況から、この時期の撰銭令は、銭市場の求めている内容とはかけ離れており、そのため撰銭令の効果が上がらず、結果として市場では精銭と悪銭とを選別して使用していたと考えられる。このように、16 世紀初頭は銭市場の繁栄期であり、

国家よりも市場が主導権を持ち、そのため、その繁栄を阻害しかねない内容を伴う撰銭令は、銭市場の動きとは逆に停滞もしくは後退したと捉えることができる。

続いて、第三に、永禄 12（1569）年に織田信長によって発せられた幕府の撰銭令を確認する。この織田信長の撰銭令は、悪銭 10 種の減価率を明記したという新たな内容を含んでいる⁽³⁴⁾。従来の撰銭令は、前述してきたように原則として、悪銭と精銭を同価値通用とするものであった。一方、織田信長の撰銭令は、従来の幕府の貨幣政策の転換期にあたり、悪銭 10 種という詳細な内容を規定していることから市場の撰銭行為を認めた上で、以前よりも明らかに市場側の視点に基づいた命令であるといえる。この点に関しては、神木氏もまた、この撰銭令が銭市場の現実を反映したものであるとみなすことができ、これこそまさに中世日本が到達した貨幣流通のあり方を示すものであったとの見解を述べている⁽³⁵⁾。また、中国側の明朝中期以降に発せられた撰銭令と比較すると、日本の撰銭令の方が市場での通用価値をより詳細に規定している。この背景として、中国からの悪銭の流入量の増加⁽³⁶⁾であり、この増加により貨幣全体量に占める精銭の割合が大幅に減少したことが考えられよう。これらによって日本の銭市場は、文明 17（1485）年の大内氏の撰銭令において撰銭対象となっている「うちひらめ」を通用銭として受け入れなければならないほど、悪銭が氾濫していた状況にあったと推測でき、この銭市場の状況は中国のものよりも悪化していたと捉えることができる。

最後に、天正 10（1582）年の豊臣秀吉が京都の大山崎において発した撰銭令について挙げる。これは、「なんきん銭」・「うちひらめ銭」については撰銭を行い、この 2 種以外は 3 倍にて通用させるという内容である⁽³⁷⁾。約 10 年前の信長令と比較すると、悪銭 2 種以外は 3 倍にて通用させるという一律の対応を打ち出している。この対応の変化は、信長令ではあまり効果がなく、市場においては悪銭 10 種の減価率の規定を守らず、引き続き撰銭や受領拒否が生じていることの現れであり、何としてでも悪銭を取引の中に組み込ませようとする秀吉の意図が読み取れる。これにより、信長令にあるような悪銭の増加に伴う物価高騰⁽³⁸⁾を抑える狙いがあったと思われる。

以上において、重要な節目と考えられる 4 つの撰銭令についてその内容を追ってきた。

永禄 12（1569）年の織田信長の撰銭令以前と以降では、命令の内容は大きく異なり、日本の銭市場において悪銭の氾濫が顕著になってきたと考えられる。また、繰り返し撰銭令が出されていることを踏まえると、室町幕府・織田信長・羽柴秀吉が意図した市場を作り出すことはできなかったといえる。よって、この撰銭令から、京都の市場では撰銭や受

領拒否が日常的に行われていたことを読み取ることができる。

方針転換の契機となりうる日本側の事情として、永正 9 (1512) 年から天文 11 (1542) 年まで撰銭令が発せられなかったことが考えられるが、悪銭拡大の風潮の中、なぜ撰銭令が発せられなかったのか、その詳細については先行研究の中でも不明とされており⁽³⁹⁾、また管見の限りでも根拠となり得る史料を見出せなかった。しかし、中国側の事情としては、次項でも触れるが永禄 8 (1565) 年の銭市場への国家介入の放棄が挙げられる。これは、明朝国家財政の銀立てへの移行⁽⁴⁰⁾と換言することができ、それまで国の収支で用いられてきた銭の需要分が減少し、使用されなくなった悪銭を多分に含む銭が日本に流入し、急激に日本の銭市場を悪化させたと捉えられる。

(3) 中国の通貨事情

続いて、中国における通貨事情について確認する。ここでは、明朝からではなく、大量に鑄銭が行われたとする宋代から振り返っていきたい。

宋代においては、過去に類を見ないほど大量の銭貨が鑄造されている。この時期に鑄造された銅銭が大量であるために、明代においても基準銭としての役割を果たしていくことになる。また、宋銭は金朝が中国北部へ進出後、江南地方を中心とする南宋領内から日本を含むアジアへ流出していくことになる⁽⁴¹⁾。

元代に入ると宋代とは状況が一変し、銭貨の鑄造はほとんど行われなくなった。その理由は、鈔と呼ばれる紙幣を中心とした通貨体制を構築したためであった。この通貨体制は、元朝最後の皇帝である順帝による「至正通宝」の発行までは継続されていた⁽⁴²⁾。

元朝の崩壊後に明朝が成立してくることになるが、明朝では建国当初より銭貨の鑄造を実施することになる。しかし、その鑄造額は少なかった⁽⁴³⁾。洪武 8 (1375) 年には、再度、紙幣制度である鈔法が成立し、銅銭が補助的立場となる銭鈔二貨制が実施されていくことになる⁽⁴⁴⁾。その後、洪武 27 (1394) 年には鈔の流通確保を目的として銅銭の使用が禁止されることになった⁽⁴⁵⁾。これは、元朝と同様に通貨体制において鈔を重要視していたことを示唆するものである。その要因としては、元朝からの通貨単位変動による経済的動揺を明朝が嫌ったか銭貨鑄造に要する経費⁽⁴⁶⁾を削減しようとしたことが考えられる。

宣徳 10 (1435) 年には、このような状況から両広地方で交易用銅銭として銭貨の使用が解禁される⁽⁴⁷⁾。明朝は銭使用の禁止を発する等の命令⁽⁴⁸⁾を行ったが、効果は少なかった。ついに景泰 4 (1453) 年には、銭使用を認め、銭と鈔の同時使用を認めるようになった。

た⁽⁴⁹⁾。しかし、あくまで銭は民間でのみ使用されていたようである⁽⁵⁰⁾。このような一連の動きは、銭と鈔の同時使用の許可からも民間での動向に完全には追随するものではなかったといえる。明朝としては、鈔の流通を最優先としたい意図がこの時点まで窺えよう。

民間での銭貨の使用環境についても、1450年代より江南地方からの質の悪い私鑄銭が増加傾向にあり、少しずつ通貨体制に綻びが生じてきた。1460年代に入ると、撰銭が市場に表出し、1枚が1文として通用しなくなる状況が顕著になってきた⁽⁵¹⁾。1450年代から1460年代にかけて一挙に通貨体制が揺らいでいくことになったといえるであろう。このような状況の中で、民間市場の銭貨は、宋銭を中心とする「旧銭」が基準通貨となっていく⁽⁵²⁾。しかし、長くは続かず、16世紀初頭には低銭が拡大していくことになる。このことは、明朝の中心部である京師において、低銭が中心の通貨事情へと変容しつつあることを確認することができる⁽⁵³⁾。この状況は、年数を経るにつれて悪化の一途を辿り、嘉靖15(1536)年には触れると崩れてしまう銭⁽⁵⁴⁾まで登場することになる。この通貨状況をもって、足立氏は「京師の銭市場は私鑄銭によって席捲された⁽⁵⁵⁾」とし、大田氏は「旧銭は市場から駆逐された⁽⁵⁶⁾」と表現している。

このように通貨状況が悪化していく中で、明朝も政策の中で、撰銭の禁止⁽⁵⁷⁾や制銭の鑄造⁽⁵⁸⁾等の施策を実施し、少しでも改善に努めようとする姿勢を見せている。その効果としては、銭質の向上も見られたが、問題の抜本的解決までには到達し得なかった⁽⁵⁹⁾。

そして、嘉靖44(1565)年、明朝は、旧銭と明銭との公定比価を置かず、通貨状況を民間市場の動向に一任し、税収面には全て銀を使用することとした⁽⁶⁰⁾。ついにこの時点において、明朝の姿勢は諦めの様相を呈しており、国家税制に必要な税収のみに銀を用いるとした最低限の政策を行うにとどまっている。これは、必要以上の国家からの介入が銭市場を混乱に陥らせると明朝が判断した⁽⁶¹⁾ためだとされている。しかし、税収のみに銀を用いるとしたことで銅銭の途絶えたとはいえない。むしろ、税収面に銀、日常的な取引などの民間では銭使用を継続したものと考えられ、それほど銭貨に対する需要の度合いは下がらず、銀と銭によるすみ分けが形成されたと考えられる。そして、その後において貨幣状況は進展しないまま、崇順17(1644)年の明朝の滅亡を迎えることになる。

以上、明朝における通貨体制について論じてきた。ここまで通貨体制に大きな変容が生じた要因は、明朝の初期から中期において鈔法を優先的に取り扱うという意図が明確であったために、民間市場を中心とした銅銭への対応が遅れてしまったことが挙げられる。この点を契機として、明朝の求める通貨体制の理想像と民間市場が実際に求める方向性が著

しく乖離してしまったことが最大の原因ではないだろうか。こうした背景をもった命令や鑄銭等の明朝の政策が、民間市場では受け入れられないほど現実的なものではなかったために、功を奏さなかったと考えられる⁽⁶²⁾。この見解に立つならば、民間市場の状況を正確に把握できなかった明朝が、私鑄銭を鑄造していた福建省等の地方の実情を完全に把握できていたとはいえないであろう。

(4) 日本と中国の通貨を介した連関性

ここまで日本と中国の通貨事情の変遷について確認してきた。すでに前述したが、中世日本の銭貨は中国銭にほぼ全面的に依存していた。そのため、日中間には銭貨に関する連関性を確認することができる。この点について、以下で触れていきたい

日本・中国における貨幣体制の変容過程について、14世紀末から16世紀末にかけての日本・中国における変容の様子を表1-1及び表1-2にまとめた。

表を見ると、年数を経るにつれて通貨体制の動揺が大きくなっていき、16世紀後半に入ると、ついには銭市場への介入放棄へと結びついていく様子が窺える。時代を追って比較すると、15世紀前半までは、中国での銭使用禁止政策⁽⁶³⁾により日本への銭流入量が増え、銭経済が安定期にあったといえる。ここでは、中国での銭の需要量低下という動向が日本に影響を及ぼしていたと読み取ることができる。

また、中国での銭使用解禁以後において、市場では撰銭が発生し、悪銭が蔓延するようになってからは市場の状況に沿うような形で、市場取引に悪銭を使用するための環境整備を権力者層が行っていった。中国が先行し、日本が遅れて同様の過程に入ることを繰り返していると捉えることができる。そして、嘉靖44(1565)年になると、中国では銀財政移行による銭財政の放棄⁽⁶⁴⁾が見られる。また、日本においても天正19(1591)年に石高制へ移行⁽⁶⁵⁾したことを確認することができる。銭からの移行先は異なるものの、銭貨経済からの転換を図っているという点では同様の措置であるといえ、これもまた中国の影響が日本に及んでいる一因となっている。これは、日本・中国の双方が銭に対する信用度を下げ、銭に替わるもの(日本では米、中国では銀)への信用度を上げたと言言することができる。

表 1 - 1 日本の通貨体制の変容

年代	内容
1390 年代	南北朝動乱の収束により銭貨流通が回復期に入る。
15 世紀初頭	朝貢貿易が隆盛期に入り、銅銭流入量の増加。
1485 年	日本初の大内氏城下にて撰銭令発令。 ・さかい銭・洪武・うちひらめ以外の撰銭を禁止する。 ・永楽・宣徳を 100 文中 30 文に使用。
1500 年	室町幕府初の撰銭令。 ・日本製の私鑄銭（模鑄銭）のみ撰銭を認める。 ・渡唐銭の撰銭は認めない。
1506 年	室町幕府の撰銭令。 ・京銭・うちひらめは撰銭を行う。 ・渡唐銭・永楽・洪武・宣徳・われ銭を 100 文中 32 文に使用。
1512 年	室町幕府の撰銭令。 ・100 文中に、古銭 10 枚・洪武 2 枚・宣徳 2 枚・永楽 6 枚の 20 枚を使用。
1542 年	室町幕府の撰銭令。 ・京銭・うちひらめ・われ銭は撰銭を行う。 ・永楽・洪武・宣徳・嘉定・かけ銭を 100 文中 32 文に使用。 悪銭売買及び撰銭による取引停止の禁止。
1569 年	織田信長による撰銭令。 ・洪武・宣徳・焼銭を 2 倍、ひび銭・かけ銭・われ銭・すり銭を 5 倍、 うちひらめ・南京銭を 10 倍として通用させる。
1582 年	羽柴秀吉による撰銭令。 ・うちひらめ・南京銭は撰銭を認める。 ・この 2 種以外は、3 倍として通用させる。
1591 年	豊臣秀吉により貫高制から石高制へと移行される。

典拠) 第 1 章第 2 節の内容に基づき、筆者作成。

表 1 - 2 中国の通貨体制の変容

年代	内容
1375 年	鈔法（紙幣制度）導入。 銅銭を補助貨幣とした錢鈔二貨制へ。
1394 年	鈔流通確保を目的とした銅銭の使用禁止政策の実施。
1435 年	両広地方でのみ錢使用が解禁。（明朝の方針は錢使用禁止を継続。）
1453 年	鈔法不振により、民間での錢使用が認められ、鈔と錢の同時使用。
1460 年代	明朝による撰錢令。 ・明錢と旧錢とを区別せず、枚数通りに使用させる。 ・錫鉛錢や破損錢という悪錢を除いては撰錢を禁止。
1500 年代	価値の低い低錢が市中で拡大し、市中での支配的地位を占める。 明朝による撰錢令。 ・明錢と旧錢との間に公定比価を設定。
1565 年	民間の錢市場に対する介入を放棄し、銀財政へ移行。

典拠) 第 1 章第 2 節の内容に基づき、筆者作成。

撰錢令について検討すると、景泰 4 (1453) 年の北京での民間における錢使用解禁以降、1460 年代に悪錢を原因とした撰錢が発生し、既存の通貨体制が揺らぎ始め、明朝は同価値通用を軸とする撰錢令を発令した⁽⁶⁶⁾。1500 年代には、その同価値通用の方針から精錢が基準となっている市場において悪錢のレートを定め⁽⁶⁷⁾、悪錢を流通させようとする姿勢が見受けられる。日本においては、北京での撰錢令発令の約 25 年後に、悪錢蔓延により大内氏城下において撰錢令⁽⁶⁸⁾が発令されている。そして、1500 年には室町幕府も撰錢令⁽⁶⁹⁾を発令しており、悪錢蔓延の風潮が九州・四国方面から畿内へと徐々に東に進んできている様子が窺える。15 世紀前半には 100 文中に一定割合の悪錢混入を規定⁽⁷⁰⁾し、その後の 1569 年には、精錢に対する悪錢の公定比価を決定する⁽⁷¹⁾に至っている。

これら撰錢令を踏まえると、約 20 年前後のタイムラグを経て、中国の錢貨に関する状況が日本でも起こっていることが分かる。このことから、同じ中国錢を同時期に使用している関係上、ほぼ同じ流れで通貨事情が進行していった様子が確認されよう。

このように、通貨体制の変容過程では、日本は中国錢に依存してしまっていたために、

中国の後追的な立場に立たされていることが理解されるであろう。

第3節 金・銀の動向

前節では、錢貨に着目して、錢貨流通に関する概要を主に京都を中心とする西日本の主要都市の視点から確認した。本節では、錢貨と密接な関係にあり、互いに影響を及ぼしていたとされる金・銀の動向について触れていきたい。また、前節と同様に、本節においても京都の事例を取り上げていくこととする。

(1) 金

中世日本における金の流通は、次項にて述べる銀よりも早く、京都では15世紀代から始まっていたことが指摘されている⁽⁷²⁾。実際に、室町時代の公家である三条西実隆の日記である『実隆公記』などの文献史料上において、金に関する記述が多数確認することができる⁽⁷³⁾。

京都において金が本格的に流通し始めるのは、16世紀に入ってからであるとするのが現在の通説となっている。それは、16世紀前期になると、中世では著名な金の産出地である駿河や伊豆、甲斐などで金の産出量が増加し、京都に住まう権力者に対して行う贈答などの手段により、金の流入量が増加したことが原因であると指摘されている⁽⁷⁴⁾。事実、金の産出地である地方から京都などの畿内方面への金の流入に関しては、次章以降において詳細に言及するが、例えば中世北陸では、15世紀以前の文献史料上には全く確認することのできなかつた金の贈答が、16世紀に入ってから突如として行われるようになるのである。さらに、この贈答に関する文献史料は1例ではなく、数年おきに複数確認することができる。

ただ、京都における金の正確な流通時期については、小葉田氏が1530年代から1550年代とする⁽⁷⁵⁾一方で、永原慶二氏は金の貨幣としての使用が確認される16世紀前期である⁽⁷⁶⁾と主張しているように、その見解は統一されていない。しかし、地方における金の産出量が増加した状況や産出地から京都への金の流出状況を勘案すると、16世紀前期を境に金の流入が盛んとなり、この状況に伴って高額貨幣としての金の使用事例が一挙に拡大していったと捉えることができよう。

以上、京都における金の流過程程について、簡単にその概略を示した。京都において、

金は、16 世紀に入ってから贈答などの手段により産出地から京都へと流入し、金の流通量が充実したことにより高額貨幣として役割を新たに担うこととなったといえる。つまり、金は流通初期は贈答品として、それ以降になると貨幣としても用いられるようになったのである。

なお、金の流通量拡大により、国外への金流出が生じたと考えられるが、金の国外流出については議論が煩雑となり、通貨事情に着目するという本論の趣旨から外れるため、本稿ではこの点について取り上げないこととする。

(2) 銀

中世及び近世において、銅銭と切り離せない存在であるのが銀である。銀は、15 世紀より世界的に生産が拡大し、スペイン等の西洋諸国のアジア進出に伴い、中国において銀の流通が拡大していくこととなった。そして、銀の流通拡大により、銭貨の需要は低下していくこととなった。

中世日本では、15 世紀より銀の精錬技術が大陸からもたらされたことを契機に石見銀の生産が増大した。そして、1540 年代から本格的に日本から中国への石見銀の流出が始まったことが示されている⁽⁷⁷⁾。中国への日本銀流入が始まった頃から、福建省龍溪県は中国銭の輸出基地であるとともに日本銀流入の拠点でもあった⁽⁷⁸⁾。福建省龍溪県については後述するが、龍溪県は明朝の海禁政策時において、密貿易の拠点であった地域である。銀流入により、龍溪県では銀が使用されていることが顧炎武により記されている⁽⁷⁹⁾。また、別の史料では、16 世紀半ば頃の日本への主要輸出品の 1 つとして「古文銭」が挙げられ、日本では銭貨を鑄造せず専ら「中国古銭」を用いるとして、銀との交易価格が明示されている。その交易価格は、通常では銭 1 千文に対して銀 4 両であるとしているが、「福建私新銭」であるならば銭 1 千文に対して銀 1 両 2 銭であるとしている⁽⁸⁰⁾。このことは、日本銀との取引を行う密貿易によって、日本へ銭貨（福建製の私鑄銭）が輸出されていたという事実を示している。そして、この龍溪の中国銭輸出と日本銀流入の拠点であるという役割は、隆慶元（1567）年、明朝が龍溪県の港を日本との取引禁止を条件とした公貿易の拠点と定め、それまで行われてきた密貿易及び中国銭輸出を完全に禁止したことによって終焉を迎えた⁽⁸¹⁾。

このことから、日本銀の取引量の増加が日本への銭の流入増加に直結することは明らかである。この点に関しては大田氏もまた、1540 年代からの日本銀流入が激しい地域ほど

銀行使が広く浸透したために銭貨の重要度が低下、銭貨の貶質化が進行し、その進行の程度は龍溪県周辺地域における銀流入の度合いに比例しているとしている⁽⁸²⁾。

また、石見銀山の開発に伴い、日本国内でもその流通が盛んになっていった。特に京都においては、銀は 1560 年代末から 1570 年代にかけて普及し⁽⁸³⁾、その後、銀の流通量が充実するに伴い、土地売買では 1580 年代から、商品取引では 1590 年代から銀の使用が本格化するようになる⁽⁸⁴⁾。そして、金・銭・米との関係からは、1590 年代を画期に、銀が他の通貨の役割を奪っていくような状況が確認されるようになる⁽⁸⁵⁾。つまり、京都での銀の普及は 1590 年代以降であったといえる⁽⁸⁶⁾。

以上のように、15・16 世紀においては、日本銀と中国銭の取引により、中国は日本の銭市場に対して影響を及ぼしていたと確認することができる。この銀を介した関係は、中国の銀需要と日本銀の供給及び銭需要が合致したものであり、経済的側面からも非常に合理的な動きであったと捉えることができる。また、日本銀の生産量拡大は、国内の流通にも多大なる影響を及ぼし、経済の中心地であった京都では 1570 年代には銀が普及し始め、その後の 1590 年代以降に銀が取引手段として大きく進展していくこととなった。

本節において述べた金・銀は、基本的には高額取引の通貨として扱われていたため、まずは有力者の下へ集まり、その後、民衆へ拡大していったことは念頭に置いておかなければならない。よって、金・銀の拡大後、民衆が中心に通貨として利用していた銭貨や米に対して影響を及ぼしていくこととなるのである。

-
- (1)今谷明・久留間典子・笹本正治・佐久間貴士・網野善彦・松岡心平・脇田晴子・横井清・千々和到・細川涼一『岩波講座 日本通史 第9巻』(岩波書店、1994年)。勝俣鎮夫・金龍静・池上裕子・桜井英治・山室恭子・小島道裕・千田嘉博・黒田日出男・佐伯弘次・高橋公明・佐々木史郎『岩波講座 日本通史 第10巻』(岩波書店、1994年)。朝尾直弘・玉井哲雄・秋澤繁・渡辺信夫・紙屋敦之・三鬼清一郎・横田冬彦・高瀬弘一郎・杉田善雄・原口正三『岩波講座 日本通史 第11巻』(岩波書店、1993年)。
 - (2)熊本崇編『中国史概説』(白帝社、1998年) 185～213頁。
 - (3)小葉田前掲書『日本貨幣流通史』6～22頁。
 - (4)新安海底遺物に関する報告書として、大韓民国文化公報部文化財管理局編『新安海底遺物』資料編1(大韓民国文化公報部、1981年)などが刊行されている。
 - (5)足立前掲論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
 - (6)同上論文、1頁。
 - (7)本多博之「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア」(岸田裕行編『中国地域と対外関係』山川出版社、2003年) 64頁。
 - (8)足立前掲論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
 - (9)同上論文、2頁。
 - (10)松延康隆「錢と貨幣の觀念—鎌倉期における貨幣機能の変化について」(『列島の文化史』第6号、1989年) 207～208頁。
 - (11)小葉田淳「通貨と量・権衡について」(京都大学近世物価史研究会編『一五～一七世紀における物価変動の研究』読史会、1962年) 1頁。
 - (12)足立前掲論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
 - (13)大田前掲論文「一二～一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布—日本・中国を中心として—」28頁。
 - (14)足立前掲論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」2頁。
 - (15)同上論文。
 - (16)Max Weber 著、黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論 下巻』(岩波書店、1955年)。貨幣機能を、欽定的支払い手段と一般的交換手段の二つに区分し、交換を前提とせず、共同体内の支払いのために貨幣が設定されるとする。Max Weberはこの貨幣を内部

貨幣と名付けた。

(17)吉田兼好『徒然草』（国民図書株式会社編『日本文学大系 第三部』国民図書株式会社、1925年）第六十段。

（前略）

師匠死にざまに錢二百貫と坊ひとつを譲りたりけるを、坊を百貫にて賣りて、かれこれ三萬疋を芋頭の錢と定めて（後略）

ここでは、師匠の遺産である 200 貫と坊を売って得た 100 貫を合わせた 300 貫を 30,000 疋として表記している。

(18)千枝大志「一五世紀末から一七世紀初頭における貨幣の地域性－伊勢神宮周辺地域を事例に－」（鈴木前掲書『貨幣の地域史－中世から近世へ』147～154頁）。

(19)永井前掲書『新版中世出土錢の分類図版』174頁。

(20)同上書、201～208頁。

(21)「洛中洛外酒屋土倉條々」永正元（1504）年8月23日条（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第2巻、岩波書店、1957年、105～106頁）。

(22)山本雅和「平安京左京八条二坊・三坊出土の錢貨鑄型」（『わが国における錢貨生産－出土錢貨研究会第4回大会報告要旨』出土錢貨研究会、1997年）。

(23)宗臺秀明「鎌倉出土の錢貨鑄型について」（同上書『わが国における錢貨生産－出土錢貨研究会第4回大会報告要旨』）。

(24)大庭康時「博多遺跡群における錢貨鑄造」（同上書『わが国における錢貨生産－出土錢貨研究会第4回大会報告要旨』）。

(25)嶋谷和彦「堺出土錢鑄型の要点整理」（同上書『わが国における錢貨生産－出土錢貨研究会第4回大会報告要旨』）。

(26)永井前掲書『新版中世出土錢の分類図版』201頁。

(27)永井同上書、174頁。

(28)撰錢令もしくは撰錢禁令と呼ばれる。本稿では、表記を撰錢令と統一することとする。

(29)「洛中洛外酒屋土倉條々」永正元（1504）年8月23日条。

一 商賣輩以下撰錢事

近年恣撰錢之段、太不可然、所詮於日本新鑄料足者、堅可撰之、至根本渡唐錢永樂洪武等者、向後可取-渡之、但如自餘之錢可相交、若有・違背之族者、速可被處嚴科矣、（後略）

(30)「撰錢事」文明17（1485）年4月15日条（佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世

法制史料集』第3巻、岩波書店、1965年、58～59頁）。

（前略）

一 一 錢并はいゝ錢事

上下大小をいはす、忽いらく、せんとくにおいてハ、えらふへからず、さかひ錢とこう
ふ錢なわ切の事也、うちひらめ・此三いろをはえらふへし、但、如此相定らるゝとて、永
樂、せんとくはかりを用へからず、百文の内ニ、忽いらく、せんとくを卅文くハへて、
つかふへし、（後略）

(31)「撰錢事」永正3（1506）年7月22日条（『中世法制史料集』第2巻、111頁）。

撰錢事

右、度々後せいはみにまかせて、京錢、うちひらめ等、これをせんし、其外のとたう錢、
忽いらく、こうふ、せんとく、われ錢 但、われとをらさる錢、以下、とりあわせて、百文
に三十二錢可在之けりやう三ふん一向後取わたすへし、若いほんの族あらハ、随注進可
被處罪科之由、所 被 仰下候也、仍下知如件、（後略）

(32)「定 撰錢事」永正9（1512）年8月30日条（『中世法制史料集』第2巻、123～124
頁）。

（前略）

一 百文の内、口さしの分、ふるせに十文、洪武二文、宣徳二文、永樂六文、已上廿文なり、

（後略）

(33)神木哲男「中世後期における物価変動」（『社会経済史学』第34巻1号、1968年）34
頁。

(34)「織田信長撰錢定書案」永禄12（1569）年3月1日条（佐藤進一・百瀬今朝雄編『中
世法制史料集』第五巻、岩波書店、2001年、118頁）。

定精選條々

天王寺境内

一 ころ せんとく やけ錢 下ゝの古錢以一倍用之、

一 忽ミやう おほかけ われ すり以五増倍用之、

一 うちひらめ なんきん以十増倍用之、

此外不可撰事（後略）

(35)神木前掲論文「中世後期における物価変動」36頁。

(36)大田前掲論文「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通—日本・中国を中心として
—」46～47頁。

(37)「羽柴秀吉定書写」天正 10 (1582) 年 10 月日条 (大山崎町史編纂委員会編『大山崎町史』資料編、大山崎町役場、1981 年、757 頁)。

錢定之事

一なんきん錢、うちひらめ錢、この二錢のほかハゑらむへからさる事

一右二錢の外ハ、三文立にとりやりすへき事

右違犯のともから、速可処嚴科者也、仍下知如件

天正十年十月日 筑前守

(38)「織田信長撰錢定書案」永禄 12 (1569) 年 3 月 1 日条。

(前略)

一段錢、地子錢、公事錢并金銀、唐物、絹布、質物、五穀以下、此外所商買如有來、時の相場をもて、定の代とりかはすへし、付、ことを精錢によせ、諸商買物高直になすへからさる事 (後略)

(39)神木前掲論文「中世後期における物価変動」34 頁。

(40)大田由紀夫「一五・一六世紀中国における錢貨流通」(『名古屋大学東洋史研究報告』第 21 号、1997 年) 6 頁。

(41)曾我部静雄『日宋金貨幣交流史』(宝文館、1949 年) 200 頁。

(42)大田前掲論文「一二～一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布—日本・中国を中心として—」37 頁。大田は、至正通宝の鑄造によって錢鈔二貨制が敷かれ、銅錢使用が復活したとしている。

(43)大田前掲論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」2 頁。

(44)『明太祖実録』洪武 8 (1375) 年 3 月辛酉朔の条。

(45)『明太祖実録』洪武 27 (1394) 年 8 月丙戌の条。

(46)王令『廣陵先生文集』卷 20。大量の錢が鑄造された北宋代の文献であるが、鑄錢を行う際の利益は少ないことが記されている。

(47)『明英宗実録』宣德 10 (1435) 年 12 月戊午の条。

(48)『明英宗実録』正統 13 (1448) 年 5 月庚寅の条。

(49)『万曆大明会典』卷 31・庫藏 2・鈔法。

(50)大田前掲論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」3 頁や足立啓二「明代中期における京師の錢法」(『文学部論叢』第 29 号、1989 年) 84 頁等にて言及されている。

(51)『皇明条法事類纂』卷 13・鈔法「錢鈔相兼行使例」。

(52)大田前掲論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」4 頁。

- (53) 『明世宗実録』嘉靖 6 (1527) 年 12 月甲辰朔の条。
- (54) 『明世宗実録』嘉靖 15 (1536) 年 9 月甲子の条。また、足立前掲論文「明代中期における京師の銭法」78 頁にて、当時の私鑄銭について極めて品位が低く、公鑄銭とは似つかないものとしている。
- (55) 足立前掲論文「明代中期における京師の銭法」79 頁。
- (56) 大田前掲論文「一五・一六世紀中国における銭貨流通」5 頁。
- (57) 『皇明条法事類纂』卷 13・鈔法「銭鈔相兼行使例」。
- (58) 『明孝宗実録』弘治 16 (1503) 年 2 月丙辰の条。
- (59) 大田前掲論文「一五・一六世紀中国における銭貨流通」5 頁。
- (60) 『明世宗実録』嘉靖 44 (1565) 年 5 月戊午の条。
- (61) 大田前掲論文「一五・一六世紀中国における銭貨流通」6 頁。
- (62) 明朝後期においては、通貨状況の悪化が進行しすぎたために効果が無かったといえる。
- (6³) 『明太祖実録』洪武 27 (1394) 年 8 月丙戌の条。
- (6⁴) 『明世宗実録』嘉靖 44 (1565) 年 5 月戊午の条。
- (6⁵) 石高制への移行に関する研究については、浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』(勁草書房、2001 年) に詳しい。
- (6⁶) 『皇明条法事類纂』卷 13・鈔法「銭鈔相兼行使例」。
- (6⁷) 大田前掲論文「一五・一六世紀中国における銭貨流通」5 頁。
- (6⁸) 「撰銭事」文明 17 (1485) 年 4 月 15 日条。
- (6⁹) 「洛中洛外酒屋土倉条々」永正元 (1504) 年 8 月 23 日条。
- (6¹⁰) 「撰銭事」永正 3 (1506) 年 7 月 22 日条。または、「定撰銭事」永正 9 (1512) 年 8 月 30 日条。
- (6¹¹) 「織田信長撰銭定書案」永禄 12 (1569) 年 3 月 1 日条。
- (72) 小葉田前掲書『日本貨幣流通史』316 頁、339～341 頁。
- (73) 『実隆公記』に関しては、京都などの中央に関する金の記録だけではなく、地方における記録も確認することができる。例えば、中世北陸での金のやり取りが残されている(『実隆公記』享禄 2 年 (1529) 1 月 11 日条 (加能史料編纂委員会編『加能史料』戦国Ⅷ、石川県、2010 年、146～147 頁))。
- (74) 田中浩司「貨幣流通からみた 16 世紀の京都」(鈴木前掲書『貨幣の地域史—中世から近世へ』) 106～107 頁。

(75)小葉田前掲書『日本貨幣流通史』第2章。

(76)永原慶二「中世貨幣史における金の問題」(『戦国史研究』第35号、1998年)。

(77)本多前掲論文「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア」68～70頁。

(78)大田前掲論文「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通—日本・中国を中心として—」46～47頁。

(79)顧炎武前掲書『天下郡国利病書』所収「漳浦県志」。

(前略)

今民間皆用銀、雖窮郷亦有銀秤(後略)

(80)鄭若曾『籌海図編』卷二・倭国事略、所収「倭好」(中国兵書集成編委会編『中國兵書集成』第15冊(解放軍出版社、1990年))。

(前略)

倭不自鑄、但用中國古錢而已、每一千文價銀四兩、若福建私新錢每千價銀一兩二錢、惟不用永樂、開元二種、(後略)

(81)黒田前掲論文「環シナ海経済における一六世紀日本の貨幣流通」79頁。

(82)大田前掲論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」14～15頁。また、大田は、大田前掲論文「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通—日本・中国を中心として—」47頁において、中国における銀流入が日本に及ぼした影響についての一連の流れも述べている。その一連の流れは、石見銀を契機として「日本銀流入→龍溪における錢の貶質化→交易による日本への低錢大量流出→日本国内における劣悪な悪錢の流通→撰錢行為の激化・変容」の流れとなっていると主張している。

(83)田中前掲論文「貨幣流通からみた16世紀の京都」109頁。

(84)浦長瀬隆「一六世紀後半京都における取引手段の変化」(浦長瀬前掲書『中近世日本貨幣流通史』)。

(85)桐山浩一「一六世紀後半の京都における銀の貨幣化」(『ヒストリア』第239号、2013年)。

(86)中世日本の銀に関する研究は、小葉田氏(小葉田前掲書『日本貨幣流通史』)以降、多岐に渡る研究が行われてきた。全てを紹介することはできないが、近年、川戸貴史氏が銀の普及は単なる流通量の問題だけではなく、悪錢との関係性も影響していたとする新たな見解を提示されている(川戸貴史「一六世紀後半京都における貨幣の使用状況—『兼見卿記』の分析から—」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第20号、2010年)及び、川戸貴史

「銀貨普及期京都における貨幣使用」（天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会、2012年）。

第2章 和市と通貨

地方の通貨事情について確認する前に、まず、銭貨が持つ重要な機能の1つであり、密接な関係にあったと思われる中世の物価である「和市」についてみていきたい。

中世において物価を意味する和市は、散用状⁽¹⁾内に示されることが多い。和市について豊田武氏は、「相互の合意よりなる平和取引を意味し」、中世では「商品の競争的評価乃至相場をさす場合が多くなった」と述べている⁽²⁾。つまり、和市とは、当該地域における市場での需要と供給のバランスによる物価を示すものであるといえる。

和市が示されている散用状等の中世の帳簿に関してはこれまで、作為的な数値であるため、信用性の低い史料の1つであると位置付けられてきた。後述するが、たしかに和市は合意形成の産物であるとも捉えることができる。しかしながら、中世においては合意形成等の行為は日常的に行われていたため、合意形成の結果を含んだ散用状の和市そのものが中世の実態を示す重要な史料の一つとして理解されなければならない。

和市に関する主立った研究については、佐々木銀弥氏が荘園領主側が定めた「定和市」と売買時の「現和市」の成立について言及し、さらに「定和市」から「現和市」への移行についても明らかにした。また、和市は、年毎・月毎に変動し、市場での「現和市」の変動と対応していたとも述べている⁽³⁾。さらに、桜井英治氏は、京都で作成された加工品を中心とする「諸芸才売買代物事」等の物価表より価格変動の様相について触れ、出荷時期に伴う和市変動が消費者の購入費や消費量の面での緊縮に利用されたとした⁽⁴⁾。そして、百瀬今朝雄氏は、東寺領荘園における枡について言及し、枡で計られた米の和市を明らかにした。特に、山城東寺と矢野荘に関しては米価表を示し、京都では15世紀中頃をピークとして米価が下落し、地方においては京都よりも低廉であったことを明らかにした⁽⁵⁾。

本章の事例として取り上げる播磨国矢野荘は、11世紀中頃、秦為辰による開発私領の久富保に端を発する現在の兵庫県相生市に位置した東寺領の荘園である⁽⁶⁾。矢野荘の和市に関する研究は、百瀬氏が、矢野荘には3種の枡⁽⁷⁾が存在していたことを示し、15世紀前半における矢野荘の7月から12月の米の和市が790文から900文を推移したことを明らかにした⁽⁸⁾。また、熱田公氏は、『東寺百合文書』の別置である『教王護国寺文書』の和市に注目し、貞和2(1346)年から長禄元(1457)年までの矢野荘における米の和市

と10月から翌年3月までの月毎の和市を示した⁽⁹⁾。そして、佐々木氏は、矢野荘においては百瀬氏・熱田氏が言及した変動する「現和市」を用いることが東寺・荘官の間で合意されていたことを明らかにした⁽¹⁰⁾。

先行研究では、主に米の和市について言及されてきた。しかし、先行研究には問題点も散見される。第一には、中世では麦や大豆等の畠作物も年貢として納入されていたにも関わらず、畠作物の和市が注目されてこなかったという点である。第二に、和市の算出方法が挙げられる。先行研究での和市は、散用状中の「和市貫別〇石〇斗〇升」や「石別〇〇〇文」と記された記録に基づいている。この先行研究にて扱われてきた和市は、市にて決定された基準となる和市であったと考えられる。この和市と取引時の和市とでは、1石あたりの価格が異なっている⁽¹¹⁾。つまり、先行研究の和市は実態を示していないと指摘できよう。そして、第三に、矢野荘の和市に関しては、百瀬氏は『東寺百合文書』、熱田氏が『教王護国寺文書』より検討を行っているが、それは矢野荘に関する一部史料のみを検討したにすぎないという点が挙げられる。

以上の問題点を踏まえ、本章では、矢野荘に関連する史料が集成された『相生市史』⁽¹²⁾に記載されている全ての散用状の和市を確認した。そして、矢野荘の和市変遷をグラフ化することにより、矢野荘の和市変遷の総態を初めて明らかにするものである。そして、さらに京都の和市と比較し、地方に位置した矢野荘の和市の特徴を見出す。

また、散用状に記載された麦・大豆・雑穀といった畠作物の和市についても対象とした。問題点として挙げたように、これまでの和市研究は、米を主要な対象として畠作物に関する和市やその変動について無関心であった。そのため、本章では米のみならず、中世に多様にあった畠作物の和市の実態に迫ることにもなるであろう。

第1節 和市と散用状

本節ではまず、和市とその和市が記載されている散用状について触れておきたい。

矢野荘は、東寺の供僧組織である二十一口供僧方⁽¹³⁾と学衆方により支配されていた。そのため、矢野荘の散用状は、学衆方散用状・供僧方散用状と公文名に関する公文名散用状⁽¹⁴⁾が存在し、延慶元(1308)年から寛正元(1460)年の期間に作成された。これらは、在地の代官が前年分の年貢・公事の収入と支出を散用状として作成し、東寺へ報告を行っていたものであり、散用状はいわば収支決算報告書というべき役割を担っていた。さらに、

矢野荘においては収支決算以外の目的をもって作成されていた。牛尾浩臣氏によると、第一に、公正な和市中で年貢が換金、納入されたことを田所・政所に報告させる。第二に、守護関係費用の不正がないように報告させることが挙げられている⁽¹⁵⁾。

また、散用状に記載された和市中は年貢換金の記録であるため、矢野荘内に散用状が存在していることは、矢野荘内で銭貨が広範に流通していることを示すものでもある⁽¹⁶⁾。つまり、矢野荘には瀬戸内海側に位置する相生湾に面した那波浦があり、瀬戸内海の水運を利用できる環境があったため、初見の散用状が確認される延慶元（1308）年⁽¹⁷⁾という他荘園よりも早い時期から銭貨が矢野荘一円に拡大し、代銭納が行われるようになったと指摘できる。この頃より和市中は、年貢納入を左右する重要な要素として機能していたのである。

このように矢野荘において早い時期より用いられた和市中であるが、如何にして矢野荘の和市中は決定されていたのであろうか。それを示す史料が【史料2-①】・【史料2-②】となる。

【史料2-①】「代官信広・同祐尊等連署請文」康安元（1361）年12月5日条⁽¹⁸⁾

（端裏書）
「兩代官御請^{矢野庄事}
康安元・十二・五」

十月十六日御事書条々、謹拝見仕候畢、
一当年御年貢和市中間事、十月一日於那波市、地下番頭・百姓等相共仁立之候畢、御使存知事候、先度運送之御年貢和市中、貫別相当壺石貳斗参升^{延定}候、又十一月一日於那波市、重上御使相共相定和市中事、貫別壺石参升^{延定}候、委細事、散用之時可申候、（中略）
一去年御年貢未進事、於学衆御方者、且以国^{（附）}商人藤五郎、令運送候畢、供僧御方、以同前、上御使存知事候、（後略）

【史料2-②】「学衆方地下注進状」貞治二（1362）年11月日条⁽¹⁹⁾

（前略）

一和市中事、去月廿六日、於当庄内那波市、上御使相共、見之候分、相当貫別壺石^{延升}□□候、（後略）

【史料2-①】・【史料2-②】は佐々木氏にも取り上げられており、和市中操作に対する不正防止措置として評価されている⁽²⁰⁾。

佐々木氏も述べているが、改めて史料を確認すると、【史料2-①】より、康安元(1361)年、那波市において矢野荘の和市が荘園領主より任命された地下番頭や百姓、そして東寺の使者である上使の立会いの下で決定されたことが読み取れる。先に述べたように、和市場は本来、「平和的取引」における「商品の競争的評価」と「相場」を指すものである。しかし、矢野荘においては、荘園の支配者層と中間搾取を行う代官などの中間層、収奪される百姓層の三者による談合により和市場が決定されていた。代金納が早くから始まっていた荘園では、年貢米が13世紀後半には市にて換金されていた⁽²¹⁾ことを踏まえると、14世紀中頃の矢野荘ではすでに銭貨や和市場が年貢納入の際に、矢野荘に関わる階層に影響を与える存在となっていたと捉えることができる。

次に、注目したい点として2点挙げる。

第一に、和市場決定時に収奪される側の百姓の存在が確認される点である。百姓が立ち会っていた理由としては、矢野荘の百姓が年貢納入時に代金納と現物納を併用しており、その納入方法が和市場により左右されていた⁽²²⁾ことが挙げられよう。三者立会いの下、どのように決定されていたか、その詳細な内容は明らかではないが、矢野荘の和市場には支配者層や中間層だけでなく、百姓層の意図も含まれていた可能性を指摘し得る。

第二には、上使の存在を挙げる。上使は、【史料2-①】では和市場と未進分の年貢の把握、【史料2-②】にも和市場を確認している姿が見受けられる。このことから、東寺は矢野荘における和市場を含む年貢関連の事柄の把握を上使を通じて積極的に行っていた様子が窺える。つまり、在地の代官らに年貢納入を一任するのではなく、東寺は不測の事態が生じた際には経済的側面への介入を行えるよう備えていたといえる。

以上の佐々木氏の見解に対しては、筆者も同意する。そして、この見解に対する裏付けとして、筆者は以下の東寺介入に関する史料を挙げる。

【史料2-③】「助僧都良宝和市請文」康暦2(1380)年6月11日条⁽²³⁾

謹申 播磨国矢野庄例名方去年^{康暦}元散用和市并守護方借用十分一和市等間事

右、不審多端之間、為糺明、被召上代官并田所^(家久)、雖為有沙汰之最中、就夏麦已下事、沙汰人在庄依要枢、先被閣是非沙汰、所被許下向也、若違目之条令露頭者、雖為何時、任勘定、可弁沙汰之状、如件、

康暦二年六月十一日

良宝

【史料2-③】より、学衆方の僧侶が和市操作による不正を行った代官祐尊及び田所本位田家久の両名を東寺へと召し上げ、取り調べを行っていたが、夏麦の収穫期となったため、取り調べの最中に矢野荘へと下向してしまったことが確認される。このように東寺は、不正が確認された際には直接代官・田所を東寺へ呼び出してまで、正確な年貢納入が行われるよう努めていた。このことは、東寺が矢野荘の和市変動を把握し、散用状等の報告書と照らし合わせていたことを示唆している。事実、東寺は代官による和市の不正行為について、同年10月には「一石ハ八百五十」文である和市が「庄下立用ハ六百八十文立之、石別二百計相違也、」と和市の値まで把握していた⁽²⁴⁾。つまり、東寺は矢野荘の和市について中間搾取を目的とした不正が代官らにより行われるものと認識した上で、和市の値を把握し、東寺が直接的に手を下さなければならないほど重要視していたのである。

以上、矢野荘の和市と散用状について確認した。矢野荘の和市決定時には、複数の階層が立会い、各々の意図を反映させていたと指摘することができる。このような立会いを含めた合意形成の産物としての和市こそが、矢野荘における和市の実態であったのである。

第2節 14・15世紀矢野荘の和市変遷

本節より、矢野荘における具体的な和市の変遷について、年次・月・品目等に注目して分析していきたい。

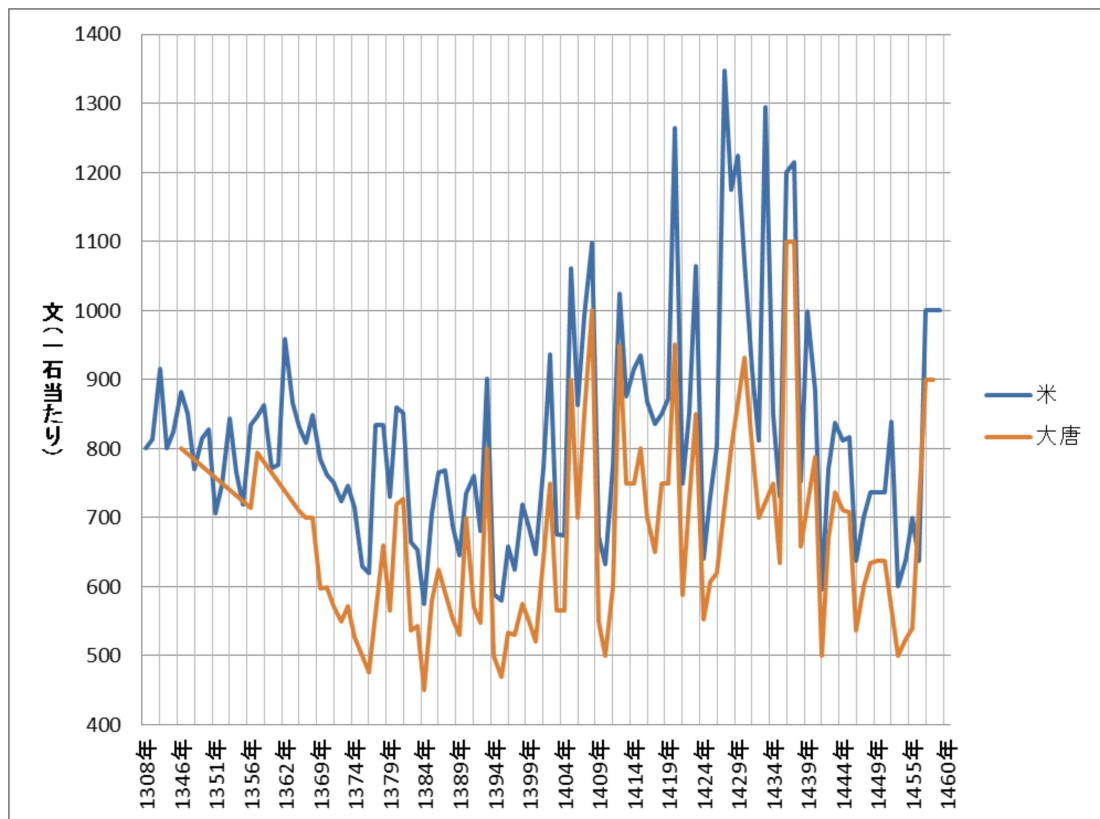
図2-1は米と大唐米、図2-2については麦と雑穀、大豆に関する和市の年間推移をグラフとして図示したものである。なお、グラフは、散用状から抽出した3,913件のデータに基づき、年次毎の平均値を算出したものである。

図2-1・図2-2より、米と大豆を除いた3品目の和市が連動していることが分かる。また、和市は米が最も高く、次に大唐米、大豆、麦、雑穀の順となっている。具体的な和市変動として、1300年代前半において、これら5品目の和市を示す散用状は少ないものの、和市が上昇と下落を繰り返していることが分かる。そして、1300年代後半にかけて5品目の和市は共通して下落傾向にあるが、その変動幅については米・大唐米の米類が大きく、大豆・麦・雑穀の畠作物は小さくなっている。この時期に下落傾向となったのは、鎌倉時代末以降の二毛作の普及や用水管理の精密化等に代表される集約的経営や商品経済の浸透⁽²⁵⁾による生産量の飛躍的増大に伴う流通量増大に起因していたと考えられる。

1400年代に入ると、1400年から1410年代の期間の麦と雑穀を除き、5品目の和市は急

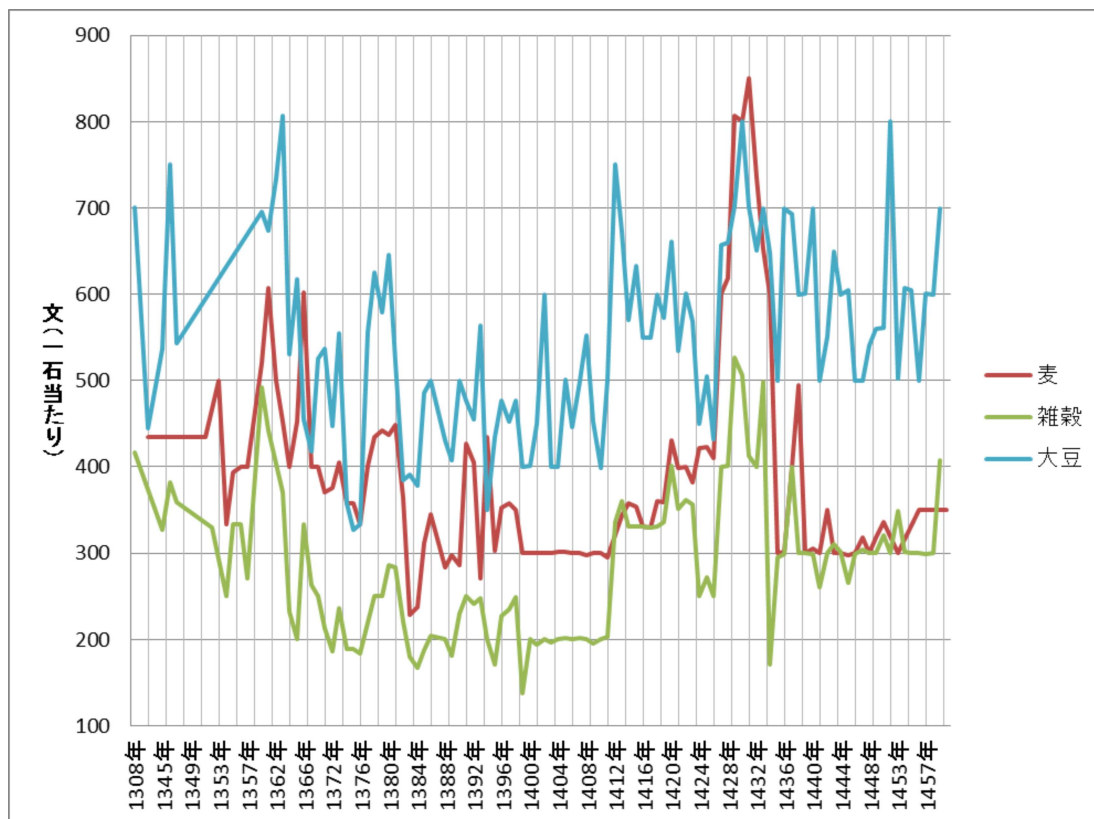
激に変動幅が大きくなり、特に米は 1300 年代では確認されない 1000 文を超える額にまで高騰している様子が確認される。この状況は、1420 年代から 1430 年代において、5 品目ともに顕著となっている。そして、1400 年代後半になると、米・大唐米・麦の和市は再び 1300 年代後半頃と同じ水準へ落ち着く一方で、大豆・雑穀は 1300 年代後半と比べ 100 文程度和市が上昇する。最後の散用状が確認される 1450 年代後半になると、米の和市は再び 1000 文へと上昇するという動きが見受けられる。

図 2-1 米と大唐米の和市



典拠) 『相生市史』内の散用状より筆者作成。

図 2 - 2 畠作物の和市



典拠)『相生市史』内の散用状より筆者作成。

図 2 - 1・図 2 - 2 より全体的な和市変遷の様子を把握することができた。このような和市上昇に関する要因として、まず天災や争乱が挙げられよう。ここでは、天災・争乱と和市との因果関係についてみていきたい。矢野荘における天災をまとめた表 2 - 1⁽²⁶⁾を確認してみよう。

1370年代の和市上昇時においては、応安 6(1373)年の大風⁽²⁷⁾による天災や永和 3(1377)年の代官祐尊に対する永和の惣荘一揆⁽²⁸⁾が発生している。また、1390年代の上昇は、明德 4(1393)年に代官明済の罷免を求めた強訴・逃散⁽²⁹⁾、さらに同年には大損亡⁽³⁰⁾、さらに応永 3(1396)年には強訴に起因する夏麦・雑穀の皆損⁽³¹⁾と政所への放火⁽³²⁾があったことが要因として挙げられよう。

表 2-1 播磨国矢野荘の天災

和暦	西暦	天災	文書番号
貞治 5	1366	大洪水・河成	284 号
応安 6	1373	大風	33 号
永徳元	1381	国中平均損亡	42 号
至徳元	1384	大風・河成	439 号
応永元	1394	大損亡	567 号
応永 21	1414	日照・川成・損亡	685・686 号
応永 25	1418	損亡・大旱魃	708・709・710 号
応永 27	1420	損亡・大旱魃	720・721 号
応永 29	1422	大旱魃・畠荒	730・731 号
応永 32	1425	大水・大風	746 号
永享 5	1433	大旱魃・損亡	112 号

典拠)『相生市史』内より筆者作成。

一方、1400 年代のグラフからは、先に触れたように 1420 年代から 1430 年代における和市が顕著な数値を示している点が最も注目される。具体的には、応永 27 (1420) 年は約 1,264 文、最高値^(3.3)を示した応永 34 (1427) 年には約 1,347 文、永享 5 (1433) 年が約 1,295 文、永享 9 (1437) 年には約 1,214 文と高い数値を示している。

この年代では、表 2-1 にて確認されるように「大旱魃」・「大水」・「大風」等の天災が度々発生している。天災の具体的な被害状況については明らかではないが、応永 27 (1420) 年と永享 5 (1433) 年の和市高騰は、天災が原因といえよう。

そして、最高値を示した応永 34 (1427) 年では、直接的な天災や争乱は確認できない。しかし、1410 年代から 1420 年代にかけて発生した天災が 5 回と頻繁であったという事実や正長元 (1428) 年、正長の土一揆の影響を受けた播磨国内の土一揆の勃発^(3.4)、翌年の播磨国内最大規模の一揆である播磨の国一揆の勃発^(3.5)に結びつく社会情勢等の要素が絡み合った結果、和市が最高値を示したと考えられる。事実、正長元 (1428) 年の土一揆時には約 1,174 文、永享元 (1429) 年の播磨の国一揆時には約 1,224 文という高値の和市と

なっている。

さらに、年貢の損免状況についても合わせてみてみたい。1300年代における損免率は高くても15%前後であったが、1400年代に入ると応永14(1407)年より損免率が50%を超え、1410年代から1420年代においては損免率が70%に達する年次もある⁽³⁶⁾。この損免率の動きは表2-1の天災・争乱とほぼ一致し、和市とも連動していると思受けられることから、損免率と天災・争乱、和市の三者は無関係とは言い難い。つまり、損免率が高い年次は天災等を原因として収穫量が減少し、市への流通量もまた減少したため、需要量が供給量を著しく上回り、和市高騰という現象に結びついたと推察される⁽³⁷⁾。

その後、1440年代以降の和市変動に影響を及ぼしそうな天災・争乱については、享徳3(1454)年に起きた矢野荘内の土一揆⁽³⁸⁾のみが挙げられる。しかし、これは1450年代後半における和市上昇の要因となったといえるであろう。

1440年代からの下落期においては、文安2(1445)年から文安4(1447)年のみの散用状中に確認される「近年同和市不審也⁽³⁹⁾」という記載が注目される。この記載は、矢野荘より提出された散用状の夏麦と雑穀の和市が300文と統一されていることに対して、学衆方・供僧方の僧が不審に感じ、散用状へ追記したものと考えられる。この記載が確認される以前の永享12(1440)年から文安元(1444)年における夏麦と雑穀の和市は、夏麦が最高値350文・最安値299文⁽⁴⁰⁾、雑穀が最高値349文・最安値297文⁽⁴¹⁾という50文程度の変動幅で推移していた。このような状況と東寺の僧による追記を踏まえると、永享元(1429)年の播磨の国一揆等の動乱により1440年代には東寺の支配力が弱まった一方で、代官らによる在地支配が強まった結果、散用状へ記載された和市が正確でない、いわば適当な和市が散用状へと記されたのであろう。この東寺の支配力低下を裏付ける事実として、年貢米の東寺への運上額が文安元(1444)年時点で約19石と全盛期の4分の1にまで低下している状況が確認される⁽⁴²⁾。

以上により、前節にて述べた立会いという面は考慮に入れるべきではあるが、矢野荘の和市には天災・争乱等により供給量が少なくなり、その結果、和市上昇として反映されるという基本的なシステムが矢野荘において構築されていたといえる。このシステムの上に立会いという名の談合や東寺による介入があることで、矢野荘の和市が決定されていたことが理解されるであろう。

第3節 米・畠作物の和市

次に、品目毎の和市変動に着目する。

まず、図2-1の米関連であるが、全ての品目のグラフをみると、米の和市の変動幅が最も大きいことが分かる。これは、米が市の経済的反応を最も敏感に反映しており、矢野荘において米が最も重要な農作物であったことを示している。

また、矢野荘において、米は通常の米と大唐米の2種類が栽培されていた。大唐米とは、中国で栽培されていた不良な環境に強いインド型の占城稻を指し、11世紀に日本へもたらされた品種である⁽⁴³⁾。その特徴は、米粒はやや長く、旱害・虫害にも強く、多収穫であるが、味が不味い⁽⁴⁴⁾。そのため、米と比べると不人気だったのか、図2-1にて示しているように米よりも100文程度安い値がつけられ、100文差を保ちつつ米と連動した動きをしている。しかし、例外として、1420年代から1430年代において約370文の開きが生じている一方で、永享9(1437)年の高騰時には、大唐米も同様に和市が高騰し、米との価格差は115文となっている。管見の限りでは、矢野荘における大唐米に関する史料が確認できなかったため、和市以外の詳細については不明ではあるが、ここで積極的に推察してみたい。

この大唐米と似た動きをする作物として雑穀を挙げることができる。両者に共通する点は、稲作と畠作物の中では比較的需要が少ないという点であろう。そのため、天災等の異変が生じた際に、米は商品価値が高く需要量が多いため市から消え、需要過多となったことで和市が高騰するが、大唐米・雑穀といった需要量の少ない作物は異変前と変わらずに市にて取引できる状態にあったため、米と比べて和市の上昇が比較的押さえられたのではないだろうか。

次に、図2-2中に示した畠作物について、年貢納入量の最も多い麦⁽⁴⁵⁾を中心にみてみたい。麦は、散用状中において夏麦と秋麦が確認される。夏麦とは、夏に収穫される冬作の麦である⁽⁴⁶⁾。一方の秋麦は、14・15世紀を中心に畿内周辺にて栽培された蕎麦・粟・大豆・胡麻といった夏作の畠作上納物の総称とされている⁽⁴⁷⁾。そのため、グラフ中では、秋麦は雑穀へと分類した。

麦は、1420年代から1430年代での例外を除き、麦の和市が大豆の和市を上回ることはない。さらに、大豆と麦の和市は100文以上の開きが生じていることが分かる。これは、11・12世紀より畿内以西地域において麦を冬作物として栽培する畠地二毛作が行われており⁽⁴⁸⁾、ある程度不良な土地であったとしても安定的収穫が見込める状況がすでに出来あ

がっていたためであるといえる。事実、同時期の矢野荘において、麦は大豆よりも年貢総高が約 1.5 倍あり⁽⁴⁹⁾、麦が大豆よりも収穫量が多かったことが読み取れる。

次に、変動幅についてみると、麦は畠作物の 3 品目中、1420 年代からの高騰期を除き、最も変動幅が小さいといえる。大豆と比べてもその変動幅の小ささは明らかであり、1400 年代以降では麦と雑穀が同じような和市の変動幅となることが多くなる。一方、収穫量の少なかった大豆は、麦とは逆に矢野荘においては安定的収穫が見込めないため、麦よりも変動幅が大きくなってしまったと捉えられるであろう。また、大豆とその他 4 品目の和市が連動していなかった原因については、史料上では確認できなかった。しかし、大豆は麦・雑穀よりは貴重な作物として商品価値が高かったことも和市変動から読み取れる。以上の収穫量と商品価値の違いから、大豆はその他の和市と連動しなかったといえるのではないだろうか。

1420 年代に入ると、応永 33 (1426) 年では約 410 文であった麦の和市は、永享元 (1429) 年には 800 文を上回り、2 倍ほどに高騰している。この高騰は、常に和市が麦よりも高かった大豆を 104 文も上回っている。この要因としては天災や一揆に起因するものと考えられるが、大唐米等と同じく史料上で確認できなかったため、その詳細については不明である。しかし、麦が年貢納入量の多い作物であり、中世において麦が飢饉を克服するための農作物であった⁽⁵⁰⁾ことを踏まえると、麦は需要量の多い作物であったといえる。そのため、麦も米と同様に早期に市から消え、需要過多となってしまう、このような麦の異常な和市の高騰へと結びついたのでないだろうか。

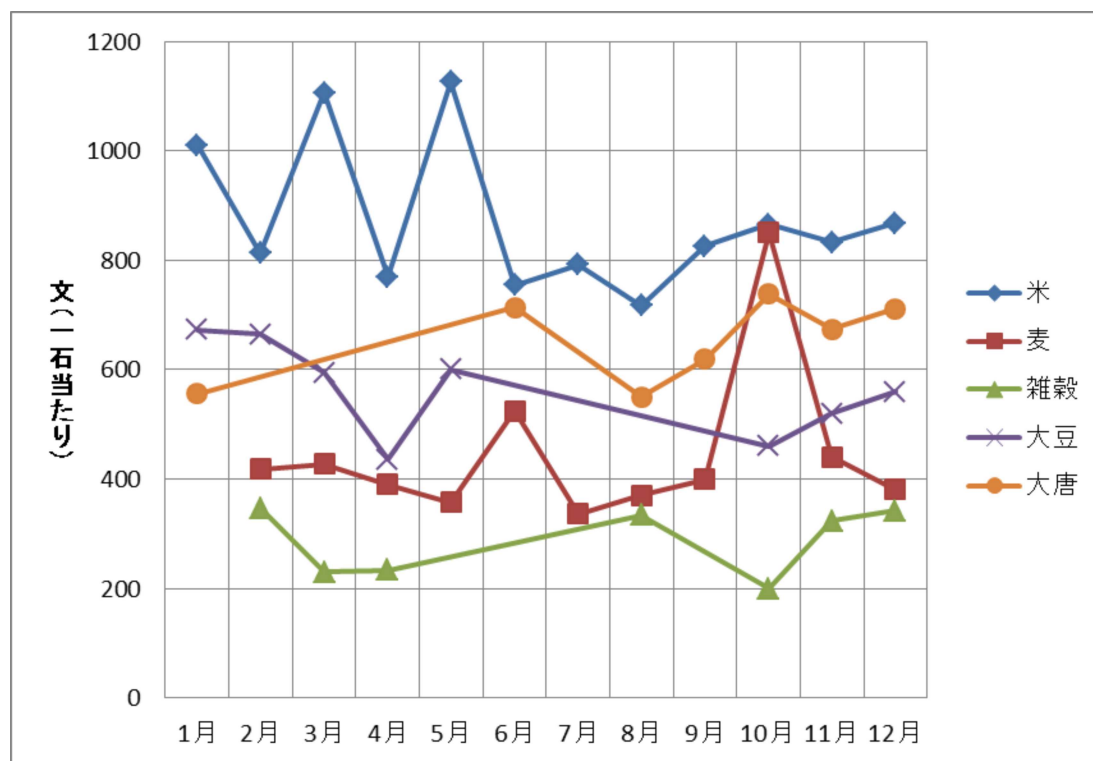
ただし、1440 年代以降からは麦が下落し、雑穀とほぼ同額の和市となっている。さらに、長祿 3 (1459) 年には雑穀の和市が麦を逆転し、58 文の開きが生じている。これらの変動については、管見の限りでは史料が確認できなかったため詳細は不明である。

こうした矢野荘における中世畠作物の和市をみると、麦が特に重要な作物であったことが改めて確認できる。矢野荘において、麦が安定した和市の状況や収穫量であったことから、麦は米に代わる救荒的意味合いの強い農作物であったと指摘できる。また、大豆と雑穀は収穫量が少ないという共通点がありながらも、商品価値の差により価格差が生じたものと考えられる。

第4節 月毎の和市変遷

本節では、月毎の和市について検討する。図2-3のグラフについては、図2-1・図2-2と同様に矢野荘内の全散用状の記載を月毎に分類し、その平均値を算出したものである⁽⁵¹⁾。

図2-3 播磨国矢野荘における月別和市



典拠)『相生市史』内の散用状より筆者作成。

図2-3より、麦を除く全体的な傾向として、1月から6月にかけて和市の変動幅が大きくなり、年末には変動幅が小さくなっていることが読み取れる。このような季節間の和市変動については、桜井氏が油等を事例に出荷時期が変動の要因となると述べている⁽⁵²⁾。ここでは、商品ではない年貢物の観点から品目毎に細かくみていきたい。

米については、「新米のできた十月はやすく、年末、翌春にかけて次第に上昇する」とした熱田氏の見解⁽⁵³⁾とは異なっていることが分かるであろう。矢野荘の米の和市は、8月が717文と最も安く、5月が1,125文と最も高い。そして、年末にかけて和市が少し

つ上昇し、1月から6月においては200文以上の幅をもって変動している。この変動は、中世の米の生産スケジュールが1月に苗の種まき⁽⁵⁴⁾、4月中旬から5月上旬に成長した苗の田植え、7月から8月に稲の刈り入れ及び納入期となる⁽⁵⁵⁾ことに関係しているといえよう。つまり、矢野荘においては、8月に米の納入期を迎え、市への流通量が多くなるため、8月の和市が最安値となっていたと指摘できるのである。そして、苗の種まきを行う1月以降は米の納入期ではないため、市における流通量が減少し、和市が激しく変動することとなったのであろう。

大唐米については、2月から5月と7月の和市が確認できなかったが、8月が550文と最も安く、10月が737文と最も高い和市を示していることが分かる。米と似たような変動をしているため、米と同様に8月に納入期を迎え、市に流通し売買されていたといえる。

次に、大豆は6月から9月の和市が確認できなかったが、4月と10月に和市が下落している様子が見て取れる。具体的には、4月が435文と最安値を示し、1月が673文と最高値を示している。また、4月と10月以降においては、ともに和市が上昇している。このことは、大豆の納入時期が4月と10月の2回に分かれていたことを示唆するものである。つまり、夏作と冬作の二毛作または二期作という形で大豆が矢野荘内にて栽培されていたことを物語っている。

ここで雑穀にも目を向けておきたい。雑穀は1月の和市が確認できなかったが、最安値は10月の200文、最高値は2月の347文の和市を示している。また、大豆と同様に3月から4月と10月に和市が下落している様子も確認できる。このことは先ほど述べた大豆と同じく、二毛作または二期作で大豆とともに雑穀が栽培されていたと指摘し得るものである。

そして、例外として挙げた麦を確認したい。麦も1月の和市が確認できなかったが、7月に最も安い336文、10月に最も高い850文の和市となっている。中世における一般的な麦の生産スケジュールは、8月から9月に麦蒔き、3月から4月に収穫、5月に収穫した麦の乾燥、6月に納入という流れとなっている⁽⁵⁶⁾。しかし、先に挙げた【史料2-③】において、夏麦の収穫期が6月であったため、東寺による詰問の途中にも関わらず、代官と田所が矢野荘へと下向してしまった事例と図2-3における麦の和市変遷とを照らし合わせると、矢野荘における麦の納入期は7月であったといえる。

ただし、6月に524文と2月に比べ100文以上も和市が上昇している点や10月に850文という米とほぼ同じ和市にまで高騰している理由については、管見の限りでは史料が確

認できなかった。今後、他の四品目とは異なる特殊な変動が麦の特徴であるのかどうかについて、他荘園との比較を行うことによって明らかにしていきたい。

ここからは、視点を変えて散用状に記載された月毎における取引件数の偏りに注目してみたい。年貢納入が本格的に開始される6月から12月までの件数は、全体の87.0%を占める⁽⁵⁷⁾。散用状の記録は代銭納のための換金の記録でもあるため、6月から12月にかけてその記録が多いことは市への年貢物流入量はその時期に多いことを示す。つまり、年末にかけて農作物が市へ大量に流入し、その結果として市への流通量が増加、和市の安定化に結びついたといえよう。1月から5月においては、これとは逆となり、市において換金される農作物が減少、市への流通量も少なくなるため、和市が高騰したり変動幅が大きくなったりといった不安定化した状況となったと指摘し得る。

さらに最も注目すべき点として、取引件数の偏りより、代官らの経済行為があったことを窺い知れる点を挙げる。中世では、和市が下落する時期を意図的に選ぶ経済行為があったことが桜井氏により示されている⁽⁵⁸⁾。桜井氏は商品購入時の観点から和市利用を述べたが、ここでは年貢に関わる農作物の和市を用いた経済行為が確認されるのである。

具体的には、麦を除く農作物が年末にかけて和市が緩やかに上昇している時期にあたる11・12月において、散用状に記載された件数が全体の52.2%を占めている⁽⁵⁹⁾。既に述べたように、矢野荘における農作物の納入期は11・12月でなく、米・大唐米は8月、麦が7月、大豆と雑穀が4月と10月であった。このことを踏まえると、代官らは、収穫後、百姓から納入された農作物をすぐに市にて換金せず、和市が上昇する年末まで手元に留め置いていたと指摘できる。そして、和市が高くなる年末に市へ農作物を出すことで、中間搾取を行っていたといえる。もちろん年末以外にも年貢納入は確認されるが、件数及び年貢納入量は年末と比べると少なくなっており、市での換金は必要最小限であったといえよう。

また、1300年代での取引件数の45.0%が、1400年代では60.1%が11・12月の取引件数で占められており、年代が経るにつれて、年末での取引が増加している状況が確認できる⁽⁶⁰⁾。このことより、代官らは代銭納の経験を積み重ねる内に、和市が年末に上昇することを把握するようになり、自らにとって確実に利益となり得る年末に代銭納のための換金を行うようになったと指摘することができる。

しかし、ここで、年貢換金時期を判断していたのは誰かという疑問点が挙げられよう。この点を直接的に示す史料は管見の限りでは確認できなかったが、東寺と百姓側の観点よ

り推察してみたい。通常であれば納入後に行われていた年貢物の換金時期を年末に行うことは、東寺にとっては京都へ年貢銭が運上される時期がその分遅れることを意味する。この遅れは、散用状に未進額として記されていることから東寺にとって迷惑な行為であったといえる。そのため、東寺が換金時期を判断したとはいえないであろう。また、百姓側からは、百姓の利益にならない納入後の年貢物について、換金時期を代官らに指定したとも考え難い。つまり、代官自らが自身の収入を増やすために、年末に換金するという判断を下していたと捉える方が自然であるといえる。

さらに、年末に和市が上昇することを代官らが把握するのにこれほどの期間が必要であったのかという問題点も生じるが、関連史料を確認できなかったため不明である。他荘園の和市を解明する中での今後の課題の1つとして挙げておきたい。

矢野荘では代官らだけではなく、東寺も経済行為を行っていたことをここで確認しておきたい。

【史料2-④】「二十一口方評定引付」永享10（1438）年10月19日条⁽⁶¹⁾

（前略）

一 矢野庄年貢事、以米、可被運送間事

彼庄米事、自以往、連被有増以米、可被執上之由、色々平儀雖有之、于今不事行、然或義云、諸方以米、運送之条、無余儀敷、公平又可有之候由、被申之間、此儀令治定、乘真態差下、自当年、以米、被運送了、仍米十二月廿日已後七十余石到来了、都鄙之売買勘合之处、於百石之内、廿貫文計可有潤色敷之由、其沙汰了、（後略）

【史料2-④】より、和市高騰が続いた永享10（1438）年、京都と矢野荘における米の和市の差が拡大し、京都と矢野荘のそれぞれで米100石を売買すると20貫文分の利益が異なるとして、東寺は矢野荘における年貢納入方法を代銭納から現米納へと転換したことが分かる。つまり、都市と地方における和市の差が拡大した⁽⁶²⁾ため、東寺は年貢から得ることのできる利益を最大限に得ようとし、年貢納入の方法を変更せざるを得なくなったのである。このように、矢野荘の和市は東寺にとって収入に直結する重要な要素であり、東寺は和市を正確に把握し、それに応じた的確な対策を打ち出していたのである。

また、同様の事例は百姓にも確認でき、和市高騰時には現物納、下落時には代銭納を行い、利益が多くなる方法を年貢納入に用いていた⁽⁶³⁾。これらも和市を利用した経済行為

であったといえよう。

図 2-3 での和市変遷及び取引件数の偏りより、利益を拡大するための経済行為が代官らにより行われていたと確認することができた。そして、年貢納入において自らの利益を追求した代官らの行為は東寺や百姓も行っており、矢野荘の年貢収取には和市に基づいた経済行為が介在していたと指摘できる。

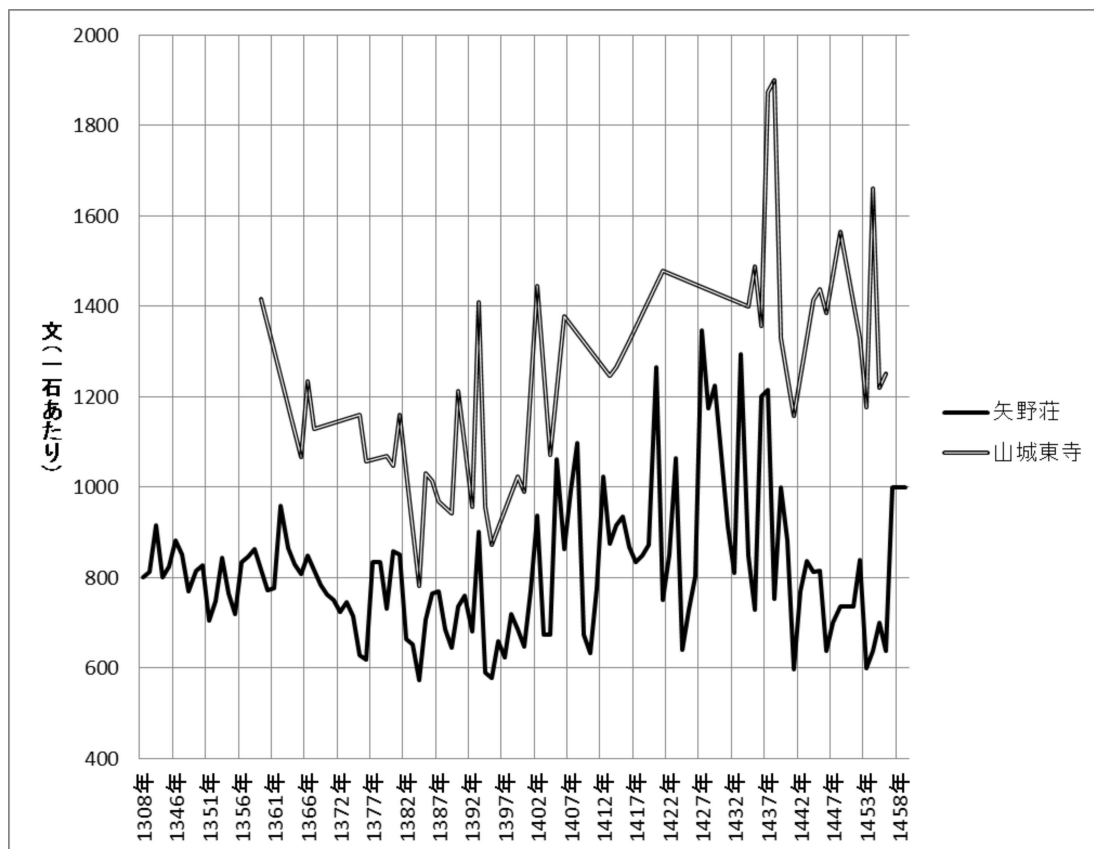
第 5 節 矢野荘と山城東寺の和市

東寺領荘園の和市に関する代表的研究を行った百瀬氏は、山城国内の東寺領荘園の米の和市を明らかにしている⁽⁶⁴⁾。図 2-4⁽⁶⁵⁾では、百瀬氏が示した山城東寺と矢野荘の米の和市を同時に示した。なお、山城東寺のグラフについては、下行枡を矢野荘の公田枡へと統一⁽⁶⁶⁾した。

図 2-4 をみると、和市は常に矢野荘よりも山城東寺の方が高くなっており、京都と矢野荘に米の価格差として約 400 文の開きが生じていることが分かる。この点は、矢野荘でも認識されており、先ほど挙げた【史料 2-④】記されている。

矢野荘の年貢納入は既に述べたように、延慶元（1308）年より年貢運搬におけるコスト等を要因として代銭納が行われている。しかし、再び【史料 2-④】をみると、前述した東寺による年貢収取方針が代銭納から現米納へと転換したことが分かる。京都と矢野荘のそれぞれで米 100 石を売買すると利潤に 20 貫文の開きが現れるため、現米納を行うよう命じている。これは、年貢運搬時のコストやリスク、利便性を上回るほどの和市の価格差が生じたことを示唆している。実際に京都と矢野荘の和市は、永享 10（1438）年において 1,147 文という最大の開きが確認される。つまり、年貢収取方針の転換は、矢野荘の和市高騰に加え、京都と矢野荘の和市の開きが大きくなりすぎたことにあるといえる。

図 2 - 4 和市比較表



典拠) 矢野荘は『相生市史』内散用状より、山城東寺については百瀬今朝雄「室町時代における米価表—東寺関係の場合—」(『史学雑誌』第 66 編第 1 号、1957 年) 64 ~ 68 頁より筆者作成。

次に、具体的な和市変動の検討に移っていききたい。山城東寺の和市は、最安値が至徳元(1384)年の 781 文、一方の最高値は永享 10(1438)年の 1,900 文となっている。京都における最安値は、最も政治が安定していたとされる室町幕府三代將軍足利義満の頃であり、最高値は永享の乱が勃発していた時期に該当する。このことは、山城東寺の和市変動が矢野荘の和市と同様に、争乱・社会情勢等の外的要因に影響を受けていたと指摘することができる。

さらに、全体の和市変動の傾向をみると、両者ともに 1300 年代に下落期を迎え、1400 年代に入ると上昇期が訪れていることが分かる。変動幅は大きく異なるが、1440 年代以

降を除く年代では細かく捉えても、両者の上昇・下落期がほぼ同じであると指摘し得る。この連動性は、矢野荘と山城国内の東寺領荘園との和市が 1440 年代までは一貫性をもって変動していたと捉えることができるであろう。

そして、1440 年代以降においては、山城東寺が和市上昇期の維持、矢野荘は和市下落という正反対の動きが確認される。山城東寺の和市変動については、百瀬氏が商人による京都への物資供給量の変化や悪銭・撰銭の影響を挙げている⁽⁶⁷⁾。商人による具体的な物資供給量については不明であるが、京都では明応九（1500）年に悪銭の混入が問題視されている⁽⁶⁸⁾一方で、1300 年代から 1400 年代における矢野荘内の悪銭・撰銭に関する史料は管見の限りでは確認できない。そのため、山城東寺と矢野荘間の連動性が消失したと捉えることができよう。

以上、山城東寺と矢野荘の和市変動を比較した。両者の変動には、1440 年代以降を除いた連動性が確認される。そして、常に京都側の和市が平均で 300 文から 400 文ほど高くなっており、1420 年代から 1430 年代の和市高騰期には 1000 文以上和市に開きが生じたことが、代銭納から現米納へと年貢收取の手段が変更された要因であったことを明らかにした。

山城東寺のグラフについては、1420 年代から 1430 年代の百瀬氏のデータが欠落していたため、矢野荘の高騰期との具体的な比較を行うことができなかった。また、山城東寺とは異なる矢野荘の和市変動についても、それが矢野荘の独自性であるのかどうかについても確証はできていない。さらに、前述した米以外に年貢として徴収された品目の和市については、現段階では先行研究が存在していないため、本稿では比較すらできていない。これらの問題を解決するためにも、今後、他荘園の和市を本稿のように明らかにしていくことが求められよう。

小括

矢野荘の和市は、基本的には需要と供給のバランスに基づき、さらに市にて上使・代官・百姓らの立会いの下で調整され、決定されていた。また、矢野荘での農事暦や収穫量、商品価値もまた和市を形成する一因となっていた。

本章では、以上のように和市について、需要と供給のバランスよりその形成過程について論じてきた。しかし、和市の表記が錢建てである以上、錢貨の流通状況も和市形成の要

因の1つであるといえる。本章の最後に、銭貨と和市との関係性を言及しておきたい。

矢野荘の和市と通貨事情が直結するような文献史料については、管見の限りでは確認することができなかった。しかし、百瀬氏が紹介した永正 11 (1514) 年の史料に「此年賣買悉安シ、米二升五合、大豆五升、粟同、小豆三升、稗八升、賣買自在ナレモ銭ヲエル程ニ代ニツマル、諸事安シ」とあるように、銭貨があっても物価が安くなっている様子が確認される⁽⁶⁹⁾。おそらく、悪銭が拡大したことにより市場で撰銭が始まり、その結果、銭貨流通量が減少したことで物価が下落したものと考えられる。以上の様に捉えると、悪銭拡大後の銭貨は、和市と密接な関係にあったといえる。もちろん、本章にて言及してきたように社会情勢や天災などの外的要因の検討も必要ではあるが、和市の変動から当該地域の銭貨の流通状況を読み解くことが可能であるといえる。

では、具体的に検討を行ってみたい。上述の悪銭拡大を景気とする物価変動を矢野荘にも当てはめてみると、14 世紀代の物価は小幅な変動をしており、銭貨の流通がようやく本格的になり始めた時期でもあるため、14 世紀代の物価と銭貨には強い連関性があったとは考え難い。文明 17 (1485) 年に大内氏による日本初の撰銭令が発令されたことを踏まえると、矢野荘を含む西日本に悪銭が拡大し始め、撰銭が自然発生的に行われるようになったのは 15 世紀中頃のことと推察される。矢野荘において、この時期は社会情勢の同様と天災が重なった米価高騰後の下落期にあたる。この下落期について、再度、図 2-4 を詳細に捉え直すと、高騰前の物価よりも若干物価が下がっているといえよう。

この点は、高騰期のリバウンドとも捉えることができようが、悪銭が少しずつ拡大し、撰銭が市場で起こり始めたと推察される時期とも合致する。つまり、流通銭の中から悪銭排除が始まったことで、使用可能な銭貨が大幅に減少、結果として物価下落という結果が生じたと導き出される。

このように考えると、高騰前の 1400 年頃から物価が上昇傾向にあったのは、悪銭を含めた銭貨が増加し、流通銭の総量が増えたことが一因となったとも考えられよう。また、著しい和市の高騰期は、和市を高く設定できるだけの流通銭が、在地に相当量存在しないと実現することはできない。この点からも、矢野荘において、1400 年から悪銭を含む銭貨が増大していた状況を窺い知ることができよう。

以上の様に、和市から銭貨の流通状況を読み解くと、1400 年以降、矢野荘には悪銭などの銭貨が流入してきたことより流通銭が充実してきた。その後、天災などの外的要因により和市が高騰することとなるが、高騰期を迎えることができるだけの通貨量がこの時点

では矢野荘には蓄積されていたのである。そして、通貨量の充実に伴い、市場などでは撰銭が行われるようになり、流通銭が減少したという流通状況にあったことが読み取れよう。

本章より、矢野荘を事例として、米だけではなく、畠作物を含む年貢収取に関わる和市の総態について、初めて明らかにすることができた。和市は、単に散用状内において物価を示すだけのものではなく、領主である東寺や在地の代官、百姓の年貢納入に関わる行動に影響を及ぼすほどの重要な存在として機能していたことが分かる。さらに、和市変遷は当該地域における銭貨の流通状況を読み解くための1つの手段としても利用できるのである。

しかし、現段階では、本章のような和市の実態を示した先行研究は存在しておらず、本章での矢野荘の和市に関する研究成果と比較・検討することはできない。そのため、今後、東寺領内の他荘園の和市を明らかにしていく必要があるといえよう。その際には、流通経路の検討や地方に物資を運搬していた商人の動向等にも目を向ける必要があると考えられる。以上のような点も含め、他荘園の和市の実態を1つずつ明らかにし、通貨事情の解明へと結び付けていきたい。

そして、物価である和市に影響した通貨事情について、第3章以下において地方それぞれの独自性を示していくこととする。

-
- (1)「算用状」と表記されることもあるが、本稿では「散用状」と表記を統一する。
- (2)豊田武『増訂中世日本商業史の研究』(岩波書店、1952年) 132頁。
- (3)佐々木銀弥「荘園制下の和市」(網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、1999年)。
- (4)桜井英治「中世における物価の特性と消費者行動」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集、2004年)。
- (5)百瀬今朝雄「室町時代における米価表—東寺関係の場合—」(『史学雑誌』第66編第1号、1957年)。
- (6)矢野荘に関しては、宮川満「播磨国矢野庄」(柴田實編『庄園村落の構造』創元社、1955年)や網野善彦「播磨国矢野荘」(網野善彦『網野善彦著作集』第2巻、岩波書店、2007年)等の多数の論稿がある。矢野荘に関連する論稿は、相生市編纂専門委員会編『相生市史』第8巻下(兵庫県相生市・相生市教育委員会、1995年) 1137～1144頁にまとめられている。
- (7)矢野荘では、例名に用いられた基準枡である公田枡、重藤十六名のみで使用された重藤枡、公文名散用状に用いられた枡が存在している。枡の容積比は、「公田枡：重藤枡：公文名での枡＝1：1.11：0.913」となっている。また、それぞれの枡は同一の和市により取り扱われたことが散用状より確認できる。そのため、本稿においては枡の違いに関しては考慮しないこととした。
- (8)百瀬前掲論文「室町時代における米価表—東寺関係の場合—」。百瀬氏は枡を下行枡に統一し和市を算出したが、本稿では矢野荘の基準枡である公田枡に統一して和市を算出している。
- (9)熱田公「中世荘園社会生活の一斑—矢野荘の年貢算用状を中心に—」(『兵庫県の歴史』第9号、1973年)。
- (10)佐々木前掲論文「荘園制下の和市」 396頁。
- (11)例えば、「公文名年貢等散用状」応永15(1408)年3月5日条(『相生市史』第8巻下、782～784頁)。
- (前略)
- 二石四斗九升 大唐 代二貫百十六文 石別八百五十文 (後略)

本史料では、大唐米についての和市が確認できる。基準とすべき市での和市は「1石当たり850文」であるが、実際には大唐米2石4斗9升分・代銭2貫116文での取引時の1石当たり約867文にて取引されていたことが分かる。

(12) 矢野荘に関する文書は、相生市史編纂専門委員会編『相生市史』第7巻（兵庫県相生市・相生市教育委員会、1990年）・相生市編纂専門委員会編『相生市史』第8巻上（兵庫県相生市・相生市教育委員会、1992年）・相生市編纂専門委員会編『相生市史』第8巻下にまとめられている。以下、『相生市史』については、第7巻を『相7』、第8巻上を『相8上』、第8巻下を『相8下』と表記する。

(13) 以下、二十一口供僧方については「供僧方」と表記を統一する。

(14) 矢野荘の公文名散用状については、馬田綾子「荘園の歴史と収納方法—矢野庄公文名散用状をめぐって—」（『兵庫県の歴史』第32号、1996年）に詳しい。

(15) 牛尾浩臣「東寺領荘園の和市と算用状—播磨国矢野庄の場合—」（佛教大学文学部史学科創設三十周年記念論集刊行会編『史学論集—佛教大学文学部史学科創設三十周年記念—』佛教大学文学部史学科創設三十周年記念論集刊行会、1999年）31頁。

(16) 同上論文、31頁。

(17) 「例名領家方年貢散用状案」延慶元（1308）年12月日条（『相7』617～619頁）。

(18) 「代官信広・同祐尊等連署請文」康安元（1341）年12月5日条（『相8上』228～230頁）。

(19) 「学衆方地下注進状」貞治2（1363）年11月日条（『相8上』236頁）。

(20) 佐々木前掲論文「荘園制下の和市」398～400頁。

(21) 桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』（山川出版社、2002年）207頁。

(22) 「成円注進状断簡」10月24日条（東宝記刊行会編『国宝東宝記紙背文書影印』東京美術、1986年、300頁）。

（前略）

^{（和市）}わしたかく候へハ、百姓米にてなし候へハ、とくふん^{（得分）}になり候、せ^{（銭）}にてなし候へハ、
禪延^{（得分）}なんとてそのとくふんなく候によんての事に候へく候、（後略）

(23) 「助僧都良宝和市請文」康暦2（1380）年6月11日条（『相8上』428頁）。本史料は、和市不正に関わる取り調べの記録として、牛尾氏も紹介している。（牛尾前掲論文「東寺領荘園の和市と算用状—播磨国矢野庄の場合—」29～30頁）。

(24) 「学衆方評定引付」康暦2（1380）年2月18日条（『相7』247～252頁）。

- (25)木村茂光『日本古代・中世畠作史の研究』（校倉書房、1992年）278～279頁。
- (26)榎原雅治氏は、矢野荘では頻繁に損亡・損免に関する要求が東寺に向けて出されており、東寺は損亡・損免に対して懐疑的な態度を示していたと述べている（榎原雅治「損免要求と豊凶情報」（榎原雅治『日本中世地域社会の構造』校倉書房、2000年）。そのため、表2-1中では、通常の損亡については記載せず、「大損亡」・「大洪水」・「大旱魃」等の被害が大きかったと想定される事例のみを挙げた。
- (27)「学衆評定引付」応安6（1373）年9月21日条（『相7』143～160頁）。
- (28)「学衆評定引付」永和3（1377）年正月20日条（『相7』199～238頁）。
- (29)「供僧・学衆連署請文」明德4（1393）年12月14日条（『相8上』579頁）。明済に関しては、伊藤俊一「「有徳人」明済法眼の半生—室町時代前期における寺院経済転換の一断面—」（伊藤俊一『室町期荘園制の研究』塙書房、2010年）に詳しい。
- (30)「学衆方年貢等散用状」明德5（1394）年5月晦日条（『相8上』583～586頁）。
- (31)「学衆方年貢等散用状案」（『相8上』601～606頁）。なお本史料は年月日が欠けているが、応永2（1395）年及び応永3（1396）年分の散用状が記されている。
- (32)「東寺雑掌頼勝申状案」応永3（1396）年九月日条（『相8上』600～601頁）。
- (33)取引毎の和市最高値は、正長元（1428）年における米1石あたり約1,484文となっている。
- (34)「二十一口方評定引付」正長元（1428）年11月17日条（『相7』366～372頁）。
- (35)『薩戒記』正長2（1429）年正月29日条（東京大学史料編纂所編『大日本古記録 薩戒記』4、岩波書店、2009年、155～156頁）。
- (36)伊藤俊一「応永末～寛正年間の水干害と荘園制」（早稲田大学総合人文科学研究センター（研究部門・トランスナショナル）高等研究所（研究エリア・比較文明史）共催シンポジウム アジアの水利問題と国家・社会その3『中世村落の総合的復原研究—備中国新見荘の歴史と水利—』早稲田大学本部キャンパス小野記念講堂、2013年7月13日）136頁。
- (37)1400年以降の和市が上昇した背景・要因について、損免率と合わせて「河成」等の被害状況として東寺に申告された内容についてもより詳細に検討すべきであるが、この点については今後の検討課題として別稿を期したい。
- (38)「二十一口評定引付」享徳3（1454）年5月9日条（『相7』442～445頁）。
- (39)この文言は、散用状中において合計5カ所確認できる。『相8上』936号文書、942号文書、951号文書の散用状を参照されたい。

- (40)夏麦の最高値は「公文名年貢等散用状」嘉吉3(1443)年3月日条(『相8上』525～528頁)、最安値は「供僧方年貢等散用状」嘉吉2(1442)年3月15日条(『相8上』498～504頁)より算出した。
- (41)雑穀の最高値は「公文名年貢等散用状」文安元(1444)年3月日条(『相8上』536～537頁)、最安値は「公文名年貢等散用状」嘉吉元(1441)年4月日条(『相8上』484～486頁)より算出した。
- (42)宮川前掲論文「播磨国矢野庄」附表第八。
- (43)赤穂市史編さん委員編『赤穂市史』第1巻(兵庫県赤穂市、1981年)374～375頁。大唐米については、「太唐米」とも表記されるが、本稿では「大唐米」と表記を統一する。
- (44)熱田前掲論文「中世荘園社会生活の一斑一矢野荘の年貢算用状を中心に一」15頁。
- (45)宮川前掲論文「播磨国矢野庄」附表第八。
- (46)木村前掲書『日本古代・中世畠作史の研究』。
- (47)黒田智「秋麦」とは何か(『民衆史研究』第54号、1997年)。
- (48)木村前掲書『日本古代・中世畠作史の研究』188～198頁。
- (49)宮川前掲論文「播磨国矢野庄」附表第八。
- (50)木村前掲書『日本古代・中世畠作史の研究』340～341頁。
- (51)図2-3は、月が記された1,968件のデータに基づいて作成した。
- (52)桜井前掲論文「中世における物価の特性と消費者行動」65～68頁。
- (53)熱田前掲論文「中世荘園社会生活の一斑一矢野荘の年貢算用状を中心に一」17頁。
- (54)木村前掲書『日本古代・中世畠作史の研究』332～333頁。
- (55)同上書、349～352頁。
- (56)同上書、194頁。
- (57)月が記された全1,968件の中の内、6月から12月における和市による取引件数は、1,714件を数えた。
- (58)桜井前掲論文「中世における物価の特性と消費者行動」65～68頁。
- (59)11月から12月における和市による取引件数は、1,029件を数えた。
- (60)11月から12月における1300年代の納入件数は1,024件中、461件であり、1400年代の納入件数が944件中、568件を数えた。
- (61)「二十一口方評定引付」永享10(1438)年10月19日条(『相7』408～410頁)。
- (62)百瀬氏は米、桜井氏が油の物価を対象として、地方よりも京都の物価が高かったこと

を示した。特に桜井氏は、商人が地域間価格差に着目した購入量の違いについて述べている。(百瀬前掲論文「室町時代における米価表―東寺関係の場合―」68～69頁・桜井前掲論文「中世における物価の特性と消費者行動」68～74頁)。

(63)「成田注進状断簡」10月24日条。

(64)百瀬前掲論文「室町時代における米価表―東寺関係の場合―」。本章の山城東寺の和市に関する詳細な数値については、本文を参照されたい。

(65)図2-4中の山城東寺のグラフは、矢野荘の散用状が確認された年代のみを示した。1460年代以降の山城東寺の和市は、グラフで示した1400年代中頃をピークとして下落していき、1500年代に入るとピーク時の半分程度まで和市は下落するようになる(百瀬前掲論文「室町時代における米価表―東寺関係の場合―」)。

(66)百瀬氏は、山城東寺の和市を下行枡へと統一している。下行枡と矢野荘公田枡の容積比は、「下行枡：公田枡＝1.33：1」となっている(続群書類従完成会「東寺庄園斗升増減帳(新補)」(『史学文学』第2巻第1号、1959年))。

(67)百瀬前掲論文「室町時代における米価表―東寺関係の場合―」69～70頁。

(68)「幕府撰銭法事書」明応9(1500)年10月条(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』家わけ第21・蜷川家文書之2、(東京大学出版会、1984年)139頁)。

(69)百瀬前掲論文「室町時代における米価表―東寺関係の場合―」69～70頁。百瀬氏も、山城東寺の米価変動の要因として、需要と供給の関係以外にも、京都で撰銭が行われていた点を挙げている。

第3章 中世後期北陸の通貨事情

本章より、地方の通貨事情について、具体的に論じていく。まずは、中世北陸を研究対象として論じていく。中世北陸は、古代より奈良・京都の中央と関係を持ちつつ、畿内とは異なる経済圏を形成していた。ここでは、特に15・16世紀北陸の通貨事情に注目する。そして、京都と対比することで、中世北陸が持つ通貨事情の特徴を明らかにする。これにより、中世後期において、室町幕府弱体化に伴い変容する京都と地方との関係を通貨事情の側面から捉えていく。

なお、京都と地理的及び政治的に近い関係にあった若狭・越前についても、単なる畿内の延長ではなく、北陸経済圏の一角として捉える。そのため、本稿では、中世北陸を若狭・越前・加賀・能登・越中と措定する。

北陸の通貨事情に関する先行研究として、高木久史氏と川戸貴史氏の研究が挙げられる。高木氏は、16世紀後半の越前での銭使用について、1570年代を画期として、悪銭を通用銭として受領し、次第に悪銭が基準銭化したと捉えている⁽¹⁾。また、川戸氏も、賀茂社所領の荘園であった能登国土田荘における年貢収納時の悪銭への領主層の対応について触れ、京都と能登での悪銭に対する基準の違いについて述べている⁽²⁾。

以上の先行研究では、特定地域及び特定年代における北陸の通貨事情について述べている。そのため、北陸に流通していたとされる悪銭の流通時期やその種類、銭貨と関係の深かったであろう金・銀の動向等、明らかにされていない点が多い。

上述の課題を明らかにするために、本章では従来の史料不足という問題点を解決し、北陸の通貨事情を明らかにするために、管見の限りではこれまで交わることのなかった文献史学と考古学の観点を融合させる新たな研究手法を用いる。

具体的に、文献史学からは、郷土史料⁽³⁾を用いて悪銭流通や金・銀・銭の三貨が流通する過程に関する考察を行う。他方、出土銭貨を中心とする考古学では、中世日本鑄造の模鑄銭鑄型が、京都・鎌倉・博多・堺の中世主要都市にて発見されている。この考古学の成果により、15・16世紀において北陸に流通していた銭種を明らかにし、出土銭貨内に含まれる模鑄銭混入に関する再調査を行うことで、悪銭に関する考察を行う。

以上の内容を踏まえ、文献史料と出土銭貨を検討することで、15・16世紀における北陸の金・銀・銭の三貨に関する通貨事情を明らかにしてみたい。そして、合わせて、北陸

と中世主要都市である京都との相違点を見出すことで、中世後期北陸の通貨事情における独自性に言及していく。

第1節 北陸における銭貨の通貨事情

(1) 文献史料から捉えた銭貨の通貨事情

中世後期における北陸は、一向宗勢力が非常に強い地域であった。これは、銭に関して同様であり、加賀・能登・越中の領主層や有力農民から一向宗勢力への銭の献上⁽⁴⁾や一向宗勢力からは祝い金⁽⁵⁾といった形で、銭のやり取りを見ることができる。また、16世紀前半には、越中にて若狭の小浜商人との取引が行われ、そこで悪銭を用いた取引がなされていた⁽⁶⁾。つまり、北陸圏内において銭のやり取りが見受けられるのである。このことを念頭において、北陸の通貨事情を明らかにする。

まずは、銭の使用状況から確認したい。

応永 15 (1408) 年、能登国の農民は 1 日につき 2 文ではあるが小額の代銭納を惣持寺へ行っている⁽⁷⁾。応永 32 (1425) 年には、土地取引に越前の水海の住人が関わっている様子⁽⁸⁾も見受けられる。また、永享 12 (1440) 年になると、幕府が加賀・能登等の北陸道諸国に対して、棟別銭 10 文を徴収している⁽⁹⁾。このように、15 世紀前半には、北陸の農村においても銭が普及し始めていると捉えることができる。しかし、農民が銭取引に登場する機会は少なく、銭の普及に関しては京都よりも遅れがあるといえる。

他方、領主層においては、応永 22 (1415) 年、東寺から富樫氏へ銭貨の贈答が行われる⁽¹⁰⁾等、領主層間での銭のやり取りが活発に行われている。このことは、15 世紀前半において、領主層と農民の間には依然として銭貨の流通量に大きな開きがあったことを物語っており、農村内においても権力を握っていた寺社へ銭貨が集まる傾向にあったことを示している。

15 世紀中頃以降になると、享徳 2 (1453) 年、能登国法住寺の勧進への寄付を行った者の中に農民の名を確認することができる⁽¹¹⁾。勧進は、信仰心に関わる問題でもあるため、中には「あま女」と記された女性も存在しており、多くの農民からの寄付が確認される。つまり、銭貨が農民にも行き渡りつつあったといえる。その一方で、銭貨ではなく米により勧進を行う者も同時に記されていることから、銭納と現物納が混在しながら銭貨が普及

していた様子が窺えよう。

このように、銭貨の流通は拡大傾向にあったものの、農民間には銭使用に対する格差が生じ、依然として土地取引等の高額な銭取引には農民がほとんど介在できていなかった。15世紀後半になっても、領主層に銭貨が集中していた15世紀前半の使用方法の枠組みを超えるものではなかったといえる。

他方、領主層においては、文明9(1477)年、能登国守護の畠山氏が日野富子より1000貫文を借用している⁽¹²⁾。また、文明11(1479)年には、京都の清水寺を再建するための寄付として能登国から30貫文、越前朝倉家からは500貫文を寄贈している⁽¹³⁾。これらより、16世紀に近づき、借錢や寄贈等の銭貨を用いた動きが活発になるにつれて、その取扱額も増大し、銭市場が拡大していることが読み取れる。

そして、加賀の一向一揆が勃発し、加賀国守護の富樫政親が自刃した長享2(1488)年には、北陸において初めて「悪銭」が能登国土田荘に現れることとなる⁽¹⁴⁾。これ以降、北陸の銭市場は拡大するとともに悪銭の流通が認められるようになり、銭市場は急激に悪化していくこととなる。

「悪銭」の文言を確認することのできる15世紀末以降、土地取引等の高額取引に住人が関わった事例⁽¹⁵⁾が増加し始める。この点は、悪銭流入に伴い、流通銭の総量が増加したために、農民層にも本格的な銭市場が形成されたことを意味する。

その後、16世紀中頃以降では、銭市場は混乱の一途を辿る。領主層においては、1530年代以降における加賀国味智郷の年貢算用状を見ると、表記の中心が銭から米へと移行しつつある様子が窺える⁽¹⁶⁾。つまり、領主層において、銭貨に対する信用が低下し始める状況が一部地域で生じつつあったのである。ついに元亀4(1573)年には、領主層は段銭の中に価値が精銭の三分の一である悪銭での納入を認めるまでに至った⁽¹⁷⁾。そして、天正14(1586)年においては、越前檜曾谷村での田地売買に米⁽¹⁸⁾や糸⁽¹⁹⁾を使用する事例までが現れる。

これらの事例から、16世紀末には、領主層における銭貨の信用は大きく低下し、これまで銭が担ってきた貨幣機能が喪失し始めていることが窺える。

以上、15・16世紀における北陸の通貨事情について追ってきた。北陸では、15世紀初頭では格差を生じながら銭市場が展開し、長享2(1488)年の悪銭の登場により銭市場に変化が生じることとなった。16世紀末に近づくにつれて銭貨及び悪銭の流通量は拡大するが、この拡大と比例するかのように農民層へと銭貨は行き渡っていった。しかし、悪銭

の登場は領主層における銭貨の信用低下をもたらし、16世紀末には銭貨の貨幣機能は著しく低下した。そして、豊臣政権による石高制への強制移行の流れに北陸も追従していくこととなる。

(2) 悪銭の混入率

中世後期において、北陸の農民が領主層に納める年貢銭にどれほどの悪銭が混入していたのだろうか。

北陸における悪銭が文献上にはじめて現れるのは長享2(1488)年のことである。それ以降、悪銭は16世紀末にかけて散見されることとなる。特に、史料上に現れる文献の中で、悪銭の混入率が計算できるものについて、表3-1にまとめた⁽²⁰⁾。

表3-1 『加能史料』に見る悪銭混入割合

年度	記事内容	場所	混入率
1488	10貫文中、1貫文【算用状】(戦国Ⅱ、397頁)	能登国土田荘	10.0%
1489	2貫文中、55文【算用状】(戦国Ⅲ、158頁)	能登国土田荘	2.7%
1492	6貫文中、467文【公用銭】(戦国Ⅳ、24頁)	能登国土田荘	7.7%
1495	15貫文中、811文【算用状】(戦国Ⅳ、197頁)	能登国土田荘	5.4%
1497	35貫文中、1貫482文【公用銭算用状】(戦国Ⅳ、396頁)	能登国土田荘	4.2%
1497	51貫文中、1貫380文【公用銭算用状】(戦国Ⅳ、412頁)	能登国土田荘	2.7%
1498	28貫800文中、1貫100文【公用銭算用状】(戦国Ⅳ、414頁)	能登国土田荘	3.8%
1499	33貫文中、600文【公用銭算用状】(戦国Ⅴ、2頁)	能登国土田荘	1.8%
1500	15貫文中、50文【公用銭算用状】(戦国Ⅴ、90頁)	能登国土田荘	0.3%
1501	27貫文中、870文【公用銭】(戦国Ⅴ、140頁)	能登国土田荘	3.2%
1510	11貫309文中、500文【公用銭】(戦国Ⅵ、71頁)	加賀国金津荘	4.4%
1521	7貫文中、280文【菜料】(戦国Ⅷ、137頁)	加賀国大野荘	4.0%

典拠)『加能史料』の内容に基づき、筆者作成。

表3-1を見ると、長享2(1488)年の初出から文亀元(1501)年までの間、ほぼ毎年のように悪銭が混入していたことが分かる。つまり、長享2(1488)年以降、悪銭が年貢収取において問題化していることを示している。これは、北陸での銭の流通量増加とともに、悪銭も増加していたためであろう。北陸への銭貨の供給元である西日本において、15世紀以降に悪銭が増加していたのに対して、長享2(1488)年に北陸において悪銭が問題化し始めたことの時差を考えれば、15世紀中頃にはすでに悪銭が北陸に流入していたと捉えることができよう。

次に混入率について、注目してみたい。時代が経るにつれて混入率は低下している。このことは、北陸の市場に出回っている悪銭が減少したということを単純に示すのであろうか。この点については、次の史料を確認したい。

【史料3-①】「隠岐統朝書状」明応6(1497)年5月10日条⁽²¹⁾

承候間渡申候、御心得肝要候、
一、悪銭於京都^(野)安洲井方渡申候由蒙仰候、言語道断次第候、於國者^(能登)ゑらミ候て渡候間、
堅被仰候て可有御請取候、(後略)

【史料3-①】は、すでに須磨千頼氏⁽²²⁾や川戸氏⁽²³⁾によって検討されている史料である。その内容は、明応6(1497)年、京都の賀茂社が、悪銭を含む年貢銭を能登守護被官の隠岐氏が代官である土倉の野洲井に渡したと訴えた。これに対し、隠岐氏は、年貢銭については能登にて撰銭をすでに行っているとして反論している。

須磨氏や川戸氏は年貢の請取や収取の観点から検討した史料であるが、ここでは15世紀末時点において、年貢徴収の際に撰銭が行われていることに注目したい。北陸において、悪銭が問題化し始める時期とほぼ同時期に、年貢徴収の際に撰銭が行われていた。この撰銭によって、混入率が低下していたのであり、北陸では、悪銭は減少していないのではないだろうか。むしろ、撰銭をしているにも関わらず悪銭の混入が継続していることから、悪銭は増加傾向にあったと捉えるべきである。

さらに、【史料3-①】では、能登国にて撰銭を行った年貢銭が、京都においては悪銭が混入しているものとして受け取られている。このことから、川戸氏が述べるように、能登国での悪銭の定義と賀茂社がある京都での悪銭の定義が異なることを指摘することがで

きる⁽²⁴⁾。言い換えると、悪銭とともに撰銭に対する基準が異なっており、北陸においては京都よりも緩やかな基準で撰銭が行われていたのである。

また、能登国にて撰銭を行ったものを、京都の寺社においても撰銭している事実も分かる。これは、北陸での領主層と京都の寺社側での二重の撰銭行為があり、北陸から京都へ銭が流入する際は、厳重な管理の上で行われていたのである。京都の寺社側は、地方へ流出していった銭が、年貢銭という形で再び流入してくることに強い危機意識を抱いていた様子が窺える。

中世北陸では、撰銭令の発令を確認することができない。そのため、農民の悪銭に対する姿勢は、領主層への年貢納入時にしか確認することができない。悪銭混入の記録は、京都に拠点を構える寺社所領の荘園の文献に集中している。なぜ、このような偏りが存在しているのだろうか。

それは、京都に関わりのある寺社や人物が徴収し、撰銭を行っているためではないだろうか。表3-1に見られる荘園は、いずれも京都にある寺社所有の荘園領である⁽²⁵⁾。実際に、年貢銭を徴収するための収納使が京都から派遣されている⁽²⁶⁾。年貢銭を納める農民が、日常的に使用していた銭を収納使には認められなかったために、結果、記録に残されたと考えられる。

つまり、京都にて悪銭となっていた銭質が、北陸では日常遣いの銭質として受け入れられていたと考えられる。この点に関しては、次項において検討を重ねたい。

(3) 悪銭混入時の領主層の対応

北陸における悪銭への対応については、年数が経過するにつれて変化してきている。

【史料3-②】「土田荘公用銭到来散用状事」長享2(1488)年5月19日条⁽²⁷⁾

同五月十九日土田庄公用銭到来散用状事

合

拾貫文内壹貫文悪銭、但五百十一文本銭ニ成候、

定九貫文五百十一文五月四日借書返辦、(後略)

【史料3-②】は、北陸の文献上、初めて悪銭の文言が現れた史料である。その内容は、長享2(1488)年、能登国土田荘において公用銭10貫文中に悪銭1貫文が混入し、悪銭を511文の本銭として扱ったことを示している⁽²⁸⁾。また、明応元(1492)年には加賀国福田荘⁽²⁹⁾の請取銭の中に混入していた悪銭を返却している⁽³⁰⁾。前述の内容を踏まえると、このような処理を指示したのは京都から派遣された収納使であろう。

【史料3-③】「土田荘公用銭算用状」明応4(1495)年9月8日条⁽³¹⁾

明應三年拾月晦日土田庄公用算用状事

合拾五貫文之内 八百十一文あくせん、
ふそく在之

殘而拾四貫文百八十六文之内、(後略)

【史料3-③】は、明応4(1495)年、能登国土田荘にて公用銭15貫文中に悪銭811文と不足銭3文があり、悪銭については差し引いて処理したとする内容である。これ以後、大永元(1521)年までの間では悪銭を差し引くという行為が継続することとなる⁽³²⁾。

15世紀末時点については、悪銭混入時の対応に違いが見受けられる。これは、年貢銭内における悪銭の考えや基準が京都から収納使を通じてもたらされたため、その考えや基準が浸透しきっていなかったからであろう。しかし、対応に違いはあるものの、京都との関わりを持つ領主層は、北陸の悪銭を忌避していたといえる。対応が一元化されるようになった明応4(1495)年頃より、悪銭に関する認識が領主層においても一般化されたと捉えることができる。

次に、悪銭を差し引くという対応が揺らぎ始める大永元(1521)年以降の対応について確認していく。

【史料3-④】「臨川寺造営方納下帳」大永元(1521)年条⁽³³⁾

(前略)

貳貫文 大野庄々主周乘藍寺補任之繹菜料、

伍貫文 同補任錢季範和尚奉加、

以上、七貫文之内、八十文不足在之、貳百八十文悪銭賈減、

定殘六貫六佰卅四文(後略)

【史料3-④】は、大永元（1521）年、加賀国大野荘から納入された7貫文の中に、不足分80文と悪銭を売却して減少した分が280文あると解釈できる。これまでの悪銭を差し引く対応とは異なり、悪銭を売却し、年貢銭に充てていたことが読み取れるであろう。

北陸の銭市場では、悪銭が増加し、納入時において撰銭を行っても悪銭が多分に含まれていた。そのため、領主層は悪銭の受領を拒否するのではなく、悪銭を買換えする方針を採ったと捉えることができる。しかし、悪銭そのものは認めてはいないことに留意すべきである。

このような点から、16世紀前半において、既に悪銭が領主層の悪銭受領拒否という方針に影響を及ぼすほど、北陸の銭市場に拡大していたのである。

【史料3-⑤】「深岳寺納所宗才書状」天文14（1545）年11月18日条⁽³⁴⁾

態一筆令啓上候、仍春近郷末平名御本役、石田彦左衛門尉頼入、重馳走以請取申候、五貫文綿二把半買調候、殘五貫文者悪銭御座候間、商人方へも御知人候者、何方へ成共渡可申候、如去年之賣候て成共可調候与、依御左右其心得可仕候、恐惶頓首、

(天文十四年)
十一月十八日 宋才

如意庵
御納所禪師 侍者御中

【史料3-⑥】「深岳寺納所宗才書状」天文15（1546）年2月3日条⁽³⁵⁾

新春之御慶雖事旧候、猶以不可有盡期候、仍春近末平名本役請取申候、悪銭候間、五貫文充石別買調米置候、國中代ニテ賣買者、壹貫文を五百、百文を五十二調候、去年上候物不下前調候、御返事次第調替、龍門寺之内徳桂庵へ、渡可申候、米ルて可請取付而者、渡可申候、可御心安候、（後略）

【史料3-⑤】及び【史料3-⑥】は、越前の深岳寺から京都の如意庵へ宛てた文書である。【史料3-⑤】では、天文14（1545）年、深岳寺が徴収した銭貨の中に悪銭5貫文が混入し、その処理について去年と同様に商人へ売却して、如意庵へ送るという内容となっている。【史料3-⑥】は、翌年の天文15（1546）年に混入した悪銭を米に交換して如意庵へ送る旨を示している。

これらの史料からは、第一に、【史料3-④】と同様に、悪銭を単に忌避するのではな

く、売却や交換による悪銭の利用が注目される。また、現物納が行われていた事実についても注目すべきである。北陸の銭市場において、悪銭を利用しなければならないほど悪銭の割合が数十年の間に高まっていることを示唆しており、年貢銭を納める農民層には悪銭が蔓延している様子を窺い知ることができよう。

第二に、悪銭の価値に注目してみよう。【史料3-⑥】では、「壹貫文を五百」と悪銭を2分の1に評価しているが、24年後の永禄12（1569）年には、如意庵へ渡す年貢銭の中に含まれていた悪銭を3分の1に減価して売却を行っている⁽³⁶⁾。また、これと同様の措置は、元亀元（1570）年にも行われている⁽³⁷⁾。このことから、年数の経過とともに悪銭の価値が低下しているといえる。精銭の流通量に関する史料は、管見の限りでは発見することはできなかったが、悪銭の価値の低下は、当該地域において悪銭の流通量が増大しすぎたために引き起こされた現象であろう。これにより、精銭の割合は低下し、精銭の価値が上昇していたと考えられる。

そして、1570年代に入ると、悪銭に対する対応は大きく転換することとなる。

【史料3-⑦】「坪江下郷段銭請取状」元亀4（1573）年6月11日条⁽³⁸⁾

納坪江下郷段銭之事

但三双倍分也、千手寺分滝谷寺御弁

合壹貫五百貳拾七文者

此外七拾五文若菜次銭三双倍分也、

右去年分也、但三双倍内壹分之米ハ石別壹貫七百文の算用米にて納之、且々也、

元亀四年

安後新次郎

六月十一日

乗勝

【史料3-⑦】では、元亀4年（1573）において、段銭内に3分の1に減価させるべき「次銭」という銭が使用されている。「次銭」は、詳細不明の銭であるが、高木は悪銭の一種ではないかと想定している⁽³⁹⁾。京都の撰銭令では、減価して使用する銭は悪銭である⁽⁴⁰⁾ことから、筆者もこれを悪銭としてみなすべきと考える。

この「次銭」を含む3分の1に減価される銭については、朝倉氏滅亡後に北陸を支配した柴田勝家も、年貢銭納入の際に言及している。

【史料3-⑧】「柴田勝家掟書」天正4（1576）年3月3日条⁽⁴¹⁾

（前略）

一、所々上使催^(促)乞賄之事、一汁二菜何ニても可為有^(合)相、中酒一篇、立科者侍百疋中間五十疋、但可為並錢、付符者可出印判事、

一、國中反錢諸納所錢、如高札以三増倍可入弁事、（後略）

【史料3-⑧】において、柴田氏は、天正4（1576）年、段錢納入には流通錢を3倍とすることを命じている。これは、流通錢が精錢の3分の1の価値しかなかったことを示すものである。また、「並錢」という錢種も確認されるが、これも悪錢の一種であると考えられている⁽⁴²⁾。この柴田氏の政策は、永禄12（1569）年に織田信長が発令した撰錢令⁽⁴³⁾に基づくものであろう。この織田氏の基本方針に沿って、柴田氏が北陸の現状を追認したものであるといえる。

特に注目すべきは、悪錢は受領しないというこれまでの方針から、悪錢として推定される錢を使用しているという事実である。これは、領主層が悪錢の受領を認めたという悪錢に対する認識の上でも大きな転換点であるといえる。すでに高木氏も指摘しているが、1570年代には、精錢の3分の1の価値となる「次錢」・「並錢」といった類の悪錢が市場において、支配的な地位を占めている⁽⁴⁴⁾。この方針転換により、領主層が追い求めてきた理想の錢市場の在り方をこの時点において放棄したといえる。領主層も認めざるをえないほど、北陸の錢市場においては悪錢が一般的な存在として定着したことを示している。

また、1570年代における寺社が、柴田氏とは異なる対応をとっていたことにも注目すべきである。寺社は、商人への悪錢の売却や米での現物納を行っている。これは、京都の寺社の意向が反映されたものであると考えられる。

特に、西日本において代錢納から現物納に切り替わったという観点から捉えてみると、寺社が北陸の通貨事情を西日本の通貨事情に近付ける役割を果たしていたのではないだろうか。つまり、京都の寺社を通じて北陸の通貨事情にも変化がもたらされたといえよう。

以上、悪錢に対する領主層の対応を見てきた。北陸の錢市場における画期は、1520年代と1570年代であるといえる。悪錢が問題化し始めた15世紀末頃は、悪錢への対応が統一されておらず、悪錢の流通とその概念の拡大に格差が生じていると考えられる。その後、悪錢忌避の風潮が定着するも、大永元（1521）年以降には悪錢の利用が見受けられ、1570

年代からは悪銭の受領と米への交換が始まった。これは、北陸の銭市場に占める悪銭の割合増大が密接に関わっている。悪銭が増加する銭市場では、忌避や利用による悪銭排除では年貢銭の徴収に支障をきたすようになったため、悪銭を受け入れざるを得ない状況に追い込まれていった。

また、16世紀中頃には、北陸の悪銭を京都に送る際に売却することや米と交換する事例があることから、北陸での悪銭を京都側が拒否し、悪銭を持ち込むことに不都合があったことが確認できる。これは、北陸と京都の悪銭に関する概念に違いが生じていたことの現れであると指摘できよう。このように、銭に関する認識や状況が北陸と京都では異なっていたのである。

では、悪銭が問題視されるようになった16世紀代の北陸における銭貨の構成は、一体どのように変化したのであろうか。次の【史料3-⑨】を確認したい。

【史料3-⑨】「天文日記」天文8(1539)年9月14日条⁽⁴⁵⁾

(前略)

^(味智郷)
一、同郷内ニテ、九年以前、御代官千貳百疋借錢候、其を以倍々、三百餘貫ニくミあげ候間、既及御斷絶候條、古銭一倍にて返辨有度之由候、此方申事ニハ、代官仕候事候共、御寺存知あに成へく候間、難申付由申候、(後略)

【史料3-⑨】には、悪銭拡大後の天文8(1539)年、曇花院領加賀国味智郷において、百姓が代官より1200疋(12貫文)を借金していたが、高利により最終的に借錢額は9年間で約300貫文にまでなった。そして、百姓は、「古銭」を用いて元の借金の倍額にて返済できないか本願寺に仲介を依頼したが、本願寺側は難しいとして断ったとする内容が記されている。

この「古銭」は、当時の中国の王朝であった明朝より前に鑄造された北宋銭などの王朝銭を指していると考えられる。約300貫文を返済すべきところを「古銭」にて返済すると、返済額が元の借錢額の倍額にまで下がることから、「古銭」とは価値の高い銭種を指す名称であったことが分かる。また、北宋銭については、中世日本において銭貨の中心を担っていた銭貨であり⁽⁴⁶⁾、一般的に精銭として用いられることが多かった。つまり、北陸において「古銭」とは精銭を指す語句として認識されていたのである。

さらに、16世紀中頃以降になると、銭貨の状況はさらに悪化する。この状況を示唆し

ているように、天文 15 (1546) 年、京都の松尾神社領越中国松永荘の売却代金 100 貫文の内、70 貫文を京都において撰銭したとの記録が残されている⁽⁴⁷⁾。本来であれば北陸では在地にて撰銭が行われていた⁽⁴⁸⁾が、ここではわざわざ送り先である京都においても撰銭が行われている。このことは、京都に関係のある寺社や人物からは北陸の銭貨が信用されていなかったことを示している。このように 16 世紀中頃より、明らかに京都側からの信用が低下するほど北陸の通貨事情が悪化していたのである。

そして、1570 年代に入ると、銭貨流通に動揺がはっきりと表れるようになる。それは、既に【史料 3-⑦】にて記したように詳細不明の悪銭であるとされる「次銭」が確認され、流通銭そのものが精銭の 3 分の 1 にまで下落する事態となった⁽⁴⁹⁾。

以上により、16 世紀北陸の銭貨には悪銭が拡大の一途を辿っていたため、京都側からは 16 世紀中頃には信用されなくなり、16 世紀末頃になると流通銭が精銭の 3 分の 1 に下落するほど、悪銭が蔓延していた。そして、16 世紀末時点での北陸には、価値が高い銭種を中心とする「古銭」、そして精銭の 3 分の 1 の価値しかなかった「次銭」等の悪銭が存在していた。つまり、西日本と同様に銭貨の階層化が北陸において形成され⁽⁵⁰⁾、1570 年代に階層化が完成することとなったのである。

しかし、西日本においては 16 世紀初頭に階層化が確認される⁽⁵¹⁾ことと比較すると、北陸は約半世紀程度、銭貨の階層化の形成遅れている。さらに、内容についても違いが確認され、織田信長上洛直後の永禄 12 (1569) 年の撰銭令では、「ころ」・「せんとか」・「やけ銭」を 2 倍、「ゑみやう」・「おほかけ」・「われ」・「すり」を 5 倍、「うちひらめ」・「なんきん」を 10 倍にて通用する⁽⁵²⁾とした精銭を含めると 4 層の階層が畿内には形成されていた。つまり、北陸は銭貨流通量が不足していたために流入してきた銭貨の多くを流通銭として用い、西日本よりも階層化の出現が遅れたのである。そのため、結果的に織田信長が発令した撰銭令のように銭種を指定するまでには至らず、京都よりもシンプルな銭貨の階層化が北陸に構築されたといえよう。

この階層化に関しては、考古学の成果である出土銭貨の観点より、流通銭の実態を明らかにするとともに、次項においても更なる検討を加えてみたい。

(4) 考古資料から捉えた流通銭の実態

これまでの考古学調査は、各遺跡から発掘された出土銭貨の銭種構成を明らかにする研

究が主体であった。前述したように、近年においては、模鑄銭鑄型が発見され、13 世紀後半より、京都において模鑄銭の鑄造が行われていたことが明らかにされている⁽⁵³⁾。これにより、出土銭貨に関する研究についても、銭種構成から精銭と模鑄銭の識別⁽⁵⁴⁾へと重要性が転化している。

本項では、中世北陸の遺跡から発掘された出土銭貨の再調査を行い、その結果から北陸における通貨事情を明らかにする。再調査に関しては、模鑄銭混入の有無を確認することに重点を置いた。この再調査により、精銭と模鑄銭とを識別し、中世後期の北陸における銭貨の使用実態を具体的に明らかにしたい。

再調査の対象とした遺跡は、石川県羽咋郡の北吉田埋蔵銭と福井県福井市の一乗谷朝倉氏遺跡とした⁽⁵⁵⁾。これらから発掘された出土銭貨の再調査結果を用いて、16 世紀北陸の流通銭の実態について論じていく⁽⁵⁶⁾。以下、再調査結果を基に検討を行いたい。

1. 16 世紀前半の流通銭

まず、16 世紀前半の銭貨流通を確認するために、16 世紀前半の出土銭貨である北吉田埋蔵銭に注目する。北吉田埋蔵銭については、模鑄銭と本銭を大別するために、平成 25 (2013) 年 7 月 16 日から 18 日にかけて永井久美男氏・芝田悟氏・筆者が再調査を行った⁽⁵⁷⁾。

北吉田埋蔵銭は、昭和 52 (1977) 年、現在の石川県羽咋郡志賀町北吉田にて道路建設中に偶然発見されたものである。越前壺と壺に入っていた出土銭貨 5,389 枚のみの出土であり、共伴遺物は確認されていない。発見後、発見者の自宅にて厳重に管理されていたため、散逸が一切ない考古資料である⁽⁵⁸⁾。

発見場所の北吉田より直線距離で約 5 キロ先には、【史料 3-①】にて挙げた明応 6 (1497) 年の撰銭に関する記録が残されている賀茂社所領の能登国土田荘があった⁽⁵⁹⁾。この近辺一帯では 15 世紀末には撰銭を行えるほどの銭貨が流通していた地域であったといえる。

表 3-2⁽⁶⁰⁾に、北吉田埋蔵銭の再調査結果を示した。

表3-2 北吉田埋蔵銭一覧表

王朝	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	王朝	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合
唐	開元通寶	621	358	1	0.28%	北宋	大觀通寶	1107	93		
	乾元重寶	758	25				政和通寶	1111	168	3	1.75%
五代十国	光天元寶	918	1				宣和通寶	1119	24		
	乾徳元寶	919	1			金	正隆元寶	1157	19		
	漢通元寶	948	1				大定通寶	1178	8		
	周通元寶	955	1				建炎通寶	1127	1		
	唐国通寶	959	4				淳熙元寶	1174	33		
北宋	宋通元寶	960	17				紹熙元寶	1190	10		
	太平通寶	976	36				慶元通寶	1195	13		
	淳化元寶	990	34				嘉泰通寶	1201	10		
	至道元寶	995	69				開禧通寶	1205	2		
	咸平元寶	998	65				嘉定通寶	1208	20		
	景德元寶	1004	104	1	0.95%		大宋元寶	1225	1		
	祥符元寶	1009	97	1	1.02%		紹定通寶	1228	7		
	祥符通寶	1009	59				嘉熙通寶	1237	3		
	天禧通寶	1017	97	2	2.02%		淳祐元寶	1241	14		
	天聖元寶	1023	211	1	0.47%		皇宋元寶	1253	15		
	明道元寶	1032	29				開慶通寶	1259	2		
	景祐元寶	1034	76				景定元寶	1260	14		
	皇宋通寶	1038	563	5	0.88%		咸淳元寶	1265	13		
	至和元寶	1054	49			元至大通寶	1310	1			
	至和通寶	1054	12			明	洪武通寶	1368	7		
	嘉祐元寶	1056	69				永樂通寶	1408	617		
	嘉祐通寶	1056	118			宣徳通寶	1433	3			
	治平元寶	1064	85	1	1.16%	李朝	朝鮮通寶	1423	2		
	治平通寶	1064	17			島銭	太平通寶	不明		1	100%
	熙寧元寶	1068	502	6	1.18%		治平元寶	不明		1	100%
	元豊通寶	1078	580	3	0.51%		元平宋寶	不明		1	100%
	元祐通寶	1086	378	1	0.26%	不明銭		182	5	2.67%	
	紹聖元寶	1094	176	2	1.12%	小計		5,354	35	0.65%	
	元符通寶	1098	62			合計		5,389			
	聖宋元寶	1101	176								

典拠) 平成 25 (2013) 年 7 月 16 日から 18 日、石川県立歴史博物館において、永井久美男氏、芝田悟氏、筆者が行った再調査結果より筆者作成。

再調査の結果、銭貨の状態は鑄で覆われていたものの、全体的には精銭の範疇のものがほとんどであったため、撰銭後に埋蔵された銭貨であるといえる。その内訳枚数は、唐銭 384 枚 (7.12%)、五代十国銭 8 枚 (0.14%)、北宋銭 3,992 枚 (74.07%)、金銭 27 枚 (0.50%)、南宋銭 158 枚 (2.93%)、元銭 1 枚 (0.01%)、明銭 627 枚 (11.63%)、朝鮮銭 2 枚 (0.03%)、島銭 3 枚 (0.05%)、不明銭 187 枚 (3.47%) の合計 5,389 枚であった。その内の島銭を除く模鑄銭は、32 枚 (0.59%) が確認された。以上の内訳の割合は、全国的な傾向とほぼ一致している⁽⁶¹⁾。

しかし、より詳細にみると、撰銭された埋蔵銭と考えられるにも関わらず、模鑄銭が散

見される。混入した原因については、前稿で述べたように悪銭の基準が北陸では緩く設定されていたためと想定されるが、北陸へ数多く流入してきた北宋銭に混じって模鑄銭も流入してきたものといえよう。

さらに、全国的にも出土事例が極めて少ない島銭である「元平宋寶」も確認される⁽⁶²⁾。島銭とは、中国王朝が鑄造した銭貨とは銭銘や質が全く異なる中世日本の民間鑄造銭である。このような明らかに中国王朝銭でない銭貨についても、精銭として使用していた可能性を指摘することができよう。

そして、最も留意すべき点が明銭である。北吉田埋蔵銭中において、洪武通寶 7 枚・永楽通寶 617 枚・宣徳通寶 3 枚の計 627 枚、全体では 11.67 %が明銭で占められている。そして、明銭中では、永楽通寶の割合が 98.41 %と特に高いことが分かる。このような永楽通寶の偏りは、後述するように同時期の他の出土銭には確認することができないため、16 世紀北陸の通貨事情の特徴の 1 つとして挙げることができる（表 3-4 参照）。

つまり、16 世紀前期における北陸は、全国的な傾向と同じく北宋銭中心の構成でありながらも、それ以外では特に永楽通寶に偏りがあった。これは、北宋銭と永楽通寶に流通量の偏りがあり、北陸では積極的に用いていたことを示唆するものである。さらに、明らかに中国王朝が鑄造したものでない銭貨も積極的に受容することにより、16 世紀前期北陸の通貨事情が形成されていたといえる。

2. 16 世紀中頃の流通銭

次に、16 世紀中頃の出土銭貨として一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭を挙げる。

ここで取り上げる一乗谷朝倉氏遺跡は、戦国大名朝倉氏の拠点跡である。文明 3（1471）年、朝倉孝景が一乗谷に本拠を構えてから天正元（1573）年に織田信長により滅亡させられるまで機能していた。朝倉氏は、越前に土着していた豪族であったが、応仁の乱を経て室町幕府から守護に取り立てられ、一乗谷を中世北陸における経済的及び文化的先進地域にまで発展させた。

一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭は、朝倉氏が一乗谷に拠点を構えていた 16 世紀中頃に使用されていた武家屋敷の床下から出土している。出土状況は、建物の床下に浅く楕円形の穴を掘り、周囲に自然石を 2・3 段積み、その上に石筒が据えてあった。当該調査から出土銭は、日常生活用の備蓄銭として意図的に埋められていた銭貨である⁽⁶³⁾。

表 3 - 3 一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭一覧表

王朝	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	王朝	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	
唐	開元通寶	621	253			北宋	元祐通寶	1086	352			
	乾元重寶	758	8				紹聖元寶	1094	167			
五代十国	乾徳元寶	919	1				元符通寶	1098	64			
	周通元寶	955	1				聖宋元寶	1101	138			
	唐国通寶	959	2				大観通寶	1107	19			
北宋	宋通元寶	960	10				政和通寶	1111	126			
	太平通寶	976	25				宣和通寶	1119	15			
	淳化元寶	990	25				金	正隆元寶	1157	8		
	至道元寶	995	69					大定通寶	1178	1		
	咸平元寶	998	58				南宋	建炎通寶	1127	1		
	景德元寶	1004	75			淳熙元寶		1174	11			
	祥符元寶	1009	98			紹熙元寶		1190	3			
	祥符通寶	1009	55			慶元通寶		1195	2			
	天禧通寶	1017	90			嘉泰通寶		1201	1			
	天聖元寶	1023	152			開禧通寶		1205	1			
	明道元寶	1032	25			嘉定通寶		1208	6			
	景祐元寶	1034	64			紹定通寶		1228	4			
	皇宋通寶	1038	494	1	0.20%	景定元寶		1260	3			
	至和元寶	1054	55			明		洪武通寶	1368	4		
	至和通寶	1054	16				永樂通寶	1408	169			
	嘉祐元寶	1056	50				宣徳通寶	1433	1			
	嘉祐通寶	1056	99	1	1.00%	李朝	朝鮮通寶	1423	1			
	治平元寶	1064	72			前黎(ベ)	天福鎮寶	984	1			
	治平通寶	1064	14				不明銭			5		
	熙寧元寶	1068	394				小計		3,782	2	0.05%	
元豊通寶	1078	474				合計		3,784				

典拠) 平成 22 (2010) 年 11 月 5 日、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館にて、永井久美男氏、芝田悟氏、筆者の 3 名により行った再調査結果より筆者作成。

一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭についても、北吉田埋蔵銭と同様に、平成 22 (2010) 年 11 月 5 日に福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館にて再調査を行った⁽⁶⁴⁾。その再調査結果が、表 3 - 3⁽⁶⁵⁾となる。

再調査の結果、銭貨の状態は良く、一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭は北吉田埋蔵銭よりも厳密に撰銭が行われた銭貨であったことが分かった。その内訳枚数は、唐銭 261 枚 (6.89%)、五代十国銭 4 枚 (0.10%)、北宋銭 3,297 枚 (87.13%)、金銭 9 枚 (0.23%)、南宋銭 32 枚 (0.84%)、明銭 174 枚 (4.59%)、朝鮮銭 1 枚 (0.02%)、ベトナム銭 1 枚 (0.02%)、不明銭 5 枚 (0.13%) の合計 3,784 枚であった。そして、北吉田埋蔵銭とは異なり、島銭は混入しておらず、模鑄銭 2 枚 (0.05%) のみが確認された。

出土状況から意図的に備蓄銭用として保管されたものであるため、保管する際には撰銭を行っていたと捉えることができる。備蓄銭は精銭として扱われていた銭が集められた銭

であるといえる⁽⁶⁶⁾ため、北陸に流通していた精銭の銭種構成を知ることができる。表3-3を見る限り、北陸の精銭は、北宋銭が中心となっていた。畿内から発掘された16世紀代の岸田出土銭⁽⁶⁷⁾と比較すると、北陸の精銭は、畿内の上位銭種の構成と一致しており、畿内にも通用する銭種が流通していたことが分かる。ただし、北陸では、撰銭の基準が緩かったという前述の検討を踏まえると、撰銭を行った備蓄銭には、京都では悪銭と認識される銭が混入している可能性もあることに留意すべきである。

次に、模鑄銭について触れておく。混入を確認することのできた2枚の模鑄銭は、銅の含有量が多いため赤っぽく、厚さは薄く、非常に軽量であったため、銭質は劣悪な銭であった(参考資料に本出土銭の模鑄銭の写真・拓本を掲示)。この2枚については、外見のみで判断することが可能であった。

では、何故明らかに悪銭と判断できる模鑄銭が、備蓄銭に混入していたのであろうか。保管されていた状況は、15・16世紀において全国的に日常取引にて使用されていた緡銭⁽⁶⁸⁾によってまとめられていた。模鑄銭の枚数から考えるに、緡銭の形で銭貨をまとめて保管した際に見落とされていたと考えるのが妥当であろう。この緡銭の中に悪銭が混入していることは、北陸の日常取引での悪銭使用を示唆している。北陸においても、模鑄銭を含む悪銭が一般的なものとして受領されていたと理解できるのではないだろうか。この点を、次に16世紀末の事例として取り上げる一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭からも検討を行うこととする。

さて、16世紀前半と比較してみると、北宋銭の占める割合が北吉田埋蔵銭では約74%であったが、本出土銭では約87%にまで上昇している。前述したように、精銭を集めた銭貨であることを踏まえると、北宋銭が北陸に多く流入していたことを示すとともに、北宋銭が精銭として認識されていたことが改めて分かる。つまり、本節の文献史料の検討で触れた「古銭」とは当時の明朝よりも以前の王朝であった北宋銭以前の中国公鑄銭を主に指す名称であり、基準銭としての役割を有していた銭貨であったと指摘できる。

さらに、明銭にも注目すると、明銭内での永楽通寶の占める割合が97.1%と極端に高くなっている。前述の北吉田埋蔵銭と同様に、永楽通寶の占有率が高いことは、やはり16世紀前期から中期の北陸においては、永楽通寶が北宋銭に次ぐ銭貨の主流であったことは間違いないといえよう。

実際に、明銭に関する他地域の出土銭貨と比較したものが、次の表3-4⁽⁶⁹⁾となる。

表 3 - 4 明錢一覽表

	北吉田	朝倉52次	武部(石川)	下右田(山口)	大和田(青森)	石在町(兵庫)	大門(静岡)
時期	16C前半	16C中期	15C後半~16C前半	15C第4四半期~16C第1四半期	16C前半	16C前期~中期	16C第2四半世紀
最新銭	宣徳通寶(1433)	宣徳通寶(1433)	宣徳通寶(1433)	宣徳通寶(1433)	世高通寶(1461)	宣徳通寶(1433)	弘知通寶(1488)
大中通寶(1361)	0枚	0枚	2枚	8枚	5枚	14枚	13枚
洪武通寶(1368)	7枚	4枚	154枚	650枚	744枚	733枚	1128枚
永楽通寶(1408)	617枚	169枚	881枚	1709枚	1514枚	2224枚	8407枚
永楽占有率	98.4%	97.1%	84.0%	67.1%	65.6%	72.5%	84.7%
宣徳通寶(1433)	3枚	1枚	11枚	178枚	42枚	95枚	370枚
弘知通寶(1488)	0枚	0枚	0枚	0枚	0枚	0枚	1枚

典拠) 北吉田・朝倉 52 次は再調査結果、武部・下右田・大和田・石在町が拙稿「北吉田埋蔵銭の再調査—石川県羽咋郡志賀町北吉田出土の中世資料—」(『出土銭貨』第 33 号、2013 年 12 月)、大門が永井久美男編『中世の出土銭—出土銭の調査と分類—』(兵庫埋蔵銭調査会、1994 年) 41 頁より筆者作成。

表 3 - 4 は、北吉田埋蔵銭及び一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭とほぼ同時期の他地域における代表的な一括埋納銭と比較したものである。表 3 - 4 をみると、16 世紀前期と中期を通して、北吉田埋蔵銭と同じ石川県内より発見された武部出土銭も含め、北陸における永楽通寶の占有率は他地域よりも高くなっている。16 世紀第 2 四半期の埋蔵銭である岸田出土銭⁽⁷⁰⁾の事例があるものの、16 世紀前期から中期と連続した時期に永楽通寶が極端に偏っている事例は管見の限りでは他地域では確認されない。

この偏りは、京都において早くから撰銭の対象となっていた永楽通寶⁽⁷¹⁾を北陸が精銭として受容していたことの現れであるといえる。永楽通寶を流通銭の中心としていた地域として関東地方が挙げられる⁽⁷²⁾が、16 世紀北陸では永楽通寶が流通銭の中心ではないものの西日本とは異なる関東地方と似た通貨事情を形成していたと指摘できる。そして、次で述べるように 16 世紀末になると、この永楽通寶の優位性が薄れ、明銭にも模鑄銭が多く含まれるようになり、明銭もまた 16 世紀末の悪銭氾濫に伴う銭貨流通の動揺に巻き込まれていくこととなったのである。

このように、16 世紀北陸が永楽通寶に関しても模鑄銭などと同様に、京都が忌避した銭貨を北陸が受け入れ、京都とは異なる銭貨流通をしていたことは、16 世紀前期から中期の北陸における特質の 1 つであると捉えることができる。

以上、様々な点についての指摘を行ったが、全体的な傾向としては 16 世紀前期と中期では通貨事情に大きな変化はないと見受けられる。

3. 16 世紀後半の流通銭

一乗谷朝倉氏遺跡第 57 次調査出土銭は、天正元（1573）年の朝倉氏滅亡時まで機能していた井戸内下層より出土している。井戸内において、下層部が焼土により密閉されていた。このことから、織田信長が越前へ侵攻し、一乗谷に攻め込んだ際の混乱で咄嗟に投棄されたものと考えられる。そのため、本出土銭は撰銭が行われておらず、16 世紀後半での悪銭を含む流通銭が反映されたものであるとされている⁽⁷³⁾。

以下、表 3-5 に一乗谷朝倉氏遺跡第 57 次再調査結果を挙げる⁽⁷⁴⁾。

表 3-5 より、本出土銭の内訳枚数は、唐銭 1,870 枚（11.26 %）、五代十国銭 30 枚（0.18 %）、北宋銭 13,610 枚（82.01 %）、遼銭 1 枚（0.01 %）、金銭 88 枚（0.53 %）、西夏銭 2 枚（0.01 %）、南宋銭 485 枚（2.92 %）、元銭 6 枚（0.03 %）、天完銭 1 枚（0.01 %）、明銭 386 枚（2.32 %）、朝鮮銭 22 枚（0.13 %）、ベトナム銭 60 枚（0.36 %）、琉球銭 3 枚（0.01 %）、不明銭 30 枚（0.18 %）の合計 16,594 枚となっている。また、その内には、模鑄銭 340 枚（2.04 %）、ベトナム製私鑄銭 56 枚（0.33 %）が確認された。

本出土銭には 90 種の銭種が含まれているため、16 世紀中頃から後半にかけて多種多様の銭貨が北陸に流入していたことが分かる。その中には、模鑄銭や日本以外の国で鑄造された民間鑄造銭を指す私鑄銭といった正規に鑄造されたものではない銭貨も多数確認されることから、質の悪い銭貨も大量に 16 世紀後期に北陸にもたらされていた。

表 3 - 5 一乗谷朝倉氏遺跡第 57 次調査出土銭一覽表

王朝	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	ベ私	割合(%)	王朝	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	ベ私	割合(%)
唐	開元通寶	621	1,772	24		1.34%	南宋	淳熙元寶	1174	97			
	乾元重寶	758	74					紹熙元寶	1190	34			
五代十国	乾徳元寶	919	6					慶元通寶	1195	38			
	漢通元寶	948	3					嘉泰通寶	1201	20			
	周通元寶	955	1					開禧通寶	1205	23			
	唐国通寶	959	8					嘉定通寶	1208	83			
	開元通寶	960	12					大宋元寶	1225	8			
北宋	宋通元寶	960	58	3		4.92%		紹定通寶	1228	37			
	太平通寶	976	129	8		5.84%		端平元寶	1234	3			
	淳化元寶	990	139	3		2.11%		嘉熙通寶	1237	14			
	至道元寶	995	254	13	1	5.22%		淳祐元寶	1241	36			
	咸平元寶	998	352	12	2	3.83%		皇宋元寶	1253	24			
	景德元寶	1004	396	11	6	4.12%		開慶通寶	1259	1			
	祥符元寶	1008	755	7	13	2.58%		景定元寶	1260	26			
	祥符通寶	1008	582	4		0.68%		咸淳元寶	1265	30			
	天禧通寶	1017	539	6	8	2.53%	西夏	天盛元寶	1158	2			
	天聖元寶	1023	753	24	3	3.46%		至大通寶	1310	3			
	明道元寶	1032	68		1	1.45%	元	至正通寶	1350	3			
	景祐元寶	1034	262	10	2	4.38%	天完	天定通寶	1359	1			
	皇宋通寶	1038	1,662	25	2	1.60%	明	大中通寶	1361	13			
	至和元寶	1054	152	6		3.80%		洪武通寶	1368	305			
	至和通寶	1054	35					永樂通寶	1408	16	32		66.6%
	嘉祐元寶	1056	135	2		1.46%		宣徳通寶	1433	5			
	嘉祐通寶	1056	304	5		1.62%		弘治通寶	1503	14			
	治平元寶	1064	242		2	0.82%	嘉靖通寶	1527	1				
	治平通寶	1064	34	1		2.86%	李朝	朝鮮通寶	1423	22			
	熙寧元寶	1068	1,398	4		0.29%		陳(ベ)	紹豐元寶	1341	1		
元豐通寶	1078	1,588	41	4	2.76%	大治通寶	1360		1				
元祐通寶	1086	1,106	48	8	4.82%	後黎(ベ)	順天元寶	1428	2				
紹聖元寶	1094	507	17		3.24%		紹平通寶	1434	7				
元符通寶	1098	183	3		1.61%		大和通寶	1443	6				
聖宋元寶	1101	552	12	1	2.30%		延寧通寶	1454	7				
大觀通寶	1107	246	2		0.81%		光順通寶	1460	11				
政和通寶	1111	752	16		2.08%		洪徳通寶	1470	22				
宣和通寶	1119	90		1	1.10%		洪順通寶	1509	1				
遼	咸雍通寶	1065	1				ベトナム	玄聡道寶	不明			1	100%
金	正隆元寶	1157	53	1		1.85%		治平聖寶	不明			1	100%
	大定通寶	1178	34				琉球	大世通寶	1454	1			
南宋	建炎通寶	1127	3					世高通寶	1461	2			
	紹興元寶	1131	5					不明銭		30			
	紹興通寶	1131	2				小計		16198	340	56	2.38%	
	乾道元寶	1162	1				合計		16594				

典拠) 永井久美男「16世紀後半における流通銭の変化——一乗谷朝倉氏遺跡第57次出土銭を中心として——」(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2000』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2001年)31頁より筆者作成。

本出土銭は、撰銭を行っていない日常遣いの銭貨が反映されている。つまり、本出土銭内に模鑄銭などの悪銭が混入している事実は、北陸における日常取引では悪銭と精銭とを区別して使用していなかった状況を物語っている。また、ベトナム銭に関して、北陸の文献上の記録を管見の限りでは確認することができなかったが、模鑄銭を含む中世日本で鑄造された銭は、永正3（1506）年に室町幕府が発令した撰銭令の中で「日本新鑄料足⁽⁷⁵⁾」として撰銭の対象として忌避されている。このように京都において撰銭されていた悪銭についても、北陸においては受領され、使用されていたと指摘できる。

また、本出土銭が発見された一乗谷朝倉氏遺跡は、戦国大名朝倉氏の城下町であった。つまり、井戸内に銭貨を投棄したのは城下町に居を構えていた武士もしくはその一族であった可能性が高い。そのため、本出土銭は撰銭されていないとはいえ、百姓層よりは精銭を多く保持していた状況が想定されよう。そして、再び表3-5をみると、90種の多種多様な銭種が含まれていることから、このような銭種が精銭として受容されていた可能性を改めて指摘し得る。

しかし、京都で発せられた初期の撰銭令では模鑄銭が忌避の対象となっていたため、模鑄銭については悪銭として分類すべきと考えられる。先に示した織田信長の撰銭令に記されているように、悪銭として忌避された銭貨は相対的にその価値を低下させて用いられる。つまり、既に述べた3分の1の価値の銭貨として認識されていた「次銭」とは、精銭と比べると価値を大きく下げなければならないほどの悪銭であったといえる。そして、「次銭」の中には、考古学上、悪銭の代表例として認識されている模鑄銭が含まれていたと指摘することができる。

次に、明銭についてみると、16世紀前半・中頃における永楽通寶への偏りが消失してしまっていることが分かる。永楽通寶の割合は減少したが、48枚中32枚の模鑄銭が確認され、模鑄銭混入率が突出するという新たな特徴が表出している。その一方で、洪武通寶の割合が増加している傾向も確認することができる。このように16世紀末期では、明銭にも模鑄銭が混入するとともにその比率にも変化が生じてきているのである。

このような永楽通寶の偏りは、撰銭をされた出土銭貨には枚数が多く、撰銭をされていない出土銭貨には枚数が少ないという傾向も読み取ることができる。前者が明銭の中で95%以上の占有率を持つ一方で、後者は約12%と非常に極端な結果を示している。このことは、16世紀北陸では永楽通寶を精銭として意図的に選別し、抜き出されていたとも考えことができ、永楽通寶が精銭として認識され、流通していたことが改めて理解されよ

う。

さらに、16世紀中頃と比較してみたい。16世紀後半では、一乗谷朝倉氏遺跡第52次調査出土銭と同様に、北吉田埋蔵銭で確認された島銭が出土していない。模鑄銭やベトナム製私鑄銭が増加しているため、出土していない状況をもって島銭が16世紀後半の北陸から排除されたとはいえないが、他の銭種が多くなったために島銭が占める割合が低下したのは間違いないであろう。流通する銭種が多くなったものの、あくまで銭貨の主体は北宋銭であることは変化していない。

また、模鑄銭・ベトナム製私鑄銭については、オリジナルの銭銘をしていた銭貨を除くと北宋銭の銭銘をしていることがほとんどであることが分かる（第6章にて言及）。模鑄銭では320枚中263枚（82.19%）、ベトナム製私鑄銭が56枚中54枚（96.43%）という高い割合となっている。北陸近辺においては、京都と堺の模鑄銭鑄造遺構が発見されている。また、滋賀県長浜周辺において、詳細不明の銭である「新銭」が鑄造されていたとする文献⁽⁷⁶⁾が残されている。このように、畿内にて鑄造された質が悪く、京都では早くから忌避されていた模鑄銭が、畿内よりも銭の流通量が不足していた北陸へ精銭とともに流入していたのではないだろうか。この点から、中世北陸は模鑄銭の相当量の蓄積があり、模鑄銭の影響を色濃く受けていたと考えられる。

このような状況から、16世紀末における北陸の流通銭には相当量の模鑄銭・ベトナム製私鑄銭が存在しており、これらは本銭と同様に北宋銭の銭銘が中心だったことが窺い知れる。言い換えると、16世紀北陸に流通していた悪銭の多くは、北宋銭の銭銘が刻まれており、価値が低い「次銭」として認識されていたのではないかと考えられる。

以上の点をまとめると、16世紀末の北陸には、多種多様な銭貨が流入してきた。しかし、土台となる銭種割合には極端な変化はなく、その上に新たに流入してきた様々な銭種が上積みされていったと捉えることができる。その上積みされた銭貨の中に、悪銭とみなされる模鑄銭やベトナム製私鑄銭も含まれており、前項にて述べた16世紀末頃の銭貨の階層化を伴う通貨事情が形成されていた。

以上、中世北陸における銭貨の通貨事情及び流通銭の実態について、明らかにしてきた。文献史料が多く残されていたため、内容が長くなったが、ここで本節において明らかになった銭貨の流通状況について、簡潔にまとめておきたい。

15世紀代の北陸において、領主層と農民層間には銭の流通格差が生じていた。京都と関係を持っていた領主層は、当初、悪銭を忌避する姿勢を打ち出していたが、1520年代

に悪銭を利用するようになり、1570年代には悪銭を受容することとなった。特に、1570年代での領主層における対応については、寺社と戦国大名では違いが生じていた。

また、北陸の年貢は京都の寺社に送られていたため、年貢徴収の際にはまず北陸の現地に撰銭が行われていた。しかし、北陸での撰銭は京都よりも選別基準を緩く設定していた。そのため、北陸では通用する銭が、京都では悪銭として排除されるという状況が創出されたのである。

他方、百姓層では、悪銭の受け入れを拒否せず、日常取引では、精銭と悪銭とを区別することなく使用するという京都とは異なる通貨事情を形成していた。これは、北陸に流入してくる精銭の流通量が絶対的に不足していたことに起因していたと考えられる。このことが、悪銭と精銭とを日常的な取引に混用せざるをえない通貨事情を形成することとなったのである。この点こそが、悪銭を日常的に忌避していた京都との最大の相違点であり、中世北陸の独自性であると指摘できる。

中世北陸における日常取引上での精銭と悪銭の混用は、悪銭に対する意識の低さが結びついた結果であるといえよう。すでに、農民の銭使用の確立が京都よりも遅れていたことを指摘した。これは、北陸では、15世紀までは銭そのものの流通量が少なかったために、撰銭により京都から排除された模鑄銭やベトナム製私鑄銭等の悪銭が流入してきても、北陸の百姓が精銭と混用せざるをえない銭体系が構築されていったといえる。

次に、北陸での悪銭拡大は、1570年代に画期を迎え、「古銭」と「次銭」による階層化について整理しておきたい。

まず、「古銭」であるが、これは表3-2・表3-3・表3-5に示されているように銭貨流通の中心であり、精銭として機能していた北宋銭以前の中国王朝が鑄造した銭貨を指す名称であったのは間違いないであろう。さらに、16世紀前半から中頃にかけては明銭の永楽通寶が北宋銭に次いで主体であり、精銭として受容されていたにも関わらず、他地域にみられる「新銭」等の名称が史料上にて確認できないことから、「古銭」の中に明銭も含まれていた可能性を指摘し得る。つまり、「古銭」とは、「次銭」のような悪銭を除く北陸に流通した精銭の総体を指す名称であったと考えられよう。

そして、価値が減じられた「次銭」であるが、北宋銭の形を模した模鑄銭・ベトナム製私鑄銭は中国王朝が鑄造した本銭とは銭銘が異なっていたり、明らかに質が劣っていたりする出来であった⁽⁷⁷⁾ため、本銭と同じ価値で流通していたとは考え難い。そのため、「次銭」とは、これら16世紀後期の北陸に急激に拡大した模鑄銭及びベトナム製私鑄銭を中

心とする悪銭を指す語句であったとするのが最も有力であるといえよう。

また、先に述べたように、16世紀後期の一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭が城下町から出土したという点を考慮すると、同時期の百姓層にはより多くの模鑄銭・ベトナム製私鑄銭が出回っていたと考えられる。このような質の悪い銭貨が北陸に1570年代以降に蔓延していったことで、16世紀末の北陸にも階層化が創出される流れが生み出されたと捉えることができよう。

第2節 北陸における金・銀の通貨事情

(1) 金の流通

中世後期北陸における金の流通は、京都とほぼ同時期である16世紀に入ってから確認される。その初見は、能登守護の畠山義元が三条西実隆に黄金2両を贈った事例⁽⁷⁸⁾となる。この事例は年代の特定ができないものの、畠山義元は明応9(1500)年に畠山義統より守護職を受け継ぎ、永正12(1515)年に亡くなっていることから、文亀元(1501)年から永正12(1515)年の間に起こった出来事であると推察される。その後、大永4(1524)年に畠山義元の後を継いだ畠山義総が三条西実隆に黄金10両を贈り⁽⁷⁹⁾、享禄2(1529)年には能登国に滞在していた連歌師の月村斎宗碩より三条西実隆に黄金2切を贈っている⁽⁸⁰⁾。さらに、天文3(1534)年にも三条西実隆が畠山義総より黄金3両を請け取っている⁽⁸¹⁾。また、本願寺に対しても金が贈られており、天文5(1536)年、懇志として加賀国能美郡より金3分3朱⁽⁸²⁾、加賀国河北郡より29貫文分の金が贈られている⁽⁸³⁾。

以上のように、16世紀前半より金を利用している状況が散見される。しかし、その用途はあくまで、贈答物として金が使用されるにとどまっている。そして、在地間の贈答はなく、贈り先については京都や京都と深い関係のある人物や寺社に限定されている。このような偏りは、中世北陸において、贈答物として金が重用される風潮が京都と密接な関係を持つ守護大名や寺社等の権力者層の需要によりもたらされたためであると想定される。

贈答物として金が利用されていた享禄2(1529)年には、加賀・能登において金の売買を行う金屋・銀屋⁽⁸⁴⁾が存在していた⁽⁸⁵⁾。金屋・銀屋の存在により、金を利用する環境が北陸でも整いつつあったとも考えられる。その点について示されている史料が、次の【史料3-⑩】となる。

【史料 3-⑩】「天文日記」天文 12 (1543) 年 11 月 27 日条⁽⁸⁶⁾

(十一月)
廿七日、

一、請取出之、從六日講毎年之萬疋、以黄金與鳥目來、有使者也、取亂之間不糾兩目之輕重、先請取之、仍鳥目ハ卅貫來、金之上ハ以錢可上之由候、

【史料 3-⑩】は、天文 12 (1543) 年、加賀国江沼郡六日講が本願寺証如へ懇志として黄金と鳥目を進納した際の本願寺側の対応が示されている。ここでは、本願寺側の状況が慌ただしいため、金の軽重を問わずに請け取っている。献上分のうち、鳥目 30 貫文は本願寺へ到来している。そして、金の不足分については錢により上納すると六日講の使者が伝えていることを示す史料である。

本史料にて注目すべきは、取り乱しているため金の軽重を問わずに請け取ったとしている点である。つまり、金が進納された際は原則として、単に請け取るだけでなく、その重さの計量が必要であり、計量を行うことでその価値を決定していたと捉えることができる。

さらに、金の不足分を錢により納入するという点にも注目すると、金よりも錢貨の方が普及が進んでいた在りでの状況を考慮すると、金よりも錢貨の方が利便性があったことが読み取れる。また、宗教的組織である在りでの講が金の進納元であることから、16 世紀中頃にかけて在りにも金が拡大しつつあった状況も窺い知ることができる。

以上より、16 世紀前半においては、金は贈答物として利用され、在りにも金が浸透しつつあったことが分かる。しかし、計量等の手間がかかるため、金よりも錢の方が利便性があり、金が貨幣として用いられるには至っていない。では、金が貨幣として機能を持つようになったのはいつ頃からであったのであろうか。

金の年貢錢としての利用は、天文 5 (1536) 年、加賀国年貢分として「掃部分金六枚・三林分金壹枚・坪坂分五枚のほせ候、以上十二枚なり、」という事例が初見である⁽⁸⁷⁾。しかし、天文 5 (1536) 年以降では、年貢錢での利用は確認することができず、次に同様の形で現れるのが天正 5 (1577) 年となる。そのため、天文 5 (1536) 年の事例は例外として捉えるべきであろう。

そして、天正 5 (1577) 年の事例では、天正 4 (1576) 年分の越中国の井波別院瑞泉寺から本願寺に向けての公用散用状内において金子での算用が行われている⁽⁸⁸⁾。また、天正 13 (1585) 年には前田利勝 (天正 16 (1588) 年から天正 17 (1589) 年頃に前田利長と

改名) から砺波郡代官の小林大納言へ地子銭として金子 1 枚⁽⁸⁹⁾、天正 16 (1588) 年に五ヶ山の孫四郎という人物から前田利長へ銭 50 貫文分として金子 1 枚を納所銭として納入されている⁽⁹⁰⁾。さらに、次の天正 16 (1588) 年の別の史料である【史料 3-⑩】を確認されたい。

【史料 3-⑩】「帥法印齋料等算用覚」天正 16 (1588) 年 11 月 8 日条⁽⁹¹⁾

(前略)

一、拾弍石九斗四升七合 西光寺相立候時、過上分也、

合拾七石五斗四升七合也、

金子弍両 十一月八日善西ニ渡候、

此米拾七石<sup>但老枚ニ付て八拾五
石替のさん用也、</sup>

是銭五斗四升七合也、此代同日善西へ渡候、

鏹銭五百五十文渡候、相濟所如件、

天正十六年十一月八日 帥法印 (花押)

西光寺納所まいる

【史料 3-⑩】は、福井県福井市に所在する天台真盛宗の寺院である西光寺にかかる齋料に対して金子が用いられている事例である。ここで注目したい点として、西光寺の食事代にあたる齋料に金子 2 両とともに悪銭が同日に用いられている点と金と米の交換比率が設定されている点を挙げる。既に触れたように、16 世紀末頃の北陸において悪銭は珍しい存在ではなく、日常的に用いられる存在であった。このような日常的な存在であった悪銭・米と金が結びついていた状況を踏まえると、金は 16 世紀末頃には百姓層にも拡大したと考えられる。

以上の内容をまとめると、金は、16 世紀中頃までは権力者層間では贈答物として稀少な存在でありながらも、在地では銭貨よりも利便性はよくなかった。そして、16 世紀末頃になると貨幣としても流通するようになり、それに伴い米との交換等の日常的な取引ができる程度にまで浸透したと指摘できよう。つまり、中世北陸における金流通の画期は、年貢での金納が始まり、貨幣としての機能が備わった 1570 年代末頃であったといえる。

ここで、論点を変え、金の流入経路についても少し触れておきたい。北陸に流通した金は、北陸の金山からの産出と商人による持込みの 2 つの流入経路が考えられる。

第一に挙げた金山については、能登国に宝達金山が確認される。宝達金山は、天正 14 (1586) 年より本格的な採掘が始まり、加賀藩初期に最盛期を迎え、寛文年間 (1660 年代) 頃に産金が止まった金山であり、天正 14 (1586) 年以前にも産金があったのではないかとされている⁽⁹²⁾。また、越中にも越中七金山⁽⁹³⁾として著名な金山群が確認される。ただし、16 世紀代における宝達金山や越中七金山に関しては、16 世紀代での産金量等の詳細について確認できないが、江戸期において鉱山開発が始まったことは採掘の根拠となり得るごく少量の産金が 16 世紀代よりあったのではないかと考えられる。

第二に、商人からの流入については、若狭国小浜の商人であり、戦国期からの有力商人として後に初期豪商にまで発展した組屋氏⁽⁹⁴⁾が長崎へ壺⁽⁹⁵⁾を、陸奥国の南部へ米⁽⁹⁶⁾を売却した際に金を利用している。特に文禄 4 (1595) 年の米の売却時には、「右之御金子 対合式拾壹枚三兩<sup>此内拾五枚五兩ハ砂金子但四十目ツノ
老枚ニ而御座候、五枚八兩ハ判之金子</sup>」と記されている。ここでは、「判之金子」とあることから判金⁽⁹⁷⁾と想定される金とともに砂金子も混用していた。16 世紀代において北陸の商人が金を扱った事例は少ないが、商人が北陸において金を用いた動きを行っていたことは間違いなく、金流通を促す役割の一端を商人が担っていたといえよう。

以上のように、中世北陸への金流入は、北陸圏内の金流通をまかなえるほどの産金が見込めないため、商人を介した流入が多かったと想定される。そのため、金の流通時期は京都とほぼ同時期となってしまったと考えられる。つまり、銭貨とは異なり、金に関しては中世北陸と京都とでは似通った状況が形成されていた可能性を指摘し得る。次に、中世北陸における銀流通について確認していきたい。

(2) 銀の流通

中世北陸において銀が確認できる事例は遅く、史料上に銀が初めて現れたのは弘治 3 (1557) 年の勸進帳であった。ここでは、「財宝をもとむるものにハ、こかねしろかね錢(黄金) (白銀)きぬをもつてこれにあたへ、⁽⁹⁸⁾」と記されている。これは、あくまで勸進に協力した者の願いが成就されるという内容を表すための文言であり、実際には 1550 年代以前より銀の概念は北陸に存在していたが、銀を用いたやり取りは行われていなかったといえる。

取引上において銀が用いられ始めたのは、勸進帳での記載から約 20 年後の天正 2 (1574) 年のことである。ここでは、銀子 5 枚と米 15 石を若狭の粟屋氏が若狭国武将の白井孫七郎より請け取ったとしている⁽⁹⁹⁾。さらに、天正 8 (1580) 年には、越前国の複数の在地より本願寺宛での懇志として銀子 5 枚が贈られている⁽¹⁰⁰⁾。このように、1550 年代より

銀の概念自体は北陸にあったが、北陸への銀の流入は 1570 年代以降であったといえよう。

しかし、1570 年代から 1590 年代前半における銀の使用事例は、ほとんど確認することができないため、本格的な銀の流通には至ってはいないといえる。史料上に銀の使用事例が頻繁に確認できるようになったのは、慶長 3 (1598) 年以降のこととなる。

銀流通にとって大きな転換点と考えられる慶長 3 (1598) 年には、検地帳における銀建てでの記載が確認される。

【史料 3-⑫】「坂井郡村々塩浜検地帳」慶長 3 (1598) 年 7 月 15 日条⁽¹⁰¹⁾

	(黒目)	
	くろめ村浜	
毛付		
一、七拾六間半		くろめ村弥三兵衛
	分錢拾壹貫四百七拾五文	但壹間付代百五十文宛
	此銀百拾四匁七分五厘	但壹貫付良拾匁宛 (銀) (後略)

通常の検地帳には、土地の良し悪しや面積、分米を記すが、【史料 3-⑫】は塩浜に関する検地帳であり、製塩に対する課役を目的に作成された⁽¹⁰²⁾。そのため、分米ではなく、分錢と銀にて明記したと思われる。

その後、同年 12 月には屋敷売買に銀 16 匁⁽¹⁰³⁾の使用、慶長 4 (1599) 年には氷見代官から前田利家へ銀子 25 貫目の進納⁽¹⁰⁴⁾、さらに同年には現在の福井県小浜市の甲崎における塩年貢散用状内での銀子の使用⁽¹⁰⁵⁾等、【史料 3-⑫】の検地以前には確認されていない銀の使用をみることができる。さらに、【史料 3-⑫】では錢 1 貫文を銀 10 匁とする内容が確認される。また、塩年貢散用状内においても米 104 石を銀 298 匁とする旨が記されている⁽¹⁰⁶⁾。つまり、これらの銀を用いた取引や交換比率の明示により、1590 年代末頃より銀が本格的に流通し、銀に貨幣機能が備わったことが指摘できる。事実、銀がより広範に拡大していったと考えられる 1600 年代以降になると、屋敷や山等の大規模取引だけでなく、大豆や年貢といった日常的な取引等といったより多様な銀の利用が確認されるようになる。

その一方で、1600 年代以降に銀の利用が拡大し始めると、金・錢貨を用いた取引は史料上から著しく減少することとなった。これは、それまで金・錢貨が担ってきた役割が銀に取って代わられることとなったことを示すものであり、金が高額貨幣、銀が低額貨幣として用いられる状況へと移行するきっかけとなったといえるのではないだろうか。

この銀に貨幣機能が備わった原因については、直接的な根拠となり得るような史料は、管見の限りにおいて確認することができなかった。しかし、想定される要因として、豊臣秀吉勢力下にあった前田利家が天正 11（1583）年に金沢城へ入城しており、その結果、銀遣いが進行していた畿内との接点が強化され、銀遣いの必要性が北陸にももたらされたと考えられる。

以上、16 世紀における銀の動向についてみてきた。銀は、1550 年代より銀の概念が確認されていたにも関わらず、その流通は遅く、1590 年代末に本格的な流通が始まるとともに貨幣機能が備わった。この点は、金とは大きく異なる点の 1 つとして挙げることができる。

銀の普及については、1560 年代末から 1570 年代中頃とされている京都⁽¹⁰⁷⁾と比べると、北陸では 30 年ほどのタイムラグが生じている。つまり、1590 年代末以前における北陸の通貨の中心は、金と銭貨であったといえる。さらに、北陸では銀の概念そのものは 1550 年代以前からあったものの、実際の流通にまでかなりの時間が要している。このように京都よりも中世北陸での銀流通が遅れる一方で、金は京都とほぼ同時期に北陸にも流通していたことを踏まえると、北陸では 1590 年代末までは金や銭貨ほど銀の使用に積極的ではなかった様子を窺い知ることができよう。

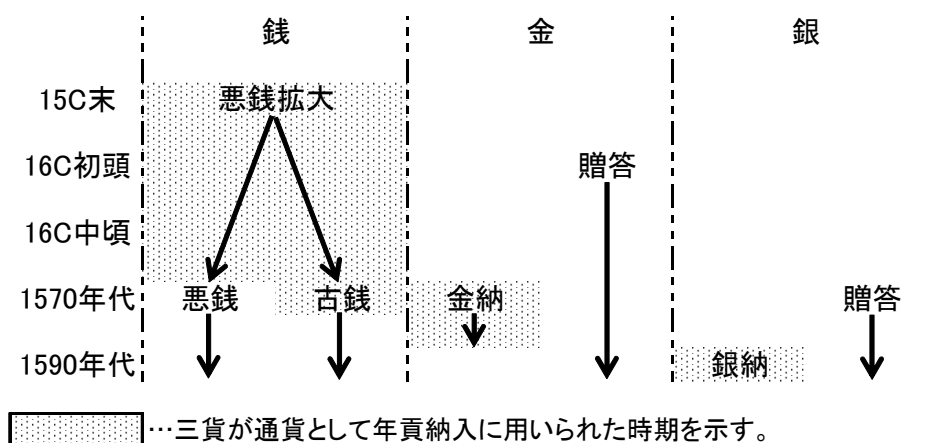
小括

以上、中世北陸の通貨事情について明らかにしてきた。本章の最後に、金・銀・銭の三貨の連関性について触れておきたい。

図 3-1 は、本章の内容に基づき、金・銀・銭が中世北陸において果たした役割の変遷を図式化したものである。図 3-1 より、1590 年代以前における北陸の銭貨流通の中心は、金と銭貨であったことが分かる。金は、京都とほぼ同時期に北陸にも流入しており、1570 年代において金に貨幣機能が備わるまでは金が贈答用手段、銭貨が流通手段としてそれぞれ機能し、すみ分けが出来上がっていた。その間、銭貨には悪銭が拡大し続けており、金の貨幣機能化とほぼ同時期に流通銭の価値が 3 分の 1 にまで下落し、「古銭」・「次銭」の階層化が形成されることとなった。このような金・銭貨による通貨事情は、悪銭拡大を要因とする銭貨の信用性低下と連動しているといえ、あくまで中世北陸では銭貨が通貨の主

体を担っていた。そして、京都よりも 30 年ほど遅れて銀が 1590 年代末に本格的に流通するようになったことで、この金・銭貨の通貨体制は終焉を迎えることとなったのである。

図 3 - 1 中世北陸における三貨の連関性



典拠) 本章の内容に基づき、筆者作成。

銀の登場後、急激な勢いで銀が金と貨幣の役割を奪っていったことは中世北陸の特徴的な出来事の1つであるといえる。他の地方の通貨事情については後述するが、これほど銀が早く通貨の主体となっていた事例は中世北陸にしか確認できない。おそらくは、銀遣いが進展していた畿内の影響を強く受けたためと想定されるが、この点の解明には史料上の制約があるため、本稿とは異なる研究上のアプローチが求められる。ここでは、今後の課題として挙げておきたい。

以上が、本稿において明らかにした中世北陸における三貨の連関性である。中世北陸は、通貨の供給については京都に依存した状態であったものの、受容後には北陸独特の通貨事情に左右されつつ金・銀・銭が用いられたと指摘できる。この点こそが、16世紀北陸が持つ独特の通貨事情の原点となる部分であり、京都を中心とした畿内の通貨圏の延長線上にはない北陸が持つ独自の特徴として挙げることができる。15世紀代の流通銭の実態解明など、他にも課題は散見しているが、本章により中世北陸の通貨事情についておおよその実態を把握することができたのではないだろうか。

また、本章以降に取り上げる四国・東北地方の通貨事情の実態について、中世北陸の通

貨事情を明らかにするために採用した文献史学と考古学を融合させる研究手法を用いることにより明らかにしていきたい。

-
- (1)高木久史「一六世紀後半越前における銭使用秩序の変容―越前をフィールドに」(同『日本中世貨幣史論』校倉書房、2010年)。
 - (2)川戸貴史「撰銭現象の再検討―収取の現場を中心に―」(『人民の歴史学』第166号、2005年)13～15頁。また、能登国土田荘に関する論文として、須磨千穎「土倉による荘園年貢収納の請負について―賀茂別雷神社の所領能登国土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動」(同『荘園の在地構造と経営』吉川弘文館、2005年)がある。
 - (3)福井県編『福井県史』福井県及び加能史料編纂委員会編『加能史料』石川県、富山県編『富山県史』富山県に記載されている文献を基にした。
 - (4)例えば、「本願寺実如書状」6月28日条(『加能史料』戦国VI、石川県、2008年、178頁)等がある。
 - (5)「証如書状案」2月27日条(『富山県史』資料編Ⅱ中世、富山県、1975年、864～865頁)等がある。
 - (6)「南北五ヶ出銭事書」6月7日条(『富山県史』資料編Ⅱ中世、780～781頁)。本史料は年紀を欠いているが、史料中に「永正九年」と明記されているため、1512年であると解釈する。
 - (7)「惣持寺前住侑藉等連署置文」応永15(1408)年10月25日条(『加能史料』室町Ⅰ、1999年、252～253頁)。
 - (8)「けん仁名田売券」応永32(1425)年3月12日条(『福井県史』資料編6、福井県、1987年、630～631頁)。
 - (9)「室町将軍家御教書写」永享12(1440)年10月4日条(『加能史料』室町Ⅲ、2005年、73～74頁)。
 - (10)「東寺領五方寄合料足注文」応永22(1415)年条(『加能史料』室町Ⅰ、398～401頁)。
 - (11)「法住寺二王造立勸進状」享徳2(1453)年7月9日条(『加能史料』室町Ⅲ、374～382頁)。
 - (12)「尋尊大僧正記」文明9(1477)年7月29日条(『加能史料』戦国Ⅰ、1998年、281頁)。
 - (13)「願阿勸進状案」文明11(1479)年3月条(『加能史料』戦国Ⅰ、334～338頁)。

- (14)「土田荘公用錢到来散用状事」長享 2 (1488) 年 5 月 19 日条 (『加能史料』戦国Ⅱ、2000 年、389～413 頁)。本史料については、【史料 3-②】を参照。
- (15)例えば、「りしんかう庵そしん畠地売券写」延徳 4 (1492) 年 3 月 21 日条 (『加能史料』戦国Ⅳ、2004 年、3～4 頁) 等がある。諸江領家住人が代錢 4 貫 200 文にて畠地を諸江坊へ売り渡す内容を確認できる。
- (16)「味智郷年貢勘定状」天文 3 (1534) 年六月条 (『加能史料』戦国Ⅷ、2010 年、350～357 頁)。米での納入記録が確認できる。
- (17)「坪江下郷段錢請取状」元龜 4 (1573) 年 6 月 11 日条 (『福井県史』資料編 4、1984 年、322～323 頁)。本史料については、【史料 3-⑦】を参照。
- (18)「藤兵衛等連署畠屋敷売券」天正 15 (1587) 年 7 月 12 日条 (『福井県史』資料編 7、1992 年、612 頁)。
- (19)「おきく等連署屋敷畠売券」天正 15 (1587) 年 7 月 25 日条 (『福井県史』資料編 7、612 頁)。
- (20)『福井県史』及び『富山県史』の文献についても確認したが、混入割合を計算できる史料は存在していなかった。
- (21)『加能史料』戦国Ⅳ、339～340 頁。
- (22)須磨前掲論文「土倉による荘園年貢収納の請負について一賀茂別雷神社の所領能登国土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動」。
- (23)川戸前掲論文「撰錢現象の再検討—収取の現場を中心に—」13～14 頁。
- (24)川戸同上論文、13～15 頁。他にも、荘園における代官が収納段階もしくは収納後に撰錢を行い、悪錢を排除した錢貨を年貢錢として収納請負者へ渡すシステムが存在していたと指摘している。
- (25)瀬野精一郎編『日本荘園史大辞典』(吉川弘文館、2003 年)。能登国土田荘は賀茂別雷神社所有の荘園領、加賀国金津荘は賀茂社が直務支配を行っていた荘園領、加賀国大野荘は臨川寺所有の荘園領である。
- (26)「中大路清職起請文」明応 2 (1493) 年 2 月 28 日条 (『加能史料』戦国Ⅳ、76～77 頁)。賀茂社氏人が能登国土田荘の公用錢収納使としての下向に際し、収納任務の遂行を誓約している。
- (27)『加能史料』戦国Ⅱ、389～413 頁。
- (28)川戸前掲論文「撰錢現象の再検討—収取の現場を中心に—」13 頁。川戸は、悪錢 1 貫

文を本銭 511 文への処理について、実際に通用銭へ交換を行ったのか、単に数字上の処理のみを行ったのかは判然としないとしている。

(29)瀬野前掲書『日本荘園史大辞典』。加賀国福田荘は、北野社・北野天満宮所有の荘園領である。

(30)「福田荘神用請取状案」明応元（1492）年 12 月 3 日条（『加能史料』戦国Ⅳ、37～39 頁）。

(31)『加能史料』戦国Ⅳ、197 頁。

(32)悪銭混入時に悪銭を差し引くという行為は他にも、1495 年・1497 年・1498 年（『加能史料』戦国Ⅳ、197 頁・396 頁・414 頁）、1501 年（『加能史料』戦国Ⅴ、2006 年、90 頁）、1510 年（『加能史料』戦国Ⅵ、71 頁）において確認することができる。

(33)『加能史料』戦国Ⅶ、2009 年、136～138 頁。本史料については、計算上、6 文の誤差が生じる。

(34)東京大学史料編纂所編『大日本古文書』家わけ 17・大徳寺文書 12（東京大学出版会、1980 年）113～114 頁。

(35)『大日本古文書』家わけ 17・大徳寺文書 12、114～115 頁。

(36)「越前国二上国衙米収納算用并如意庵渡分注文」永禄 12（1569）年 11 月 18 日条（『福井県史』資料編 2、1986 年、280～281 頁）。

(37)「段銭請取状」元亀元（1570）年 12 月日条（『福井県史』資料編 4、321 頁）。

(38)「坪江下郷段銭請取状」元亀 4（1573）年 6 月 11 日条。

(39)高木前掲論文「一六世紀後半越前における銭使用秩序の変容—越前をフィールドに」65～67 頁。高木は、「越前国二上国衙米収納算用并如意庵渡分注文」永禄 12（1569）年 11 月 18 日条及び「段銭請取状」元亀元（1570）年 12 月日条での悪銭と「次銭」が 3 分の 1 に減価させる必要があるという共通点をもって、悪銭と想定している。

(40)「織田信長撰銭定書案」永禄 12（1569）年 3 月 1 日条。なお、西日本の撰銭令を検討したが、管見の限りでは「次銭」という銭種は見当たらなかった。

(41)『福井県史』資料編 4、415 頁。

(42)高木前掲論文「一六世紀後半越前における銭使用秩序の変容—越前をフィールドに」69～70 頁。

(43)「織田信長撰銭定書案」永禄 12（1569）年 3 月 1 日条。

(44)高木前掲論文「一六世紀後半越前における銭使用秩序の変容—越前をフィールドに」72

～ 77 頁。

(45)「天文日記」天文 8 (1539) 年 9 月 14 日条 (『加能史料』戦国 X、石川県、2012 年、205～207 頁)。

(46)鈴木前掲書『出土銭貨の研究』。鈴木氏は、出土備蓄銭に関する統計を取り、宋銭（北宋銭・南宋銭）の占める割合が 78.91 %を占めていたことを明らかにした。

(47)「井上吉久・孫四郎吉次請取状」天文 15 (1546) 年 8 月日条 (『富山県史』資料編 II 中世、904 頁)。

(48)「隠岐統朝書状」明応 6 (1497) 年 5 月 10 日条。

(49)「坪江下郷段銭請取状」元龜 4 (1573) 年 6 月 11 日条。

(50)黒田前掲論文「東アジア貨幣史の中の中世後期日本」。

(51)同上論文、28 頁。

(52)「織田信長撰銭定書案」永禄 12 (1569) 年 3 月 1 日条。

(53)山本前掲論文「平安京左京八条二坊・三坊出土の銭貨鋳型」。

(54)永井前掲書『新版中世出土銭の分類図版』204～207 頁。

(55)再調査は、兵庫県埋蔵銭調査会代表の永井久美男及び北陸出土銭貨研究会の芝田悟、筆者の 3 名による合同調査とした。

(56)15 世紀代北陸における一括出土銭は、管見の限りでは確認されていない。

(57)再調査は、平成 25 (2013) 年 7 月 16 日から 18 日、石川県立歴史博物館にて、永井久美男氏（兵庫県埋蔵銭調査会代表）、芝田悟氏（北陸出土銭貨研究会）、筆者の 3 名による合同調査とした。

(58)芝田悟「羽咋郡志賀町北吉田出土の埋蔵銭」(『石川考古学研究会会誌』第 44 号、2001 年)。北吉田埋蔵銭については、芝田氏により一次調査が行われ、詳細な報告がされている。なお、現在、北吉田埋蔵銭は石川県立歴史博物館にて保存されている。

(59)「隠岐統朝書状」明応 6 (1497) 年 5 月 10 日条。

(60)表 3 - 2 中の割合については、「模鋳 ÷ (本銭 + 模鋳)」に算出し、小数点第 3 位を四捨五入した。なお、島銭についても模鋳銭とみなし、模鋳銭のみが発見された場合の割合を「100 %」と表記した。

(61)芝田氏も同様の見解を示されている（芝田前掲論文「羽咋郡志賀町北吉田出土の埋蔵銭」199 頁）。

(62)永井前掲書『新版中世出土銭の分類図版』192 頁。出土事例については、北吉田埋蔵銭

と塩野出土銭（兵庫県姫路市）の2例のみが確認される。

(63)水野和雄「越前一乗戦国城下町遺跡における出土銭貨」（第13回出土銭貨研究会大会報告要旨『歴史空間における銭貨』出土銭貨研究会、2006年）69頁。及び、永井久美男編『中世の出土銭—出土銭の調査と分類—』（兵庫埋蔵銭調査会、1994年）48頁。

(64)再調査は、平成22（2010）年11月5日、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館にて、永井氏、芝田氏、筆者の3名による合同調査とした。

(65)表3-3中において、「(ベ)」はベトナムを指す。割合は表3-2と同様の手法で算出した。

(66)鈴木前掲書『出土銭貨の研究』80頁。

(67)兵庫埋蔵銭調査会編『山崎町の中世・近世銭貨—中世大量備蓄銭と近世銭貨の調査報告書—』（山崎町教育委員会、1994年）5～59頁。岸田出土銭は、昭和35（1960）年、兵庫県宍粟市山崎町岸田での簡易水道工事中に発見された。備前壺から出土し、その壺の特徴から16世紀初頭の備蓄銭と推測される。島銭1枚を含む8,752枚の精銭の備蓄銭であった。上位10銭種を挙げると、元豊通宝（1,095枚・12.51%）・皇宋通宝（992枚・11.33%）・元祐通宝（810枚・9.25%）・永樂通宝（786枚・8.98%）・熙寧元宝（725枚・8.28%）・天聖元宝（435枚・4.97%）・開元通宝（434枚・4.95%）・紹聖元宝（382枚・4.36%）・聖宋元宝（333枚・3.80%）・祥符元宝（267枚・3.05%）となっている。

(68)「加治直誠奉書写」永正7（1510）年5月5日条（『加能史料』戦国VI、48～49頁）。北陸においても、緡銭を用いた記録が残されている。

(69)表3-4中における武部出土銭については芝田悟「能登鹿島町武部の出土銭貨に関する予察」（『石川考古学研究会会誌』第33号、1990年）、石在町出土銭は兵庫埋蔵銭調査会編『石在町出土銭と公智神社出土銭—西宮市中世期埋蔵銭の調査報告書—』（西宮市教育委員会、1994年）、下右田遺跡出土銭は山口県教育委員会文化課編『山口県埋蔵文化財調査報告第53集 下右田遺跡第4次調査概報』（日本道路公団・建設省山口工事事務所・山口県教育委員会、1980年）、大和田出土銭は中田書矢「青森県西海岸出土の一括埋納銭」（『出土銭貨』第16号、2001年）をそれぞれ参照されたい。

(70)兵庫埋蔵銭調査会前掲書『山崎町の中世・近世銭貨—中世大量備蓄銭と近世銭貨の調査報告書—』5～59頁。岸田出土銭における永樂通寶の占有率は94.8%（明銭829枚中、786枚）となっている。

(71)「撰銭事」永正3（1506）年7月22日条。

- (72)鈴木前掲書『出土銭貨の研究』184～189頁。
- (73)永井久美男「16世紀後半における流通銭の変化——乗谷朝倉氏遺跡第57次出土銭を中心として——」（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2000』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2001年）31頁。
- (74)一乗谷朝倉氏遺跡第57次再調査については、永井氏が平成11（1999）年2月12日から15日に、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館にて行った再調査のデータを引用した。また、表3-5中における「(ベ)」はベトナムを、「ベ私」はベトナム製私鑄銭を指す。「割合(%)」は、「(模鑄銭+ベトナム製私鑄銭)÷(本銭+模鑄銭)」にて算出した。
- (75)「洛中洛外酒屋土倉條々」永正元（1504）年8月23日条。
- (76)「豊臣秀吉下知状」8月18日条（滋賀県坂田郡教育委員会編『近江国坂田郡志』第七卷、名著出版、1971年、331～332頁）。
- (77)北吉田埋蔵銭及び一乗谷朝倉氏遺跡第52次調査出土銭の再調査を行った際に、模鑄銭を実見したが、精銭と比べ銅の含有量が多いためか赤っぽく、厚さも薄く、軽量であり、銭銘のつくりが粗く、本銭に比べ非常に粗悪であった。
- (78)小葉田淳「能登宝達金山について」（『史窓』第31号、1973年）2頁。
- (79)「実隆公記」大永4（1524）年4月10日条（『加能史料』戦国Ⅶ、202頁）。
- (80)「実隆公記」享禄2（1529）年正月14日条（『加能史料』戦国Ⅷ、146頁）。
- (81)「実隆公記」天文3（1534）年閏正月26日条（『加能史料』戦国Ⅷ、341頁）。
- (82)「天文日記」天文5（1536）年2月29日条（『加能史料』戦国Ⅸ、2011年、49頁）。
- (83)「天文日記」天文5（1536）年3月19日条（『加能史料』戦国Ⅸ、50頁）。
- (84)銀屋とは、領主から許可を得た存在を指す。
- (85)小葉田前掲論文「能登宝達金山について」2頁。
- (86)「天文日記」天文12（1543）年11月27日条（『加能史料』戦国Ⅺ、2013年、220頁）。
- (87)「天文日記」天文5（1536）年2月20日条（『加能史料』戦国Ⅸ、52頁）。
- (88)「瑞泉寺顕秀公用算用状」天正5（1577）年10月23日条（『富山県史』史料編Ⅱ中世、1144～1145頁）。
- (89)「砺波郡河上山地子銭請取状」天正13（1585）年12月25日条（『富山県史』史料編Ⅲ近世上、富山県、1980年、712頁）。
- (90)「五ヶ山納所銭請取状」天正16（1588）年8月15日条（『富山県史』史料編Ⅲ近世上、71頁）。

- (91)「帥法印齋料等算用覚」天正 16 (1588) 年 11 月 8 日条 (福井県編『福井県史』資料編 3、福井県、1982 年、426～427 頁)。
- (92)小葉田前掲論文「能登宝達金山について」。
- (93)越中七金山とは、神通川を境とした現在の富山県東部に相当する新川郡内にあり、松倉・河原波・虎谷・下田・亀谷・長棟・吉野の七つの鉱山を指す。
- (94)『福井県史』通史編 2・中世 (福井県、1994 年) 809 頁。
- (95)「組屋甚四郎壺売却覚」文禄 3 (1594) 年 9 月日条 (『福井県史』資料編 9、1990 年、81～82 頁)。
- (96)「組屋源四郎米売却覚」文禄 4 (1595) 年 11 月 20 日条 (『福井県史』資料編 9、82～83 頁)。
- (97)ここで用いられている判金については未詳であるが、全国的な流通において信用性のある判金と考えられる。
- (98)「西神霊社殿勸進帳」弘治 3 (1557) 年 7 月日条 (『福井県史』資料編 9、789～790 頁)。
- (99)「栗屋長景・栗屋長吉連署銀子并米請取状写」天正 2 (1574) 年 10 月 15 日条 (『福井県史』資料編 2、531 頁)。
- (100)「本願寺教如消息」天正 8 (1580) 年閏 3 月 5 日条 (『福井県史』資料編 4、497 頁)。
- (101)「坂井郡村々塩浜検地帳」慶長 3 (1598) 年 7 月 15 日条 (『福井県史』資料編 3、772～776 頁)。
- (102)『福井県史』資料編 3、776 頁。
- (103)「今泉浦住人連署屋売券」慶長 3 (1598) 年 12 月 23 日条 (『福井県史』資料編 6、848 頁)。
- (104)「氷見代官納所銭請取状」慶長 4 (1599) 年正月 26 日条 (『富山県史』史料編Ⅲ近世上、84 頁)。
- (105)「甲崎塩年貢算用状」慶長 4 (1599) 年 3 月 24 日条 (『福井県史』資料編 9、128 頁)。
- (106)同上史料。
- (107)田中前掲論文「貨幣流通からみた一六世紀の京都」109 頁。また、京都への銀の流入については、中島楽章氏は 1560 年代末と述べている。(中島楽章「京都における「銀貨」の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第 113 集、2004 年))。

第4章 中世後期四国の通貨事情

本章では、四国地方に関する通貨事情について、前章と同様に文献史学と考古学を融合させる研究手法を用いて論じていく。中世四国の通貨事情については、北陸地方と同様に専論となる論稿がほとんどなく、四国地方の銭貨流通時期や動向などの通貨事情は特定の時期を除き、明らかにされていないのが現状である。

中世四国の通貨事情に関する専論となる先行研究については、文献史学からは高木久史氏と神木哲男氏、考古学からは高田倫子氏の論稿のみが確認される。高木氏は、16世紀第4四半期の状況について、伊予では「分銭古」、讃岐では「上銭」という形で銭貨の階層化が生じていたことを明らかにした⁽¹⁾。神木氏は、鎌倉末期から南北町期において熊野神社の荘園であった土佐国大忍荘（現在の高知県香南市）にて、鎌倉中期以降に貨幣を使用し、13世紀末から14世紀にかけて年貢の銭納化が実現されたと述べている⁽²⁾。

そして、高田氏は、壺などに入った形での一括銭ではなく、遺跡において単独に出土する個別発見貨に注目し、中世四国では12世紀後半から13世紀前半、備蓄銭慣習開始期以前より銭貨流通が確認されたとした⁽³⁾。

また、出土銭貨の報告という形ではあるが、岡本桂典氏により四国地方における出土銭貨の紹介が行われている⁽⁴⁾。

以上が中世四国の通貨事情に関する先行研究であるが、中世四国の通貨事情については、特定時期の状況しか触れられていない。銭貨だけに限らず、金・銀の通貨事情についても言及されていないことが分かる。よって、本章においては、中世四国の金・銀・銭の流通状況及び三者の連関性を明らかにすることを目的とする。

なお、本章においては、四国と本州とは瀬戸内海により分断されているため、中世四国を阿波・讃岐・伊予・土佐と措定する。そして、中世四国の通貨事情に関連する郷土史料⁽⁵⁾及び出土銭貨などの考古資料は極めて少ないため、中世四国全体の問題として通貨事情を論じていく。

第1節 四国における銭貨の通貨事情

中世後期四国については、本州と四国との間に瀬戸内海が存在し、この瀬戸内海を利用した堺を拠点とする海運業が活発であった。特に、中世では主要都市の1つであった堺に

は外海から瀬戸内海を通して交易が行われ、南蛮船などの貿易船が航路の途中に四国に寄港することもあり⁽⁶⁾、中世後期四国は経済的側面において畿内と比較的近い関係にあったといえる。

(1) 文献史料から捉えた銭貨の通貨事情

まず、本項では、中世日本における経済手段の中心的存在であった銭貨についてみてきたい。

中世四国における銭貨の使用が確認される初見の史料は、天平神護元（765）年のことである。以下に挙げた【史料4-①】を確認したい。

【史料4-①】『続日本紀』天平神護元（765）年8月25日条⁽⁷⁾

甲申、讃岐国人外大初位下日置毗登乙虫獻錢百萬、授外從五位下、

【史料4-①】では、天平神護元（765）年、讃岐国のある人物が銭貨100万（疋か）を献上した様子が見受けられる。銭貨を献上した人物は不明であるが、銭貨の献上後、外從五位の位が授けられていることから銭貨の献上先は中央の奈良であったことが窺い知れよう。

銭種についても不明であるが、中国からの渡来銭が本格的に到来したとされるのが平安末期であった⁽⁸⁾ことを踏まえると、ここで用いられた銭貨は皇朝十二銭であったと考えられる。当時の鑄造技術を考えると「銭百萬」という数量が本当に献上されたかについては疑問が残るところであるが、献上された銭貨については、史料上の年紀から、天平神護元（765）年より以前に鑄造された和同開珎と萬年通寶⁽⁹⁾ではないかと推察される。

700年代におけるその他の史料については、【史料4-①】しか管見の限り確認できなかった。そのため、銭貨の流通については中央から官位を受けることのできる高い身分にあったものに限定されていたと捉えることができる。しかし、流通範囲がごく限られたものであったとはいえ、皇朝十二銭の中で最も鑄造が早かった和同開珎から約60年あまりで四国にも銭貨の存在が確認されることは注目に値する。

その後、寛平年間（889～897年）になると、四国地方の東大寺領から東大寺への献上物の中に銭貨が含まれている事例が現われる⁽¹⁰⁾。ここでは、阿波国・讃岐国・伊予国・土佐国にある東大寺領から銭貨が到来したと記録に残されていることから、四国全体にお

いて銭貨が確認されるようになったといえよう。

しかし、当時の市場取引手段の中心が銭貨を用いない物々交換であったことは間違いなく、東大寺へ送られた物の中には、銭貨だけではなく、米などの物資も記されている。あくまで、寛平年間（889～897年）の時点において、阿波・讃岐・伊予・土佐の四国内に銭貨が間違いなく存在していたことは確認できる。

以上が、奈良・平安期において確認される銭貨の流通状況である。奈良・平安期においては、ごく特定の人物・範囲に銭貨が集中しているものの、平安期には銭貨が阿波・讃岐・伊予・土佐に存在していたことを示すことができた。少しずつではあるが、銭貨を使用することのできる土壌が育ってきたと捉えることができよう。次に、大陸からの渡来銭が本格的に流入した後の四国地方の状況についてみていきたい⁽¹¹⁾。

先行研究を挙げた際にも触れたが、神木氏により銭貨が鎌倉中期から使用され、13世紀末から14世紀にかけて代銭納が定着していったことが述べられている⁽¹²⁾。そのため、鎌倉中期から代銭納定着までの状況については、神木氏と論が重複するため本稿では触れないこととする。よって、本稿では代銭納定着以降の四国地方における通貨事情について論じていきたい。

13世紀末から14世紀以降の代銭納の定着後、代銭納だけではなく、畑の請負銭⁽¹³⁾や畠地売買⁽¹⁴⁾など、多くの取引で銭貨が用いられるようになっていった。そして、至徳2（1385）年になると、勧進において銭貨を用いた事例が初めて確認される。ここでは、「尼」の名も確認することができ、1文から100文までの銭貨が扱われたことが記録されている。前章においても触れたように、勧進は仏教の信仰に関わる行為であったため、ここに多くの百姓の名が記されていることは中世四国の下位層にあたる百姓においても銭貨が14世紀末頃には拡大し、日常的に使用でき得る環境にあったことを物語っている。前章の中世北陸では15世紀中頃に勧進が初めて確認されたことと比較すると、中世四国は中世日本の主要都市であった京都や堺と近い距離・関係にあったためか、北陸よりも半世紀ほど早く百姓層にも銭貨が拡大したことが理解できよう。

このように、14世紀の終わり頃に銭貨が中世四国全体に浸透していったことを示したが、この拡大に伴い、通貨事情も変容していった。その変容を示す【史料4-②】を確認されたい。

【史料4-②】「種野山注進状案」嘉暦2(1327)年3月8日条⁽¹⁵⁾

(注進カ)

□□ 阿波國種野山在家員數同御年貢御公事

(中略)

分錢肆拾陸伍百參拾五文但壹字別に貳貫百七十文宛春秋兩度弁

並錢百五拾陸貫貳百拾文

右之色々御公事物注文

中村預名 新在家二字取上 分錢四貫五百四十文

同村御弓正月廻三貫文 同村絹ヲリ賃四百文 (後略)

【史料4-②】は、現在の徳島県吉野川市に存在した種野山荘の年貢公事に関する注進状である。この注進状には、種野山荘に関する様々な名が記されており、公事銭などが詳細に記されている。前章の【史料3-⑧】を挙げた際にも注目した「並錢」が、本注進状内にも記されていることが確認される。なお、「並錢」の詳細については、ここで改めて説明はしないため、前章を参照されたい。

【史料4-②】において、「並錢」の価値については読み取ることができないが、「並錢」の記載の後に「分錢⁽¹⁶⁾」と書かれていることから、「並錢」は「分錢」とは異なる銭貨であったことが指摘される。中村預名の年貢公事として問題なく納められた「分錢」とは、他地域での分錢と同様に、代錢納に用いられた精錢の類の銭貨としてみなすことができよう。つまり、【史料4-②】内における「並錢」とは、精錢である「分錢」とは異なる悪錢に近い銭種であったことが推定される。

中世において悪錢として認識され得る「並錢」が、北陸での1570年代に対して、四国では1320年代に確認されており、中世四国の通貨事情が中世北陸とは大きく異なっていたことが分かる。さらに付け加えると、「並錢」を問題視して扱っている様子を【史料4-②】から窺い知ることができないため、あくまで「分錢」と「並錢」は同価値通用が維持されているとみなすべきである。よって、1320年代の中世四国は、「分錢」と「並錢」という2種類の銭貨が出現し始めた階層化が形成され始めたの状態にあったことが推察される。

そして、15世紀に入ると中世四国の通貨事情は、より変容していくこととなる。次の【史料4-③】を確認したい。

【史料4-③】「椋山本ねんくの事」 応永10（1403）年4月19日条⁽¹⁷⁾

椋山本ねんくの事

をしたに二百文此内たふ一
錢百五十文

ねきや百文代さんし四そく

へちやく百文代四てうかミ五てう

へんふ百文錢

以上五百文

卯月十九日

應永十年卯月十九日

【史料4-③】は、現在の高知県香美市物部町での代錢納の文書である。押谷より年貢錢200文が納められ、その内150文は「たふ一錢」であると記されている。「たふ一錢」とは当一錢を表わすものと考えられ、錢貨1枚の価値を1文とする錢貨⁽¹⁸⁾を年貢錢に用いたことが読み取れる。

当一錢は、中世において最も流通していた錢貨であり、一般的な中国錢とは当一錢を指す。それにも関わらず、年貢納入時の文書においてわざわざ記載されている。このことは、15世紀初頭の四国においては、折二錢（二文錢）や当五錢（五文錢）などの多種多様な錢貨が混じり合い、流通していたために「たふ一錢」という記録が残されたこととなったと考えられる。実際にどのような錢貨が流通していたのかについては、次節において触れていきたい。

以上のように錢貨が雑多になるにつれ、中世四国においても錢貨の同価値通用から京都等と同様に撰錢が行われるようになる。

【史料4-④】「重讃賣券」 文明17（1485）年4月13日条⁽¹⁹⁾

本錢返賣渡申候旦那之事

合參貫文者、ゑり錢にて請取申候間、又うけ
申候はん時も、ゑりせんにてあるへく候、

右件之旦那ハ、長覺房代ゞ相傳仕候へ共、依有用要、其以後安富一族者、何國より參候とも一圓ニ、本錢返三貫文ニ乙巳年より來寅之年まで十ヶ年間、廊之執行御房へ賣渡申所實正也、但十ヶ年過候者、本錢三貫文ニてうけ可申候、仍爲後日狀如件、

文明十七年卯卯月十三日 重讃

(追筆) (香西郡)
「さぬきのくに野原角之坊之引をハ一ゑんニ、かねて十貫文ニ廊之坊へ賣申候を、
(永代)
後ゑひたいニ仕候、」

【史料4-④】は、熊野那智大社の重讃という人物が讃岐国の守護代であった安富一族の旦那職と讃岐国野原の角之坊の旦那職を廊之坊へ売却した内容を示した文書である。売却した際に生じた3貫文の請け取り時には撰銭を行い、さらに代銭の準備段階においても撰銭をすることが求められている。結果、2重の撰銭を指示していたことが読み取れる。

15世紀末頃の四国においては悪銭が拡大しており、領主層である熊野那智大社にとっては2重のチェックを要するほど、中世四国の流通銭は受け入れられないほどの銭質であったことが分かる。つまり、この段階において、初めて悪銭が問題視され、悪銭に対する対応を求めたのである。この悪銭の問題化は、京都では前章にて触れたように、明応9(1500)年、北陸では長享2(1488)年、最も早く撰銭令が出された大内氏でさえも【史料4-④】と同年の文明17(1485)年である⁽²⁰⁾ことを踏まえると、早い段階で四国圏内において悪銭が拡大していた様子が推察されよう。

しかし、【史料4-④】では、撰銭の具体的様子は確認することはできない。【史料4-④】からはかなり期間が空くが、永禄10(1567)年には悪銭の一種と想われる「うす銭」という銭種が史料上において確認される⁽²¹⁾。しかし、史料からは「うす銭」という銭貨について、その価値や使用状況について記されていないため、どのような銭貨であるかなどの詳細は不明である。文字を言葉通りに捉えるのであれば、「うす銭」は国内生産の銭銘が入っていない薄い無文銭である打平(うちひらめ)を指すと考えられる⁽²²⁾。仮に打平であるとすれば、中世日本の15世紀後半から16世紀全般に発せられた撰銭令において使用が禁止された⁽²³⁾銭種が中世四国において排除されることなく、流通銭として四国内に流通していたということになる。この「うす銭」については、根拠となる史料が確認できなかったため、本稿では立証できなかった。今後の課題として挙げておきたい。

次に、高木氏により検討された「分銭古」及び「上銭」について、本稿においても再度検討を試みたい。

【史料4-⑤】「野間郡遍照院領坪付」天正14(1586)年12月13日条⁽²⁴⁾

(前略)

合田数壺町九段 分米拾四石九斗八升三合

畠耆所 寺内堂職 (ママ) 弁才天ヨリ内反銭
共ニ、但除之 遍照院

風呂ノもと畠六十歩 分銭古拾七文 同寺

もんぜん 畠六十歩 分銭古拾七文 同寺

祓川 畠半 分銭古五十文 同寺

蔵のたに 畠大 分銭古百七十四文 同寺

神宮寺の内畠耆所 寺内堂職 但反銭共ニ除之
遍照院ニ入 神宮寺

合畠数耆段半 分銭古貳百五十八文

惣合田畠数貳町半 為貫目拾貳貫七百三十文目定

右御寺領分之議、先為下札如此候、何茂趣可申上所、如件、

天正十四年丙戌十二月十三日

荒谷左馬助

手嶋孫兵衛

宗近三郎右衛門

久芳四郎右衛門

大隅平右衛門

神野左馬允

河野二郎左右衛門尉

遍照院光遍公

【史料4-⑥】「讃州内慶長四年分御藏米御算用狀之事」慶長9(1604)年3月28日条⁽²⁵⁾

讃州慶長四年分御藏米御算用狀之事

一 貳千五百石 御藏へ入

右渡方

一 九拾四石貳斗 (運カ) 慶長三年過上米

一 六拾貳石六斗四升 生駒讃岐御普請人數四百八拾人、慶長五年三月朔日ヨリ同晦日まで廿九日分、御ふちかた、但年寄衆墨付在之、

一 五石三斗五升四合 同御扶持方之内、大豆六石九斗六升代、但米一升ニ大豆壹升三合かへ、

一 千石 かりかね貳千貫目之代、但壹貫目に付て米五斗つゝ、

一 三拾貳石五斗
(後略)

上錢五拾貫文上之、但壹貫文=付て六斗五升つゝ、

まず、【史料4-⑤】についてであるが、【史料4-⑤】は天正13(1585)年に豊臣秀吉から小早川隆景へ伊予国が与えられた後に、小早川隆景により行われた検地の坪付類の文書である。ここでは、畠地の分錢を「分錢古」により記されている。つまり、分錢の納入において分錢内に含まれる古錢という錢種を用いることを命じていると解釈することができる。なお、この「分錢古」については、高木氏により、同じ小早川隆景が支配する筑前国の「分錢古」と比べると3分の1の価値しかなかったことが明らかにされている⁽²⁶⁾。

古錢については、既に小葉田氏により、西国では一般的に精錢として認識されていた錢種であると言及されており⁽²⁷⁾、中世北陸でも出現する錢貨の名称である。中世四国において、古錢が確認される別の史料として、天正15(1587)年、阿波国の紺屋役について、紺屋として一人前になった際に「古錢十疋」を与えると記した史料が確認される⁽²⁸⁾。史料より紺屋として一人前として認められた時に初めて「古錢十疋」が与えられるとしているため、状況から考えると「古錢十疋」が流通錢そのものや悪錢であったとは想定し難い。つまり、中世北陸と同様に、中世四国においても「古錢」とは精錢を指す名称であったといえよう。

また、【史料4-⑤】における「分錢古」は、畠地のみで使用されており、田地に対しては分米での表記に統一されている。ここで窺い知れることは、米を検地において錢表記に換算することなく、米をそのまま用いていることである。16世紀末頃の畿内は、悪錢が蔓延し、錢貨の信用が低下した影響もあり、貫高制から石高制へ移行していた。畿内と近い位置にあった中世四国においても同様の事態が生じていたと想定される。そのため、中世四国において流通していた錢貨内に悪錢が多数混入していたため、通常の「分錢」は使用せず、精錢である「分錢古」が使用されることとなったといえる。

次に、【史料4-⑥】を検討してみたい。【史料4-⑥】は、慶長4(1599)年分の生駒一正所領の讃岐国における蔵米算用状である。本史料では、米「三拾貳石五斗」の代わりに「上錢五拾貫文」を讃岐国から納入されたことが示されている。

ここで下線部で示した「上錢」については、小葉田氏により悪錢の一種を指す名称であり、精錢の2分の1から4分の1の価値を持つ錢貨であることが示されている⁽²⁹⁾一方で、高木氏は史料上の根拠が無い⁽³⁰⁾ため悪錢であるかどうかは不明であると述べている⁽³⁰⁾。こ

の点について、【史料4-⑤】及び【史料4-⑥】を用いて銭貨の価値の比較から検討を行ってみたい⁽³¹⁾。

【史料4-⑤】より、畠地合計額として「分銭古」258文、田畠合計額として12貫730文が計上されている。田畠の合計額については、畠の「分銭古」も含めた銭貨の合計額であることから、この額面については「分銭古」建ての表記となっていることが分かる。さらに、田地合計額の分米が14石9斗8升3合であったことも同時に確認することができる。これらの数値から「分銭古」1貫文あたりの石高を算出⁽³²⁾すると、「分銭古1貫文＝米1.20石」となる。そして、【史料4-⑥】をみると、史料内において「上銭1貫文＝米0.65石」ことが読み取ることができる。

両者を比較すると、「上銭」よりも「分銭古」の方が約2倍ほど銭貨としての価値が高いことが分かる。これは、前述したように「分銭古」が精銭であることを踏まえると、「上銭」は中世四国に流通していた精銭の半分程度の価値しかない銭貨であった。小葉田氏が「上銭」の価値として示した範囲に収まることから、「上銭」は悪銭であったと認めることができよう。

さらに、この「上銭」がわざわざ文書内に記されるということは、「上銭」を選び納入したことと言い換えることができる。おそらくは、慶長9(1604)年時における四国地方の流通銭が「上銭」よりも質が悪い銭貨により占められており、それ故に「上銭」を選び納入したとの記録が残されていると解釈することできよう。

つまり、16世紀末以降の中世四国における流通銭は、悪銭が主体を占めていた。この流通銭は精銭の価値の半分程度しかない「上銭」よりもさらに価値が低く、中央である畿内へ納入するための代銭として使用することのできないような劣悪な銭貨であったと指摘できる。

すでに本章冒頭において述べたように、高木氏により16世紀末頃の四国地方には、銭貨の階層化が存在していたことが明らかにされている⁽³³⁾。この階層化について、さらに言及するならば、14世紀に階層化の萌芽が形成され始め、階層化の形成時期については不明であるが、16世紀末頃から17世紀初頭の中近世移行期になると四国地方には、「分銭古」・「古銭」と称される精銭、「上銭」と示される悪銭の中でも程度が良かった銭貨、そして流通銭として「上銭」よりも劣悪な銭貨という3層の階層化が形成されていた。この中世四国における銭貨の階層化は京都と同じではなく、京都よりも層が少なく、具体的な銭種も指定されていないという北陸と同じ単純な階層化が構築されていたのである。

また、悪銭への対応については、当初は同価値通用が基本的な対応であったが、悪銭が拡大したことにより撰銭が行われ、その後に排除がなされるようになった。しかし、悪銭は蔓延してしまい、最終的には悪銭を受容するという中世北陸と同様の展開が生じることとなった。つまり、悪銭に関しては、中世北陸と同じく、京都とは異なる対応となっていたことが指摘できる。

以上、文献史学の観点から中世四国の通貨事情について検討してきた。銭貨に関する文献史料が少なかつたため、悪銭に着目して論を展開してきたが、中世四国に関する通貨事情の特徴を窺い知ることができたと思われる。ただし、管見の限りにおいては、中世四国において撰銭令に関連する文書は確認できなかったため、どのような銭種が撰銭行為の際に悪銭とみなされ、忌避もしくは排除の対象となったかについては不明である。次節においては、中世四国の中にどのような銭貨が流通し、悪銭として排除されたのかという流通銭の実態について出土銭貨の観点から検討を行う。

(2) 考古資料から捉えた流通銭の実態

本項は、四国地方において発掘された一括出土銭を取り上げ、中世四国の流通銭の実態に迫ることを目的に論じていきたい。四国地方においては、16世紀を埋納時期とする一括出土銭が確認されていないことから、本項では14世紀から15世紀における一括出土銭を挙げていくこととする。

1. 14世紀中頃の流通銭

まず、中世四国における一括出土銭として最も早い時期に確認されるのが、愛媛県新居浜市より発見された中村岡の久保出土銭である。中村岡の久保出土銭は、大正15(1926)年3月18日、出土銭の所有者が牛蒡の種まきの準備のために2・3尺ほどの深さを耕していたところ、鋤の先端が固いものに当たったので掘り返すと常滑甕に古銭がびっしりと入った状態で発見された。埋納推定時期は、1330年から1350年の南北朝初期頃と推定される。ただし、本出土銭と関連する遺物及び文献史料が確認できないため、埋納者や埋納の目的などについての詳細は不明である。そして、甕には縄を通した銭縷とバラの状態で保管されていたと考えられ、何らかの経緯により1割ほどの銭貨が散逸している。本出土銭は、平成8(1996)年度に永井久美男氏を中心とする兵庫埋蔵銭調査会により本銭と日本製偽銭である模鑄銭とを大別する分類法を採用した調査が行われている⁽³⁴⁾。

表4-1 中村岡の久保出土銭一覧表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合
前漢	四銖半兩	BC175	2			北宋	聖宋元寶・折二	1101	1		
	五銖	BC118	1				大觀通寶	1107	662		
新	貨泉	AD14	3				政和通寶	1111	2,381	1	0.04%
後漢	五銖	24	20				〃折二錢	1111	25		
隋	五銖	581	4				宣和通寶	1119	165		
唐	開元通寶	621	5,214	3	0.06%	遼	〃折二錢	1119	18		
	乾元重寶・當十	758	242				清寧通寶	1055	1		
	乾元重寶・當五十	759	2				大康通寶	1075	1		
	開元通寶	845	128				壽昌元寶	1095	1		
天漢元寶	917	2			乾統天寶		1101	1			
五代十国	光天元寶	918	7			南宋	建炎通寶	1127	13		
	乾德元寶	919	14				〃折二錢	1127	12		
	咸康元寶	925	1				紹興元寶	1131	1		
	乾亨重寶	917	1				〃折二錢	1131	43		
	天福元寶	938	1				紹興通寶	1131	1		
	漢通元寶	948	5				淳熙元寶	1174	315		
	周通元寶	955	14				紹熙元寶	1190	107		
	唐国通寶	959	67				慶元通寶	1195	123		
	大通通寶	960	1				嘉泰通寶	1201	91		
	開元通寶	960	97				開禧通寶	1205	58		
	宋通元寶	960	191	1	0.52%		嘉定通寶	1208	288		
	太平通寶	976	551	1	0.18%		〃折二錢	1208	1		
	淳化元寶	990	510				大宋元寶	1225	12		
至道元寶	995	1,035	1	0.10%	紹定通寶	1228	84				
咸平元寶	998	997			端平元寶	1234	6				
景德元寶	1004	1,345			嘉熙通寶	1237	27				
祥符元寶	1008	1,581			淳祐元寶	1241	91				
祥符通寶	1008	936			皇宋元寶	1253	41				
天禧通寶	1017	1,345			開慶通寶	1259	3				
天聖元寶	1023	2,999			景定元寶	1260	89				
明道元寶	1032	314			咸淳元寶	1265	115				
景祐元寶	1034	919	2	0.22%	金	正隆通寶	1157	45			
皇宋通寶	1037	8,514	1	0.01%		元	大定通寶	1178	3		
至和元寶	1054	725			至大通寶	1310	7				
至和通寶	1054	257			皇朝十二錢	和同開珎	708	1			
嘉祐元寶	1056	809			神功開寶	765	1				
嘉祐通寶	1056	1,490	1	0.07%	日本	島錢	不明		30	100%	
治平元寶	1064	1,109			丁(ベ)	大平興寶	970	2			
治平通寶	1064	203			前黎(ベ)	天福鎮寶	984	5			
熙寧元寶	1068	6,028	2	0.03%	高麗	東国通寶	1097	5			
熙寧重寶・折二	1071	2				海東通寶	1097	2			
元豐通寶	1078	7,383	1	0.01%		三韓通寶	1097	1			
〃折二	1078	1				無文錢		7	5	41.67%	
元祐通寶	1086	5,809	2	0.03%		不明錢		75	19	20.21%	
紹聖通寶	1094	2,684				小計		61,987	41	0.07%	
紹聖通寶	1094	2				鑄付塊		621			
元符通寶	1098	923				破損錢	238.26	グラム			
聖宋元寶	1101	2,538				合計		62,649			

典拠) 兵庫埋蔵銭調査会編『中村岡の久保出土銭—中世期大量埋蔵銭の調査報告書—』(新居浜市教育委員会、1999年) 28～29頁より筆者作成。

表4-1⁽³⁵⁾に、中村岡の久保出土銭の一覧表を示した。

表4-1に示したように、本出土銭には本銭・模鑄銭だけではなく、日本独自の公鑄銭である皇朝十二銭、日本独自ではあるが公鑄銭ではない島銭などといった91種の銭貨が確認される。その内訳枚数は、鑄付きの塊を除くと、前漢・新・後漢・隋銭30枚(0.04%)、唐銭5,589枚(9.01%)、五代十国銭210枚(0.39%)、北宋銭54,466枚(87.80%)、遼銭4枚(0.01%)、南宋銭1,521枚(2.45%)、金銭48枚(0.08%)、元銭7枚(0.01%)、高麗銭8枚(0.01%)、ベトナム銭7枚(0.01%)、皇朝十二銭2枚(0.00%)、島銭30枚(0.05%)、無文銭12枚⁽³⁶⁾(0.02%)、不明銭94枚(0.15%)の合計62,028枚であった。その内の模鑄銭は、41枚(0.07%)が確認された。同時期における一括出土銭の傾向と比較すると、模鑄銭の占める枚数・割合が少ないという点以外はほぼ一致している⁽³⁷⁾。

報告書によると、本出土銭は撰銭が行われていない出土銭貨であるとみなされている⁽³⁸⁾。言い換えると、本出土銭は14世紀中頃の流通銭の実態を反映した考古資料であるといえよう。この点を踏まえて論じると、14世紀中頃における四国地方の流通銭の主体は、出土銭の98%以上を占めた唐・北宋・南宋銭であったことが分かる。当時、四国地方へ流入してきた銭種の多くもこの3王朝の銭種であったことが窺い知れるであろう。

そして、注目したい点として、日本鑄造の模鑄銭や島銭、皇朝十二銭だけでなく、高麗銭・ベトナム銭といった中国以外の外国で鑄造された銭貨が確認され、さらに前漢の五銖といった古文銭や後晋の天福元寶などの中世期ではほとんど確認されない銭貨が含まれるということが挙げられる。14世紀中頃は、少数ではあるが多種多様な銭貨が四国にもたらされ、撰銭を行うにはまだ早い時期⁽³⁹⁾であったことから、同価値通用として流通していたことを読み取ることができる。さらに、この同価値通用していた銭貨の中には、表4-1中にて挙げた紹興元寶の折二銭などの正規の公鑄銭ではない、中国で鑄造された偽銭である私鑄銭も含まれているという点にも留意すべきである。

ここで、第1節にて述べた嘉暦2(1327)年の【史料4-②】と本出土銭の組成比率とを合わせて検討してみたい。【史料4-②】に見られる「分銭」は年貢の代銭納において精銭として用いられる文言であることから、「分銭」とは本出土銭内の98%以上を占めた唐・北宋・南宋銭を指していると推測される。一方、精銭である「分銭」とは区別された「並銭」は唐銭・北宋銭・南宋銭以外の約2%の銭種を指すものと考えられる。特に、「並銭」については、本出土銭が模鑄銭流通の初期であったとの指摘⁽⁴⁰⁾と【史料4-②】が階層化出現の直前の状況ではないかとする筆者の見解とを合わせると、明らかに中国銭と

は銭質や銭銘が異なるこの時期に新たに流通してきた模鑄銭や島銭、中国王朝以外が鑄造した外国銭は「分銭」とは異なる「並銭」として区別されていたと考えるのが自然ではないだろうか。

ただし、「並銭」が唐銭・北宋銭・南宋銭以外の 2 %の銭種全てを指しているとは断言することはできず、2 %の銭種の中でも精銭として扱われ「分銭」の中に入っていた銭種があると思われる。しかし、現段階では、「並銭」として扱われた銭種を断定するだけの根拠がないため、この点を今後の課題として挙げておきたい。

14 世紀中頃における四国の通貨事情についてまとめておくと、流通銭の主体は唐・北宋・南宋銭であったが、その他にも中国で鑄造された私鑄銭や「並銭」として扱われたであろう模鑄銭などの様々な銭種が同価値通用の銭貨として流通していた。さらに、この時期は模鑄銭流通が始まる時期であると共に、銭貨の階層化の萌芽も同時に見受けられる時期であったといえる。

2. 14 世紀後半の流通銭

本項にて取り上げる 14 世紀後半の一括出土銭として、徳島県海陽町にて発見された大里出土銭を挙げる。大里出土銭は、昭和 54 (1979) 年 2 月 26 日、住宅の新築工事に伴う個人宅庭先での基礎掘削工事の最中に地表から約 30 cm から偶然発見された。14 世紀中頃から後半を埋蔵時期とする出土銭貨である。前述の中村岡の久保出土銭と同様に埋納者や埋納の目的は不明であり、備前系の甕の中に銭繙とバラの状態で保管されていた。本出土銭は、昭和 54 (1979) 年度に徳島県教育委員会文化課と海南町 (現：海陽町) 教育委員会により第一次調査が行われた。その後、平成 5 (1993) 年度に兵庫埋蔵銭調査会が本銭と模鑄銭とを大別する分類法を採用し、第二次調査を行った⁽⁴¹⁾。

表 4-2 に、大里出土銭の一覧表を挙げた。

表 4-2 に示したように、大里出土銭には 82 種の銭貨が含まれている。内訳枚数については、新・後漢・隋銭 7 枚 (0.01 %)、唐銭 6,287 枚 (8.97 %)、五代十国銭 164 枚 (0.23 %)、北宋銭 61,873 枚 (88.27 %)、南宋銭 1,555 枚 (2.22 %)、金銭 56 枚 (0.08 %)、元銭 10 枚 (0.01 %)、高麗銭 3 枚 (0.00 %)、ベトナム銭 3 枚 (0.00 %)、皇朝十二銭 4 枚 (0.01 %)、島銭 21 枚 (0.03 %)、無文銭 5 枚 (0.01 %)、不明銭 100 枚 (0.14 %) の合計 70,088 枚であった。そして、その内には模鑄銭 326 枚 (0.47 %) が確認される。同時期における一括出土銭の傾向と比較すると、その構成割合はほぼ一致している⁽⁴²⁾。

表4-2 大里出土銭一覽表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合
新	貨泉	AD14	1			北宋	聖宋元寶	1101	2,796	9	0.32%
後漢	五銖	24	5		〃折二銭		1101	5			
隋	五銖	581	1		大觀通寶		1107	881	4	0.45%	
唐	開元通寶	621	5,809	35	0.60%	政和通寶	1111	2,501	11	0.44%	
	乾元重寶	760	246			〃折二銭	1111	64			
	開元通寶	845	197			宣和通寶	1119	159	1	0.63%	
五代十国	通正元寶	916	1			〃折二銭	1119	23			
	天漢元寶	917	3			建炎通寶	1127	7			
	光天元寶	918	3			〃折二銭	1127	14			
	乾徳元寶	919	14			紹興元寶・折二	1131	34			
	咸康元寶	925	7			紹興通寶	1131	1			
	乾亨重寶	917	1			乾道元寶・折二	1165	1			
	漢通元寶	948	4			淳熙元寶	1174	411	12	2.84%	
	周通元寶	955	34			紹熙元寶	1190	98	1	1.01%	
	唐国通寶	959	72			慶元通寶	1195	129			
	開元通寶	960	25			嘉泰通寶	1201	88			
北宋	宋通元寶	960	218	1	0.46%	南宋	開禧通寶	1205	54		
	太平通寶	976	597	9	1.49%		嘉定通寶	1208	314	4	1.26%
	淳化元寶	990	605	4	0.66%		大宋元寶	1225	4		
	至道元寶	995	1,109	9	0.81%		紹定通寶	1228	95		
	咸平元寶	998	1,207	3	0.25%		端平元寶	1234	5		
	景德元寶	1004	1,475	12	0.81%		嘉熙通寶	1237	19		
	祥符元寶	1009	1,791	12	0.67%		淳祐元寶	1241	89		
	祥符通寶	1009	1,061	5	0.47%		皇宋元寶	1253	37	1	2.63%
	天禧通寶	1017	1,463	1	0.07%		開慶通寶	1259	4		
	天聖元寶	1023	3,538	19	0.53%		景定元寶	1260	40		
	明道元寶	1032	320	3	0.93%	咸淳元寶	1265	93			
	景祐元寶	1034	1,033			金	正隆元寶	1158	52		
	皇宋通寶	1037	9,677	22	0.23%		元	大定通寶	1178	4	
	至和元寶	1054	822			至大通寶	1310	9	1	10.00%	
	至和通寶	1054	282	1	0.35%	皇朝十二銭	萬年通寶	760	1		
	嘉祐元寶	1056	896	2	0.22%	神功開寶	765	2			
	嘉祐通寶	1056	1,783	5	0.28%	富壽神寶	818	1			
	治平元寶	1064	1,166	6	0.51%	日本	島銭	不明		21	100%
	治平通寶	1064	210			丁(ベ)	大平興寶	970	1		
	熙寧元寶	1068	6,918	16	0.23%	前黎(ベ)	天福鎮寶	984	2		
熙寧重寶・折二	1071	5			高麗	東国通寶	1097	1			
元豐通寶	1078	8,490	11	0.13%		海東通寶	1097	2			
元祐通寶	1086	6,529	11	0.17%		無文銭	不明	1	4	80.00%	
紹聖元寶	1094	3,007	8	0.27%		不明銭		19	81	81.00%	
紹聖通寶	1094	2				小計		69,762	326	0.47%	
元符通寶	1098	1,053	2	0.19%		合計		70,088			

典拠) 兵庫埋蔵銭調査会・永井久美男編『阿波海南大里出土銭－海南町中世期埋蔵銭の報告書－』(海南町教育委員会、1994年) 26～27頁より筆者作成。

構成割合についてみると、本出土銭は北宋・唐・南宋銭により全体の99%が占められている。中村岡の久保出土銭と同様に、本出土銭の主体は北宋・唐・南宋銭であったといえる。

報告書では本出土銭が撰銭されたものであるかどうかの言及はなされていない。しかし、模鑄銭が 326 枚確認される点や本項 1. にて触れた紹興元寶の折二銭などの中国製私鑄銭が混入している点、出土銭貨の構成割合が撰銭が行われていない中村岡の久保出土銭とほとんど変化がない点を踏まえると、本出土銭は中村岡の久保出土銭と同様に撰銭が行われていない銭貨であり、14 世紀後半の四国地方における流通銭の実態を反映した出土銭貨であると捉えることができる。

この流通銭の中には、中国において銭貨 1 枚を 2 文として流通させた折二銭（二文銭）が多数確認されている。折二銭は通常の銭貨と比べ、大きさが一回り大きい銭貨である⁽⁴³⁾。【史料 4-③】に挙げた「たふ一銭」とは異なる銭貨であり、これらの大きさが異なる銭貨も代銭納や取引において一様に使用されていたことが文献史料及び考古資料から窺い知ることができる。

中村岡の久保出土銭と大里出土銭の両者の出土銭貨の構成がほぼ同じであることは、14 世紀中頃から末頃にかけての流通銭は大きな変化がなく、北宋・唐・南宋銭を主体にしつつ、中世日本独自の島銭や模鑄銭といった中国王朝の公鑄銭以外の様々な銭貨が四国地方に流通していたと言い換えることができる。このような出土状況から察するに、14 世紀代四国での流通銭には悪銭という概念はなく、単に銭貨 1 枚は 1 文の価値を持つ貨幣であるとして同価値通用が行われていたと指摘することができる。

3. 15 世紀代の流通銭

本項 1. 及び 2. では、14 世紀代の流通銭の実態について確認してきた。そして、最後に、徳島県阿南市より発見された長生出土銭を挙げて、15 世紀代の流通銭をみていきたい。

長生出土銭は、昭和 29（1954）年 5 月 5 日、阿南市長生町の長生橋南岸での堤防改修工事中に備前焼の大甕に銭貨が入れられた状態で発見された。発見状況の詳細については不明であるが、埋蔵時期は室町末期の 15 世紀後半頃と推定されている。発見地の周辺は「国高屋敷」と呼ばれる地域であり、地方の富豪が住んでいた。そのため、長生出土銭は、国高屋敷周辺に住んでいた富豪が蓄財した財貨の一部を地中に埋蔵して保管したのではないかと考えられている⁽⁴⁴⁾。

以下の表 4-3 が、長生出土銭の一覧表である。

表 4 - 3 長生出土銭一覽表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭
唐	開元通寶	621	1,695	南宋	建炎通寶	1127	1
	乾元重寶	758	65		紹興元寶	1131	1
五代十国	周通元寶	955	2		淳熙元寶	1174	73
	唐国通寶	959	13		紹熙元寶	1190	16
北宋	宋通元寶	960	50		慶元通寶	1195	28
	太平通寶	976	175		嘉泰通寶	1201	15
	淳化元寶	990	180		開禧通寶	1205	11
	至道元寶	995	330		嘉定通寶	1208	35
	咸平元寶	998	335		大宋元寶	1225	3
	景德元寶	1004	450		紹定通寶	1228	14
	祥符元寶	1009	524		端平元寶	1234	1
	祥符通寶	1009	385		嘉熙通寶	1237	2
	天禧通寶	1017	439		淳祐元寶	1241	13
	天聖元寶	1023	1,009		皇宋元寶	1253	7
	明道元寶	1032	72		開慶通寶	1259	1
	景祐元寶	1034	328		景定元寶	1260	24
	皇宋通寶	1038	2,473		咸淳元寶	1265	15
	至和元寶	1054	169	金	正隆元寶	1158	35
	至和通寶	1054	67		元	大定通寶	1178
	嘉祐元寶	1056	235	明		至大通寶	1310
	嘉祐通寶	1056	377		大中通寶	1361	6
	治平元寶	1064	336		洪武通寶	1368	635
	治平通寶	1064	89		永樂通寶	1408	3,225
	熙寧元寶	1068	2,086	日本	宣德通寶	1433	166
	元豐通寶	1078	2,486		島錢	不明	1
	元祐通寶	1086	1,950	前黎(ベ)	天福鎮寶	984	1
	紹聖元寶	1094	867	李氏朝鮮	朝鮮通寶	1423	56
	元符通寶	1098	247	琉球	大世通寶	1454	1
	聖宋元寶	1101	729		世高通寶	1461	1
	大觀通寶	1107	281		不明銭		2,530
	政和通寶	1111	882		合計		26,338
宣和通寶	1119	83					

典拠) 阿南市史編さん委員会編『阿南市史』第一巻原始・古代・中世編(阿南市、1987年) 418～421頁より筆者作成。

表 4 - 3 に示したように、長生出土銭には 61 種の銭種が確認される。その内訳枚数は、唐銭 1,760 枚 (6.68%)、五代十国銭 15 枚 (0.06%)、北宋銭 17,634 枚 (66.95%)、南宋銭 260 枚 (0.99%)、金銭 40 枚 (0.15%)、元銭 6 枚 (0.02%)、明銭 4,032 枚 (15.31%)、朝鮮銭 56 枚 (0.21%)、ベトナム銭 1 枚 (0.00%)、琉球銭 2 枚 (0.00%)、島銭 1 枚 (0.00%)、不明銭 2,530 枚 (9.61%) の合計 26,338 枚となっている。模鑄銭の識別については、再調査が現段階ではなされていないため、出土銭内に模鑄銭が混入しているかどうかは分

かっている。

本出土銭について、まずはその構成を考察していきたい。本出土銭には、明銭・朝鮮銭・琉球銭といった14世紀代の流通銭にはみられない銭種が確認される。14世紀代と比べ、鑄造年代が新しい銭貨が四国にも流入し、流通するようになったといえよう。明銭などの新しい銭貨が流入してきたことにより、組成比率も大きく変化している。14世紀代の頃と比べ、北宋銭20%、唐銭2%、南宋銭1%ほど出土銭内に占める割合が低下している。

これら組成比率の減少は、14世紀代において流通銭の中心を占めていた北宋銭などが減少したことを示すのであろうか。表4-3から15世紀に入り新たに加わった明・朝鮮・琉球銭及び不明銭の枚数を全体の枚数を引いて、渡来銭の基礎部分となる組成比率⁽⁴⁵⁾を計算してみると、北宋銭89.4%、唐銭8.9%、南宋銭1.3%となる。この結果をみると、中村岡の久保出土銭及び大里出土銭の組成比率と変わらないことが分かる。言い換えると、15世紀代の流通銭は、14世紀代の流通銭はそのままに明銭などの新たな銭貨が積み重なっていったのである。

次に、銭貨別にみると、最も多い銭貨は明銭の永楽通寶となっている。永楽通寶は、勘合貿易時に永楽帝から室町幕府將軍に頒賜銭の名目で与えられ、明国内では流通がなく、明朝の朝貢貿易用に鑄造された銭貨である。明銭が15世紀から流通し始めた銭貨であるにも関わらず、出土銭貨全体の約12%を占めていることは、急激な勢いで大量の明銭が四国へ流入してきたことを物語っている。

本出土銭は、報告書内において、撰銭されたものかどうかという点に関する言及がない。ただ、ここで表4-3を改めてみてみたい。中村岡の久保出土銭及び大里出土銭の島銭が20枚から30枚確認されたことを考えると、長生出土銭の島銭は1枚しか出土しておらず、さらに折二銭についても確認することができない。この島銭・折二銭の著しい減少傾向は、本出土銭が撰銭された可能性を示唆している。前述したように、本出土銭が地元の富豪が貯蓄目的にわざわざ地中に埋納した銭貨であることを加味すると、撰銭された出土銭貨である可能性は高いといえるであろう。

本出土銭を撰銭されたものと捉えると、文明17(1485)年の【史料4-④】で注目した撰銭で対象となった銭貨を見出すことができる。14世紀代の撰銭されていない出土銭貨である中村岡の久保出土銭・大里出土銭と本出土銭とを比べると、五銖などの古文銭と皇朝十二銭、無文銭は確認されず、島銭は著しく減少してしまっている。先ほど述べたように、模鑄銭については不明であるが、その他の唐銭以降の銭貨に極端な変動がみられな

いため、少なくとも鑄造時期が唐朝より以前の古文銭・日本の初期貨幣である皇朝十二銭・無文銭・日本独自の島銭は意図的に排除されている傾向を読み取ることができる。これは、明らかに鑄造時期が古い銭貨や中国の公鑄銭ではない日本製の銭貨が撰銭の対象となっており、これらの銭貨は15世紀末頃になると悪銭として認識されていたと指摘できる。

このように考えると、中世日本にて鑄造された模鑄銭もまた悪銭として撰銭の対象となっていたことが想定されよう。この撰銭の対象となった銭種は、「日本新鑄料足⁽⁴⁶⁾」と記して日本で鑄造された銭貨を排除した京都と同様の傾向にあったといえる。

ここで、再び永楽通寶に着目してみたい。永楽通寶を含む明銭は、京都では混用率を明示して強制的に流通を促されるほどに忌避されていた⁽⁴⁷⁾。この一方で、15世紀四国では、明銭が急激に拡大したことに伴い、流通銭内において撰銭の対象とはならない精銭として扱われ、精銭の主体を担う存在として機能していたと捉えることができる。

このように、14世紀から15世紀における四国地方では、撰銭の開始や明銭の大量流入など、通貨事情に動揺が見られる時期であったことが見て取ることができる。特に、撰銭に関しては、京都と近い位置関係にあったためか京都と同じ基準で撰銭が行われていたことが明らかになった。しかし、四国は京都では忌避の対象となっていた永楽通寶などの明銭を精銭として受容していたのであり、全面的に京都の通貨事情を四国が追随してはいなかったのである。

以上、考古学の観点から14世紀から15世紀の四国地方における流通銭の実態を本節において明らかにすることができた。具体的には、14世紀においては北宋・唐・南宋銭が流通銭となり、模鑄銭などの日本独自の銭貨もその価値が減少することなく流通していた。そして、15世紀においては精銭と悪銭に分化し、中国の公鑄銭ではない日本独自の銭貨などは悪銭として認識・撰銭されるようになった。四国地方と京都は近い関係にあったため、京都と似ている部分もあったが、精銭と悪銭の線引きの段階で、京都とは異なる四国独自の通貨事情が確かに形成されていたと指摘することができる。

このように14・15世紀四国の流通銭を示すことができた一方で、16世紀の流通銭の実態については出土銭貨の関係上、明らかにすることができなかった。この点については、16世紀代の一括出土銭の発見が待たれるところではあるが、今後、解明すべき研究課題として文献史料の再検討や他の研究手法を模索することでも明らかにできるよう努めていきたい。

第2節 四国における金・銀の通貨事情

前節では、中世後期四国において錢貨の通貨事情について確認した。そして、本節では、錢貨と密接な関係にあった金・銀の通貨事情について論じ、錢貨よりも高額貨幣である金・銀がどのような役割を担って流通していたのかを検討する。

(1) 金の流通

中世四国における金が初めて確認されるのは、貞観 2 (1223) 年のことである。ここでは、廻船の定書として「船ニ荷を積船頭積日記を以不渡物ハ縦金銀爲捨と言共惣シ配當不可入事⁽⁴⁸⁾」と記されている。史料の内容を見て分かる通り、具体的に金を運搬した記録ではないため、あくまで金が高額なものとしての概念的意味合いにとどまるものと考えられる。しかし、金が高額なものであるとの認識がこの段階にあったことは留意しておくべきであろう。

中世四国において、直接的に金が初めて用いられた事例が確認されるのは応永 6 (1399) 年になってからである。その史料が次の【史料 4-⑦】である。

【史料 4-⑦】『伊澤村伊澤満太郎所蔵文書』 応永 6 (1399) 年 12 月 15 日条⁽⁴⁹⁾

今度於泉州堺浦大内義弘誅伐之處、其方一族早速参陣、細川満元手へ令屬從、敵兵數多討取、無比類働之條、忠功之至感入候、依之時服一重黄金遣之候、永子孫へ可申傳者也、

應永六

十二月十五日

義持印

伊澤四郎兵衛尉殿

【史料 4-⑦】は、応永 6 (1399) 年、阿波国の伊沢城に拠点を構えていた伊澤四郎兵衛尉⁽⁵⁰⁾が大内義弘討伐のほうびとして室町幕府 4 代將軍足利義持から黄金を与えられたことを示す史料である。前述したように、本史料は四国において初めて黄金が確認された事例となる。しかし、実際には、黄金は將軍足利義持より与えられたに過ぎず、その後において伊澤氏やその周辺の人物が黄金を使用したとする事例は確認できなかった。ここではあくまで贈答用の手段として、金が京都から四国へ流入するルートが存在していたことを読み取ることができる。

【史料 4-⑦】以降、次に四国において金が出現するのは永禄 12 (1569) 年まで待た

なければならない。ここでは、熊野三山の師に対し、「金壹まい十兩」を献上したとする記録が日記に残されている⁽⁵¹⁾。

【史料4-⑦】から数えると、約150年もの間、金の事例が中世四国において確認できないこととなる。この間、畿内で15世紀から始まった金使用の状況を考えても、金が中世四国において流通していなかったとは考え難いが、他地域と比べても金が積極的に使用できる環境になかったことは間違いないであろう。そのためか金は、約150年前の応永年間の頃と変わらずに、贈答用の手段としてのみ機能していたと捉えることができる。

贈答用以外の用途が確認できるようになるのは、天正20(1592)年以降のことである。

【史料4-⑧】「坪付事」天正20(1592)年正月16日条⁽⁵²⁾

坪付

四ヶ所
合五段 多郷

唐立ニ付而金銀用意専候之處金拾五文メ馳走申候間爲褒美右田数加扶持ニ遣し候弥可抽奉公者也

天正廿年

正月十六日 親忠

永山平次兵衛尉とのへ

【史料4-⑧】は、天正20(1592)年、豊臣秀吉の朝鮮出兵にあたり金・銀を土佐国内から徴発した際、永山平次兵衛尉が金15匁を準備した見返りとして、長宗我部元親の三男である津野親忠が褒美として五段の田を新たに与えたとする内容が記されている。

本史料では、単に献上品として金を贈答するのではなく、朝鮮出兵に関する軍費として金の徴発に応じている。そして、金の見返りとして田の加増が行われている。この段階において初めて、贈答用以外の手段での金の使用が確認されるのである。

しかし、この事例は百姓などにおいての自発的な行為ではなく、むしろ支配者の強制により生じた事象と捉えることができる。また、貨幣として用いられたかについても不明である。そのため、天正20(1592)年を契機として金の用途が変化したと明言できないが、贈答用の手段が16世紀末になって初めて変化のきざしを見せたかと捉えておくべきである。

以上のように、金は初めて確認された14世紀末から16世紀中頃までにかけてはあくまで贈答用として主に機能していた。その後、16世紀末になり、ようやく、支配者からの

強制という形ではあるが、贈答以外の手段として金が用いられるようになった。このような金に関する一連の流れを踏まえると、中世四国において金は貨幣機能化はあまり進展せず、あくまで贈答用としての機能が優先されていたと指摘することができる。

この点は、金の貨幣化が 16 世紀中に進展した京都や北陸とは大きく異なる点であり、中世四国の独自性として挙げることができよう。その要因として根拠となる史料が管見の限りでは確認できなかったが、北陸や後述する東北地方と比べ、中世四国に関する史料上において金山などの金の産出を確認することができなかった。これは、他地域よりも京都などの商業が栄えている地域からの流入に頼らざるを得なかった傾向にあったとする状況を窺い知ることができる。つまり、中世四国は容易には金の入手ができない地域であったために、金を利用する環境が上手く整っていかず、長期間にわたり金が贈答用の手段から脱却することができなかったと考えられるのである。

(2) 銀の流通

金に続いて、次に銀の流通についてみていたい。

中世四国において、銀が初めて確認された史料は、金と同じく貞観 2 (1223) 年の廻船の定書内においてである⁽⁵³⁾。その詳細については、金で説明したため割愛するが、金と同様に銀も概念的な意味合いでは理解されていたと捉えることができよう。

そして、中世四国において初めて銀が確認されたのは、次の【史料 4-⑨】として挙げた天正 4 (1576) 年のことである。

【史料 4-⑨】「毛利輝元書状」天正 4 (1576) 年 8 月 3 日条⁽⁵⁴⁾

今度上口警固差上付而申入之處、御自身御乗船候、殊敵舟數艘被切埋之、數百人討果之、至大坂兵糧差籠、都鄙之覺大慶存候、併御粉骨之所成候、仍太刀一腰、銀子拾枚令進之候、猶委細粟屋右京亮可申候、恐々謹言、

(天正四年)
八月三日 輝元

(元吉)
村上少輔太郎殿御宿所

【史料 4-⑨】は、天正 4 (1576) 年、後に能島村上水軍の頭領となる村上少輔太郎に対して、戦国大名毛利輝元から戦場での功績への褒美として太刀一腰と銀子 10 枚が与えられた事例である。本史料より、褒美として銀子 10 枚を毛利輝元から贈答用として用い

られたことが分かる。これは、前述の金の初見の事例と同様であり、銀もまた贈答用の手段として、四国においてまず流通が始まったと捉えることができる。

【史料4-⑨】以降においても、銀子を贈答物として用いた事例は確認される⁽⁵⁵⁾一方で、1590年代まで年貢や取引等の日常生活において銀を用いた場面は確認されない。つまり、あくまで1570年代から1580年代までは、贈答としての機能のみを銀が有していたと考えられよう。

このような状況に変化の兆しが見えるようになったのは、1580年代末以降のことである。まず、天正16(1588)年になると、「金壹兩ニ付て、鳥目十錢宛、自双方、爲懸賃可取之候、銀子之儀者、一枚ニ付て如右、⁽⁵⁶⁾」とあるように銀子1枚を金1両及び鳥目10錢とする内容が示されている。この時点で初めて、銀子と金・錢との交換比率が明示されている。言い換えると、交換比率を設定できるほど銀が四国内に流通し始めていたことを物語っており、銀が以前とは異なりつつあった状況に置かれていたと読み解くことができる。

そして、1590年代に入るとさらに銀の状況は一変する。

【史料4-⑩】「掟事」慶長2(1597)年3月朔日条⁽⁵⁷⁾

(前略)

一侍共簡略申付様之事過分之借銀にて奉公役不勤者にハ知行高百石に何程と借可申乍去二三年之簡略にて不成者可遂上聞其者知行物成米養育人奉公之品彼是見合を以年数無利ニ可申付事如何程借銀有之候而も品ニより可令赦免事(後略)

【史料4-⑩】では、長宗我部氏支配の土佐国内において、侍たちが知行高を超える借金に対する掟事が示されている。ここでは、侍の借金の手段として、銭貨ではなく銀を利用していたことに注目したい。この銀利用の要因としては、16世紀末の通貨の主体が銭貨から銀へと移行しつつあった状況が挙げられよう。そのため、銀使用に対しては利便性があり、侍たちにとって使い勝手の良い通貨が銭貨ではなく銀へと移り変わったことが読み取れよう。

そして、銀を借金の手段として利用したことは、1590年代末において、銀に貨幣機能が備わったと判断することができる。この四国地方における銀の貨幣機能化は、前章の北陸の事例とほぼ同時期であるといえる。実際に、四国地方においても17世紀以降になる

と、銀使用の事例が急激に拡大していくこととなる。

以上、銀の通貨事情について確認してきた。銀は、金・銭に比べその本格的な流通はかなり遅かったことが分かる。しかし、銀が登場し始めた 1570 年代は贈答、1580 年代末に流通が増加、1590 年代末になると貨幣機能が備わり、銭の一部役割を担うという段階を踏んで着実に進展してきている。しかし、前章の中世北陸においてみられたような、銀が金・銭の役割を一気に吸収し、銀中心の通貨事情を形成したとまではいえず、あくまで四国地方における銀の本格的な使用は江戸時代まで待たなければならなかったのである。

小括

最後に、中世四国における金・銀・銭の三貨の連関性について述べることで本章のまとめとしておきたい。

中近世移行期までの三貨の流通についてみると、銭貨に比べ、金・銀の流通が進んでいないことが分かる。この金・銀の流通の遅れは、前述したように、中世四国における金・銀の産出量や入手が難しかったことが一因であると推定することができる。この点について、三貨の連関性から考えると、中世の経済の中心地であった畿内から近く、瀬戸内海を利用した水運が盛んだったことにより銭貨の流通が充実し過ぎていたことも大きな要因の 1 つとして挙げることができよう。

銭貨の流通が金・銀に比べ著しく進展していたため、高額貨幣である金・銀、低額貨幣である銭貨という他地域に確認されるすみ分けは形成されなかった。よって、中世四国においては、銭貨が通貨の中心として機能し、金・銀はあくまで贈答などの京都向けの補助的な役割を担っていたといえる。そして、この位置付けは 1590 年代に銀が貨幣機能を備えるまで続いたものと指摘することができよう。

以上のように、三貨の連関性について確認したが、本稿では示すことができなかった 16 世紀の流通銭の実態などのより詳細な中世四国の通貨事情を、今後、明らかにできるよう努めていきたい。

-
- (1)高木久史「16 世紀第 4 四半期四国の銭使用秩序に関するノート」(『安田女子大学紀要』第 39 号、2011 年)。
 - (2)神木哲男「在地経済の発展と貨幣―土佐国大忍荘―」(同『日本中世商品流通史論―荘園商業の展開と生産構造―』有斐閣、1980 年)。
 - (3)高田倫子「中世から近世移行期の銭貨流通―四国地方における考古資料を中心に―」(『六甲台論集―経済学編―』第 55 巻第 2 号、2008 年)。
 - (4)岡本桂典「各地域出土の渡来銭・四国地方」(『考古学ジャーナル』第 187 号、1981 年)。
 - (5)文献史料に関しては、『徳島県史』・『阿波国荘園史料』・『阿波国徴古雑抄』・『香川県史』・『新編香川叢書』・『愛媛県史』・『高知県史』などの郷土史料を使用する。
 - (6)豊臣秀吉が四国の浦々に対し、南蛮船のための大工・人足を手配するという命令が出されていることから、四国に南蛮船が寄港していたことが確認される(『南蛮船文書』10 月 6 日条(小杉楯邸『阿波国徴古雑抄』日本歴史地理学会、1922 年、398 頁))。
 - (7)『香川県史』第 8 巻・資料編、古代・中世史料(香川県、1986 年) 865 頁。
 - (8)小葉田前掲書『日本貨幣流通史』8 頁。
 - (9)永井前掲書『新版中世出土銭の分類図版』166 ~ 169 頁。なお、和同開珎の初鑄年は和銅元(708)年、萬年通寶の初鑄年が天平宝字 4(760)年である。
 - (10)「東大寺領諸國封物來納帳」(『香川県史』第 8 巻、714 ~ 718 頁)。
 - (11)なお、900 年から 1200 年代における銭貨に関連する文献史料については、管見の限りにおいては確認できなかった。皇朝十二銭は次第に信用が低下し、民間では用いられなくなった全国的な傾向に四国も同調し、四国においても皇朝十二銭が用いられなくなったことが推測される。
 - (12)神木前掲論文「在地経済の発展と貨幣―土佐国大忍荘―」。
 - (13)例えば、「披山守利名畑請料銭内陸佰口事」正安元(1299)年 10 月 12 日条(『高知県史』古代中世史料編(高知県、1986 年) 993 頁)が確認される。
 - (14)例えば、「越智長次畠地賣券」嘉元 4(1306)年 2 月 23 日条(『愛媛県史』資料編 古代・中世(愛媛県 1983 年) 396 頁)などが確認される。
 - (15)『阿波国荘園史料』(徳島大学教育学部社会科教育研究室、1972 年) 78 ~ 79 頁。
 - (16)分銭とは、斗代に面積を乗じて算出された貢租を銭貨によって納めたものであり、代

銭納に用いられた銭貨を指す（阿部猛編『荘園史用語辞典』（東京堂出版、1997年）194頁）。

(17)『高知県史』古代中世史料編、693頁。

(18)当一銭については小平銭・一文銭とも呼ばれ、銭貨1枚を10文として流通させる当十銭・十文銭なども中世では存在していた。

(19)『香川県史』第8巻、749頁。

(20)「撰銭事」文明17（1485）年4月15日条。

(21)「道者職賣券」永禄10（1567）年8月吉日条（『香川県史』第8巻、494頁）。

(22)中島圭一「日本の中世貨幣と国家」（歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、1999年）122～125頁。中島氏は、「打平（うちひらめ）」について中世日本国内において鑄造された無文銭であると比定している。また、高木氏は撰銭令に確認される打平などの悪銭を指す銭種に関する内容をまとめている（高木久史「日本中近世移行期国産銭に関する基礎的考察—法制史料から—」（『国語国文論集』第43号、2013年））。

(23)高木同上論文、34～35頁。

(24)『愛媛県史』資料編・近世上（愛媛県、1984年）6～7頁。史料内の下線部については、筆者による。

(25)『新編香川叢書』史料編二（新編香川叢書刊行企画委員会、1981年）1006～1007頁。史料内の下線部については、筆者による。

(26)高木前掲論文「16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート」81～82頁。

(27)小葉田前掲書『日本貨幣流通史』223～231頁。

(28)「紺屋役之儀」天正15（1587）年12月7日条（『阿波国徴古雑抄』、487頁）

(29)小葉田前掲書『日本貨幣流通史』218～219頁。中世四国には確認されないが、小葉田氏によると「上銭」よりも価値が低い銭貨として、「中銭」・「下銭」も存在していたとされている。

(30)高木前掲論文「16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート」84～85頁。

(31)【史料4-⑤】及び【史料4-⑥】のそれぞれにおいて、比較することの同年代の史料が管見の限りでは確認することができなかった。そのため、17年と比較的年代が近い両史料を比較・検討を行った。

(32)算出方法としては、「田地分米合計額÷（田畠合計分銭古額－畠地合計分銭古額）」により、分銭古1貫文あたりの石高を計算した。また、同様の計算については、高木氏も行

っている（高木前掲論文「16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート」82頁）。
なお、小数点第3位については切り捨てとした。

(33)同上論文。

(34)兵庫埋蔵銭調査会編『中村岡の久保出土銭－中世期大量埋蔵銭の調査報告書－』（新居
浜市教育委員会、1999年）。なお、本稿では、個人情報の観点から所有者に関して実名を
挙げることを避けた。

(35)表4-1中の割合については、「模鑄÷（本銭+模鑄）」により算出し、小数点第3位
は四捨五入した。なお、日本で鑄造された皇朝十二銭については公鑄銭として扱ったため
本銭として、島銭については公鑄銭ではないために模鑄銭とみなした。模鑄銭のみが確認さ
れた場合は、割合を「100%」と表記した。国名については、「(ベ)」がベトナムを指す。
以下、表4-2・表4-3についても、算出方法及び表記については同じとする。

(36)無文銭12枚の内、7枚は中国製、5枚は日本製の無文銭であると分類されている。

(37)同時期の一括出土銭における模鑄銭の枚数・割合については、塩野出土銭（兵庫県姫
路市）が162枚（0.32%）、引土出土銭（京都府舞鶴市）が126枚（1.06%）、吉田若宮2
次出土銭（長野県塩尻市）が151枚（2.59%）となっている（兵庫埋蔵銭調査会前掲書
『中村岡の久保出土銭－中世期大量埋蔵銭の調査報告書－』128頁）。

(38)同上書、149頁。

(39)中世日本における最も早い撰銭令は、大内氏が自らの城下町に対して発した文明17
（1485）年のことである。

(40)兵庫埋蔵銭調査会前掲書『中村岡の久保出土銭－中世期大量埋蔵銭の調査報告書－』149
頁。

(41)兵庫埋蔵銭調査会編『阿波海南大里出土銭－海南町中世期埋蔵銭の報告書－』（海南町
教育委員会、1994年）。

(42)兵庫埋蔵銭調査会前掲書『中村岡の久保出土銭－中世期大量埋蔵銭の調査報告書－』128
頁。

(43)永井前掲書『新版中世出土銭の分類図版』。

(44)阿南市史編さん委員会編『阿南市史』第一巻原始・古代・中世編（阿南市、1987年）417
～426頁。

(45)永井久美男氏は、渡来銭の基礎部分を構築している銭貨が唐・北宋・南宋の3王朝の
銭貨であると述べている（永井久美男「渡来銭時代における流通銭の変遷－出土銭資料に

よる考察一」（『出土銭貨』第22号、2005年）。

(46) 「洛中洛外酒屋土倉條々」永正元（1504）年8月23日条。

(47) 「撰銭事」文明17（1485）年4月15日条。本史料では、100文中の32文を永楽通寶・洪武通寶・宣徳通寶などの銭貨を混ぜて100文として使用する旨が記されている。

(48) 「廻船大法卷物写」貞観2（1223）年3月16日条（『高知県史』古代中世史料編、536～538頁）。

(49) 『阿波国徴古雑抄』269頁。

(50) 阿波町史編纂委員会編『阿波町史』（徳島県阿波郡阿波町、1979年）186頁。

(51) 「熊野三山御師江渡日記」永禄12（1569）年3月26日条（『阿波国徴古雑抄』182～183頁）。

(52) 『高知県史』古代中世史料編、372～373頁。

(53) 「廻船大法卷物写」貞観2（1223）年3月16日条。

(54) 『愛媛県史』資料編 古代・中世、1093頁。

(55) 「羽柴秀吉書状」天正12（1584）年10月18日条（『愛媛県史』資料編 古代・中世、1164頁）。

(56) 「越久田へ被仰出御判物」天正16（1588）年6月19日条（『阿波国徴古雑抄』488頁）。

(57) 『高知県史』古代中世史料編、615～617頁。

第5章 中世後期東北の通貨事情

本章では、中世東北の通貨事情に着目して論を進めていく。中世東北については、北陸や四国と同様に、その通貨事情に関する専論については川戸氏以外の論稿を確認することはできない。しかし、出土銭貨については、先行研究が多数存在している。

まず、出土銭貨に関する先行研究を挙げると、成田末五郎氏は津軽地方を中心にした出土銭貨の成果をまとめている⁽¹⁾。また、是光吉基氏は出土銭貨の状況から北海道から東北北部地域は撰銭の必要の無い地域であったとの見解を示している⁽²⁾。そして、近年の成果として、川崎利夫氏らにより東北の出土銭貨内の模鑄銭に着目した書籍が刊行されている⁽³⁾。他にも出土銭貨の成果に関する論稿は、埋蔵文化財センターなどが中心となり、東北地方では遺跡発掘調査報告書として多数の報告が確認される。そのため、出土銭貨に関する先行研究については、他地域と同様に、蓄積があるといえよう。

しかし、文献史学の観点からの通貨事情に関する論稿については、川戸氏による研究のみが存在している。川戸氏は、後北条氏の検地による明銭の永楽通寶が重用された点が豊臣秀吉にも引き継がれた結果、天正 18 (1590) 年において、会津では永楽通寶の強制精銭化が行われていたとした。しかし、出羽国仙北では永楽通寶が数字上の基準高であったとして、奥羽では永楽通寶の精銭化は一律に進行していないとする見解を示した⁽⁴⁾。川戸氏の研究は、主に会津周辺における 16 世紀末頃の通貨事情に言及したものであると捉えることができる。

このように、中世東北の通貨事情については、考古学を中心に進められてきたが、文献史学の観点からは東北南部の一部地域における 16 世紀末頃の特定時期の通貨事情が明らかにされたに過ぎないといえる。

よって、本章では、中世東北の通貨事情の中でもほぼ手つかずとなっている東北北部に着目して論じていくこととする。つまり、本章における中世東北とは、現在の青森・秋田・岩手にあたる東北北部を指すこととする。また、東北北部に注目することにより、道南（北海道南部の沿岸部）との銭貨を介した連関性にも言及することが可能になるため、道南の状況についても多少触れていく。

本章の目的は、東北北部を中心とする通貨事情の変遷と流通銭の実態を明らかにすることにある。この目的を達成するために、研究手法として前章及び前々章と同様に、郷土史料⁽⁵⁾と出土銭貨の遺跡発掘調査報告書の両者の観点をを用いることにより、中世後期東北地

方の通貨事情を言及していくこととする。

第1節 東北における銭貨の通貨事情

中世東北は、古代より蝦夷の地として知られ、大和朝廷の頃よりこの地を支配しようとして度々軍勢が派遣されていた。このように戦乱がきっかけではあるが、東北地方は古くから中央と関わりのある地域であったといえる。

このように中央と関連のあったため中世東北にも、銭貨が流入し、流通することのできる土壌が存在していたと考えられよう。当該地域における銭貨の実態について、まずは確認していきたい。

(1) 文献史料から捉えた銭貨の通貨事情

中世東北における銭貨に関連する史料の初見は、神護景雲元（767）年のことである。ここでは、「私鑄錢人王清麻呂等四十人賜姓鑄錢部、流出羽国、⁽⁶⁾」とあり、中央で私鑄錢鑄造の罪を犯した40人が出羽国へ流されたと記されている。その後、出羽国へ流された40人の行動などの記録は残されていないが、中央から「鑄錢部」の姓を名乗ることを認められた銭貨を鑄造する技術を持った者たちが東北地方で存在しており、銭貨鑄造を行える技術を持っていたことをまずは留意すべきである。

そして、実際に銭貨を使用したことが確認できる初見の史料が、次の【史料5-①】である。

【史料5-①】「陸奥國郡郷所當事」曆仁2（1239）年正月22日条⁽⁷⁾

一、陸奥國郡郷所當事

以被止准布之例、沙汰人百姓等、私忘本色之備、好錢貨所濟之間、年貢絹布追年不法之條、只非自由之企、已公損之基也、自今以後、白河關以東者、可令停止錢流布也、且於下向之輩所持者、商人以下慥可禁斷、但至上洛之族所持者、不及禁斷、兼又絹布僞惡甚無其謂、早存舊所當本様可令辨進之由、可令下知給之狀、依仰執達如件、

曆仁二年正月廿二日

(北条泰時)
武藏前司殿

(北条時房)
修理權大夫 判

【史料5-①】は、初代執権北条時政の子で鎌倉幕府初代連署であった北条時房が3代執権の北条泰時に対して、陸奥国での物価を布に換算する准布の行為について言及している史料である。ここでは、陸奥国では中央の鎌倉幕府の方針とは異なり、准布の行為が行われなくなっており、この事態を解決するために銭貨の流通を止めさせる旨が述べられている。

この史料を銭貨の観点から読み解くのであれば、13世紀前半の東北には既に銭貨が流通していたことが分かる。さらに、銭貨流通が准布行為を阻害するに至っているとも捉えることができる。ここでの銭貨の種類は明言されていないため分からないが、渡来銭の本格的な流入が12世紀から始まっていたことを踏まえると、13世紀前半に用いられていた銭種は渡来銭と皇朝十二銭が混じり合ったものであったのではないかと考えられる。

さらに、沙汰人が百姓であることにも注目しておきたい。このことは、准布を止めてまで銭貨を用いていたのが在地の百姓であったと言い換えることができる。つまり、13世紀前半での東北では百姓も銭貨の使用が可能なほど、銭貨の流通量が充実していたことを物語っている。実際に、本史料から半世紀も経過しない正應5(1292)年には、
(沼橋村)
「ぬまたでのむらねんく伍貫文きたすへし⁽⁸⁾」とあるように代銭納が行われた記録が残されている。このことから13世紀中に代銭納が行えるようになるまでに、銭貨流通が拡大していった様子を見て取ることができる。

そして、その後、15世紀代までには旦那職売買に数十貫文⁽⁹⁾や借錢に20貫文⁽¹⁰⁾などの額面が大きい取引を行えるまでに貨幣経済が浸透していったことが窺える。しかし、銭貨の用途が拡大し、額面も大きくなっていく一方で、悪銭などの排除した銭貨の構成に関する内容は確認することができない。この事実は東北において流通していた銭貨全てが精銭・悪銭の区別無く同価値通用がなされていたのであろうか。この点について、以下の2つの史料を確認されたい。

【史料5-②】「出羽国検地條々」天正18(1590)年8月日条⁽¹¹⁾

- 一 上田一段 永樂錢貳百文宛
- 一 中田一段 百八十文宛
- 一 下田一段 百五十文宛
- 一 上畠一段 百文宛
- 一 中畠一段 八十文宛

- 一 下畠一段 五十文宛
 - 一 屋敷麻畠者上畠なミ二年貢可取事
 - 一 漆木見斗年貢可相定事
 - 一 川役相改御代官可被仰付事
 - 一 田畠共ニ一段ニ付而伍間六十間ニ可相定事
- 天正十八年庚子八月 日

御朱印寫

木村常陸介

大谷刑部少輔

【史料 5-③】「田畠差出之事」天正 18 (1590) 年 9 月吉日条⁽¹²⁾

御朱印寫

田畠指出之事

上田	五間六十間	七尺杖尺ニ而	上田	上田
○一段	貳百文		○半段	百文
○一段	百八十文		○半段	九拾文
○貳百歩	大		○百歩	小

(中略)

右之田畠悉皆共ニ永樂錢之積年貢可申付候者也

天正十八庚子年九月吉日

【史料 5-②】及び【史料 5-③】は、共に出羽国における天正 18 (1590) 年の検地に関する史料である。

まず、【史料 5-②】については、上田一段につき永樂通寶 200 文としている一方で、中田・下田・上畠・中畠・下畠には錢種の指定をせずに年貢の額面を定めている⁽¹³⁾。さらに、【史料 5-③】では、検地対象の田畠全てに対して永樂通寶を使用するよう申し付けが行われており、川戸氏が挙げた会津での状況と同様の内容が記されている。

2 つの史料に共通している点は、検地において定められた年貢については永樂通寶で納入するという指定があったことである。特に、【史料 5-②】では、最も田の質が良い上田のみにわざわざ永樂通寶が指定されている。つまり、16 世紀末の東北地方では、東国

の通貨事情と同様に⁽¹⁴⁾永楽通寶を精錢としてみなしていたことが理解されよう。

そして、この事態の反面、永楽通寶をわざわざ指定するということは、16世紀末の東北地方には、西国では忌避の対象であった永楽通寶を精錢として年貢に充てなければならないほど悪質な錢貨が流通していたことを示唆している。この状況を物語るかのように、文禄4(1595)年の散用状においては、これまでのような錢換算ではなく、米での換算に切り替わっている⁽¹⁵⁾。米換算での散用状は、中世東北では初めて確認された史料となる。この点からも、16世紀末になり流通錢の錢質が著しく悪化したために、流通錢をそのまま年貢として代錢納を行うことはできなくなり、結果として永楽通寶の指定や米の信用が上昇したとする図式を読み取ることができよう。

このように16世紀末の東北地方では、錢貨の階層化が出現したかのように捉えることができる。しかし、ここで挙げた【史料5-②】や【史料5-③】、文禄4(1595)年の散用状は、中央権力である豊臣政権の指示の下、作成された史料であることが指摘される。これらの史料の内容は、在地にも影響を及ぼしたと考えられるが、在地内部において永楽通寶を指定するなどの行為は管見の限りでは確認することができなかった。このことは、16世紀末の東北地方に流通していた錢貨の中で、比較的良好な状態にあった永楽通寶を指定したのはあくまで中央側の方針にしか過ぎなかったといえる。その中央の方針とは異なり、在地では錢質を気にすることなく、どのような錢貨であったとしても錢貨1枚を1文として通用させる同価値通用を行っていたことが窺い知れるのである。永楽通寶の流通に関しては、次項において考古学の観点から再び検討を行うが、在地では錢貨の階層化は形成されておらず、他地域では精錢としてみなされる錢貨や悪錢として排除される錢貨を混在して使用していたと指摘することができよう。

以上、16世紀末の通貨事情について述べたが、14世紀から16世紀中頃までの錢貨に関する文献史料を網羅的に確認したが、単なる寄進や取引で錢貨を用いた事例しかなく、悪錢に関わる内容などの特筆すべき史料は確認できなかった。これは、中世東北においては、悪錢という概念そのものが存在しておらず、どのような錢質の錢貨であったとしても同価値通用を行っていたことを改めて示唆するものである。

前述したように、中世東北における錢貨流通そのものは活発であり、他地域と同様に鎌倉末期頃には既に錢貨経済圏が形成されていたといえる。そして、時代を経るにつれて、他地域と同様に錢質が悪化していくものの、全ての錢貨を一律に扱うという他地域とは正反対の対応を貫き通していった。例外として、一定以上の錢質を求める中央権力との取引

時にのみ永楽通寶の使用を強制されることとなったが、在地では一貫して精銭・悪銭という区別を行うことなく、江戸時代の寛永通寶による貨幣統一期を迎えることとなったのである。

既に述べた中世北陸や中世四国とは異なり、中世東北の銭貨に関連する文献史料は非常に少ない。また、他地域では悪銭とみなされるべき銭種が多く流通していたと推測されるが、実際にその通りであったのかについては文献史料からは読み取ることはできなかった。この流通銭の実態について、事項で取り上げる考古学の成果より明らかにしていきたい。

(2) 考古資料から捉えた道南との関連性

本項では、道南（北海道南部）との関連性について、出土銭貨の観点から迫ってみたい。

東北北部と道南とのつながりについては、古代から密接な関係があったことが示されている。例えば、7世紀中頃には、北方へ遠征に来た阿倍比羅夫が蝦夷の肅清との間で「沈黙交易⁽¹⁶⁾」と呼ばれる交易を行ったことが文献史料上に残されている。このような北方交易は、奈良時代から活発に行われていた⁽¹⁷⁾。

その後、中世となり、1450年代に入ると、道南の渡島半島の南端には館が築かれ、館主たちは周辺の和人を支配し、海産物などのアイヌ交易品を基にした本州との交易活動を行っていた。道南に築かれた館の集まりは、道南十二館と呼ばれており、その中の1つに現在確認されている出土銭貨の中でも最も出土枚数が多い志海苔古銭が発見された志苔館と呼ばれる小林氏が支配した館も存在していた⁽¹⁸⁾。

ここで取り上げる志海苔古銭は、昭和43(1968)年7月16日、道路拡張工事中に大甕2個に古銭が満載された状態で発見された。そして、翌17日には3個目の大甕が出土した。古銭のほとんどは、その場で回収されたが、甕が不完全な状態であったため、約10万枚程度の散逸があったと推定されている。発見された1・2号甕と3号甕を合わせて374,436枚もの銭貨が確認され、銭貨が入っていた甕は、1・2号甕が福井県東部の越前古窯にて生産、3号甕が石川県能登半島の珠洲窯にて生産された甕であった。銭貨と甕の生産時期から、志海苔古銭は室町前期から中期の1400年前後に埋納されたと推定されている。しかし、埋納者及び埋納目的については共に不明であるが、志海苔古銭が発見された志苔館は、長祿元(1457)年のコシャマインの乱の際に陥落したとされていることから、コシャマインの乱に何らかの関係があるのではないかとの見解も示されている⁽¹⁹⁾。

そして、志海苔古銭の一覧表が、以下の表5-1となる。

表5-1 志海苔古銭一覽表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	1・2号甕	3号甕	鑄造国	銭貨名	初鑄年	1・2号甕	3号甕	
前漢	四銖半兩	BC175		7	遼	清寧通寶	1055		1	
新	貨泉	14		6		咸雍通寶	1065		1	
後漢	五銖	24	35	4		大康通寶	1075		2	
唐	開元通寶	621	25,381	5,435	南宋	建炎通寶	1127	71	17	
	乾元重寶	760	1,142	280		紹興元寶	1131	122	27	
五代十国	通正元寶	916		6		2	紹興通寶	1131	11	5
	天漢元寶	917		15		2	隆興元寶	1163		1
	光天元寶	918		15		2	乾道元寶	1165		2
	乾德元寶	919		67		12	淳熙元寶	1174	1,937	429
	咸康元寶	925		18		1	紹熙元寶	1190	640	134
	大唐通寶	944	326	67			慶元通寶	1195	779	159
	漢通元寶	948		11		4	嘉泰通寶	1201	451	98
	周通元寶	955		73		14	開禧通寶	1205	290	66
	唐國通寶	959		1		1	嘉定通寶	1208	1,440	295
	北宋	宋通元寶	960	1,055		233	大宋元寶	1225	70	14
太平通寶		976	2,898	614	紹定通寶	1228	519	95		
淳化元寶		990	2,693	565	端平元寶	1234	39	10		
至道元寶		995	4,881	970	嘉熙通寶	1237	130	31		
咸平元寶		998	5,296	1,104	淳祐元寶	1241	440	90		
景德元寶		1004	6,719	1,420	皇宋元寶	1253	236	49		
祥符元寶		1009	7,647	1,675	開慶通寶	1259	17	3		
祥符通寶		1009	4,455	929	景定元寶	1260	401	74		
天禧通寶		1017	6,513	1,430	咸淳元寶	1265	480	103		
天聖元寶		1023	14,690	3,234	西夏	天盛元寶	1158		3	
明道元寶		1032	1,489	324	金	正隆元寶	1158	373	106	
景祐元寶		1034	4,416	968	大定通寶	1178	19	3		
皇宋通寶		1037	38,757	8,274	元	至大通寶	1310	94	16	
慶曆重寶		1045		1		至正通寶	1350		3	
至和元寶		1054	3,622	830	明	大中通寶	1361		1	
至和通寶		1054	1,138	278		洪武通寶	1368		7	
嘉祐元寶		1056	3,686	792	皇朝十二錢	和同開珎	708		1	
嘉祐通寶		1056	7,190	1,539		萬年通寶	760		1	
治平元寶		1064	5,770	1,232		神功開寶	765		4	
治平通寶		1064	948	206		隆平永寶	796		2	
熙寧元寶		1068	28,694	6,203		富壽神寶	818		2	
熙寧重寶		1071		8		4	承和昌寶	835		1
元豐通寶		1078	35,401	7,608		貞觀永寶	870		1	
元祐通寶		1086	37,759	6,145		延喜通寶	907		1	
紹聖元寶		1094	12,246	2,671		安南(ベ)	大平興寶	970		2
祥聖通寶		1094		2			天福鎮寶	984	16	3
元符通寶		1098	4,713	1,008		高麗	東國通寶	1097	5	2
聖宋元寶		1101	11,759	2,574			東國重寶	1097		1
崇寧通寶		1102		3	海東通寶		1097	14	4	
崇寧重寶		1102		2	海東重寶		1097		1	
大觀通寶		1107	3,418	812	三韓通寶		1097		1	
政和通寶		1111	12,459	2,747	三韓重寶		1097		2	
宣和元寶	1119			1	不明錢		10,223	2,678		
宣和通寶	1119	1,161	251		小計		307,449	66,987		
					合計			374,436		

典拠) 市立函館博物館編『函館志海苔古銭』(市立函館博物館、1973年) 10～12頁より
筆者作成。

表5-1より、志海苔古銭における内訳枚数は、前漢銭7枚(0.00%)、新銭6枚(0.00%)、後漢銭39枚(0.01%)、唐銭32,238枚(8.61%)、五代十国銭637枚(0.17枚)、北宋銭328,130枚(87.63%)、遼銭5枚(0.00%)、南宋銭9,775枚(2.61%)、西夏銭3枚(0.00%)、金銭501枚(0.13%)、元銭113枚(0.03%)、明銭8枚(0.00%)、高麗銭31枚(0.01%)、ベトナム銭22枚(0.01%)、皇朝十二銭15枚(0.00%)の合計94種374,436枚となっている。

模鑄銭などの銭種については記されておらず、詳細な枚数についても不明であるが、報告書には私鑄銭(おそらくは模鑄銭か)・加工銭などの悪銭についても混入していたことが挙げられている。さらに、後述する銭銘が刻まれていない無文銭についても混入があったとして、不明銭12,901枚中3,741枚(1.00%)が無文銭であったとされている。

この志海苔古銭より、1400年頃という他地域と比べても早い時期に大量の銭貨が道南には流通していたとともに、他地域で悪銭とみなされていた銭貨も相当量が出回っていたことが分かる。この銭貨流通の状況は、交易を行っていた対岸の東北北部も同じ状況にあったといえる。事実、道南と東北北部では出土遺物に類似点が多い⁽²⁰⁾ことに加え、次項以降に挙げていく出土銭貨からも他地域ではあまり確認されない無文銭が確認されていることから明らかである。

銭貨が入っていた甕が中世北陸の遺物であり、道南の館主には出自を若狭・加賀に求める者もいた⁽²¹⁾ことから、志海苔古銭を含む道南・東北北部に流通していた銭貨は、日本海ルート of 交易船のバラスト代わりとして一度に大量にもたらされたのが始まりであったと思われる。前述したように、古代より道南・東北北部は交易が行われており、交易上、銭貨を使用できる環境が整いつつあったため、1400年という早い時期より銭貨の流通が可能となったのであろう。

しかし、留意すべき点として、他地域とは異なり、京都などの西日本の中世主要都市の影響を受けて、銭貨流通が始まったのではないということが挙げられる。銭貨は、道南・東北北部では調達できないため、その供給先は東北以西地域からに頼るしかなかった。しかし、他地域では悪銭とみなされる無文銭などが志海苔古銭内に排除されずに相当量含まれていることから、道南・東北北部における銭貨経済は、中世主要都市との取引上の必要性・関係性から生じたのではないと指摘することができる。つまり、当該地域における銭貨流通は、道南・東北北部間の交易関係から派生したものと捉えることができるであろう。

以上に示した道南との関連性を念頭に置きながら、15世紀から16世紀における流通銭

の実態に迫ってみたい。

(3) 考古資料から捉えた流通銭の実態

前項では、道南との連関性により東北地方の銭貨流通が発展したと述べた。そして、本項では、東北地方において発掘された出土銭貨を用いて、中世東北の流通銭とその変遷について追っていききたい。なお、本項でも前章及び前々章と同じく、できる限り本銭と模倣銭を大別した分類法を採用した一括出土銭の調査結果を挙げていくこととする。

1. 15世紀前半から中頃の流通銭

中世東北における15世紀前半から中頃を埋蔵時期とする一括出土銭として、浪岡城跡 SP11 出土銭を挙げる。浪岡城跡は、青森県青森市に位置し、北畠氏の支流である浪岡北畠氏4代北畠顕義が築城したとされているが、具体的な築城の時期については不明の平城である。出土銭貨は、浪岡城跡の遺跡発掘調査中の昭和59(1984)年9月10日、不整形のピットである SP11 の深さ15 cmから出土した。銭貨は、縉状の形で土中に埋納されており、二縉一對の状態で見出された⁽²²⁾。報告書内に記載は無いが、発掘調査中の発見であるため、出土銭貨の散逸は無いものと考えられる。

以下の表5-2が、浪岡城跡 SP11 出土銭の一覧表である。

表5-2より、浪岡城 SP11 出土銭には唐銭の開元通寶から明銭の永樂通寶までの56種の銭貨が含まれていることが判明した。その内訳枚数は、唐銭390枚(6.53%)、五代十国銭8枚(0.13%)、北宋銭3,776枚(63.24%)、南宋銭104枚(1.74%)、金銭11枚(0.18%)、明銭(17.08%)、無文銭378枚(6.33%)、不明銭276枚(4.62%)の合計5,971枚となっている。

まず、構成比率について検討すると、本出土銭と埋蔵時期が15世紀中頃とほぼ同時期の白子出土銭(埼玉県和光市)と比べると北宋銭の割合が10%ほど低くなっている⁽²³⁾。その他の割合はそれほど大差ないことから、北宋銭の10%分は白子出土銭には確認されない無文銭が混入しているための割合の変化であるといえる。

本出土銭における無文銭の割合から考えてみると、無文銭が出土銭全体の6%を占めていることは最も注目すべき点であると考えられる。無文銭とは考古学では銭銘が無い銭貨を指しているが、全国的に1カ所の遺跡から大量に出土することはそれほど多くはない銭種である⁽²⁴⁾。

表 5 - 2 浪岡城跡 SP11 出土銭一覧表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	
唐	開元通寶	621	367	北宋	元符通寶	1098	73	
	乾元重寶	758	23		聖宋元寶	1101	200	
五代十国	光天元寶	918	1		大觀通寶	1107	50	
	乾徳元寶	919	1		政和通寶	1111	179	
	唐国通寶	959	6		宣和通寶	1119	22	
北宋	宋通元寶	960	15	南宋	建炎通寶	1127	1	
	太平通寶	976	39		紹興元寶	1131	1	
	淳化元寶	990	33		淳熙元寶	1174	21	
	至道元寶	995	67		紹熙元寶	1190	7	
	咸平元寶	998	71		慶元通寶	1195	9	
	景德元寶	1004	93		嘉泰通寶	1201	8	
	祥符元寶	1009	107		開禧通寶	1205	4	
	祥符通寶	1009	52		嘉定通寶	1208	11	
	天禧通寶	1017	91		大宋元寶	1225	2	
	天聖元寶	1023	225		紹定通寶	1228	7	
	明道元寶	1032	28		嘉熙通寶	1237	6	
	景祐元寶	1034	71		淳祐元寶	1241	9	
	皇宋通寶	1038	546		皇宋元寶	1253	4	
	至和元寶	1054	45		景定元寶	1260	9	
	至和通寶	1054	11		咸淳元寶	1265	5	
	嘉祐元寶	1056	51		金	正隆元寶	1157	7
	嘉祐通寶	1056	107			大定通寶	1178	4
	治平元寶	1064	79	元	至大通寶	1310	8	
	治平通寶	1064	18	明	大中通寶	1361	4	
	熙寧元寶	1068	407		洪武通寶	1368	533	
	元豊通寶	1078	500		永樂通寶	1408	483	
	元祐通寶	1086	401		無文銭	不明	378	
	紹聖元寶	1094	194		不明銭		276	
	紹聖通寶	1094	1		合計		5,971	

典拠) 浪岡町教育委員会編『昭和 59 年度浪岡城跡発掘調査報告書 浪岡城跡Ⅷ』(浪岡町教育委員会、1986 年) 139 頁より筆者作成。

さらに、無文銭については、文献史学では中世日本において鑄造された国産の銭貨であり、その銭種は「打平(うちひらめ)」と比定されている⁽²⁵⁾。「打平」は、前述したように、大内氏が文明 17(1485)年に発した日本最初の撰銭令⁽²⁶⁾や室町幕府が永正 3(1506)年に発した撰銭令⁽²⁷⁾などの多くの撰銭令において、その使用が全面的に禁止された銭種である。また、織田信長が永禄 12(1569)年に悪銭の条件付き通用を認めた唯一の撰銭令⁽²⁸⁾でも、「打平」は精銭 1 枚に対し 10 枚を必要とする最下層の銭種に指定されている。

また、前章・前々章にて挙げた一括出土銭の一覧表を見ても分かるように、無文銭はほ

とんど出土しておらず、撰銭がなされていないと判明している一乗谷朝倉氏遺跡第 57 次調査出土銭（表 3-5）においても出土の記録はない。つまり、撰銭されていない出土銭貨からも出土が確認されないということは、無文銭は悪銭とみなすまでもなく流通銭からは真っ先に排除される銭種であったことも補足することができる。

以上の内容より、撰銭令が発せられるようになった初期の頃から、「打平」とみなされていた無文銭は、悪銭として畿内以西地域や北陸までも含む銭貨経済圏において真っ先に排除・忌避の対象となった。排除後はそれぞれの地域で铸つづけたのではなく、十三湊を利用した交易船のバラストとして東北地方へもたらされ、単なる流通銭の 1 枚として中世東北において流通したと指摘することができる。

ここで着眼点を少し変えてみたい。本出土銭は、本銭と模铸銭とを大別する分類法を採用していないが、銭貨は造りが粗雑な銭貨が多数混入していると報告書では記されている⁽²⁹⁾。また、調査報告書を執筆・編集した浪岡町教育委員会の工藤清泰氏は、改めて本出土銭を再見した際に、「本銭ってあるのかなと思うくらい、ほとんどが模铸銭ばかりではないか⁽³⁰⁾」という所感を残している。

また、筆者が報告書に記載されている銭貨観察表を確認したところ、筆者が北陸地方の出土銭貨を再調査した際に記録した本銭⁽³¹⁾と比べ、明らかに厚さが薄く、大きさも小さく、軽量である銭貨が混入していることが確認することができた⁽³²⁾。そのため、具体的な枚数までは言及できないが、相当数の模铸銭が本出土銭には含まれていることが推定される。第 1 章にて触れたように、この頃には既に模铸銭铸造が始まっていたために、中世日本では一般的な悪銭であった無文銭とともに模铸銭も 15 世紀代東北の流通銭に含まれていたことが窺い知ることができよう。

さて、ここで、本出土銭が撰銭を行ったものだと仮定してみると、本出土銭は中世東北において精銭を集めた銭貨ということになる。そうなると、本出土銭内に含まれている全体の 6% を占める無文銭や相当数の模铸銭もまた、精銭であるとみなされることとなる。ではその反対に、本出土銭が撰銭が行われていないものであるとするならば、本出土銭は 15 世紀前半から中頃の流通銭を反映した出土銭貨であり、無文銭や模铸銭は流通銭にごく普通に使用されていたといえる。

つまり、撰銭の有無を問わず、15 世紀の東北地方には他地域では悪銭としてみなされる銭種が一般的に流通しており、これらは精銭・悪銭との区別を行わずに、1 枚 1 文として使用されていたのである。

2. 16世紀前半の流通銭

中世東北における15世紀末頃の出土銭貨の事例が確認できなかったために、ここでは少し時代を進め、16世紀前半を埋蔵時期とする大和田出土銭を挙げてみたい。大和田出土銭は、青森県鯉ヶ沢町の海岸地区から砂を採取するための重機による掘削中に偶然発見されたとされている。ただし、発見者の個人宅にて20年間ほど保管されていたため、発見日や銭貨の散逸の正確な枚数についても不明である。銭貨は布袋状のものとともに発見され、緋の状態で見納されていたのではないかと推定されている⁽³³⁾。

以下の表5-3⁽³⁴⁾が大和田出土銭の一覧表である。

表5-3の通り、大和田出土銭には高麗銭・李氏朝鮮銭・琉球銭・島銭を含む67種の銭貨が出土している。その内訳枚数は、唐銭809枚(7.26%)、五代十国銭17枚(0.15%)、北宋銭7,060枚(63.33%)、南宋銭181枚(1.62%)、金銭20枚(0.18%)、元銭6枚(0.05%)、明銭2,305枚(20.68%)、高麗銭1枚(0.01%)、朝鮮銭40枚(0.36%)、琉球銭1枚(0.01%)、島銭2枚(0.02%)、無文銭42枚(0.38%)、不明銭663枚(5.94%)の合計11,147枚となっている。ただし、この合計枚数には破損分99.45gは含まれていない。そして、模鑄銭は合計11,147枚の内、1,300枚確認される⁽³⁵⁾。

まず、前述した浪岡城跡SP11出土銭と比べると、15世紀代の流通銭の状況とは若干異なっている様子が窺える。唐・北宋・南宋銭の渡来銭の基礎部分を構築する割合にはあまり変化が見られないが、唐・北宋・南宋銭よりも後に流入してきた永楽通寶の著しい増加や朝鮮半島で鑄造された銭貨が新たに確認される。浪岡城跡SP11出土銭から半世紀ほど経過した間に、大量の永楽通寶と新たな銭種が中世東北へ流入してきたようである。

永楽通寶を中心とする明銭は、既に前々章において述べたように、畿内以西地域では忌避の対象となった銭貨である。先ほどの浪岡城跡SP11出土銭の無文銭で述べた見解を当てはめるのであれば、明銭が16世紀代に入って増加した理由は、畿内を中心とする地域で忌避されたため、十三湊に到着する交易船を介して、東北へ流入してきたと捉える方が自然であるといえよう。

表 5 - 3 大和田出土銭一覽表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合
唐	開元通寶	621	657	121	15.55%	北宋	宣和通寶	1119	29	2	6.45%
	乾元重寶・当十	758	31				〃・折二銭	1119	3		
五代十国	乾徳元寶	919	4			南宋	紹興元寶・折二	1131	4		
	周通元寶	955	2				紹興通寶	1131	2		
	唐国通寶	959	7	1	12.50%		淳熙元寶	1174	33	2	5.71%
	開元通寶	960	3				紹熙元寶	1190	9		
	宋通元寶	960	17	2	10.53%		慶元通寶	1195	17	1	5.56%
太平通寶	976	64	16	20.00%	嘉泰通寶		1201	8	1	11.11%	
淳化元寶	990	66	2	2.94%	開禧通寶		1205	7	1	12.50%	
至道元寶	995	103	1	0.96%	嘉定通寶		1208	27	1	3.57%	
咸平元寶	998	102	5	4.67%	大宋元寶		1225	1			
景德元寶	1004	175	8	4.37%	紹定通寶		1228	13	1	7.14%	
祥符元寶	1009	193	9	4.46%	端平元寶		1234	1			
祥符通寶	1009	118	6	4.84%	嘉熙通寶		1237	6			
天禧通寶	1017	161	8	4.73%	淳祐元寶		1241	18	3	14.29%	
天聖元寶	1023	345	36	9.45%	皇宋元寶		1253	6	2	25.00%	
明道元寶	1032	27			景定元寶		1260	6	4	40.00%	
北宋	景祐元寶	1034	129	5	3.73%		咸淳元寶	1265	7		
	皇宋通寶	1038	964	89	8.45%		金	正隆元寶	1157	10	2
	至和元寶	1054	82	11	11.83%	大定通寶		1178	8		
	至和通寶	1054	29	2	6.45%	元	至大通寶	1310	6		
	嘉祐元寶	1056	94	1	1.05%		大中通寶	1361	5		
	嘉祐通寶	1056	158	21	11.73%	明	洪武通寶	1368	744		
	治平元寶	1064	145	8	5.23%		永樂通寶	1408	1,443	71	4.69%
	治平通寶	1064	22	4	15.38%		宣徳通寶	1433	42		
	熙寧元寶	1068	712	30	4.04%	日本	島銭	不明		2	100%
	熙寧重寶・折二	1071	1			高麗	三韓重寶	1097	1		
	元豊通寶	1078	981	57	5.49%	李氏朝鮮	朝鮮通寶	1423	40		
	元祐通寶	1086	749	68	8.32%	琉球	世高通寶	1461	1		
	紹聖元寶	1094	341	24	6.58%		無文銭	不明		42	100%
	元符通寶	1098	111	8	6.72%		不明銭		86	577	87.03%
	聖宋元寶	1101	301	15	4.75%		小計		9,847	1,300	11.66%
	大観通寶	1107	71	7	8.97%		破損銭	99.45	グラム		
	政和通寶	1111	295	25	7.81%		合計		11,147		
	〃・折二銭	1111	2								

典拠) 中田書矢「青森県西海岸出土の一括埋納銭」(『出土銭貨』第 16 号、2001 年) 94 頁より筆者作成。

加えて、模鑄銭にも着目してみたい。浪岡城跡 SP11 出土銭に比べ、無文銭は 300 枚以上減少したものの、模鑄銭が全体の 10 % 以上も占めている。さらに、島銭も少ないながら混入していることが確認される。この点からも、必ず中国王朝が鑄造した公鑄銭を流通銭にしなければならないという姿勢は窺えない。あくまで、どのような銭種であったとしても、1 枚の銭貨として扱っていたことが分かる。

次に、埋蔵時期が 16 世紀前半となっており、本出土銭と同時期である大久保山出土銭

(埼玉県本庄市)と比較する⁽³⁶⁾と、明銭・無文銭・模鑄銭が若干多く混入しているといえる。これら3種の銭貨に共通する点としては、経済の中心地であった畿内以西地域において忌避もしくは悪銭として排除されていたということである。このような銭貨が16世紀代に入ってもなお、東北へ流入していたことを読み取ることができよう。

以上の点から考えても、やはり中世東北は他地域では悪銭とみなされた銭種をほぼ無制限のような形で受容し続けていたのではないだろうか。そして、受容した銭貨については、全て同価値通用が行われていたとする15世紀代と同様の状況が16世紀初頭においても継続していたと指摘することができる。

3. 16世紀末の流通銭

本項の最後の事例として、16世紀第4四半期を埋蔵時期とする新城第2次調査出土銭を検討しておきたい。新城第2次調査出土銭は、平成3(1991)年5月15日、青森県青森市内のりんご園であった土地を宅地造成するための工事中に偶然発見された。銭貨は、地表30cmのところより曲げ物に入って出土した。周辺には、関連する遺構や遺物は確認されず、銭貨と破損した曲げ物のみが単独で埋納されていた⁽³⁷⁾。

出土銭貨は、発見後、青森市教育委員会により第1次調査が行われ、報告書が刊行された。その後、青森市史編纂事業のために、平成12(2000)年7月18日から22日にかけて、永井久美男氏・尾上実氏を中心に第2次調査が行われた。この第2次調査では、本銭と模鑄銭を大別する分類法が採用され、銭貨の再整理が行われた⁽³⁸⁾。そのため、本項では、最新の調査である第2次調査の記録を引用することとした。

まず、以下において、新城第2次調査出土銭の一覧表を挙げる。

表5-4より、新城第2次調査出土銭には、唐銭から明銭までの54種の銭種が含まれていることが分かる。その内訳枚数は、唐銭264枚(3.76%)、五代十国銭5枚(0.07%)、北宋銭1,387枚(19.76%)、南宋銭14枚(0.20%)、金銭5枚(0.07%)、元銭1枚(0.01%)、明銭1,027枚(14.63%)、高麗銭1枚(0.01%)、朝鮮銭5枚(0.07%)、琉球銭1枚(0.01%)、ベトナム銭5枚(0.07%)、無文銭1,812枚(25.82%)、鉄銭3枚(0.04%)、不明銭2,489枚(35.46%)の合計7,019枚となっている。その内、模鑄銭は6,432枚(91.64%)、本銭が587枚(8.36%)という極端な枚数となっている。

表5-4 新城第2次調査出土銭一覧表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合
唐	開元通寶	621	78	179	69.65%	北宋	聖宋元寶	1101	12	32	72.73%
	乾元重寶	760	4	3	42.86%		大觀通寶	1107	6	7	53.85%
五代十国	光天元寶	918	1				政和通寶	1111	30	21	41.18%
	周通元寶	955	2				宣和通寶	1119	1	2	66.67%
北宋	開元通寶	960	2			南宋	紹興通寶	1131	1		
	宋通元寶	960		1	100%		淳熙元寶	1174	1		
	太平通寶	976	5	12	70.59%		紹熙元寶	1190	3	2	40.00%
	淳化元寶	990	4	4	50.00%		嘉泰通寶	1201		1	100%
	至道元寶	995	12	25	67.57%		嘉定通寶	1208	2		
	咸平元寶	998	11	17	60.71%		嘉熙通寶	1237		1	100%
	景德元寶	1004	12	14	53.85%		皇宋元寶	1253		1	100%
	祥符元寶	1008	17	129	88.36%		景定元寶	1260	1		
	祥符通寶	1008	25	120	82.76%		咸淳元寶	1265	1		
	天禧通寶	1017	43	56	56.57%		金元	正隆元寶	1158		5
	天聖元寶	1023	22	77	77.78%	明	至大通寶	1310	1		
	明道元寶	1032	2	1	33.33%		洪武通寶	1368	46	918	95.23%
	景祐元寶	1034	6	11	64.71%	後黎(ベ)	永樂通寶	1408	1	61	98.39%
	皇宋通寶	1037	32	76	70.37%		弘治通寶	1503	1		
	至和元寶	1054	1	10	90.91%	高麗	光順通寶	1460	2		
	至和通寶	1054	1	2	66.67%		洪徳通寶	1470	3		
	嘉祐元寶	1056	5	11	68.75%	李氏朝鮮	海東通寶	1097	1		
	嘉祐通寶	1056	5	18	78.26%		朝鮮通寶	1423	4	1	20.00%
	治平元寶	1064	7	11	61.11%	琉球	大世通寶	1454	1		
	治平通寶	1064	4	4	50.00%		無文銭	不明		1,812	100%
	熙寧元寶	1068	24	62	72.09%		鉄銭	不明		3	100%
	元豊通寶	1078	63	89	58.55%		不明銭		13	2,476	99.48%
	元祐通寶	1086	48	116	70.73%		小計		587	6,432	91.64%
	紹聖元寶	1094	16	34	68.00%		合計			7,019	
	元符通寶	1098	4	7	63.64%						

典拠) 工藤清泰「青森市域の出土銭—模鑄銭と無文銭—」(『市史研究あおもり』5、2002年) 121頁より筆者作成。

本出土銭において最も注目すべき点は、模鑄銭の占める割合が90%を超え、精銭である中国の公鑄銭が8%しか含まれていなかったことであろう。本出土銭が、撰銭が行われているいないに関わらず、16世紀末の東北の流通銭はそのほとんどが模鑄銭により占められ、模鑄銭を取引に使用していたことは明白である。

また、本出土銭における模鑄銭と本銭の比率は、埋蔵時期が本出土銭と同時期であり、撰銭が行われていない一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭(表3-5)と比べても、異常に高いことが分かる。16世紀末を埋蔵時期とする他の一括出土銭を確認しても、ここまで模鑄銭の比率が高い事例は存在しない⁽³⁹⁾。このような16世紀末の出土銭貨内に模鑄銭がほとんどを占める状況に関しては、東北地方にしか確認されない事象であることが分

かる。

さらに、模鑄銭に関しては、文献史料において注目すべき記述が確認される。詳細な年紀については不明ではあるが、南部家の南部利直の書状の中に、「地かねなく候ハハ、錢をふきたをし候てかよく候、⁽⁴⁰⁾」とあり、東北地方において錢貨を鑄造する行為があった可能性が指摘される。ただし、南部利直は、17世紀初頭において南部家当主であった人物であるため、この内容も17世紀初頭の出来事を指したものと想定される。

現在、錢貨鑄造を示す直接的な証拠となり得る錢貨を鑄造した証拠である鑄型などの考古学上での裏付けが待たれるところではある⁽⁴¹⁾が、金の産出地であった東北には錢貨を鑄造するだけの技術が中世期より存在、運用されていた可能性は否定できない。現段階では、あくまで仮説にしか過ぎないが、中世東北において流通量が異常に多かった模鑄銭は、金生産の技術を応用して在地で鑄造され、取引などの日常生活に用いられていたのではないだろうか。

本出土銭は、模鑄銭以外の他の錢貨にも特徴がある。前述の大和田出土銭と比べると、無文銭の枚数が著しく増加していることが分かる。無文銭は「打平」という悪銭の一種であることは既に述べた。模鑄銭と動揺に悪銭の一種であった無文銭が、16世紀前半以降、模鑄銭とともに無文銭も大量に東北へ流入してきたか在地で鑄造されたと捉えることができよう。

模鑄銭・無文銭について以上のように捉えると、次のような見解を導き出すことができる。それは、東北地方を除く他地域において忌避・排除された模鑄銭は、一部は北陸などの地方においても使用されていたが、その大部分は東北地方へと追いやられ、結果、東北地方において受容されることとなったとする中世日本における錢貨の流れがあったということである。さらに、この流れをくんで、在地では模鑄銭・無文銭の鑄造が行われ、現地通貨として利用されることで、模鑄銭・無文銭が一層蔓延していったといえる。

このように模鑄銭・無文銭が使用された理由について、積極的に論じてみたい。東北は、中世日本の経済の中心地であった京都や堺、博多とは蝦夷地（北海道）・琉球（沖縄）を除き、最も遠い位置にあった。そのため、錢貨流通や錢貨使用に対して、西日本の影響を受けなかった状況が想起される。また、遠い位置であったが故に、本銭の流通量も他地域よりも少なかったことは大和田出土銭及び新城第2次調査出土銭から指摘できる。このような西日本の影響を受けなかった点と本銭の少ないという点により、東北には悪銭という概念が育たず、全ての錢貨を同価値で用いるという初期貨幣経済の状況が継続していたと

いえるのではないだろうか。

ここで、明銭にも注目しておきたい。明銭の枚数をみても、最も枚数が多いのは洪武通寶となっている。大和田出土銭では永楽通寶が最も多かったことを踏まえると、16世紀前半以降に永楽通寶が減少、洪武通寶が拡大したと捉えることができる。

しかし、先に挙げた【史料5-②】及び【史料5-③】より、天正18(1590)年の検地において永楽通寶が指定されている。この検地において永楽通寶が指定されたことにより、流通銭の中から永楽通寶が少しずつ流出していった。結果、検地における永楽通寶の指定と永楽通寶の減少には関連性を見出すことができよう。そのため、本出土銭において、永楽通寶の枚数が洪武通寶よりも少なくなったのであろう。つまり、16世紀末の東北においては、永楽通寶を年貢を納める際に優先的に使用する銭貨として流通銭の中から抜き出していたと考えられる。忌避や排除のように、特定の目的をもって流通銭から抜き出した行為は、中世日本では撰銭であり、ここで抜き出された銭貨は悪銭でなく精銭であった。

そのため、16世紀末の東北地方では是光氏が述べた東北北部は撰銭を行う必要の無い地域であったとする主張とは異なり、永楽通寶に限定した撰銭が行われ、年貢納入時に限り、永楽通寶に精銭としての役割を持たせていたことが指摘される。さらに、川戸氏が述べた永楽通寶の精銭通用化は、豊臣政権が関係する年貢銭にのみに確認される現象であったため、精銭通用化そのものが東北北部の在地では進行していなかった。つまり、永楽通寶の精銭化は、永楽通寶を精銭とみなしていた関東地方に近い位置にある会津を中心とする東北南部にのみに確認される事象であったと指摘できる。

以上、前項では中世東北の通貨事情を、本項では15世紀から16世紀にかけての流通銭の実態とその変遷について追ってきた。本節の最後に、銭貨に関して明らかになったことを簡潔にまとめておきたい。

中世東北における銭貨流通は、鎌倉末期には既に代銭納を行えるほどの銭貨が流通しており、銭貨の本格的な流通開始時期は他地域とそれほど変わらなかった。しかし、流通銭には他地域では悪銭としてみなされていた模鑄銭や無文銭が相当量流通し、16世紀末にかけて急激な勢いで増加していた。ただし、注目すべきは、無文銭・模鑄銭を中世東北では悪銭として認識できるほど貨幣経済が進展しなかったため、銭貨1枚を1文として利用する同価値通用を維持しながら16世紀末にまで至ったという点である。例外として、永楽通寶のみに限っては、16世紀末の検地以降、年貢納入時という条件付きではあるが、精銭として役割を担い、撰銭行為で選別されていたのである。

以上が、中世東北の銭貨流通について明らかになった内容である。次節では、銭貨と連関性のある金・銀の動向について確認していきたい。

第2節 東北における金・銀の通貨事情

(1) 金の流通

金は、東北地方において古代より産出があり、中央では奥州金などと呼ばれ、重宝されていたのは周知の事実である。東北地方における金に関する記録は古く、天平 20 (748) 年に「奥州ヨリ黄金ヲホリ出シテ」とあり、さらにこの事例を「是日本ニ金ヲ出スノ始也」と記されている⁽⁴²⁾。つまり、奈良時代では既に奥州にて金が掘り出され、他地域にもたらされていたのである。

その後も、建久元 (1190) 年などには砂金 800 両を鎌倉幕府へ進上した記録が確認され、さらに、正長元 (1428) 年には以下の史料が存在している。

【史料 5-④】「良信房快什檀那本銭返売券」正長元 (1428) 年 12 月 2 日条⁽⁴³⁾

賣渡本銭返檀那之事

合四貫文者

右件之旦那者、奥州金之一族良信房重代之旦那也、依有用要、現錢四貫文ニ賣渡申處實正也、(後略)

【史料 5-④】は、良信房快什という人物が熊野大社の実報院へ旦那職を 4 貫文により売買したとする内容が記されている。ここでは、旦那職を売却した良信房快什が自らの一族のことを奥州金の一族と名乗っている。自らを奥州金の一族と名乗ることで、実報院に対しどのような効果があったのかは不明であるが、わざわざ名乗りを記すことで奥州金に関わる一族であることを実報院へアピールする狙いがあったものと思われる。この点は、奥州金はすでに他地域にも有名な存在であったことを示唆するものであろう。

このように、東北から産出する奥州金は、古代より日本国内や国外にまで献上品として流通し、中世期には既に金の一大ブランドの地位を築いていたといえよう。その一方で、奈良時代より金の産出があったにも関わらず、その用途については室町期に入っても贈答としての利用しか確認できず、貨幣として金を用いた取引は行われていない。

贈答物としての役割を担った金に変化が生じたのは、1590年代以降のこととなる。

【史料5-⑤】「浅野正勝書状」天正19（1591）年8月7日条⁽⁴⁴⁾

（前略）

一、葛西金ほる所多候へとも、これも金を堀、毎日之いとなミをつゞけ候、則伊達殿も、
米にて買被申候間、金之地子ハ纒之事候、（後略）

【史料5-⑤】では、戦国大名浅野長政の家臣であった浅野正勝の書状において、現在の岩手県南部から宮城県北部を支配した葛西氏の領国周辺にて金掘りが行われており、ここで産出した金を伊達氏が米を用いて購入していた旨が示されている。それまでは贈答物としてのみ使用されていた金が、中世東北において初めて金を取引した史料となる。金購入後の使途については明らかにされていないが、金が米との交換により他者に渡っていたことから、金に商品としての具体的な価値が備わったことが読み取れる。

また、【史料5-⑤】と似たような事例として、文禄2（1593）年、出羽国北部の仙北衆が金を欲しがったため、南部氏が仙北衆に対し金と米とを交換したという記録も確認される。しかし、他地域にみられる銀や銭を用いた金の取引は確認できなかったため、中世東北においては金は米と交換するのが一般的であった可能性が浮かび上がる。

再び、【史料5-⑤】に戻ると、伊達氏が金を購入したために、金による地子がわずかになったことも記されている。この時点で既に、金には地子の納入を可能にする貨幣化が備わっていたことも本史料から読み取れる。つまり、金は1590年頃になって初めて貨幣機能も備わるようになったといえ、1590年頃は東北における金の画期となった時期であると指摘することができよう。

【史料5-⑤】が確認されて以降、東北では文禄3（1594）年には年貢に初めて金子を利用し⁽⁴⁵⁾、さらに慶長2（1597）年には秋田から敦賀までの船賃に金子を用いるようになった⁽⁴⁶⁾。このように、1590年代に入ると金を通貨として使用した事例が突発的に増加していき、1600年代以降にはその傾向はより強まっていくこととなった。

何故、1590年代を境として、金が貨幣機能を持ち、通貨としての使用事例が増加したのであろうか。その理由は、金山の本格的な開発が背景にあるものと考えられる。古代から16世紀中頃までの史料では、奥州金以外の金山の名が東北地方の史料上に現われてくることはなかった。しかし、1590年代に入ると、天正19（1591）年に葛西金（【史料5-

⑤】参照)、文禄 2 (1593) 年には横沢金山⁽⁴⁷⁾の名が相次いで確認されるようになる。このことは、16 世紀末になり、豊臣秀吉が天下統一を果たしたことで社会状況が落ち着き、大きな収入源となり得る金山の本格的な開発が始まったことを意味し、その結果、産金量増大に伴い、金の流通量も通貨として利用するに耐え得る程度にまで増加した状況が想定される。

以上が、中世後期東北における金の通貨事情である。古代より金の産出は活発であり、他地域にも移出されていたものの、その用途はあくまで贈答用に限定されてしまったため、金の使用環境は変化することなく年代を経過していったといえる。この状況は、金山開発が本格化する 1590 年代まで続き、金山開発に伴い、通貨としての金はようやく機能し始めるようになった様子が窺えるのである。

(2) 銀の流通

金に続き、本項では中世東北における銀の流通について確認していきたい。

銀が中世東北において、初めて確認されたのは、『後三年記』において記された永保元 (1081) 年のことである。ここでは、「もろもろのくひ物をあつむるのみにあらず、金銀、絹布、馬鞍をもちこぶ⁽⁴⁸⁾」と記され、金銀が絹や布などとともに運搬されている様子が記されている。

このように永保元 (1081) 年の時点で銀が金とともに存在していたと捉えることができるが、この史料後、大永 3 (1523) 年に銀が再び登場する⁽⁴⁹⁾まで、中世東北に関連する史料上において銀を確認することができなかった。そのため、平安期における銀の流通は限りなく少ない状態であったことが推察される。

そして、銀が本格的に使用され始めたのは、1590 年代以降のことである。次の史料を確認されたい。

【史料 5 - ⑥】「南部信直書状」慶長 3 (1598) 年 2 月 21 日条⁽⁵⁰⁾

(前略)

人を下候間、文下候、孫あつらへの金しろかね二百十文めニかへ候、よるの物・あつ板、百十文めニかい候、ぬいはく百めニかい候、前々よりかい物たかく成候、(後略)

【史料5-⑥】は、南部信直の書状の中で、金銀を210匁に替えたところ、寝具や厚手の織物を110匁、布地を100匁にて購入し、その上で以前よりも物価が高くなったと感想を漏らしている。以前と比べ、どれくらい物価が上昇したのかは定かではないが、金とともに銀も通貨として利用している事例が確認される。前述した金と比べ、銀を贈答用としてそれほど利用せずに、通貨として買物に用いることとなった状況が見て取れる。

また、2年後の慶長5（1600）年には、出羽国の檜山安藤氏の居城であった湊城の修築にあたり、銭と銀子を利用している様子も確認される⁽⁵¹⁾。修築工事では、「御廣間」に「銀子五百廿九匁四分」や「屋禰婦き」に「銀子貳百四拾九匁」を用いたなどと記され、銀を実務的な取引手段として利用している様子がここでも窺える。

ただし、城の修築という高額な取引であるにも関わらず、銭貨も「御廣間」に「百廿九貫三百七十文」を使用するといった形で銀と同時に併用されている。このことは、これまで中世北陸の事例などで述べてきたような、銀が銭貨とは異なる高額貨幣としての役割を担うには至っていないと捉えることができる。あくまで、この時点では銀は銭貨と同等の扱いを受けており、銀と銭貨の間には高額貨幣と低額貨幣のすみ分けはできていなかったのである。

この要因としては、銀の流通そのものが少なく、銀の本格的な運用が金・銭貨に比べ遅かったことが挙げられよう。このような銀の流通の遅れを物語るかのように、慶長15（1610）年の史料では、「大膳大夫信直公賢君御備被為遊候之間、戦国之御時節御金・米・銭御不足なく此三つニ御用意被為備、何国江之御出張被成にも御自由被遊御事、武勇之御家臣御分限程ニ被為有御儀御座候、⁽⁵²⁾」と記されている。ここでは、南部信直が南部家の当主⁽⁵³⁾であった戦国期には金・米・銭を準備していたとする内容が示されている。

この準備を行う必要のあるものの中に銀のみが唯一含まれておらず、金・米・銭に比べ南部家では銀が重視されていなかった点が浮かび上がる。これは、銀の流通が金・米・銭よりも遅れていたことを反映する事実であり、中世東北においては銀を除いた金・銭を中心とした通貨事情が形成されていたことが指摘できよう。

以上、中世東北における銀の流通状況について確認してきた。中世東北における銀は、金・銭よりも流通が少なかったため、他地域でみられるような銀を中心とした通貨事情は16世紀までは一貫して形成されることはなかった。その本格的な流通は、江戸時代まで待たなければならず、あくまで中世東北における銀は金・銭の補助貨幣的な位置付けに留まっていたといえよう。

小括

以上、本章においては中世東北の金・銀・銭の三貨の通貨事情について論じてきた。本章のまとめとして、中世東北における三貨の連関性と東北地方が持つ独自性の意義について記しておきたい。

まず、三貨の連関性について述べていきたい。16世紀末に金・銀を通貨として利用するようになるまでは、中世東北の通貨の中心が銭貨であったことは間違いない。模鑄銭や無文銭という他地域では悪銭としてみなされる銭種を本銭とともに同価値通用を行ったり、銭貨を鑄造したりすることで、流通量を確保し、日々の取引に利用していた。その一方で、金は、あくまで他地域や国外への贈答品として利用されていた。よって、16世紀末になるまでは、金と銭は贈答品と通貨として、それぞれの役割を担っており、全く異なる使用環境の下でお互いに干渉することなく、併存していた。

そして、16世紀末になると、金・銀に通貨としての機能が備わったことで、三貨は通貨として共存していた。この頃になると、散用状の記載が変化していったように、銭貨は少しずつその信用を低下させていた。そのため、金が年貢などの場面にも利用されるようになり、銭貨の役割を金が奪い始めることとなった。しかし、銭貨の役割を金が全て担うには至らず、あくまで金が贈答品・高額貨幣としての役割の延長線上で一部の低額貨幣にも進出してきたとするのが妥当であろう。そして、銀は、流通状況の問題から高額貨幣にはなれず、銭貨の一部役割を担うに過ぎない存在であった。

つまり、16世紀末の東北地方は、金が幅広い役割を担う一方で、銭貨と銀が日常的な取引に使用されていたため、金が最も影響力が強く、次いで銭貨、最後に補助的な立場で銀があったとする関係性を導き出すことができる。

次に、中世東北が持つ独自性の意義について触れておきたい。本章中において述べてきたように、東北地方は他地域とは一線を画す特徴を持った通貨事情を形成していたといえる。東北地方における銭貨流通のきっかけは、他地域とは異なり、京都との取引上の関係からではなく、道南との交易関係から銭貨体制が構築されていったものと捉えることができる。京都などの西日本の中世主要都市の影響を受けなかったため、中世主要都市の影響を受けていた他地域にはみられない無文銭の流通や金・銀・銭の連関性といった側面において独自性が現れることとなった。この道南との交易関係から派生した銭貨経済こそが、東北地方が独自性を持つこととなった最大の要因であるといえよう。

そして、豊臣秀吉が天下統一を果たしたことで状況に変化が生じることとなった。豊臣

秀吉は、大阪城に居を移すまでは京都に拠点を構えていた。そのため、永楽通寶を精銭化するという京都が持つ通貨事情の方針に、年貢銭に限定された一部分の東北地方の通貨事情が追従することとなったのである。

つまり、豊臣秀吉が日本全域（北海道・琉球は除く）を支配したことにより、京都が肥大化、その影響により東北地方における通貨事情の一部分がのみこまれていったのである。この点から、中世東北の通貨事情は、京都の受け皿的役割を担ってはならず、本来の意味での独自性を形成し、16世紀末頃まで維持していたと指摘することができる。中世後期日本貨幣史上においては、東北地方を京都を中心とした単なる周辺とみなすのではなく、一個の独立した独自の通貨圏を形成していた地域として捉えるべきといえるであろう。

以上、中世東北における三貨の連関性と独自性の意義について述べた。中世東北は、流通銭や銀などの面で、前章・前々章での北陸・四国地方とは大きく異なる通貨事情を形成していた。また、中世後期における東北地方の通貨事情は、これまで通説となっていた中世日本貨幣史とも全く異なるものであった。つまり、中世東北は、京都などの中世主要都市の影響を受けずに、独自の通貨事情を構築し、その特徴を色濃く残しながら、江戸時代を迎えたと指摘することができる。今後、この独自の通貨事情が江戸期に入り、どのように変節していったのかを明らかにすることで、東北地方が持つ独自の経済状況の実態を詳細に追っていきたい。

(1)成田末五郎「津軽地方発掘古銭の研究」(『青森県郷土誌料』第2輯、1938年)。成田氏は、他にも多数の出土銭貨に関する報告を行っている。

(2)是光吉基「出土銭からみた撰銭令」(『季刊考古学』第26号、1989年)。

(3)東北中世考古学会前掲書『中世の出土模鑄銭』。

(4)川戸貴史「奥羽の「永楽」について—奥羽仕置を中心に」(同『戦国期の貨幣と経済』吉川弘文館、2008年)。

(5)文献史料に関しては、『青森県史』・『青森県史』資料編中世1・『青森県史』資料編中世2・『青森県史』資料編中世3・『岩手中世文書』上巻・『岩手中世文書』中巻・『岩手中世文書』下巻・『秋田県史』などの郷土史料を使用する。

(6)「続日本紀」神護景雲元(767)年11月20日条(秋田県『秋田県史』資料古代・中世編、秋田県、1979年、28頁)。

(7)青森県史編さん中世部会編『青森県史』資料編中世3(青森県、2012年)331頁。

(8)「中務丞惟秀讓状」正應5(1292)年3月26日条(岩手県教育委員会編『岩手中世文書』上巻、国書刊行会、1983年、11頁)。

(9)「門又三郎旦那売券」応永34(1427)年12月20日条(青森県史編さん委員会編『青森県史』資料編中世2、青森県、2005年、680～681頁)。

(10)「光勝坊光有借錢状」寛正6(1465)年10月10日条(『青森県史』資料編中世2、688頁)。

(11)『秋田県史』資料古代・中世編、362～363頁。

(12)同上書、365～366頁。

(13)永楽通寶を示していると思われる史料は、『岩手中世文書』中巻にも確認できる。ただし、永楽通寶と明示されていないため、本文中では取り上げず、註での紹介にとどめておきたい。

「黒澤豊前寄進状」天正元(1573)年正月4日条(岩手県教育委員会編『岩手県中世文書』中巻、国書刊行会、1983年、83頁)

一祖先黒澤宮内少輔永代寄進被下置候 諸佛體永世守護之ため永三貫貳百文可宛行也
猶寶刀三一寄進可致 委細期永錫ニ 恐々謹言

天正元年正月四日

黒澤豊前(花押)

(別カ)
西光寺 刈 庵殿

- (14)鈴木前掲書『出土銭貨の研究』184～189頁。
- (15)「秋田之内御藏入御算用状之事」文禄4(1595)年5月3日条(『秋田県史』資料古代・中世編、457～460頁)。
- (16)「沈黙交易」とは、以下のような交易方法であった。まず、蝦夷が船を沖で泊めると、集落の人々は集落を去り、山へ登る。すると、蝦夷は浜に品物を並べ、立ち去る。集落の人々は、自らが欲しい物と交換し、再び山へ登る。蝦夷は交換された品を船に載せるが、交換の品が多い場合は浜に残すか、追加の品を置いて立ち去るとした蝦夷と倭人との交易であった。
- (17)福田豊彦「北方世界の展開」(菊池徹夫・福田豊彦編『よみがえる中世4－北の中世 津軽・北海道』平凡社、1989年)。
- (18)松崎水穂「道南の和人の館」(菊池・福田同上書『よみがえる中世4－北の中世 津軽・北海道』)。
- (19)市立函館博物館編『函館志海苔古銭』(市立函館博物館、1973年)及び森田知忠「志苔館の四〇万枚の古銭」(菊池・福田同上書『よみがえる中世4－北の中世 津軽・北海道』)。
- (20)桜井清彦「海峡をはさんで」(菊池・福田同上書『よみがえる中世4－北の中世 津軽・北海道』)。
- (21)松崎前掲論文「道南の和人の館」102頁。
- (22)浪岡町教育委員会編『昭和59年度浪岡城跡発掘調査報告書 浪岡城跡Ⅷ』(浪岡町教育委員会、1986年)。
- (23)永井前掲書『中世の出土銭－出土銭の調査と分類－』34～35頁。白子出土銭の主立った銭種の構成比率は、唐銭6,285枚(6.85%)、五代十国銭85枚(0.09%)、北宋銭67,077枚(73.16%)、南宋銭1,556枚(1.70%)、金銭204枚(0.22%)、元銭35枚(0.04%)、明銭16,243枚(17.72%)など、未処理分も合わせて114,339枚となっている。また、無文銭は白子出土銭内には確認されなかった。
- (24)無文銭の大量出土が確認される地域は、東北や北海道を中心とする北日本以外では、島根県(富田川河床遺跡)と広島県(廿日市市周辺)、宮崎県(坂本城跡遺跡)が挙げられる程度である(永井久美男「模鑄銭の全国的様相」(東北中世考古学会前掲書『中世の出土模鑄銭』)35～38頁)。

- (25)高木前掲論文「日本中近世移行期国産銭に関する基礎的考察—法制史料から—」34～35頁。
- (26)「禁制」文明17(1485)年4月15日条(佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第3巻、岩波書店、1987年、58～59頁)。
- (27)「撰銭事」永正3(1506)年7月22日条。
- (28)「織田信長撰銭定書案」永禄12(1569)年3月1日条。
- (29)浪岡町教育委員会前掲書『昭和59年度浪岡城跡発掘調査報告書 浪岡城跡Ⅷ』139頁。
- (30)工藤清泰「青森県浪岡城跡の模鑄銭」(東北中世考古学会編『中世の出土模鑄銭』)60頁。
- (31)第3章において出土銭貨の事例として挙げ、実際に筆者が再調査を行った北吉田埋蔵銭及び一乗谷朝倉氏遺跡第52次調査出土銭の本銭と比較した。
- (32)浪岡町教育委員会前掲書『昭和59年度浪岡城跡発掘調査報告書 浪岡城跡Ⅷ』140～145頁。ただし、報告書には抽出した250枚の銭貨しか観察表に記載されていなかった。また、一部銭貨の拓本図が146～162頁において掲載されている。
- (33)中田前掲論文「青森県西海岸出土の一括埋納銭」91～98頁。
- (34)表5-2中の割合については、「模鑄÷(本銭+模鑄)」により算出し、小数点第3位は四捨五入した。なお、日本で鑄造された皇朝十二銭については公鑄銭として扱ったため本銭として、島銭については公鑄銭ではないために模鑄銭とみなした。模鑄銭のみが確認された場合は、割合を「100%」と表記した。国名については、「(ベ)」がベトナムを指す。以下、表5-3についても、算出方法及び表記については同じとする。
- (35)本銭と模鑄銭の分類については、永井久美男氏により行われた(中田前掲論文「青森県西海岸出土の一括埋納銭」91頁)。
- (36)永井前掲論文「渡来銭時代における流通銭の変遷—出土銭資料による考察—」62頁。大久保山出土銭の主立った銭種の構成比率は、唐銭653枚(7.31%)、五代十国銭17枚(0.19%)、北宋銭4,744枚(53.10%)、南宋銭133枚(1.49%)、金銭38枚(0.43%)、元銭4枚(0.04%)、明銭2,376枚(26.60%)、模鑄銭883枚(9.88%)、無文銭9枚(0.10%)、不明銭15枚(0.17枚)などの合計8,949枚となっている。
- (37)青森市教育委員会編『青森市埋蔵文化財調査報告書第17集 埋蔵文化財出土遺物調査報告書』(青森市教育委員会、1992年)。
- (38)工藤清泰「青森市域の出土銭—模鑄銭と無文銭—」(『市史研究あおもり』5、2002

年)。なお、第1次調査については8,182枚、第2次調査は7,019枚を調査対象としている。第1次調査と第2次調査において調査対象の枚数が異なる原因については、報告書では記されていないため、その原因については不明である。

(39)東北地方における16世紀末を埋納時期とする一括出土銭は、新城第2次調査出土銭しか確認されなかった。

(40)「南部利直書状」年紀欠（『青森県史』資料編中世1、426頁）。

(41)本澤慎輔「東北地方に分布する鋳写しビタ銭について」（『紀要XVIII—20周年記念論集—』、(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、1998年）。長瀬C遺跡（岩手県二戸市）において、無文銭などの悪銭の出土状況と確認される土坑の状況から、長瀬C遺跡周辺において銭貨の鋳造が行われていた可能性が本澤氏により指摘されている。ただし、鋳型などの銭貨鋳造に直接関連する遺構は1点も確認されていないため、本澤氏の見解は現段階では仮説の域を出ないものと考えられる。

(42)「弘化録」天平20(748)年（香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料編一、新編香川叢書刊行企画委員会、1979年、407～408頁）。

(43)『青森県史』資料編中世2、681頁。

(44)『青森県史』資料編中世3、318～319頁。

(45)「豊臣秀吉金山奉行書状」文禄3(1594)年8月29日条（岩手県教育委員会編『岩手中世文書』下巻、国書刊行会、1983年、43頁）。

(46)「慶長貳年分於秋田御材木入用之帳」慶長2(1597)年6月27日条（『秋田県史』資料古代・中世編、495頁）。

(47)「横澤金山鑑札」天正21(1593)年正月15日条（『岩手県中世文書』下巻、39頁）。

横澤金山は、現在の岩手県一関市に位置し、天正19(1591)年から文禄3(1594)年において、豊臣秀吉により直轄地とされた金山である（『岩手県中世文書』下巻、41頁）。

(48)「奥州後三年記」（『秋田県史』資料古代・中世編、161頁）。

(49)「礼法書」（『青森県史』資料編中世2、221頁）。

(50)『青森県史』資料編中世1、111頁。

(51)「秋田家作事入用目録」慶長5(1600)年7月7日条（『秋田県史』資料古代・中世編、564～570頁）。

(52)「御当家御記録」慶長15(1610)年（『青森県史』資料編中世1、570～571頁）。

(53)南部信直は、天正10(1582)年から亡くなるまでの慶長4(1599)年に南部家の当主

を務めた。信直の死去後は、長男の南部利直が家督を継いだ。

第6章 福建省・ベトナムとの連関性

中世期において、福建省は貿易地であり、特に貿易の拠点となったのが、福建省龍溪県月港である。特に、15・16世紀における月港は、明朝の海禁令施行中は東南アジア方面及び東アジアとの密貿易の拠点として、隆慶元（1567）年の海禁令解除後は東南アジア方面との公貿易の拠点として正式に明朝から認められた。つまり、月港は日本を含む東アジア及び東南アジアの交易拠点であったといえる。

明朝の海禁令解除後、月港は公貿易の拠点と指定された一方で、日本との取引については全面的に禁止するという条件付きであった⁽¹⁾。これにより日本商人は新たな貿易地を探ることとなり、福建省の代替地として選ばれたのが、当時、西洋諸国が進出していた東南アジアであった。特に、1590年代になると、ベトナム南部において、日本商人と福建商人との交易が行われる⁽²⁾ようになるほど交易が盛んとなった地域である。

以上のように、福建省とベトナムは交易上において、日本と関係のある地域であるといえる。特に、交易の際には、共通の中国の公鑄銭を利用していた。本章では、この点から日本と福建省・ベトナムとの連関性に言及し、アジア的観点にて貨幣史を捉え直していきたい。

第1節 福建省との連関性

(1) 福建省の通貨事情

まず、中国側の密貿易の拠点であった福建省の15・16世紀における通貨事情について、第1章第2節に挙げた中国における通貨事情を念頭に置きながら、確認することとする。

唐末五代以降、江南地方はデルタ地域の開発が進み、中国における農業及び商業の先進地域であった⁽³⁾。商業の先進地域であることは、商売上において使用される通貨の先進地域であることと同義であるとも捉えることができる。実際に、明朝初期において広東・福建のみで銭行使が行われていた⁽⁴⁾とする記述が見られる。その一方で、福建省内の龍溪県の北部に位置していた莆田市においては「宝鈔」が行使されていたとする内容⁽⁵⁾や16世紀に、福建省内部においても銭の使用が行われている地域と行われていない地域があるという内容の文献が認められる⁽⁶⁾。このことから、福建省では早い時期から銭が使用されており、たしかに通貨に関しては先進地域であったといえる。また、明朝が進める紙幣制度へ

従う姿勢も同時に見せており、鈔法と錢法による二重構造の通貨体制を形成していたと考えられる。加えて、福建省内においても通貨状況に違いがあり、一律ではなかった。これらのことは、経済的側面では明朝初期より、福建省と明朝の間にはすでに錢の使用状況に格差が存在していたと考えられる。

16 世紀に入ると、福建省は私鑄錢が鑄造される一地方として名前が挙がっており、その私鑄錢の質は良く、広く民間で使用されるようになった⁽⁷⁾。福建省では、私鑄錢が鑄造されたと確認できるような状況へと変容していくことになる。正徳年間（1506～1521 年）初期には、莆田県において、龍溪県を含む漳州地方の私鑄新錢が盛んに出回っており⁽⁸⁾、ここから福建省における私鑄錢の鑄造は 16 世紀に入るよりも以前からすでに行われてきたことが分かる。また、莆田県における民間売買においては、錢自体が厚く本物の印があるものを用い、少し表面が薄く黒色のものは用いないといったようにすでに本格的な撰錢への萌芽についても確認することができる。これは後に、「元祐通寶」等の錢に書かれてある錢銘によって撰錢がなされていくようになった⁽⁹⁾。年数を経ると、具体的な錢銘が示されていることから、漳州地方の私鑄錢が徐々に拡大傾向にあり、中国国内に向けて伝播していく傾向にあったことを窺うことが出来る。

次に、16 世紀における龍溪県周辺の漳州における通貨状況を見ていきたい。私鑄錢鑄造の場として見てきた福建省であるが、すでに触れてあるように福建省内においても、錢使用がなされている沿岸部の一方で、沿岸部から離れた内陸では錢の使用が認められないという通貨状況に関する格差が見受けられる。さらに、その沿岸部においても格差が生じている。顧炎武は、この龍溪においては「極悪」錢が流通していた地域であると述べ、また、龍溪より南方にある漳浦が次に良く、さらに南方に位置する詔安の錢を「極精」錢としており⁽¹⁰⁾、龍溪から南へ進むにつれて錢質が向上する様子を窺うことができる。このように私鑄錢鑄造地域である福建省においても、16 世紀では通貨状況のあり方には著しい差異が見受けられる。

また宋錢を「盜鑄伝用」し、「元豊錢」・「元祐錢」等が嘉靖 3（1524）年以降、短い周期で鑄造・廃棄が繰り返されている⁽¹¹⁾。黒田氏は、この点と先ほど挙げた莆田県における「元祐通寶」と名称・時期が重なっていることから、漳州において鑄造された宋錢が他地域に輸出されていたと説いている⁽¹²⁾。

では、福建製の私鑄錢はいつ頃から龍溪での「極悪」錢と呼ばれる錢質へと変容していったのかについて、筆者なりの見解を示しておきたい。そこで、まずは 1544 年における

朝鮮での史料について確認しておきたい。中宗 39 (1544) 年の『李朝実録』の「南京乃福建也」⁽¹³⁾との記事に基づき、現在においても詳細不明とされている悪銭の一種である「南京」銭が福建製の私鑄銭ではないかという指摘が黒田氏により既になされている⁽¹⁴⁾。先に見てきたように、16 世紀以前から福建省にて鑄造されてきた私鑄銭は 16 世紀前半までは、目立った品位劣化もなく、比較的高い水準を維持してきた。しかし、この『李朝実録』からは、16 世紀中頃にはすでに「南京」銭と称される悪銭が福建から流出していることを想起させる。

また、日本においても、永禄 12 (1569) 年、織田信長が発令した撰銭令の中に「南京」銭が挙げられており、精銭 1 枚に対し「南京」銭 10 枚とする公定比価を設定⁽¹⁵⁾し、「南京」銭を 10 分の 1 の価値として認識している。このような事情を踏まえると、16 世紀初頭に品位良好であった私鑄銭が、数十年のうちに急激なスピードでその質を悪化していったと窺える。また、福建省から遠く離れた日本や朝鮮においても「南京」銭の名が確認されることから、品位悪化とともに、従来よりも短期間で大量の私鑄銭を鑄造されたとも捉えることができよう。この意味においては、福建製の私鑄銭が東アジア圏において、中心的な存在として位置付けられていったことが理解される。

16 世紀後半以降の通貨状況についても、簡単に触れておきたい。以上のように、私鑄銭はその質は悪化しているものの、量自体としては繁栄期に入っていたといえる。その後、漳浦では銅銭を溶かして廃棄し、郷村においても銀の秤を持った⁽¹⁶⁾としている。これは、銅銭自体の使用が衰退し、銀使用が普及していったことを示している。また、莆田県でも銭法が廃された⁽¹⁷⁾との記述があることから、銅銭使用の衰退とともに銀使用の普及が始まったことは、福建省沿岸部では同様に生じたことであると捉えることができる。

以上、福建省における通貨事情の変容について論じてきた。16 世紀より福建省漳州で鑄造された私鑄銭が 16 世紀初頭から 16 世紀半ばにかけて、龍溪を拠点として中国沿岸部において急激なスピードで拡大していき、さらにこの私鑄銭が東アジアに拡大していった様子を窺い知ることができる。

(2) 日本との連関性

1. 日本商人の動向

本項より、日本と福建省の連関性について論じていきたい。まずは、福建省における日本商人の動向について確認しておきたい。

前述したように、福建省は16世紀より私鑄銭の鑄造拠点の1つであり、密貿易の中国側の拠点でもあった。小葉田氏により戦前より指摘されている⁽¹⁸⁾が、福建省と日本のつながりについて、『日本一鑑』には、16世紀中頃、福建省龍溪地方では私鑄銭が鑄造され、その私鑄銭を日本商人が買い求めている姿が記されている。また、日本商人は、購入の際に中国銭であることを重視し、龍溪産の偽物の銭かどうかを確認せず購入したとある⁽¹⁹⁾。

また、第1章第3節にて触れたように、16世紀半ば頃の日本への主要輸出品の1つであった「古文銭」と銀の交易価格は、「福建私新銭」1000文に対して銀1両2銭であるとしている⁽²⁰⁾。ここは、「福建私新銭」との交易価格が明示されていることから、市場価格が形成される程、日本商人との取引が活発に行われていたと指摘することができる。

これに加えて、前項にても触れたが、詳細不明の悪銭であり、福建製と考えられている「南京銭」が日本の撰銭令等の文献からも見受けられる。この点からも、福建から私鑄銭が流入してきたと指摘できる傍証となり得る。

悪質な銭が流通していた福建省との銭の取引は、16世紀以後の石見銀の本格的な採掘から明朝による隆慶元(1567)年の海禁令解除により、日本との交易が禁止されるまでの間に隆盛を極めた。ちなみに、この福建省との銭に関する交易が盛んになった時期と日本における悪銭拡大による銭市場の混乱の時期は、ほぼ合致している。つまり、日本の銭市場が、福建省からもたらされる銭による影響下にあったといえよう。この意味において、公式な勘合貿易の他に、中国からの銭の流入ルートが確立していたと指摘できる。しかし、交易自体はあくまで密貿易であったため、交易を行っていた人物や取扱総量等の詳細な点については窺い知ることはいできない。

このように、中世日本と福建省は密貿易により密接な関係を構築していたといえる。しかし、以上のように福建省にまで行動範囲を拡大していた商人は、地方を拠点に動く一介の商人ではなく、堺や博多などの主要都市を拠点とした大商人であったことは間違いないであろう。では、第2章から第4章において触れた北陸・四国・東北といった地方に目を向けてみると、中世の文献史料からは日本の地方が中国を含む諸外国と直接交易を行っていたとする記録は管見の限りでは確認できなかった。また、日本の地方と諸外国との通貨を主眼にした連関性に関する先行研究も存在していない。日本の地方と福建省には連関性は存在していないのであろうか。この点を明らかにするために、出土銭貨の観点から述べていきたい。

2. 福建省と日本の地方との連関性

ここでは、出土銭貨の観点から地方と福建省との連関性を明らかにする。

すでに前述したが、福建省の通貨事情を記した顧炎武の『天下郡国利病書』では、福建省においては密貿易の拠点の港とされる龍溪県月港では「極悪」銭が流通し、龍溪から南下するにつれて銭質が精銭に近づいていく。私鑄銭の鑄造過程についても触れられており、嘉靖年間（1522～1566年）においては、宋銭を「盗鑄伝用」し、「元豊銭」・「元祐銭」・「聖元銭」・「崇寧銭」・「熙寧銭」を短い周期で鑄造・廃棄を繰り返して行っていた⁽²¹⁾。これは、5種類の北宋銭の銭銘を利用し、明代に北宋銭の形をした銭を新たに鑄造したということである。つまり、福建省にて鑄造された具体的な私鑄銭の銭種を指す。

これら5種類の私鑄銭の鑄造時期が16世紀中頃であり、日本国内に流通するには若干のタイムラグがあることを踏まえ⁽²²⁾、16世紀末を埋蔵時期とする北陸地方の一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭と東北地方の新城第2次調査出土銭及び17世紀初頭の堺環濠都市遺跡出土銭に着目することとする。なお、現段階において、中国製偽銭である私鑄銭を目視による識別する手段はないため、実際にどの程度混入していたかを明示することはできない。そのため、銭銘に着目しながら論じることとする⁽²³⁾。

以下に挙げた表6-1は、16世紀末以降の出土銭貨である一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭と新城第2次調査出土銭、堺環濠都市遺跡出土銭における上位10銭種を挙げたものである。上位10銭種の中でも、上述の福建省にて鑄造された私鑄銭と合致している銭銘を網掛けにて表した。表6-1をみると、三者が共通している銭種として、「元豊通寶」・「熙寧元寶」・「元祐通寶」の3種を確認することができる。

具体的に一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭の構成比率から確認していくと、元豊通寶1,633枚（9.84%）・熙寧元寶1,402枚（8.45%）・元祐通寶1,162枚（7.00%）の合計4,197枚（25.29%）の比率となっている。この内、93枚は模鑄銭、16枚はベトナム銭私鑄銭が含まれている。

次に、新城第2次調査出土銭は、元豊通寶152枚（2.17%）・熙寧元寶86枚（1.23%）・元祐通寶164枚（2.34%）の合計402枚（5.73%）の比率となっている。そして、模鑄銭は267枚であり、3種の内66.47%も占めるに至っている。

最後に、17世紀初頭を埋蔵時期とする堺環濠都市出土銭であるが、こちらは元豊通寶175枚（8.26%）・熙寧元寶122枚（5.76%）・元祐通寶133枚（6.27%）の合計430枚（20.30%）の比率となっている。

表6-1 16世紀末以降における出土銭貨一覧表

順位	一乗谷			新城第2次			堺環濠都市		
	銭貨名	枚数	割合	銭貨名	枚数	割合	銭貨名	枚数	割合
1	皇宋通寶	3,031	10.47%	洪武通寶	964	13.73%	皇宋通寶	187	8.82%
2	元豊通寶	2,965	10.24%	開元通寶	256	3.65%	元豊通寶	175	8.26%
3	開元通寶	2,576	8.90%	元祐通寶	164	2.34%	元祐通寶	133	6.27%
4	熙寧元寶	2,546	8.79%	元豊通寶	152	2.17%	開元通寶	122	5.76%
5	元祐通寶	2,107	7.28%	祥符元寶	146	2.08%	熙寧元寶	122	5.76%
6	天聖元寶	1,330	4.59%	祥符通寶	145	2.07%	洪武通寶	82	3.87%
7	政和通寶	1,135	3.92%	皇宋通寶	108	1.54%	天聖元寶	76	3.58%
8	祥符元寶	1,134	3.91%	天禧通寶	99	1.41%	永樂通寶	66	3.11%
9	聖宋元寶	958	3.31%	天聖元寶	99	1.41%	紹聖元寶	64	3.02%
10	紹聖元寶	923	3.19%	熙寧元寶	86	1.23%	政和通寶	64	3.02%
	総枚数	28,934	100%	総枚数	7,019	100%	寛永通寶	64	3.02%
							総枚数	2,118	100%

典拠) 一乗谷・堺環濠都市は第13回出土銭貨研究会大会報告要旨『歴史空間における銭貨』(出土銭貨研究会、2006年)、新城第2次は工藤清泰「青森市域の出土銭—模鑄銭と無文銭—」(『市史研究あおもり』5、2002年)より筆者作成。

以上に示したように、「元豊銭」・「元祐銭」・「熙寧銭」の3種はそれぞれの出土銭内において相当数の枚数が含まれていることが分かる。このことは、福建省において「盗鑄伝用」されたことと無関係ではないだろう。「盗鑄伝用」されたため、大量に鑄造され、日本へ流入したといえる。黒田氏もまた、この点をもって、漳州地方において私鑄され、通用した偽宋銭が悪銭だけでなく、精銭としても日本に流入し受領されていた可能性を説いている⁽²⁴⁾。現段階では、福建製私鑄銭を識別する手法は無いが、本銭全てが正規の公鑄銭であるとも考え難い。また、前述したように日本銀と「福建私新銭」との交換比率が明示されていることから、中世日本には相当量の福建製私鑄銭が混入していたことが考え得る。

しかし、新城第2次調査出土銭では6割以上が日本製の模鑄銭であり、中国銭そのものが少ないという傾向にある。この点は、既に第3章にて述べたように、16世紀末の東北地方は模鑄銭が流通銭の主流を占める地域であり、模鑄銭を介して中世日本独自の影響を色濃く反映していたことを物語っている。すなわち、中世日本において、東北地方を除く地域の通貨事情は福建省からの影響を受けていたと捉えることができる。

一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭・新城第2次調査出土銭・堺環濠都市遺跡出土銭では確認されなかった福建省にて鑄造されたとされる残りの「聖元銭」・「崇寧銭」について、

銭貨の出土そのものが確認されていない。数千枚から数万枚を単位とする一括出土銭において、これらの銭貨が1枚も確認されないのは違和感があり⁽²⁵⁾、福建省での日本商人による買い付け時点での排除など何らかの意図的な行為があった可能性が指摘されよう。

以上、出土銭貨の観点から福建省と日本の地方とのつながりについてみてきた。福建省での交易はあくまで密貿易が主体であり、地方との間に直接的な交易はなかった。しかし、福建省での私鑄銭鑄造状況と日本での出土銭貨の状況から踏まえて、中世日本には都市と地方に関わらず、福建製私鑄銭が相当量混入していたといえる。そのため、東北地方を除く中世日本は、正規の中国銭だけでなく福建製私鑄銭をも精銭として使用していたため、銭貨を介して福建省の影響下にあったと指摘できよう。

既に述べたように福建省は、東南アジア方面との交易拠点でもあった。次節においては、発掘の頻度は少ないものの日本の出土銭貨内に含まれるベトナム銭に着目し、ベトナムとの銭貨を通じた関係について追っていきたい。

第2節 ベトナムとの連関性

本節では、ベトナムと中世日本との連関性について確認していきたい。ベトナムにおける貨幣史研究は、日本での専論はほとんどなく、外国人の論文を翻訳し、紹介するケースがほとんどであるといえる。しかし、近年においては、櫻木氏を中心とする調査チームによりベトナムでの出土銭貨の調査⁽²⁶⁾が行われており、考古学方面からのベトナム銭に関する研究が盛んとなっている。

(1) 日本におけるベトナム銭の受容

具体的なベトナムでの状況に触れる前に、まず、日本におけるベトナム銭の流通状況について述べておきたい。

中世におけるベトナムは、中国の影響を政治的・経済的に強く受けていた。銭貨についても同様であり、中国銭と同様に方孔円形の形をしており、銭貨には銭銘が記されている。

ベトナム銭の鑄造は、丁朝（966～980年）の970年に鑄造された「大平興寶」から始まり、丁朝から莫朝（1527～1677年）までの間に、33種のベトナム銭が歴代王朝により鑄造されている⁽²⁷⁾。日本へは、早くは1300年前後の本城出土銭（福岡県北九州市）から、前黎朝（980～1009年）が984年に鑄造した「天福鎮寶」が確認され⁽²⁸⁾、鎌倉期よりす

で中国銭に混じってベトナム銭が使用されていたことが分かる。

ベトナム銭について、特徴的な点は、15世紀代に鑄造された後黎朝の紹平通寶（1434年鑄造）・大和通寶（1443年鑄造）・延寧通寶（1454年鑄造）・天興通寶（1459年鑄造）・光順通寶（1460年鑄造）・洪徳通寶（1470年鑄造）・景統通寶（1498年鑄造）といった銭貨が通常であれば15世紀末には日本に流通していてもおかしくないが、16世紀中頃以前の出土銭貨内には確認されないという点である。永井氏は、ベトナム銭の中でも15世紀代に鑄造された銭貨は、1560年代にならないと日本には渡来してこなかったとの見解を示している⁽²⁹⁾。

以上の様に、比較的早い時期からベトナムにて自鑄されていたベトナム銭であるが、日本ではどのように受け入れられていたのでしょうか。この点を主に北陸地方を事例に挙げて、明らかにしたい。

既に述べたように、中世北陸が東南アジアと直接交易を行った事例は文献史料上では確認することはできない⁽³⁰⁾。そのため、出土銭貨の観点から中世日本でのベトナム銭の受容について検討することとしたい。

まず、全国主要埋蔵銭64例から発見されたベトナム銭についてみていきたい。ベトナム銭は、以下の表6-2に挙げた全国主要埋蔵銭64例中34例で確認される。その内訳は、丁銭12枚、前黎銭67枚、陳銭8枚、後黎銭78枚、莫銭1枚の合計166枚である。永井氏は、丁・前黎・陳の王朝銭が出土する小重遺跡出土銭（新潟県上越市）以前の1期から8期のグループと陳・後黎・莫の王朝銭が出土する新城出土銭（青森県青森市）以後の9期・10期のグループに大別している⁽³¹⁾。

表6-2の出土事例を東日本と西日本に区分⁽³²⁾すると、東日本が16例、西日本が18例となり、大きな偏りは見受けられない。しかし、枚数に着目すると、東日本が63枚、西日本が103枚と西日本にベトナム銭が偏っている状況が窺える。これらは、ベトナム銭が交易拠点であった西日本を中心に、中世日本の全域に拡大しつつあった状況を示唆するものである。

表6-2 全国主要埋蔵銭64例におけるベトナム銭一覧表

期	遺跡名	枚数	丁	前黎	陳	後黎	莫	合計
1	本城	15,745		1				1
	上千葉	14,010		1				1
2	大里	70,088	1	2				3
	中村岡の久保	62,028	2	5				7
	塩野	50,827		1				1
	大原大明神	37,722	1	6				7
	平安京左京 8-3-7	31,415		3				3
	引土	11,943		1				1
	齋宮跡 54 次	11,576		1				1
	太宰府 83 次	999		1				1
3	吉田若宮 1 次	74,740		2				2
	志海苔	374,436	3	19				22
4	堂坂	194,825	1	6				7
	能ヶ谷	81,831	1	1				2
	根岸	4,851		1				1
	四ッ枝	4,133		1				1
5	石白 1 次	169,872	1	1	2			4
	北坂梨	14,976		1				1
6	白子	93,739		2	1			3
	石在町	19,803		2				2
	国分	12,441		1				1
	生子	10,847		1				1
	泉町	10,428		1				1
	栃木	7,870		1				1
	朝倉氏 52 次	3,784		1				1
7	長生	26,338		1				1
	大久保山ⅢA 地区	8,949	1					1
8	大門	70,609		2				2
	小重	28,559	1	1	1			3
9	新城	7,019				5		5
	平人触	4,165				4		4
	朝倉氏 57 次	16,594			2	56		58
	菊間	3,269				6	1	7
10	堺環濠都市 SKT448-3	4,851				9		9
合計 (枚)			12	67	6	80	1	166

典拠) 永井久美男「渡来銭時代における流通銭の変遷—出土銭資料による考察—」(『出土銭貨』第22号、2005年)67頁より筆者作成。

さらに出土事例及び枚数について、永井氏が大別したグループを東日本と西日本を区別してみたい。まず、出土事例については、1期から8期のグループでは東日本14例、西日本15例となり、9期・10期のグループについては東日本2例、西日本3例となっており、偏りはほぼ見受けられない。枚数については、前者が東日本51枚、西日本32枚となり、後者では東日本12枚、西日本が71枚となっている。

枚数についての偏りに注目すると、陳銭を画期として、日本への渡来時期が早い丁銭・前黎銭が東日本、渡来時期が遅い後黎銭・莫銭が西日本に多くなっている。また、西日本の中世主要都市として機能していた京都・堺・博多周辺での埋蔵銭からの出土枚数については、前者のグループでは前黎銭4枚、後者のグループが後黎銭9枚のみが確認される。貨幣流通量が多かった中世主要都市において出土枚数が少ない状況は、時期に関わらず、中世主要都市ではなく地方においてベトナム銭の流通が拡大していたことを示唆するものであろう。

以上の点から、貨幣経済が他地域よりも進展し、銭貨流通量が多かった中世主要都市におけるベトナム銭は大量の中国銭により駆逐され、中国銭の流通量が少なかった地方へと流出していった様子が窺える。これは、銭貨の流通量が多く貨幣経済が早期から浸透していた中世主要都市の人々が、中国銭とは異なるベトナム銭に敏感に反応していたためではないだろうか。全国の文献史料を確認していないため現段階では推測に過ぎないが、少なくとも、中世日本においてはベトナム銭のすみわけが構築されつつあったといえる。

ここからは、個別事例の検討に入りたい。ここでは、表2-3・表2-5にて挙げた一乗谷朝倉氏遺跡より出土した資料を再び参照することとする。まず、一乗谷朝倉氏遺跡第52次調査出土銭（表2-3）では、ここでは、天福鎮寶1枚のみが確認でき、15世紀代以降に鑄銭された後黎銭・莫銭は見受けられない。ベトナム銭の混入割合をみても、3,784枚の内0.02パーセントを占めているに過ぎない。そして、一乗谷朝倉氏遺跡第57次調査出土銭（表2-5）においては、中世日本初出となる後黎銭と詳細不明のベトナム銭を合わせて11種60枚が確認される。中国銭を模したベトナム製私鑄銭を含めても、ベトナム銭の出土量は全体の16,594枚の内1パーセントにも満たない。

既に述べたように、一乗谷朝倉氏遺跡第52次調査出土銭は精銭の備蓄銭であり、一乗谷朝倉氏第57次調査出土銭は天正元（1573）年に織田信長が一乗谷へ侵攻した際に咄嗟に投棄された日常遣いを反映した出土銭貨である。この点を念頭に置いてベトナム銭について検討してみたい。精銭の一乗谷朝倉氏遺跡第52次調査出土銭よりも日常遣い用の一乗谷朝

倉氏遺跡第 57 次調査出土銭の方が多くベトナム銭が確認されている。さらに、先ほどの全国主要埋蔵銭 64 例では、中世主要都市ではベトナム銭の出土枚数が少なく、地方に多い状況を考慮すると、ベトナム銭は中世主要都市では忌避すべき対象として捉えられ、ベトナム銭は精銭ではなく悪銭として認識されていたのではないかと考えられる。すなわち、ベトナム銭は模鑄銭等の悪銭と同様に、銭貨流通量が少なかった地方へと流出していったと考えられる。

以上の内容をまとめると、中世日本におけるベトナム銭は地方にその流通が偏るという傾向があった。その理由として、ベトナム銭が悪銭として認識されていたためであるといえ、模鑄銭や私鑄銭とともに地方へ流出していった点を挙げるができる。

このように、中世日本におけるベトナム銭は、流通銭の主体を担っていた中国銭とは異なる悪銭として捉えられていたといえよう。次に、ベトナムでの通貨事情についてはどのように変遷していたのか、この点を確認していきたい。

(2) ベトナムの通貨事情

現段階では、ベトナムに関する貨幣史の全容に迫る研究は行われていないため、詳細な通貨事情は明らかにされていない。ベトナム語の読解能力も含めた筆者の能力不足もあり、ここでは先行研究に依拠しながら、中世における通貨に関連したベトナムの様子をできる限り言及していきたい⁽³³⁾。

ベトナムは、他国と同様に、経済的には物々交換から商品経済へと経済発展を進めていった。商品経済化への過程において、東洋の影響を受けながら 980 年に大平興寶が丁朝により鑄造され、以後、歴代王朝は王朝自らの主権を肯定するために銭貨を鑄造していった。そして、1396 年には、紙幣である鈔を発行し、銭貨の使用を禁止する命令が出されたが、ベトナム経済にはなじまず、4 年後の 1400 年には聖元通寶を発行し、銅銭の使用を行っている。

15 世紀に入ると、ベトナム国内にも質が悪い私鑄銭が拡大し、1464 年には私鑄銭を鑄造した者は罰するとした命令が出された。そして、1486 年には、ベトナムで初の悪銭排除を禁じた撰銭令が出されるにまで至っている。すなわち、私鑄銭鑄造行為及び撰銭行為が発令されるほどに、悪銭が蔓延していたのである。

その後も鑄銭は続くものの、1528 年に銭貨の原料である銅が不足したことにより「鉛鉄新銭」を鑄造しており、当時の王朝であった黎朝（前期）は経済的意義とともに政治権力

を認めさせるために銭貨を鑄造していた。この「鉛鉄新銭」についても、ベトナムの流通銭内に含まれていたようであり、銭貨の材質が何であれ、貨幣価値を王朝が保障していたことにより、ベトナムでの銭貨流通が維持されていたことが理解される。

ベトナムで撰銭が行われていたことを述べたが、ベトナムでの撰銭は厚さ・大きさ・文字の鮮明さという銭貨の質だけに注目しており、王朝毎の貨幣を比較するようなことはしなかった。また、鑄造国も比較しなかったため、中国銭だけでなく日本銭⁽³⁴⁾も受容していたのである。

また、現地調査からは、ベトナムでの精銭とは中国の公鑄銭であり、自鑄したベトナム銭は精銭からは排除されていたという結果が示されている。特に、14世紀末から15世紀にかけては中国公鑄銭が、16世紀から18世紀までは模鑄銭・私鑄銭が、18世紀ではベトナム公鑄銭が中心となって流通していたとの見解も記されている。このことから、模鑄銭及び私鑄銭も価値のある銭貨であり、ベトナムの銭貨経済は正規に鑄造された公鑄銭を基準銭、民間で鑄造された模鑄銭・私鑄銭を通用銭として使い分けるというインドネシアのジャワ⁽³⁵⁾と同じ銭貨経済の二重構造化が成立していたことが想定されている。

以上、ベトナムの通貨事情に関する概要を述べた。ベトナムは、日本とは異なり銭貨を自鑄していたにも関わらず、中国銭を受容し、精銭として使用していた。つまり、ベトナムは銭貨を鑄造する技術を持ちながらも、ベトナムの主要な銭貨は日本と同様に中国銭であった。この同時期に同じ銭貨を用いていた日本とベトナムには関連性が存在していたのであろうか。次項においては、この点について言及していきたい。

(3) ベトナムと中世日本との関連性

既に述べたように、17世紀になると東南アジアに日本町が形成されるものの、それ以前の中世日本の地方がベトナムなどの東南アジアと直接交易を行った記録は管見の限りでは確認できない。そのため、本項では、中世におけるベトナムと日本の出土銭貨から両者の関連性を探っていくこととする。

1. 14世紀末から15世紀初頭の流通銭

ベトナムの出土銭貨を確認するために、ベトナム銭に関する現地調査報告書である『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第12号・第16号から、中世を埋蔵時期とする4つの資料を挙げる⁽³⁶⁾。まず、14世紀末から15世紀初頭を埋蔵時期とする2つの表を確認したい。

表6-3 2号資料一覽表

鑄造国	錢貨名	初鑄年	本錢	へ私鑄	割合	鑄造国	錢貨名	初鑄年	本錢	へ私鑄	割合	
唐	開元通寶	621	238	1	0.42%	北宋	紹聖元寶	1094	195			
	乾元重寶	758	15				紹聖通寶	1094	1			
五代十国	唐国通寶	959	8				元符通寶	1098	75			
北宋	宋通元寶	960	6				聖宋元寶	1101	207			
	開元通寶	960	3				大觀通寶	1107	66			
	太平通寶	976	6				政和通寶	1111	146			
	淳化元寶	990	34				宣和通寶	1119	19			
	至道元寶	995	81				南宋	建炎通寶	1127	2		
	咸平元寶	998	65					紹興元寶	1131	1		
	景德元寶	1004	94					淳熙元寶	1174	7		
	祥符元寶	1008	127					紹熙元寶	1190	1		
	祥符通寶	1008	64					慶元通寶	1195	4		
	天禧通寶	1017	92					嘉泰通寶	1201	3		
	天聖元寶	1023	186			嘉定通寶		1208	6			
	明道元寶	1032	22			大宋元寶		1225	4			
	景祐元寶	1034	45			紹定通寶		1228	4			
	皇宋通寶	1038	416			嘉熙通寶		1237	6			
	至和元寶	1054	35			淳祐元寶		1241	10			
	至和通寶	1054	9			皇宋元寶		1253	15			
	嘉祐通寶	1056	71			咸淳元寶		1265	3			
	嘉祐元寶	1056	28			金 明		正隆元寶	1157	7		
	治平元寶	1064	64					大中通寶	1361	1		
	治平通寶	1064	12				洪武通寶	1368	13			
	熙寧元寶	1068	290				不明錢		99			
	元豐通寶	1078	460				小計		3,690	1	0.03%	
	元祐通寶	1086	324				合計		3,691			

典拠)「調査報告編」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第12号、2009年)90頁より

筆者作成。

表6-4 4号資料一覧表

鑄造国	錢貨名	初鑄年	本錢	鑄造国	錢貨名	初鑄年	本錢	
漢	五銖	BC118	6	北宋	元豐通寶	1078	412	
	貨泉	14	1		元祐通寶	1086	292	
唐	開元通寶	621	291		紹聖元寶	1094	153	
	乾元重寶	758	12		元符通寶	1098	57	
五代十国	周元通寶	955	1		聖宋元寶	1101	163	
	唐国通寶	958	3		大觀通寶	1107	62	
北宋	宋通元寶	960	10		政和通寶	1111	120	
	太平通寶	976	16		宣和通寶	1119	37	
	淳化元寶	990	31		南宋	建炎通寶	1127	1
	至道元寶	995	64			淳熙元寶	1174	17
	咸平元寶	998	67			紹熙元寶	1190	1
	景德元寶	1004	79			嘉泰通寶	1201	2
	祥符元寶	1008	98			嘉定通寶	1208	3
	祥符通寶	1008	63			大宋元寶	1225	4
	天禧通寶	1017	60			紹定通寶	1228	6
	天聖元寶	1023	173			嘉熙通寶	1237	3
	明道元寶	1032	24	淳祐元寶		1241	5	
	景祐元寶	1034	35	皇宋元寶		1253	3	
	皇宋通寶	1039	478	景定元寶		1260	1	
	至和元寶	1054	34	咸淳元寶		1265	3	
	至和通寶	1054	7	金		正隆元寶	1157	7
	嘉祐元寶	1056	27			大定通寶	1178	1
	嘉祐通寶	1056	72	明		大中通寶	1361	1
	治平元寶	1064	82	前黎(ベ)		天福鎮寶	980	2
	治平通寶	1064	4		不明錢		92	
	熙寧元寶	1068	347		合計		3,535	
	熙寧通寶	1068	2					

典拠)「調査報告編」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第16号、2013年)13頁より
筆者作成。

表6-3⁽³⁷⁾は、陳朝(1225年~1400年)期に製作された陶器に入れられ、特に精錢が
集められた2号資料との名称が付けられた出土錢貨である⁽³⁸⁾。錢貨は1枚の私鑄錢を除き、
中国錢の本錢にて構成されている。その内訳枚数は、唐錢254枚(6.88%)、五代十国錢8
枚(0.22%)、北宋錢3,243枚(87.86%)、南宋錢66枚(1.79%)、金錢7枚(0.19%)、
明錢14枚(0.38%)、不明錢99枚(2.68%)の合計49種3,691枚となっている。その内、1
枚にのみ唐錢の開元通寶の形をしたベトナム製私鑄錢が混入している。中世日本の出土錢
貨と同様に、唐・北宋・南宋錢で全体の96.53%を占めるに至っている。

次いで、表6-4⁽³⁹⁾は、4号資料の名称が付いた出土錢貨である。こちらも陳朝期に製

作された陶器に入った出土銭貨である⁽⁴⁰⁾。その内訳枚数は、漢銭 7 枚 (0.20 %)、唐銭 303 枚 (8.57 %)、五代十国銭 4 枚 (0.11 %)、北宋銭 3,069 枚 (86.82 %)、南宋銭 49 枚 (1.39 %)、金銭 8 枚 (0.23 %)、明銭 1 枚 (0.03 %)、ベトナムの自国銭である前黎銭 2 枚 (0.06 %)、不明銭 92 枚 (2.60 %) の合計 51 種 3,535 枚となっている。こちらも唐・北宋・南宋銭で全体の 96.78 % が占められている。しかし、4 号資料には、ベトナム製の私鑄銭は確認されていない。

まず、2 号資料と 4 号資料では、唐・北宋・南宋銭の比率が極めて高いことが分かる。具体的には、2 号資料が 96.53 %、4 号資料が 96.78 % となっており、中世日本と同様の数値を算出することができる。つまり、14 世紀末から 15 世紀初頭におけるベトナムの流通銭の基礎部分となる銭種は、中世日本と同じ構成をしており、中国からの銭貨が流出先に関わらず、一律に銭貨を他国へと流出させていたことを物語っている。

次に、2 つの資料において、自国にて鑄造されているはずのベトナム銭がほとんど含まれていないことが注目される。ただし、本銭を集めた出土銭貨内にベトナム銭が含まれていないことをもってベトナム銭を悪銭としてみなすことは、自国通貨を完全に否定する行為でもあるため考え難い。報告書では櫻木氏により、ベトナム銭の中でも天福鎮寶などの初期の銭貨は鑄造規模が小さく、流通量も乏しかったとの見解が示されている⁽⁴¹⁾。

仮に初期のベトナム銭の流通量が乏しいという連関性に立つのであれば、中世日本においても初期のベトナム銭はほとんど発見されないという関係が自然であるといえよう。しかし、日本では中世を埋蔵時期とする全国主要 64 例埋蔵銭の内の 28 例に確認されている⁽⁴²⁾。つまり、自国でさえ満足に流通量を確保できなかったベトナム銭が第三国の中国を経由し、数千枚から数万枚の規模の出土銭貨に少数ながら含まれる程度には中世日本に流入していたのである。この点から、報告書の見解には無理があるように思われる。

筆者なりの説を挙げるならば、初期のベトナム銭は一定以上の流通量があったにも関わらず、中国銭が大量に流入してきたことにより、質・枚数が保障されている中国銭がベトナムの流通銭の主流を担い、流通銭の中から弾き出されてしまった。その結果、銭貨を欲していた中世日本にまでベトナム銭が流出し、中国銭とともに埋納されたと捉える方が妥当ではないだろうか。

次に視点を変えて、銭種についてみると、2 号資料における最も多い銭種は元豊通寶であり、次いで皇宋通寶、元祐通寶、熙寧元寶、開元通寶の順番になっている。そして、4 号資料では、皇宋通寶、元豊通寶、熙寧元寶、元祐通寶、開元通寶の順となっている。若

千の順序の違いはあるが、上位 5 種に変動はないことが分かる。一方、日本の同時期の出土銭貨である大里出土銭（表 3-1）をみると、皇宋通寶、元豊通寶、熙寧元寶、元祐通寶、開元通寶となっており、4 号資料と全く同じ順序となっている。特に、4 号資料については、2 号資料には確認されない五銖などの古文銭も含まれており、極めて似た内容となっている。つまり、14 世紀から 15 世紀にかけての流通銭は日本・ベトナムとも中国銭を主体とし、その構成も同様の通貨事情が形成されていたと指摘できる。

2. 16 世紀代の流通銭

次に、16 世紀代におけるベトナム銭の資料として、まず、表 6-5⁽⁴³⁾を確認したい。

表 6-5 6 号資料一覧表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	
唐	開元通寶	621	147	北宋	元祐通寶	1086	131	
	乾元重寶	758	7		紹聖元寶	1094	71	
五代十国	周通元寶	955	1		元符通寶	1098	18	
	唐国通寶	959	1		聖宋元寶	1101	38	
	大唐通寶	960	1		大觀通寶	1107	12	
北宋	宋通元寶	960	13		政和通寶	1111	34	
	太平通寶	976	22		宣和通寶	1119	10	
	淳化元寶	990	9		南宋	淳熙元寶	1174	2
	至道元寶	995	48			慶元通寶	1195	1
	咸平元寶	998	47			大宋元寶	1225	1
	景德元寶	1004	40	紹定通寶		1228	1	
	祥符元寶	1008	64	皇宋元寶		1253	2	
	祥符通寶	1008	41	景定元寶		1260	2	
	天禧通寶	1017	38	咸淳元寶		1265	1	
	天聖元寶	1023	71	金		正隆元寶	1157	7
	明道元寶	1032	13			大定通寶	1178	7
	景祐元寶	1034	11	元		至大通寶	1310	3
	皇宋通寶	1039	152		明	洪武通寶	1368	62
	至和元寶	1054	12	永樂通寶		1403	70	
	至和通寶	1054	6	後黎(ベ)	紹平通寶	1434	3	
	嘉祐元寶	1056	8		大和通寶	1443	7	
	嘉祐通寶	1056	14		光順通寶	1460	12	
	治平元寶	1064	22		洪徳通寶	1470	10	
	治平通寶	1064	7		景統通寶	1498	1	
	熙寧元寶	1068	92		不明銭		176	
元豊通寶	1078	158	合計			1,727		

典拠)「調査報告編」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第 16 号、2013 年) 92 頁より筆者作成。)

表6-5は、6号資料と呼ばれ、16世紀初頭を埋蔵時期とする出土銭貨であり、本銭がそのほとんどを占めている。容器は残存していないが、銭貨が半球状に錆着していたことから埋納時は何らかの容器の中に保管されていたと考えられている⁽⁴⁴⁾。その内訳枚数は、唐銭154枚(8.92%)、五代十国銭3枚(0.17%)、北宋銭1,202枚(69.60%)、南宋銭10枚(0.58%)、金銭14枚(0.81%)、元銭3枚(0.17%)、明銭132枚(7.64%)、ベトナムの後黎銭33枚(1.91%)、不明銭176枚(10.19%)の合計50種1,727枚となっている。この6号資料には、ベトナム製私鑄銭などの悪銭の類は確認されていない。

6号資料には、ベトナム銭が確認されるが、銭貨は全て後黎朝のものであった。それ以前に鑄造されたベトナム銭は1枚も含まれていなかった。この点は、前項にて触れたように、初期に鑄造されたベトナム銭については国外へ流出してしまったため、ベトナム国内にはほとんど残っていなかったとする筆者の見解を裏付けるものである。さらに、本銭を主体とする出土銭貨の中に新たに鑄造された後黎朝のベトナム銭が混入していることは、後黎朝が従来とは異なり、自鑄した銭貨の使用を促し、多数を占めていた中国銭にベトナム銭を流通銭の一部として組み込んでいこうとする姿勢が窺える。つまり、中世日本とは異なり、自国の銭貨であるベトナム銭を精銭として扱っていたのである。

そして、銭種についても確認してみると、元豊通寶が最も多く、次いで皇宋通寶、開元通寶、元祐通寶、熙寧元寶と続いている。中世日本においても、埋蔵時期を16世紀前半であり、撰銭を行った本銭中心の出土銭貨である北陸地方の北吉田埋蔵銭(表2-2)が、永楽通寶、元豊通寶、皇宋通寶、熙寧元寶、元祐通寶の順となっている。さらに、永楽通寶の全体に占める割合もベトナムの6号資料が7.76%、日本の北吉田埋蔵銭が11.63%と異なっている。

永楽通寶は、前述したように日明貿易において、朝貢の見返りとして明側から与えられる下賜銭であり、中国ではほとんど流通していない銭貨である。事実、中国で発見された出土銭貨(中国では、「窖藏銭」と呼ばれる)には、永楽通寶はほとんど確認されていない⁽⁴⁵⁾。このことは、日本側で永楽通寶が増大したのは日明貿易の結果であり、中世日本の流通銭の構成を大きく変容させるほどの量が中国から流出していたことを物語っている。一方のベトナムでは、北吉田埋蔵銭に比べ永楽通寶が極端に少ないため、中国銭の供給は交易からではなく、中国大陸を通じて流入してきたと判断することができる。

次に、ベトナムにて鑄造された中国銭を模したベトナム製私鑄銭と公鑄銭の銭銘を持たない民間鑄造銭のみで構成される出土銭貨⁽⁴⁶⁾を紹介したい。

表6-6 3号資料一覧表

鑄造国	錢貨名	初鑄年	私鑄錢	鑄造国	錢貨名	初鑄年	私鑄錢
唐	開元通寶	621	4	北宋	元符通寶	1098	31
	乾元重寶	758	1		聖宋元寶	1101	2
北宋	宋通元寶	960	2		宣和通寶	1119	1
	太平通寶	976	3	元	至大通寶	1310	1
	淳化元寶	990	3	明	洪武通寶	1368	1
	至道元寶	995	19	永樂通寶	1403	28	
	咸平元寶	998	38	陳(ベ)	大定通寶	1369	1
	景德元寶	1004	8	ベトナム	治平聖寶	不明	5
	祥符元寶	1008	55		安法元寶	不明	21
	祥符通寶	1008	1		紹豐平寶	不明	13
	天禧通寶	1017	6		聖元通寶	不明	11
	天聖元寶	1023	66		天符元寶	不明	1
	皇宋通寶	1039	15		漢元通寶	不明	3
	嘉祐通寶	1056	1		太平聖寶	不明	3
	治平元寶	1064	7		祥通元寶	不明	3
	治平通寶	1064	1		祥聖通寶	不明	2
	熙寧元寶	1068	7		打抜(ベ)	紹豐平寶	不明
	元豐通寶	1078	121		不明錢		913
	元祐通寶	1086	158		合計		1,645
	紹聖元寶	1094	74				

典拠)「調査報告編」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第12号、2009年)129頁より
筆者作成。

表6-6⁽⁴⁷⁾は、3号資料と呼ばれる16世紀から18世紀を埋蔵時期とする出土錢貨である。錢貨は、口縁部が欠損している黎朝期の筒型陶器に入れられていた⁽⁴⁸⁾。内訳枚数については、ベトナム製私鑄錢654枚(89.34%)、民間鑄造錢77枚(10.52%)、ベトナム錢を模した錢貨1枚(0.14%)となっている。全て公鑄錢ではない偽錢ではあるが錢種別にみると、唐錢5枚(0.30%)、北宋錢619枚(37.63%)、元錢1枚(0.06%)、明錢29枚(1.76%)、ベトナムの陳錢1枚(0.06%)、ベトナムでの民間鑄造錢77枚(4.68%)、不明錢913枚(55.50%)の合計37種1,645枚となっている。

この3号資料の錢貨は、わざわざ北宋錢の錢銘に似た錢種やベトナム錢を模した錢貨が含まれていることに加え、表中に「打抜」と記した、銅を溶かし鑄型に流し込む鑄造でなく、銅板を打ち抜くことによって製作されたベトナム製の錢貨もあることに気付く。このことから、3号資料は中国本土で鑄造された錢貨ではなく、ベトナム国内で鑄造されたものであると推測されている⁽⁴⁹⁾。

さらに、3号資料の一覧表をみると、五代十国銭や南宋銭といった基本的に流通数の少ない中国銭を模したベトナム製私鑄銭が含まれていないことに気付くであろう。これは、16世紀末の模鑄銭を中心とした出土銭貨である新城第2次調査出土銭（表4-3）についても同様の事象が生じている。日本とベトナムでの民間での偽銭鑄造の際には、当時の流通銭において枚数の多い銭貨を選び出し、母銭として鑄造を行っていた傾向が読み取れる。そのために、日本の模鑄銭及びベトナム製私鑄銭は北宋銭がそのほとんどを占めることとなったのである。

また、公鑄銭の銭銘を持たないベトナム独自の民間鑄造銭が不明銭を除く全体の10%以上を占めている点にも注目すべきであろう。前節にて挙げたように、15世紀からベトナムでは民間レベルにおいて偽銭が鑄造されており、16世紀以降のベトナム国内には相当量のベトナム製私鑄銭や民間鑄造銭が蓄積されていたと思われる。特に、民間鑄造銭には、中国銭では「治平通寶」だったものをベトナムでは「治平聖寶」と改変する形で、銭銘の1文字を加工して偽銭を鑄造していた。おそらくは、これらも流通銭の一種として流通していたのであろう。

この点について、新城第2次調査出土銭では銭銘を加工した銭貨は存在せず、銭銘が記されていない無文銭が流通銭の一種として東北地方では使用されていた。その一方で、ベトナムでは無文銭のような銭貨の出土は確認されておらず、中国銭そのままではなく銭銘をわざわざ加工している。銭銘を加工した目的については不明であるが、意図的に当時のベトナム人が手を加えていたことは間違いなく、ここにベトナムにおける銭貨上の特徴を見出すことができる。つまり、日本とは異なり、ベトナムでは無文銭のような銭銘のない銭貨は受け入れられず、最低限、中国銭のような形・銭銘の両者が維持されている必要があり、この2つの要素を持つ銭貨が通用銭として使用されていたのである。それに対して、日本の地方では無文銭でも流通銭に混入しており、形のみが維持されていればよかったと解釈することができる。銭貨としてみなす際の方針が、ベトナムと日本の地方とは異なっており、ベトナムの方が銭貨としての必要となる条件が多かったのである。

16世紀以降においては、ベトナム・日本の地方ともに偽銭が大量に出回る時期であった。特に、偽銭鑄造の基準は両国共に当時の流通銭を反映したものであるという共通点が確認された。しかし、明銭である永楽通寶の流通量に大きな違いが生じるとともに、銭貨としての基準についても日本の地方よりもベトナムの方が銭銘を必要とする厳格な通貨事情が形成されていたのである。

小括

本章の最後に、改めてアジア的観点から捉えた錢貨を介した連関性をまとめておきたい。

福建省においては、日本商人が当該地を出入りし、福建省で鑄造された私鑄錢を日本銀と取引することで持ち出していた。このため、福建省私鑄錢は日本では相当量流通していたと考えられる。さらに、福建省の悪質な私鑄錢を用いた取引が盛んになった 16 世紀中頃以降、日本では永禄 12 (1569) 年の織田信長の撰錢令⁽⁵⁰⁾により悪錢受容が強制され、出土錢貨においても悪錢の割合が増加するといったように、両者には連動性がみられる。つまり、模鑄錢が中心となる独自性の強い東北地方を除く地域では、錢貨を介して福建省の影響下にあったことが指摘される。

そして、ベトナムに関して、ベトナムと日本の地方は 16 世紀まではほぼ同じ錢種構成をしていた。両者の錢貨の中心は中国錢であったためか、初期のベトナム錢及び皇朝十二錢はともに自国において流通していなかったという点も共通している。これは、錢貨の供給先が同じ中国であり、流入にあたっては錢貨の選別を行わなかったために、日本・ベトナムの両国には唐錢・北宋錢・南宋錢を主体とするほぼ同じ構成の中国錢が大量にもたらされたのであろう。そのために、16 世紀まではほぼ同じ通貨事情を形成していたのである。

しかし、16 世紀以降になると状況に変化が生じる。まず、朝貢貿易の返礼として下賜される永樂通寶が日本のみで極端に増加することとなる。そして、16 世紀末以降において、民間レベルで鑄造された偽錢では、日本の地方が無文錢、ベトナムでは北宋錢の錢銘を加工した錢貨が流通していた。しかし、中国錢を模した偽錢については、両国共に流通量の多い錢貨を選んで鑄造していたようであり、あくまで独自に加工した錢貨の鑄造段階においてのみ違いが生じたものといえる。ただし、以上のような変化は、初期に流通してきた基礎部分を構成する中国錢は同じであり、15 世紀以降において上積みされていった錢貨が異なったために生じたということは留意すべきである。

以上が本章にて明らかになった点であるが、中国錢を精錢として用いていたアジア圏の国々はそれぞれ連関性を維持しながら、独自性を生み出していったことが理解されるであろう。中世における錢貨を介した経済の中心は、錢貨の供給先である中国であることは間違いない。この中国を中心として、東は日本、西はベトナムまでの同心円状にアジア規模での錢貨経済圏が構築されており、同心円内であれば基本的な通貨事情は連動していた。ただし、16 世紀末に近づくにつれて、悪錢が拡大し、精錢主体の通貨事情が維持できなくなってきたことで、各国の独自性が錢貨鑄造の側面から表出してくることとなる。この意

味において、日本は主要都市が集中する西日本だけではなく、地方も含めて、中国錢を介したアジア錢貨經濟圏に組み込まれており、中国だけではなく、ベトナムからも影響を受けながら通貨事情を形成していたのである。

⁽¹⁾佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、1992年）327頁。

⁽²⁾モルガ著（神吉敬三・箭内健次訳）『フィリピン諸島誌』（岩波書店、1966年）424頁。

⁽³⁾熊本前掲書『中国史概説』208～209頁。

⁽⁴⁾丘濬『大学衍義補』卷二十七。

（前略）

國初以來。有銀禁。恐其或闕錢鈔也。而錢之用不出於閩廣。宣德正統以後。錢始用于西北。（後略）

⁽⁵⁾朱澗『天馬山房遺稿』卷四、所収「莆中錢法志」。

（前略）

國初時、行使寶鈔為甚嚴、今皆用不、（後略）

⁽⁶⁾顧炎武『天下郡國利病書』第二六冊・福建、所収「漳浦県志」。

（前略）

如閩中、福興汀邵福寧、皆不用錢。漳泉延建間用之。（後略）

⁽⁷⁾『明世宗實録』嘉靖六年一二月申辰朔の条。

（前略）

於直隸河南閩廣舊常私鑄之地、令有司編立能鑄人役給工、製造厚重好錢、限數輸納、以廣民用、（後略）

⁽⁸⁾前掲書『天馬山房遺稿』卷四、所収「莆中錢法志」。

（前略）

正徳初間、漳州南坂地方私鑄新錢盛出、（後略）

⁽⁹⁾同上書。

（前略）

民間買賣嚴、於揀汰必取、厚實花字分明者用之、稍薄光皮黑色者不用、後又選擇字樣、如元祐通寶之類、（後略）

⁽¹⁰⁾前掲書『天下郡國利病書』第二六冊・福建、所収「漳浦県志」。

（前略）

詔安極精、漳浦次之、龍溪則極惡、（後略）

⁽¹¹⁾同上書。

(前略)

龍溪則極惡、亦用之、又非時制錢、乃宋諸年號、民間盜鑄傳用者、而又數年一變、以吾一色言之、嘉靖三年四年、用元豐錢、七年八年、廢元豐錢、而用元祐錢、九年十年、廢元祐錢、而聖元錢、十三十四年、廢聖元錢、而用崇寧之當三、熙寧之折二錢、萬曆三年、廢崇寧錢、專用熙寧錢、五年廢熙寧錢、而用萬曆制錢、(後略)

⁽¹²⁾ 黒田前掲書『貨幣システムの世界史 <非対称性>をよむ』、128～129頁。

⁽¹³⁾ 『李朝実録』中宗三十九年六月壬辰の条。

(前略)

南京人則奏聞入送例也、此人乃福建人、則福建乃南京也、(後略)

⁽¹⁴⁾ 黒田明伸「一六・一七世紀環シナ海経済と錢貨流通」(『歴史学研究』第711号、1998年)21頁。

⁽¹⁵⁾ 「織田信長撰錢定書案」永禄12(1569)年3月1日条。また「南京」錢を確認することのできる文献として、「東福寺領周防得地保正税米官錢納下帳案」永禄2年5月7日条(東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第二十 東福寺文書之二』(東京大学出版会、1957年)462～465頁)や「羽柴秀吉定書写」天正十年十月日条等がある。

⁽¹⁶⁾ 前掲書『天下郡国利病書』第二六冊・福建、所収「漳浦県志」。

(前略)

則藏錢者、輒廢棄為銅之、今民間皆用銀、雖窮郷、亦有銀秤、

⁽¹⁷⁾ 前掲書『天馬山房遺稿』卷四、所収「莆中錢法志」。

(前略)

當時煩瑣、有低錢估折之、令民益不知從、而錢法遂廢、(後略)

⁽¹⁸⁾ 小葉田前掲書『日本貨幣流通史』52～53頁。

⁽¹⁹⁾ 鄭舜功『日本一鑑』卷二、所収「珍宝」。

(前略)

向者、福建龍溪地方、私自鑄錢市之、私鑄市之彼中、重中國之錢、不計龍溪之偽、

⁽²⁰⁾ 鄭若曾『籌海図編』卷二・倭国事略、所収「倭好」(中国兵書集成編委会編『中國兵書集成』第15冊(解放軍出版社、1990年))。

(前略)

倭不自鑄、但用中國古錢而已、每一千文價銀四兩、若福建私新錢每千價銀一兩二錢、

惟不用永樂、開元二種、(後略)

(²¹)前掲書『天下郡国利病書』第二六冊・福建、所収「漳浦県志」。

(22)永井前掲論文「渡来銭時代における流通銭の変遷－出土銭資料による考察－」。

(23)平成 25 (2013) 年 7 月 17 日、模鑄銭研究を中心に行う永井久美男氏から直接聞き取りを行った。永井氏は、目視の他に、X 線検査や銭貨の一部採取による金属組成の成分分析による識別という手法がある。しかし、前者は出土銭貨全てを検査するには莫大な費用がかかるという点、後者は文化財である出土銭貨を破砕するという点から、これらの手法は現実的ではないと述べている。

(²⁴)黒田前掲書『貨幣システムの世界史 <非対称性>をよむ』129 頁。

(25)特に、「崇寧銭」については、崇寧通寶と崇寧重寶、崇寧重寶の当十銭の 3 種の銭貨があるが、全国の出土銭貨内においてそれぞれ 200 枚以下しか出土事例がない出土銭貨である(永井前掲書『新版中世出土銭の分類図版』66～68 頁)。

(26)櫻木氏らによるベトナム銭の現地調査の結果を記した刊行物として、「ベトナム北部の一括出土銭の調査研究」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第 12 号、2008 年)及び「ベトナム北部の一括出土銭の調査研究 2」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第 16 号、2012 年)がある。

(²⁷)33 種には、詳細不明のベトナム銭も含む。

(28)永井前掲論文「渡来銭時代における流通銭の変遷－出土銭資料による考察－」67 頁。

(29)永井久美男「中世と近世初期の埋蔵銭の時期区分」(『出土銭貨』第 15 号、2001 年)。

(30)ただし、交易の事例ではないが、応永 15 (1408) 年、スマトラから若狭国小浜へ南蛮船が到来し、「生象」などを京都の足利義持へ献上した記録が残されている(「若狭国税所今富名領主代々次第」応永 15 (1408) 年 6 月 22 日条(福井県立若狭歴史民俗資料館編『若狭湾と中世の海の道』(福井県立若狭歴史民俗資料館、2005 年、56 頁))。

(³¹)永井前掲論文「渡来銭時代における流通銭の変遷－出土銭資料による考察－」49～50 頁。

(³²)本章における東日本・西日本の区分については、現代の行政区分に従った。

(33)以下、ベトナムの通貨事情に関する内容については、「調査報告編」・菊池誠一「『大越史記全書』中の銭貨関連主要記事」・Nguyen Van Kim (阿部由里子訳)「ベトナム史における貨幣鑄造と使用」・三宅俊彦「東アジア銭貨流通におけるベトナム出土銭の位置づけ」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第 12 号)、「調査報告編」(『昭和女子大学国際文化研究所

紀要』第 16 号) をまとめたものである。

(34)江戸時代に鑄造された寛永通宝がベトナム国内において出土したという事例が確認される(『「古寛永」ベトナムで出土』日本経済新聞、2006年8月16日朝刊30面)。

(35)黒田前掲書『貨幣システムの世界史 <非対称性>をよむ』119～123頁。ジャワでは、萬曆通寶などの錢貨を「チェン」、鉛錢を「カイシイ」と呼称し、「チェン」を基準錢、「カイシイ」を通用錢として使用していた。

(36)本文中に挙げるベトナムにおける考古資料は、遺跡から直接発掘したものではないことが報告書内において示唆されている(櫻木晋一「日越一括出土錢の比較研究」(『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第12号)173～174頁)。

(37)表6-3中における「ベ私鑄」は、ベトナム製私鑄錢を指す。また、割合については、「ベトナム製私鑄錢÷(本錢+ベトナム製私鑄錢)」により算出した。なお、小数点第3位以下は、四捨五入とした。

(38)前掲報告書「ベトナム北部の一括出土錢の調査研究」84頁。

(39)表中の「(ベ)」については、ベトナムを指す。

(40)前掲報告書「ベトナム北部の一括出土錢の調査研究2」8頁。

(41)櫻木前掲論文「日越一括出土錢の比較研究」。

(42)永井前掲論文「渡来錢時代における流通錢の変遷—出土錢資料による考察—」67頁。

(43)表中の「(ベ)」については、ベトナムを指す。

(44)前掲報告書「ベトナム北部の一括出土錢の調査研究2」90頁。

(45)三宅俊彦「中国における永樂通寶の出土事例—窖藏錢を中心として—」(『出土錢貨』第26号、2007年)。

(46)報告書では、ベトナムにおいて中国錢を模した錢貨を模鑄錢、公鑄錢には存在しない錢銘を持つ錢貨を私鑄錢と呼んでいる。しかし、本稿での模鑄錢は日本製偽錢、私鑄錢は中国製偽錢と区別するため、ここでは中国錢を模した錢貨をベトナム製私鑄錢、公鑄錢の錢銘を持たない錢貨を民間鑄造錢として表記を統一する。

(47)表中の「(ベ)」については、ベトナムを指す。また、「打抜(ベ)」とは、ベトナムで製作された打抜錢を指す(詳細は本文を参照)。

(48)前掲報告書「ベトナム北部の一括出土錢の調査研究」126頁。

(49)同上報告書、128頁。

(50)「織田信長撰錢定書案」永祿12(1569)年3月1日条。

結

第1章から第6章にかけて、中世後期日本における地方の通貨事情と福建省・ベトナムとの関連性について論じてきた。そこで最後に、地方やアジアを含んだ中世後期日本貨幣史に関する筆者の見解を述べたい。

文献史学と考古学を融合させる研究手法を採用した本稿の成果から、北陸・中国・東北地方の通貨事情と現在、通説となっている京都などの西日本の中世主要都市における通貨事情とは大きく異なっていたことが明らかとなった。ここで改めて各地方の通貨事情の独自性を確認しておきたい。

北陸地方に関しては、京都と比べ悪銭に対する基準が緩く設定されており、中世主要都市では忌避されていた明銭を含む精銭と無文銭を除く悪銭とを日常遣いでは混用する通貨事情が構築されていた。特に、銭貨には「古銭」・「次銭」による階層化が形成され、金には貨幣機能化が備わるようになった1570年代に画期を迎えることとなった。金・銭は、高額貨幣・低額貨幣としてすみ分けがなされていたため、両者は併存し、機能していた。そして、京都よりも30年ほど遅れた1590年代末に銀が登場することにより、金・銭の貨幣機能が銀により吸収されることとなったのである。

次に、四国地方については、金・銀に比べ、銭貨流通が充実していた。そのため、三貨はすみ分けをしていた状況になく、あくまで金・銀は中世後期において補助貨幣的な役割を担う程度に過ぎなかったといえる。この銭貨を中心とした通貨事情は、経済の中心地であった堺・京都と近かったため、銭貨が四国地方へもたらされやすかったことが原因であると推測される。そして、1580年代以降になると、ようやく銭貨にも「古銭」や「上銭」で構成される階層化が確認されるようになった。

最後に、東北地方について挙げておきたい。東北地方は、中世主要都市とではなく、道南との交易関係により銭貨経済が形成されたという他地域とは異なる環境にあった。そのためか流通銭1枚を1文として流通させ、他地域では真っ先に悪銭とみなされていた無文銭・模鑄銭を流通銭の一種として機能させていた。このことは、流通銭内に悪銭が含まれているという概念そのものが希薄であったことが示されている。16世紀末になると、豊臣政権が強制的に明銭の永楽通寶を精銭とする方針を打ち出したが、年貢銭のみに限定されてしまい、あくまで在地では銭貨の使用状況は変化しなかったといえる。また、金については、古代から産出があり、畿内などへと移出していたため、金は早くから流通が行わ

れていた。よって、金と銭は北陸地方と同様に、高額貨幣と低額貨幣にすみ分けし、併存していたのである。一方、銀は流通そのものが中世後期までそれほど進展せず、金・銭の補助貨幣として用いられるに過ぎなかったと指摘することができる。

これらの地方の通貨事情は、通貨の流通量や金・銀の産出量、在地での経済状況が原因となり、各地方が独自の通貨事情を形成していた。この独自性は、江戸期に寛永通宝が鑄造され、三貨制が完成するまでは続いたものといえる。

以上のように、地方の通貨事情を確認すると、京都などの中世主要都市との通貨事情と大きく異なっていたことが分かる。また、地方毎によっても通貨事情が大きく異なっていた。これらの点から、通説のように、単純に西日本の通貨事情を中世後期日本全体の通貨事情として扱ってしまうことが、貨幣史上において誤解を生じさせる事態を招きかねないことが理解されるであろう。

ただし、西日本の中世主要都市における貨幣経済が、中世日本において最も進展しており、あくまで地方は経済的には後進地域であったことは疑いのない事実である。中世主要都市における通貨事情は、国内外から通貨や物資などのモノが集中し、通貨流通量の充実や金・銀の入手のしやすさといった通貨事情に直結する要素が整備された状態での通貨事情である。いわば、西日本の通貨事情は、中世日本における通貨事情の最先端の形であったといえよう。

このように、中世後期日本においては、政治・経済の中心地であった京都などの西日本の都市を中心に通貨事情が形成され、他地域にも貨幣がもたらされることで、貨幣経済圏を拡大していった。しかし、この貨幣経済圏の形成は、京都に近ければ近いほど通貨の流通量や質は充実し、逆に離れば離れるほど流通量や質は京都との距離に比例して乏しくなっていくという偏った状況を引き起こした。

そして、地方では、撰銭行為により京都からこぼれ落ちてくる悪銭や私鑄銭を受容することで貨幣経済圏を維持し、代銭納などの取引を可能にしていたのである。つまり、中世日本貨幣史上において、地方は京都の受け皿的役割を担っていたといえよう。この役割は、京都から遠方であればあるほど薄れていき、地方毎の独自性が創出されやすくなっていく。地方は、それぞれの貨幣経済の実情に沿った通貨事情を実際に構築していくこととなったのである。

ただし、東北地方については例外であり、前述したように東北地方の貨幣経済は京都との関係性からではなく、道南との交易関係をきっかけに形成されたものであった。よって、

東北地方の通貨事情は、16世紀末の豊臣政権の介入までは京都の受け皿的役割を担ってはいなかったといえる。つまり、東北地方は東北独自の通貨事情を形成しており、無文銭流通などの東北にしかみられない多様性を生み出していったのである。

中世後期日本貨幣史は、従来のように一元的に語ることのできるような状況ではなく、京都との位置関係、地方の状況、通貨流通量、金・銀・銭の連関性といった多岐に及ぶ要因が複雑に絡まり合うことにより生み出された柔軟性のあるものとして捉えられなければならない。

また、中世後期日本の通貨事情は、銭貨を介すことにより日本一国や東アジアにも留まらない、日本からベトナムまでを含むアジア的枠組みの中に内包されていた。この枠組みの形成は、福建省という一大交易拠点の存在が最大の要因であったといえる。具体的には、日本は、中国から中国王朝の公鑄銭と福建製私鑄銭といった中国銭、ベトナムよりベトナム銭の影響を受けていた。そして、ベトナムは自国銭よりも中国銭に重点を置いた通貨事情を形成していた。つまり、日本・ベトナムまでをも含むアジア圏において、中国銭を国際通貨、いわばアジアにおける基軸通貨として設定し、中国銭を鑄造していた中国が主導権を握る「アジア貨幣経済圏」が成立し、経済面における影響を及ぼしていた。

この点を日本側からの視点から捉えると、「アジア貨幣経済圏」に内包されると同時に、日本国内の京都を中心にした貨幣経済圏が同時に存在していたことに気付く。つまり、アジアと国内という大小二重の貨幣経済圏が中世日本には形成されていたと指摘できる。そして、両者の円の周辺に位置していた中世日本の地方は、中国や京都からはそれほどまでに強い影響下には置かれなかったため、独自性を生み出すことができ、地方毎に異なる通貨事情が形成されていくこととなったのである。

以上が、現段階における筆者の中世後期日本貨幣史に関する見解である。しかし、本稿では触れることのできなかつた様々な課題が存在している。例えば、日本の地方に関しては、出土銭貨の本銭と模鑄銭とを大別する再調査が行われている事例が不足しており、流通銭の実態に関して言及できていない年代がある。本稿の冒頭でも述べたが、地方の通貨事情に関する文献史料には残されている史料数の制約があるため、今後、出土銭貨の再調査件数を増やし、論を深めていく必要があるだろう。さらに、本稿では文化圏が異なるとして研究対象外とした北海道や琉球についても、本稿と同じ研究方法を採用することにより、中世の通貨事情の枠組みの中に組み込んでいきたい。

また、アジアの観点からは、中世日本と同様に、中国銭が流入していた朝鮮の通貨事情

についても述べるべきである。朝鮮については、李氏朝鮮王朝以前までは布を貨幣とする布貨が主な取引手段として用いられていたが、李氏朝鮮王朝になってようやく錢貨が本格的に鑄造されるようになったとされている⁽¹⁾。中世日本とは異なる通貨事情が、朝鮮において形成されていたことが推測される。この朝鮮における通貨事情の解明にも取り組み、日本・中国との詳細な相違点を示すことで、東アジアとしての通貨圏の実態を明らかにする。

ベトナムに関しても、筆者の能力上の問題もあり、第6章ではベトナムの出土錢貨を中心に論を展開した。本来であれば、ベトナムの文献史料やベトナムの旧宗主国であるフランスの文献史料にも言及し、通貨事情の変遷を確認する必要があったことは間違いない。今後、現地にて文献史料を収集し、読解ができる言語能力を身に付けることで、この点については改めて言及していきたい。

以上に挙げたような課題が筆者には残されているため、本稿では中世後期日本やアジアに関する全域・全期間における通貨事情の全容を明らかにできていない。そのため、中世日本貨幣史像をはっきりと位置付けることができなかつたことは否めない。

しかし、これまで、史料の制約があったために触れられてこなかつた地方における通貨事情に深く踏み込み、「アジア貨幣経済圏」に地方も内包されていたことを明らかにしたことで、貨幣史上において地方が持つ重要性を明示することができた。このことは、日本全体を対象とした中世後期を含む中世日本貨幣史を再構築する一歩であり、貨幣史上において大きな進展となることは間違いない。

今後の研究生活において、本稿中において散見される課題を明らかにしていくことによって、まずは本当の意味での中世日本貨幣史像を再構築していく所存である。そして、最終的には、東南アジアに進出してきた西洋諸国の当時の文献史料を取り入れ、西洋銀や西洋商人との関係性に踏み込むことで、世界史上における中国錢の位置付けを示すという筆者の研究上の目標を、本学位論文の末尾に記しておく。

(1)朝鮮に関する通貨事情に関する先行研究として、宮原兔一「朝鮮初期の銅錢について」(『朝鮮学報』第2号、1951年)及び、須川英徳「高麗末から朝鮮初における貨幣論の展開」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開とアジア』山川出版社、1997年)、須川英徳「朝鮮時代の貨幣」(『歴史学研究』第711号、1998年)、門田誠一「朝鮮半島と琉球諸島における錢貨流通と出土錢」(『同志社大学歴史資料館館報』第4号、2001年)などが挙げられる。

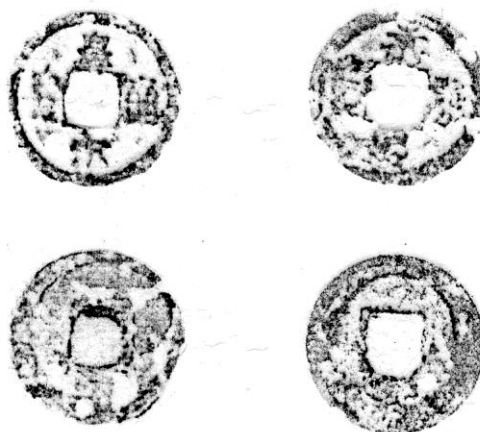
一乗谷朝倉氏遺跡第 52 次調査出土銭

①模鑄銭（皇宋通宝）



- ・直径…2.36 cm
- ・内郭…0.66 cm
- ・厚み…1.25 cm
- ・重さ…1.05 g

模鑄銭（拓本図）



皇宋通宝

嘉祐通宝

②模鑄銭（嘉祐通宝）



- ・直径…2.40 cm
- ・内郭…0.76 cm
- ・厚み…0.81 cm
- ・重さ…1.90 g

参考文献

- 青森市教育委員会編『青森市埋蔵文化材調査報告書第 17 集 埋蔵文化材出土遺物調査報告書』（青森市教育委員会、1992 年）
- 足立啓二「明代中期における京師の銭法」（『文学部論叢』第 29 号、1989 年）
- 足立啓二「明清時代における銭経済の発展」（中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣、1990 年）
- 足立啓二「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」（『新しい歴史学のために』第 203 号、1991 年）
- 熱田公「中世荘園社会生活の一斑－矢野荘の年貢算用状を中心に－」（『兵庫県の歴史』第 9 号、1973 年）
- 網野善彦『網野善彦著作集』第 2 卷（岩波書店、2007 年）
- 市立函館博物館編『函館志海苔古銭』（市立函館博物館、1973 年）
- 牛尾浩臣「東寺領荘園の和市と算用状－播磨国矢野荘の場合－」（佛教大学文学部史学科創設三十周年記念論集刊行会編『史学論集－佛教大学文学部史学科創設三十周年記念－』佛教大学文学部史学科創設三十周年記念論集刊行会、1999 年）
- 馬田綾子「荘園の歴史と収納方法－矢野庄公文名散用状をめぐって－」（『兵庫県の歴史』第 32 号、1996 年）
- 浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』（勁草書房、2001 年）
- 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』（校倉書房、2000 年）
- 大田由紀夫「一二～一五世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布－日本・中国を中心として－」（『社会経済史学』第 61 卷 2 号、1995 年）
- 大田由紀夫「一五・一六世紀中国における銭貨流通」（『名古屋大学東洋史研究報告』第 21 号、1997 年）
- 大田由紀夫「一五・一六世紀東アジアにおける銭貨流通－日本・中国を中心として－」（『人文学科論集 鹿児島大・法文』第 48 号、1998 年）
- 岡本桂典「各地域出土の渡来銭・四国地方」（『考古学ジャーナル』第 187 号、1981 年）
- 門田誠一「朝鮮半島と琉球諸島における銭貨流通と出土銭」（『同志社大学歴史資料館館報』第 4 号、2001 年）
- 神木哲男「中世後期における物価変動」（『社会経済史学』第 34 卷 1 号、1968 年）

神木哲男『日本中世商品流通史論－荘園商業の展開と生産構造－』（有斐閣、1980年）

川戸貴史『戦国期の貨幣と経済』（吉川弘文館、2008年）

川戸貴史「一六世紀後半京都における貨幣の使用状況－『兼見卿記』の分析から－」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第20号、2010年）

川戸貴史「銀貨普及期京都における貨幣使用」（天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会、2012年）

菊池徹夫・福田豊彦編『よみがえる中世4－北の中世 津軽・北海道』（平凡社、1989年）

岸本美緒『東アジアの「近世」』（山川出版社、1998年）

木村茂光『日本古代・中世畠作史の研究』（校倉書房、1992年）

桐山浩一「一六世紀後半の京都における銀の貨幣化」（『ヒストリア』第239号、2013年）

工藤清泰「青森市域の出土銭－模鑄銭と無文銭－」（『市史研究あおもり』5、2002年）

熊本崇編『中国史概説』（白帝社、1998年）

黒田明伸「環シナ海経済における一六世紀日本の貨幣流通」（『歴史学研究』第703号、1997年）

黒田明伸「一六・一七世紀環シナ海経済と銭貨流通」（『歴史学研究』第711号、1998年）

黒田明伸『貨幣システムの世界史＜非対称性＞をよむ』（岩波書店、2003年）

黒田智「「秋麦」とは何か」（『民衆史研究』第54号、1997年）

小葉田淳「通貨と量・権衡について」（京都大学近世物価史研究会編『一五～一七世紀における物価変動の研究』読史会、1962年）

小葉田淳『日本貨幣流通史』（刀江書院、1969年）

小葉田淳「能登宝達金山について」（『史窓』第31号、1973年）

是光吉基「出土銭からみた撰銭令」（『季刊考古学』第26号、1989年）

佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、1992年）

桜井英二「日本中世における貨幣と信用について」（『歴史学研究』第703号、1997年）

桜井英二「中世における物価の特性と消費者行動」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集、2004年）

桜井英二・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』（山川出版社、2002年）

櫻木晋一『貨幣考古学序説』（慶應義塾大学出版会、2009年）

佐々木銀弥「荘園制下の和市」（網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、1999年）

芝田悟「能登鹿島町武部の出土銭貨に関する予察」(『石川考古学研究会会誌』第33号、1990年)

芝田悟「羽咋郡志賀町北吉田出土の埋蔵銭」(『石川考古学研究会会誌』第44号、2001年)

出土銭貨研究会『わが国における銭貨生産－第4回大会報告要旨』(出土銭貨研究会、1997年)

出土銭貨研究会『歴史空間における銭貨－第13回大会報告要旨』(出土銭貨研究会、2006年)

昭和女子大学国際文化研究所編『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第12号、2008年

昭和女子大学国際文化研究所編『昭和女子大学国際文化研究所紀要』第16号、2012年

白山友正「志海苔古銭の流通史的研究補遺」(『函大商学論究』第8輯、1973年)

須川英徳「高麗末から朝鮮初における貨幣論の展開」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開とアジア』山川出版社、1997年)

須川英徳「朝鮮時代の貨幣」(『歴史学研究』第711号、1998年)

鈴木公雄『出土銭貨の研究』(東京大学出版会、1999年)

鈴木公雄編『貨幣の地域史－中世から近世へ』(岩波書店、2007年)

須磨千穎『荘園の在地構造と経営』(吉川弘文館、2005年)

曾我部静雄『日宋金貨幣交流史』(宝文館、1949年)

続群書類従完成会「東寺庄園斗升増減帳(増補)」(『史学文学』第2巻第1号、1959年)

大韓民国文化公報部文化財管理局編『新安海底遺物』資料編1(大韓民国文化公報部、1981年)

高木久史『日本中世貨幣史論』(校倉書房、2010年)

高木久史「16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート」(『安田女子大学紀要』第39号、2011年)

高木久史「日本中近世移行期国産銭に関する基礎的考察－法制史料から－」(『国語国文論集』第43号、2013年)

高田倫子「中世から近世移行期の銭貨流通－四国地方における考古資料を中心に－」(『六甲台論集－経済学編－』第55巻第2号、2008年)

東北中世考古学会編『中世の出土模鑄銭』(高志書院、2001年)

豊田武『増訂中世日本商業史の研究』(岩波書店、1952年)

永井久美男編『中世の出土銭－出土銭の調査と分類－』(兵庫埋蔵銭調査会、1994年)

永井久美男「16世紀後半における流通銭の変化―一乗谷朝倉氏遺跡第57次出土銭を中心として―」（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2000』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2001年）

永井久美男「中世と近世初期の埋蔵銭の時期区分」（『出土銭貨』第15号、2001年）

永井久美男『新版中世出土銭の分類図版』（高志書院、2002年）

永井久美男「渡来銭時代における流通銭の変遷―出土銭資料による考察―」（『出土銭貨』第22号、2005年）

中島楽章「京都における「銀貨」の成立」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集、2004年）

中島圭一「日本の中世貨幣と国家」（歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、1999年）

中田書矢「青森県西海岸出土の一括埋納銭」（『出土銭貨』第16号、2001年）

永原慶二「中世貨幣史における金の問題」（『戦国史研究』第35号、1998年）

浪岡町教育委員会編『昭和59年度浪岡城跡発掘調査報告書 浪岡城跡Ⅷ』（浪岡町教育委員会、1986年）

成田末五郎「津軽地方発掘古銭の研究」（『青森県郷土誌料』第2輯、1938年）

西谷正「新安海底発見の木簡について」（『九州文化史研究所紀要』第30号、1985年）

西谷正「新安海底発見の木簡について(続)」（『九州文化史研究所紀要』第31号、1986年）

兵庫埋蔵銭調査会編『石在町出土銭と公智神社出土銭―西宮市中世期埋蔵銭の調査報告書―』（西宮市教育委員会、1994年）

兵庫埋蔵銭調査会編『阿波海南大里出土銭―海南町中世期埋蔵銭の報告書―』（海南町教育委員会、1994年）

兵庫埋蔵銭調査会編『山崎町の中世・近世銭貨―中世大量備蓄銭と近世銭貨の調査報告書―』（山崎町教育委員会、1994年）

兵庫埋蔵銭調査会編『中村岡の久保出土銭―中世期大量埋蔵銭の調査報告書―』（新居浜市教育委員会、1999年）

本澤慎輔「東北地方に分布する鋳写しビタ銭について」（『紀要XⅧ―20周年記念論集―』、（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、1998年）

本多博之「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア」（岸田裕行編『中国地域と対外関係』山川出版社、2003年）

松延康隆「錢と貨幣の觀念－鎌倉期における貨幣機能の変化について」(『列島の文化史』第6号、1989年)

宮川満「播磨国矢野荘」(柴田實編『庄園村落の構造』創元社、1955年)

三宅俊彦『中国の埋められた錢貨』(同成社、2005年)

三宅俊彦「中国における永樂通寶の出土事例－窖藏錢を中心として－」(『出土錢貨』第26号、2007年)

宮原兎一「朝鮮初期の銅錢について」(『朝鮮学報』第2号、1951年)

百瀬今朝雄「室町時代における米価表－東寺関係の場合－」(『史学雑誌』第66編第1号、1957年)

モルガ著(神吉敬三・箭内健次訳)『フィリピン諸島誌』(岩波書店、1966年)

山口県教育委員会文化課編『山口県埋蔵文化材調査報告第53集 下右田遺跡第4次調査概報』(日本道路公団・建設省山口工事事務所・山口県教育委員会、1980年)